

会 議 錄

第 1 日

(平成 6 年 9 月 2 日)

○議事日程 第1号

平成6年9月2日（金） 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 発議第9号 四日市市議会議会運営委員会委員の選任について

第4 議案第73号ないし議案第95号 説明

議案第73号 平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第74号 平成5年度四日市市水道事業決算認定について

議案第75号 平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第79号 平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

議案第80号 職員団体の登録に関する条例の一部改正について

議案第81号 四日市市社会福祉事業振興基金条例の一部改正について

議案第82号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第83号 四日市市斎場条例の一部改正について

議案第84号 四日市市再開発住宅条例の制定について

議案第85号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について

議案第86号 四日市市都市公園条例の一部改正について

議案第87号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する

条例の一部改正について

- 議案第88号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第89号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第90号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第91号 市道路線の認定について
- 議案第92号 工事請負契約の締結について
－防災無線通信設備設置工事－
- 議案第93号 工事請負契約の変更について
－雨池1号幹線水路築造工事－
- 議案第94号 動産の取得について
－救助工作車－
- 議案第95号 動産の取得について
－高規格救急自動車－

伊藤正巳
宇野長好
大島武雄
大谷茂生
小川政人
喜多野等
久保博正
桑原勇
小林博次
坂口正次
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
橋本茂
橋本増蔵
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (38名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤正数
伊藤雅敏

益田 力
水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森 真寿朗

○欠席議員（2名）

青山弘忠
野呂平和

下水道部長 岡田幹夫
消防長 島村 隆
病院事務長 谷口淳一
水道事業管理者 栗本春樹

教育長 丹羽 武

監査委員 森下元市

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣
助役 加藤宣雄
助役 奥山武助
収入役 毛利道男
港湾審議監 梅木勇二
調整監 鎌田悟
市長公室長 佐々木龍夫
計画推進部長 川畑義之
総務部長 鈴木一美
財政部長 野呂修
市民部長 小畑廣次
保健福祉部長 服部美次
商工部長 米津正夫
農林水産部長 須原賢治
環境部長 玉置泰生
都市計画部長 大橋実
建設部長 西田喜大

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦
参事兼議事課長 伊藤千秋
議事課長補佐 玉田耕士
議事係長 井上紀久夫
主事 濱田信二
主事 芝田敏樹

午前10時1分開会

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。

ただいまから平成6年9月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は38名であります。

今定例会の議事説明者は市長初め23名であります。

なお、伊藤治郎代表監査委員は、病気のため今定例会を欠席いたします。
代わって、森下元市監査委員が出席いたしますのでご了承願います。

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取

り進めますので、よろしくお願ひします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員に、伊藤正巳君及び宇野長好君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間と決定いたしました。

○議長（伊藤雅敏君） この際、ご報告いたします。

青山弘忠君から議会運営委員会委員を辞任したいとの願い出があり、委員会条例第12条の規定により議長においてこれを許可いたしましたので、ご承知願います。

日程第3 発議第9号 四日市市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、発議第9号四日市市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
おはかりいたします。委員会条例第6条の規定により、議会運営委員会委員に田中 武君を指名いたしたいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中 武君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第4 議案第73号 平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号 動産の取得について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第4、議案第73号平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号動産の取得についての23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第73号は、平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、123億4,870万3,811円、収益的支出の決算額は、125億3,358万9,771円となりました。

資本的収入の決算額は、7億9,633万6,247円、資本的支出の決算額は11億220万2,155円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億586万5,908円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益123億3,919万9,075円、費用125億2,447万6,852円となり、差し引き1億8,527万7,777円の当年度純損失を生じました。

剩余金計算書の欠損金につきましては、繰越欠損金年度末残高3億4,897

万5,966円に当年度純損失1億8,527万7,777円を加えた結果、当年度未処理欠損金は5億3,425万3,743円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高7億6,489万4,633円、当年度発生額3,823万6,000円、翌年度繰越資本剰余金8億313万633円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金5億3,425万3,743円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額132億8,533万925円、負債総額16億4,629万4,034円、資本総額116億3,903万6,891円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は総費用が総収益を上回ったため純損失を生じました。ここ数年来、病院経営を取り巻く環境は、国の医療費抑制策のもと、全国的にも非常に厳しい状況にあります。本院におきましても、引き続き医療の高度化、医療需要の多様化等に適切に対応するため、人件費を初めとする義務的経費の増高が予想され、今後とも厳しい経営環境下での病院運営を余儀なくされるものと考えております。こうした状況のもと、経営の健全化に向け、経営基盤の確立を図るべく企業努力を行い、市民の健康を守る中核病院としての機能を十分發揮できるよう、一層の努力を傾注してまいる所存であります。

議案第74号は、平成5年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、65億9,864万5,286円、収益的支出の決算額は、68億1,661万4,812円となりました。

資本的収入の決算額は、12億9,491万2,175円、資本的支出の決算額は、22億704万4,484円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、9億1,213万2,309円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘

定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益64億2,320万6,663円、費用66億8,650万505円となり、差し引き2億6,329万3,842円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書の利益剰余金につきましては、当年度分純損失2億6,329万3,842円を繰越利益剰余金年度末残高1億3,924万3,952円でうめ、なお残額1億2,404万9,890円を当年度未処理欠損金といたしました。

また、資本剰余金は、前年度末残高53億2,191万1,650円、当年度発生額2億2,074万651円で、翌年度繰越資本剰余金は55億4,265万2,301円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金1億2,404万9,890円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額266億9,023万2,931円、負債総額11億7,892万2,538円、資本総額255億1,131万393円となりました。

以上が水道事業の決算概要であります。

水道事業経営につきましては、公営企業として、常に合理的な管理、運営を図りながら、安全かつ安定給水に努めてまいりましたが、事業収益の大半を占める水道料金収入において、景気の低迷や夏場の天候不順による影響を受け、水需要が前年実績を下回る結果となりました。

一方、費用面において、引当金の取り崩しを行うとともに、諸経費の節減に努めましたが、義務的経費の増高もあり、前年度に引き続いて、当年度純損失を生じました。

今後の財政状況につきましては、平成6年度からの新しい財政計画に基づき、事業運営に必要最小限の資金を確保するため、平成6年4月分の料金から平均21.01%の改定と消費税の転嫁を行いました。

しかしながら、水道財政の根幹である給水収益は、天候や景気に大きく左右され、今後の水需要の動向によっては、財政計画への影響も考えられ

ますが、第四期拡張事業の推進や国が策定した「21世紀に向けた水道整備の長期目標」の達成に必要な諸施策を着実に推進してまいりたいと存じます。

こうした情勢のもと、今後とも経営の効率化を念頭において、安全でおいしい水の安定的な供給を図り、市民サービスの向上など水道事業の円滑な推進に、なお一層の努力を傾注してまいる所存であります。

議案第75号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国・県から補助割り当てのあった公共事業費、急施を要する単独事業費、（仮称）本町プラザ建設事業費のほか、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るための中小企業振興資金貸付金の追加補正等であります、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は51億2,311万8,000円で、補正後の予算額は931億3,541万8,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、川村幸善前市議会議長のご逝去に伴う市議会葬に要した経費の計上であります。

第2款総務費は、（仮称）本町プラザ建設事業費及び交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、老人保健医療特別会計への支払基金交付金返還金に伴う繰出金の追加計上であります。

第4款衛生費は、本年12月竣工予定の北大谷斎場葬祭場の管理運営費の計上であります。

第6款農林水産業費は、県から補助割り当てのあった地域農政推進対策事業費及び受託土地改良事業費の追加計上のほか、県単同和対策農業基盤整備事業費、県営農業用河川工作物応急対策事業費負担金の計上であります。

第7款商工費は、萬古焼の里推進事業費、中小企業振興資金貸付金及び中小企業近代化資金貸付金の追加計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた道路、橋梁、河川、街路、都市下水路事業費、単独事業費として、道路、河川、街路、都市下水路、公園事業費並びに諫訪町第1地区市街地活性化事業費の追加計上及び沖の島第2地区市街地活性化事業費、西伊倉町公営住宅建設事業費の計上であります。

第14款災害復旧費は、昨年9月の集中豪雨による農林施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第76号から議案第79号までは、各特別会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計は、5年度に交付を受けた療養給付費交付金等が医療費等に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

公共下水道特別会計は、国庫補助内示に合わせた管渠布設費の増額とポンプ場築造費及び浄化センター築造費の減額補正のほか、単独事業費として、各処理区の面的整備を図るための管渠布設費の追加計上と債務負担行為の追加及び変更を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、末永・本郷土地区画整理事業の地方特定道路整備事業費の計上を行い、歳入につきましては、市債、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

老人保健医療特別会計は、5年度に交付を受けた支払基金交付金が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては国県支出金、一般会計繰入金を追加し、繰越金を減額いたしており

ます。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第80号職員団体の登録に関する条例の一部改正及び議案第85号特別工業地区建築条例の一部改正につきましては、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によって、地方公務員法及び建築基準法の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第81号社会福祉事業振興基金条例の一部改正につきましては、本基金の目的の拡大を図ろうとするものであります。

議案第82号国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、助産費の名称の変更と額の引き上げを行おうとするものであります。

議案第83号斎場条例の一部改正につきましては、新たに葬祭場を設置するに当たり、その使用料等を規定しようとするものであります。

議案第84号再開発住宅条例の制定につきましては、新たに末永・本郷再開発住宅を設置するに当たり、その管理方法、家賃等を規定しようとするものであります。

議案第86号都市公園条例の一部改正につきましては、中央緑地内に中央緑地第2体育館を設置するに当たり、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第87号建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正につきましては、本市において駐車場整備地区を都市計画決定したことに伴い、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第88号運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新たに中央緑地第2体育館及び霞ヶ浦第1野球場室内練習場を設置するに当たり、その使用料等を規定しようとするものであります。

議案第89号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非

常勤消防団員等に係る各種補償の算出基礎となる補償基礎額、葬祭補償額等を引き上げようとするものであります。

議案第90号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金を引き上げようとするものであります。

議案第91号は、道路法に基づく市道路線の認定案であります、采女土地区画整理事業の施行により設けられた道路等79路線を市道として認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第92号は、防災無線通信設備の設置工事につきまして、指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第93号は、既に工事請負契約を締結して施工しております雨池1号幹線水路築造工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額の増額を行おうとするものであります。

議案第94号及び議案第95号は、中消防署に配備する救助工作車及び南消防署に配備する高規格救急自動車を、それぞれ金額5,112万6,310円及び2,049万1,340円でもって取得しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（伊藤雅敏君） この際、報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（伊藤雅敏君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月7日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時27分散会

会議録

第2日

（平成6年9月7日）

○議事日程第2号

平成6年9月7日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(38名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
坂口 正次
佐藤 晃久
佐野 光信
瀬川 憲生

田中 武
田中 俊行
谷口 廣睦
土井 数馬
豊田 忠正
中森 慎二
野崎 洋
橋本 茂
橋本 增蔵
長谷川 昭雄
日置 記平
藤井 浩治
古市 元一
堀内 弘士
益田 力
水野 和子
水野 幹郎
毛利 道哉
森 真寿朗

○欠席議員（2名）

宇野 長好
野呂 平和

○出席議事説明者

市長
助役
助役
長
役
役
加藤 寛嗣
加藤 宣雄
奥山 武助

収入役
港湾審議監
調整監
市長公室長
計画推進部長
総務部長
財政部長
市民部長
保健福祉部長
商工部長
農林水産部長
環境部長
都市計画部長
建設部長
下水道部長
消防長
病院事務長
水道事業管理者

毛利 道男
梅木 勇二
鎌田 悟
佐々木 龍夫
川畑 義一
鈴木 一美
野呂 呂修
小畑 廣次
服部 美次
米津 正夫
須原 賢治
玉置 泰生
大橋 実
西田 喜大
岡田 幹夫
島村 隆
谷口 淳一
栗本 春樹

教育長 丹羽 武

監査委員 森下 元市

○出席事務局職員

事務局長 長谷川 昭彦
参事兼議事課長 伊藤 千秋
議事課長補佐 玉田 耕士

議事係長 井上 紀久夫
主 事 濱田 信二
主 事 芝田 敏樹

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は36名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 非常に限られた時間で申し上げたいことがたくさんございます。いろいろ時間の配分が難しいところでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、健康保険法等の一部改正により導入された入院時の食費の自己負担制度に関する問題についてお尋ねをいたします。

この10年余の間に各種の社会保障制度が次々と改悪され、福祉切り下げと国民の負担増が進められてまいりましたが、そのたびに私は、選挙時に、福祉を守り福祉の向上を公約して議員活動をしている者としての責任感にさいなまれ、耐えがたい苦悩を体験してきております。またしても本年6月、健康保険法等の一部改正と称して入院時の食費の自己負担制度が導入されましたが、その直後に、不治の病でもう二十数年も病院に入院している50歳の人から、私のところへ電話で、食費の自己負担制度が実施された

らどんなに苦しいか、その訴えがありました。その窮状を聞いていたたまらない気持ちになりました。その後も数人の人から訴えがありました。人間「命あってのものだね」と言います。また、「命に過ぎたる宝なし」とも言います。しかし、今、現に病院のベッドで重い傷病や障害のために苦しみ、命さえ脅かされている人々がどれほど多くいることでしょうか。この人たちが安心して治療を受けられるようにすることは、為政者の責任ではないかと思います。入院患者への給食は治療の一環であり、医療の根幹をなすものとして健康保険制度発足以来、一貫して保険給付の対象になってきたものであります。入院時の食費の定額自己負担の導入は、入院・在宅間等での食事についての費用負担の格差解消を図り、負担の公平化をねらいとしたなどとされておりますけれども、在宅者への施策の充実によってこそ格差解消を図り、負担の公平化をするのが人に優しい政治ではないのでしょうか。ここで市長に、ぜひとも国に対して、入院時の食費の定額自己負担をなくす法改正を働きかけていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

国の法改正が実現するまでの間、せめて心身障害者、老人、この場合、老人保健法の対象者も含みますが、そして乳幼児、母子医療費助成制度の対象者、低所得の国保の加入者に対して入院時の食費の定額自己負担分を公費助成する制度を、四日市でも実施していただけないでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、JR四日市貨物駅の移転計画に関する問題についてお尋ねをいたします。

一つは、市当局の貨物駅移転計画の秘密主義的な異常な進め方を問題にしたいと思います。

私は、さきの6月議会の一般質問で、市当局が貨物駅を羽津地内に移転しようとしているのではないかと見て、これに反対する態度を表明したところです。これに対して計画推進部長は、移転先について平成5年度に羽

津地区を含む数カ所の候補地について調査をした。しかし、鉄道事業者とさらに協議、調整が必要であるなどとして、移転先を明示されませんでした。しかし、平成5年度に行われた貨物駅移転先候補地の調査については、その報告書が本年3月に提出されており、その中には貨物駅移転先の最適地が明記され、その移転先における新貨物駅等の整備計画等の概要が示されております。ちなみにこの調査は、市費約2,000万円をかけて行われたものであり、新貨物駅整備計画策定調査、周辺地区整備計画策定調査、コスモ石油油槽所関係の基礎調査であります。そしてその周辺地区整備計画策定調査も、その移転先を前提としたものとなっております。この移転先は、私の判断するところ、羽津地区内の霞ヶ浦緑地西側の古新田地内であります。問題は、市当局がこのような調査報告書が既に存在するにもかかわらず、その内容を6月議会で、市民の代表として市政をチェックする責任のある議員の質問時に、全く報告しなかったことであります。そればかりか、私が一般質問した2日後に、担当部にその調査報告書の内容の説明、あるいは閲覧を求めたところでございますが、公開を目的としたものではなく、市政運営の意思決定段階の資料とするためのものであること等を理由にいたしまして、拒否してきたのであります。そこで、私は、市情報公開条例に基づいて、その報告書の公開を請求しましたが、これに対しても公開、非公開決定期間を延長した末に、8月22日に至りようやく部分公開の措置をとってまいりました。部分公開されたものは、移転先を初め、肝心なところはすべて削除されており、ほとんど役に立たない、情報公開とは名ばかりのものとなっております。

なお、これらの調査費は、平成5年度の一般会計予算、JR四日市駅周辺連続立体交差事業推進費として計上されたものであります。市当局は市議会の予算審議の場でも、そのような調査であることの説明はしていないと聞いております。市当局は、JR四日市貨物駅移転計画は、本市の死命を決する問題であり、本市の将来の発展にとり極めて重要な事業として

位置づけていると言いながら、なぜにこのような秘密主義的な進め方をするのでしょうか。新貨物駅整備計画策定など、一連の調査は公費によって行ったものであり、この予算の議決時に調査結果を秘密扱いとするような条件は何一つついていないはずであります。市政運営の意思決定段階にあっても、議員はもとより、市民の知る権利、市の施策に対する意見開陳の権利封じは許されないと私は思います。本市の死命を決するような重要な事業であればこそ、情報、資料を提供し、広く意見を聴取することが必要ではないでしょうか。市当局が貨物駅移転計画に関する調査資料や情報は、全面的に直ちに公表するよう求めるものであります。

ところで、市当局は、私どもに新貨物駅整備計画策定調査など、一連の調査報告書の公表を拒みながら、一方で、6月議会から1カ月もたたないうちに、霞ヶ浦緑地西側隣の土地利用計画等に関する懇談会なるものの開催を、当該の古新田の地権者に通知し、7月28日に懇談会を開いたのであります。そこで市当局の説明の中には、次のような話があったということであります。すなわち、「霞ヶ浦西隣とは、羽津の駅から海蔵川までの国道23号とJR関西本線に挟まれた地域で約10haである。この土地利用のメインは、市の拠点総合整備計画に関連する貨物駅の移転先の最有力候補地となっていることである。当然この事業の実施には用地が必要なわけで、10haは要らないが、市としては全部を買わせていただきたい。その中で貨物ヤードの部分、都市計画道路の分、余った分は霞ヶ浦緑地関連の使用などを考えていきたい。ここは土地が安いからここにしたということではない。高くて合理的な範囲内であればよい」と、6月議会で言われなかったことを話され、最有力候補地と言いつつも、移転を前提とした事実上の用地買収の話をしているのであります。

さらに、8月23日に開かれた羽津地区交流懇談会の冒頭で市長が、操車ヤードの移転についてご協力をいただかなければならぬと述べたほか、計画推進部長がある一つのテーマについての発言者から、関連して新貨物

駅移転計画に関する質問がなされたことに応じまして、JR四日市駅周辺の整備のために貨物操車ヤードの移転は不可欠であり、緊急に実施すべきであるとの考えのもとに調査した。この調査で羽津地区が最有力候補となっている。ほかに適地がないことから、住民の皆さんの理解、協力を得て進めていきたいなどと発言され、市の既定の方針のごとく、羽津地内への貨物駅移転を推進することを明言しておられます。これらのことから明らかのように、市当局の貨物駅の移転計画の進め方は異常であり、議会や市民を無視したものと断ぜざるを得ないのであります。

また、貨物駅移転計画は、本市の死命を決するような問題であるかもしれません、移転先に挙げられている羽津地区にとっても、今後の地区住民の生活環境等、あらゆる面に大きな影響を及ぼすこと必至の重大問題であります。それだけに、羽津地区においては、その計画全体について市などから十分な資料や情報の提供を受けるとともに、全地区的な住民参加のもとに自主的な調査、研究、討議を行って、貨物駅移転を受け入れるかどうかを含めて、的確な結論を導き出すようにしなければならないと考えております。市当局は、それを促し援助すべきであって、市当局が事業者ということで、事業推進の必要や都合という面のみにとらわれ、貨物駅移転を受け入れさせるための手段、方法を選ばないというようなことは、すべきではないと思います。

ところが、市当局は、地元自治会にも事前の連絡、協議も行わず、移転予定地の地権者との会合を先行して行い、その結果をもって自治会等の意思決定を方向づけようとするような異常なやり方をしているのであります。この地権者との会合においても、羽津地区交流懇談会の場でも、市当局の貨物駅移転計画に関する説明は極めて部分的、一面的なものでしかありません。このようなやり方は、市当局が事業推進の必要、都合という面のみにとらわれた不当なやり方であると言わざるを得ません。市当局が貨物駅移転を羽津地区内に計画しているからには、地元住民にすべての資料を提

供し、全地区的な住民参加のもとに十分な検討を行い、的確な結論が出せるような方策を講じるよう求めるものであります。それまでは、貨物駅移転先を羽津地内に押しつける策動はやめていただきたいと思います。

次に、新貨物駅と周辺地区整備計画策定報告書に関して伺います。

報告書に明記してあります貨物駅移転候補地とその中から選定した移転先の最適地を、この場で明らかにしていただきたいのであります。報告書を見る限りでは、貨物駅移転候補地について環境アセスメントを行っていないようですが、果たしていかがでしょうか。行っていないのであれば、その理由と今後実施する考えがあるのかないのか明らかにしていただきたいわけであります。

周辺地区整備計画策定調査報告書は、貨物駅移転の最適地に関するものとなっておりますが、その内容は、移転地内に旅客新駅をつくることと、三重橋垂坂線の整備と移転地周辺の区画整理約款（案）だけであります。しかも、旅客新駅や三重橋垂坂線の整備は、貨物駅移転の有無にかかわらず、既に、市制100周年記念事業としてのドーム型多目的スポーツ施設建設に伴う不可欠の交通アクセス対策の中身となっているのでありますが、三重橋垂坂線の整備は、市当局自身が認めているように、整備完了までには十数年かかる代物であり、この間、同線は、交通アクセスとして全く機能しません。

また、移転地周辺の区画整理案も5案ないし2案を立てて調査したものの、事業として成り立ちにくい旨の記述が報告書に見られますが、この点私の読み違いであったら訂正していただきたい。いずれにいたしましても、この程度の周辺地区整備計画では、6月議会等での私どもの質問に対して市当局が答弁している、移転先の地域全体を今後どのように住みよいまちにしていくかを十分検討するとか、人に優しい環境と住みよいまちづくりをあわせて考えて取り組みたいとかいうことにこたえるものとは言えません。ほかにも移転先の地域全体を、人に優しい環境と住みよいまちにして

いく方策があるのか、あればその概要を明らかにしていただきたいと思います。

報告書の移転最適地周辺の交通量現況によりますと、南北方向は国道1号と国道23号の二つの幹線道路により、将来増大する交通量に対処できるが、東西方向には幹線道路もなく、現在通っている道路も余り幅員もなく、非常に混雑した状態となっている。今後周辺の増大する交通量に対処するため、東西の幹線道路の早期整備が望まれるとあります。この後段の東西交通に関する記述はともかく、前段の南北方向の交通量に関しては全く現実離れしたものとなっております。また、将来交通量の推計によれば、将来、東西方向の道路の整備が進めば、東西方向の交通量も南北方向と同じぐらいになると言っておりますが、もうやめていただきたいと叫びたい気持ちであります。貨物駅の移転などで今よりもさらに南北方向の交通量が増大し、東西方向の交通量も南北方向と同じぐらいになったら、羽津地区はもうとても人に優しい環境と住みよいまちどころか、自動車公害等で住めないまちになってしまふではありますか。このような調査をもとに、羽津地区に貨物駅の移転地を決められたのではたまたものではありません。一体この地域周辺の現在と将来にわたる交通量を、どれだけ的確に把握しておられるのか。報告書は、何ら具体的な数字も挙げておりません。ドーム型多目的スポーツ施設建設や北埠頭の整備等によるものを含めた、5年、10年、15年先などの将来の交通量の的確な予測と、それに見合った、確実に実行可能な対策を明らかにした資料を議会に示すべきであると思いますが、いかがでしょうか。そうすることなしに貨物駅の移転地を輕々に決めることは、許されないのであります。また、新貨物駅に国道23号から出入りする貨物自動車等の車の台数はどれだけ見込んでおられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

この報告書には、さきに述べましたように、貨物駅の移転地周辺の区画整理云々とありますけれども、結局のところ、富士町の住民、住宅はどう

するのか、考えを明らかにしていただきたい。

新貨物駅は、コスモ石油のところから石油類を搭載したタンク貨車が運ばれて再編され、仕向け地へ運ばれていくわけですが、この石油類は消防法上の危険物となっております。こうした危険物が新たに内陸部に設置されるわけでございますが、何ゆえに霞コンビナートの立地は出島方式にしたのか。いつ災害が起こるとも保証できないと思うのであります、いかがでしょうか。市当局は、7月28日の懇談会をどのように総括しておられるか、お聞きしたいと思います。

最後に、計画推進部長は、地権者の高くても買うのかとの質問に対して、ある程度合理的な範囲内であればよいと答えたそうですが、その意味はどういうことでしょうか。地元自治会との協議は、いつ、どのようになさるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の第1点目についてお答えさせていただきます。

平成4年度における国民の医療費は23兆円に達し、毎年1兆円ずつ増加をいたしております。国民1人当たりにいたしますと約18万円、これを年代別に見ますと、0歳から14歳では5万9,000円、15歳から44歳では7万5,000円、45歳から64歳では19万8,000円、65歳以上では52万4,000円となっており、医療費に占める老人医療費の高騰が顕著でございます。先ごろ国民総人口に占める65歳以上の人口が14%を超えて、今後日本は、世界のどの高齢化の先進諸国も経験をしたことがないスピードで超高齢化社会を迎えると新聞等でも報ぜられておりますが、年金問題とともに保険制度は、いかに維持していくか、今や国家の課題となっております。消費税の税率の見直し、国民福祉税の創設等、いろいろ国会においても物議を醸しておりますが、いずれにいたしましても、国民の負担が過大なものとならない

よう、国民が等しく負担することが望ましいものと考えております。

さて、こういう観点から、先ごろ国において医療保険制度及び老人福祉制度の一部改正が行われたわけでございます。内容の主なものを拾ってみると、付き添い介護についての給付の改革、在宅医療の推進、ご指摘の入院時の食事についての給付の見直し、出産、育児の支援、保健福祉事業の充実、傷病手当等の減額措置の廃止、移送等の支給等がございます。しかしながら、先ほど議員の方からご指摘ございました入院時の食事にかかる保険給付の見直しにより、食費は入院、在宅にかかわらず公平に負担すべき費用となり、定額負担となります。今回の改正を見ておりますと、食事は一般1日600円、低所得者の方の長期入院については、3カ月目までは1日450円、4カ月以降は300円、また老齢福祉年金受給者につきましては200円と、経過措置も設けられているほか、従来から患者や家族の大きな負担となっておりますが、付き添い看護の差額負担の解消等も網羅されており、来るべき高齢化社会に向けて今回の改正については、それなりに評価すべきものがあると考えております。

なお、現在実施しております心身障害者、乳幼児、母子、老人の医療費助成制度においても、今回の改正により食事の定額負担分については保険診療から外されるため、助成対象外となり公費で負担できなくなります。これにつきましては、東京都や岐阜県、先般さらには愛知県では、障害者などの社会的弱者に対して、自己負担分について助成するとのことでございます。そこで、本市においても、新たな助成措置を考える用意があるかということでございますが、ご承知のとおり、本市が行っております医療助成は、県の補助制度でもございます。県へ強く働きかけるとともに、その動向を見きわめつつ対処してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解賜るようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畠義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畠義之君） JRの四日市貨物駅の移転計画に関する問題につきまして、多々ご質問がございました。ご質問にお答えする前に、今、議員からもいろいろあったわけでございますが、さきの6月議会におきまして、JRの四日市貨物駅の移転計画に関しまして、議員からもご質問を受けたところでございますが、その後この問題につきましてどのような経緯を経ているかということについて、まずご説明を申し上げさせていただきます。

JR貨物駅の移転先につきましては、平成5年度に鉄道事業者の助言を得まして、羽津地区を含む数カ所の候補地につきまして、鉄道接続あるいは道路アクセス、都市計画、現況土地利用状況、さらには移転に伴う荷主への影響等について調査をいたしました。しかしながら、鉄道事業への影響等々で、6月議会においては答弁を申し上げたところでございます。その後、まずお話にもございました、最有力候補地でございます霞地区的地権者の方々にお集まりをいただきまして、懇談会を開催したわけでございます。冒頭、市からは、これまでの貨物駅の移転先の選定にかかわります経緯や状況とともに、貨物駅が霞地区へ移転する場合の範囲といたしまして、関西本線と国道23号、並びに海蔵川に囲まれました三角形の区域約10haのうち、現貨物駅と同規模の7haが貨物駅の移転候補地であることを説明いたしたわけでございます。これに対しまして地権者の方々からは、河原田地区へいったん決定し、その後白紙状態に戻し、再度移転先の調査をやり直したことなど、これまでの市による移転先選定作業におきます不手際などに対するおしかりや、当該区域が市街化区域にありながら、これまでおくれがちであった当該地の開発計画に対するおしかりなどを受けたものの、霞地区への移転計画ということに対する絶対的な反対意見はなく、むしろ用地買収等に対します市の誠意ある対応を望む声が強く示されたわけでございます。

また、先般開かれました羽津地区的地区交流懇談会におきましても、貨

物駅の移転計画に関するご質問があり、かつての国鉄による大貨物ヤード基地構想ではなく、単に四日市駅の現貨物駅機能を移転する計画である旨の説明をいたしたところでございます。その場では議員もご出席だったわけでございますが、周辺環境による影響など、地区の方々のご心配を承りましたが、こういった周辺環境対策につきましては、地区の方々のご意見を十分伺いつつ計画をしていきたいというふうに考えているわけでございまして、また、地域全体のまちづくりの整合を図りながら、周辺地域の活性化方策につきましても、計画を策定しているところでございます。6月以降、地元の方々とは以上のような経緯を経ているわけでございまして、市としては、鉄道事業者とのこれまでの協議経過も踏まえまして、貨物駅の移転予定地を霞地区に絞り込んだ次第でございます。以上がこれまでの経緯でございます。

さて、ご質問の主要な部分の第1点の、いわゆるなぜ部分公開となつたかということでございます。このJR四日市貨物駅の移転に伴います新貨物駅の整備計画の調査報告書には、調査の対象となりました法人の情報が記録されておりまして、その中には企業の内部情報や企業間の信頼関係を損なう恐れのある表現等の記録があり、当該法人に不利益を与えることから、当該部分については公開することはできませんでした。

また、地域の開発事業に当たりましては、地域や市民の個別の利害の対立が予想されるだけに、これらの利害を超越した高い計画性が必要不可欠となり、意思決定に至るための多様な調査、研究が必要であるわけでございます。本調査報告書は、このような市政運営の意思決定段階の資料とするためのものでありますが、公開により本報告書が既に決定されたごとく誤解され、関係住民の無用な混乱を招く等の恐れがある記録があり、そのことが円滑な事業の実施に支障を来し、市全体に不利益を与えるため、当該部分については公開することはできませんでした。いずれにいたしましても、本調査報告書は、JR貨物駅の移転計画という、地域や市民の個別

的利害にかかわる事業につきまして、意思決定を行うための調査、研究の一部でありますので、今後とも法人に不利益を与える記述部分や、関係住民に対し無用な混乱を招くような記述部分については、公開することは不適切であると、かように考えているわけでございます。

それから、交通量でございますが、交通量の問題につきましては、現在の状況から申しますと、これから将来の貨物等々の伸びを考えましても、約数百台程度の量になるだろうということで考えております。今、いわゆる国道23号の道路センサス等で見ますと、約12時間で4万台、それから、24時間では6万台というような実績がでているようでございまして、そういう点から見ますと、数百台という数字は大変小さい数字ではないかというふうに思っております。

それから、環境アセスメントについてもお話をございました。環境アセスメントについては、この鉄道ということについては適用除外だというふうに聞いているわけでございますが、騒音等の環境対策につきましては、当然、議員もご心配のように、この環境対策については、これから今後の当然の課題として考えていきたいと、かように考えております。

しかしながら、いわゆる環境面におきます発生原因であります、例えば、騒音等につきましては、現時点と申しましょうか、現駅の状況等も参考にしながら考えていきたい、かように思っているわけでございます。

以上、答弁が若干不十分な点があったかと思いますが、JR四日市貨物駅移転問題についてのお答えにさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 小井道夫君。

○小井道夫君 入院給食費の定額自己負担制度の導入問題について、国の法改正へ働きかける点では、今回の負担制度を是認されるような答弁でございまして、国への法改正を働きかけるという考えは伺えなかったわけですが、幾つかの福祉的医療助成制度に対する入院給食の助成に対しては、県に強く働きかける、つまり公費助成ができるような努力をしたいと、県

に働きかけたい、こういうお話をございます。県の動向を待つまでもなく、市が積極的にもっと具体的に出ていただきたいわけですけれども、そういう面を含めまして、早急に県全体が利用されるようにお骨折りをいただきたい。これ、強く期待したいと思います。

JRの問題でございますけれども、全く私の質問に答えていただいておりません。6月議会でわざわざ3人の議員が質問しているんですよ。そのときに、霞緑地に絞り込んだという話は一言もしませんですよ。一月もたたないうちに地権者に先にこういう話をして、事実上の絞り込んだ霞の用地買収の話に事実上入り込んでるじゃないですか。そういうことを盛り込んだ報告書を、公表すべきものでないとか、意思決定段階だとか言って、もう今、意思決定をしたに等しいものまで、つまり移転先まで公表しない。そんな秘密主義がありますか。一体この調査に当たって、先ほども質問で触れましたけれども、いつ公開を目的としないとか、意思決定段階の資料だから公表はしないとか、いつ、どこで注文をつけたんですか、四日市市議会は。そもそもその調査も予算書に書いてある中身についてすら、十分説明もしとらんじないです。私ども、後から初めて知ったんです。なぜこういう秘密主義でやるんですか。直ちに公表していただきたい。もちろん企業の特殊な事情とかいうことにかかわる分は、何もあえて求めません。私も情報公開請求したときも、それまで求めてないんです。しかし、どことどこを候補地にしたのか。それから、どこに最適地と絞り込んでるのか、こんなことぐらいは公表できるじゃないかと。既に実際に当局自身は絞り込んだ行動してるじゃないかと言って申し上げても拒否し、たった今の質問に対してもそれを拒んでいるということは、非常に残念だと思います。遺憾だと思います。

それから、周辺地区整備計画策定報告書の中でも、移転地を絞り込んだところを中心とした整備計画を立てているわけですけれども、その計画では、本当に地区の住みよいまちにならないじゃないかと、ほかに計画があ

るのか、これも明らかにしていただきたいということも申し上げているし、そのほか幾つか申し上げているわけですね。ほとんど何も答えてないわけです。これは私はこのままの答弁では納得しません。したがいまして、今質問した内容について後日ですね、文書回答でも寄せていただくことを強く指摘し、議長の方での扱いをそういう点でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時48分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井浩治君。

〔藤井浩治君登壇〕

○藤井浩治君 今期4年間の集大成として最後の質問になろうかと思いますし、果たして来期があるのかどうかもわかりませんので、持ち時間の割りに欲張った質問内容となっておりますが、時間切れの際はどうかご容赦のほどをお願い申し上げます。

さて、最初は地方分権の推進についてご質問いたします。

地方分権の必要性はこれまで幾度となく取り上げられ、市長も十分認識されているようですが、一向に実現性を帯びた展開がなされておりません。かつて、数ある地方分権の諸制度の中で、パイロット自治体制度と地方拠点都市制度をお勧めいたしましたが、パイロット制度につきましては、現行法律の範囲内での運用ということで乗り気ではなく、拠点都市法につきましても、当初、前向きな答弁をなされていたにもかかわらず、その後、何ら報告もいただいておりませんが、後退してしまったのでしょ

うか。

一昨年12月議会で、当時の鈴木市長公室長が、今後手続的な視点につきましても断念することなく、今まで以上に県とも密接に協議をしながら要望していきたいと答弁されておりますが、その後この地方拠点都市法の指定についてどのような取り組みをなさっておられるのか、まずお尋ねいたします。

そして今回は、本年6月国会で成立した中核市制度を取り上げてみたいと思います。この中核市制度は、ミニ政令指定都市とも呼ばれ、政令都市に準じた権限が都道府県より大幅に移譲されます。具体的には開発行為など都市計画関連事務、保健所設置、飲食店の営業許可など保健福祉事務、養護老人ホームの設置、監督など民生行政、大気汚染防止関連事務などが移管され、大変魅力のある制度と聞いております。指定要件は、人口30万人、面積100km²以上で、昼夜間人口比率が100を超えていることが必要で、本市の場合は人口基準のみがわずかに満たされていないことになります。このため宅地開発や企業誘致、ひいては中核市を目指しての合併構想を持ち上げ、人口増加策を早急に図る必要があります。

また、中核市には、保健所設置が義務づけられておりますので、保健所には医師や薬剤師、保健婦の確保などに通常二、三年必要なことから、平成7年度の一次指定には困難ありますが、研究会を設置するなど、指定に向けて積極的な対応を考えていただく時期だと思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

次に、行政改革についてご質問いたします。

近年、急激な円高や長期的な構造不況を背景に、企業では生き残りをかけてリストラに必死に取り組んでおります。けさのニュースでは、政府は景気回復宣言を行うと報道されておりましたが、まだまだ予断を許さぬ状況にあります。行政をとってみましても、今後急速に進展する社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した、活力に満ちた魅力あ

る地域社会を築き上げていくためには、地方公共団体の果たすべき役割は今後ますます重要になっていくものと思われます。このような状況を踏まえ、今こそ社会の変化に対応し、来るべき地方分権の時代にふさわしい行政システムを確立するため、地方公共団体みずからが自主的、主体的に地方行政全般にわたる総点検を行い、地方行政の抜本的なリストラを断行することが急務となっております。

本市では、本年度より第4次行財政改善整備計画がスタートしたところでありますが、自治省では本年6月、地方公共団体の行政改革を進めるため、住民を交えた監視委員会を設置するよう各自治体に求める方針を決定いたしました。来月にも事務次官通知を全自治体に出し、住民参加の計画の策定や、行政リストラ推進委員会の設置等、早急に推進体制の確立を求める予定であります。この通達の特色は、住民を交えた行政リストラ推進委員会の設置や、行政リストラ計画の策定プロセスへの住民参加、推進状況の住民への積極的な公表など、住民参加の視点を重視したものとなっております。

また、改革計画の内容は、1、時代に即応した組織、機構の見直しと外郭団体等の統廃合、2、地方独自の許認可等の整備、合理化など、事務事業の規制緩和の視点からの見直し、3、適正な定員管理の推進、4、住民の視点に立った行政サービスの改善となっております。これは現行の第4次行財政整備改善計画では対応し切れぬ住民参加型の新たな発想のもとに、抜本的な行政リストラの推進に取り組む必要が生じてまいったわけでございます。

以上、4点の行革計画の内容についてのお考えと、住民参加の推進体制の確立についての今後の対応をお尋ねいたします。

また、特に適正な定員管理の推進という視点から、仕事量の平準化を図るために、季節的に仕事量の増減が著しい職場については、部署を超えた横断的な季節的相互支援体制を明確にする必要があると考えますが、いか

がでしょうか。

2点目は、行政情報の提供についてであります。

現在、市議会の質問通告につきましては、議会事務局より各所属長に配付されており、市議会での情報を理事者側が知るというシステムになっております。この通告一覧表は、所属長の裁量によって本人だけにとどめたり、全職員へ回覧したり、自由に情報提供をいたしておりますが、職員にとっては本来の業務以外にも興味ある質問内容があるかと思われますので、すべての職員に周知すべきと考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

また、住民への情報の提供につきましても可能な範囲で速やかに行い、市政への関心を啓発し、政治離れを食いとめる必要があると考えます。例えば、「広報よっかいち」に、あるいは速報として入札制度の透明性を保ち、業者にも責任を持って仕事を任せるためにも入札結果を公表するとか、先ほどの通告一覧表を掲載するとか、通告については、議会内部の調整が必要ですので答弁は要りませんが、市政の情報を積極的に提供していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

行政改革の最後といたしまして、投票率向上に向けての市職員の意識改革についてご質問いたします。

近年、政治不信、政治意識の低下により、当局のPR強化等による啓発のかいもなく、投票率は下降ぎみに推移いたしております。そこで、発想を転換し、市職員みずから政治意識を高め、投票率の向上に貢献していただきたいと思うであります。ある有権者のご意見によりますと、市職員に対して政治の話や選挙のお願いをしても、私は公務員だから選挙運動ができませんといった返事しか返ってこず、これでは市役所が幾ら投票率向上のPRをしても効果がないのは当たり前とまで言い切れます。市職員3,000人が地域で、職場で、飲み屋で積極的に政治、選挙の話をすれば、市民に与える効果ははかりしれないものがあると思います。職員みずから

が政治、選挙に興味を持ち、話題を提供することが肝要ではないでしょうか。公務員の政治活動、選挙運動の制限は、公職選挙法、地方公務員法にうたわれておますが、地位利用による選挙運動及び選挙管理委員会職員、徴税吏員の特定の公務員が公選法で選挙運動を禁止されているだけで、また地公法においても、一定の政治的行為が制限されるだけあります。このように公務員には一部の法規制があり、そしてまたどのような政治活動、選挙運動が可能であるか、職員研修等を通じ明確に認識してもらう必要があるのではないかでしょうか。

また、職務遂行上、あるいは政治意識高揚の一環として、議会傍聴につきましても、楽屋裏で聞くだけでなく、きょうの傍聴席は若い職員の皆さんか研修か何かでたくさんお越しいただいておりますが、本来の業務に支障のない限り、年休など出さずに自由に積極的に来れるよう配慮すべきだと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

そして最もこれまでの趣旨に逆行いたしますのは、議員の皆様はご存じないかもしれません、選挙の直前になりますと、「選挙における職員の服務規律の確保について」と銘打った助役通知が回覧されます。この文書は、答弁の内容次第で再質問のときにご披露いたしますが、あたかも公務員は選挙運動、政治行為ができないがごとく、服務規律に反した場合は、処分も含め厳正な態度で臨むという壯絶な内容となっております。無論選挙違反等で公儀である職員を検挙されるわけにはまいりませんが、このような官僚的、威圧的な文書を流さずとも、理路整然と、是々非々とした態度で研修を含めた職員指導を行い、合法的な政治的行為を知らしめ、政治意識を高めるべきではありませんか。ひいてはそのことが投票率の向上に寄与し得るものと考えますが、ご所見をお尋ねいたします。

大きく3点目といたしまして、電波障害対策についてご質問いたします。

本市はテレビジョン放送電波受信障害、いわゆる電波障害につきまして、都市整備公社による電波障害対策基金制度や、住民が組合を結成して行う

対策に対する補助金制度の創設など、全国に先駆けその対策に行政みずからが積極的に対応されてきたことに、まずは敬意を表したいと思います。しかしながら、未対策エリアでは、ケーブルの幹線が敷設されていないため、都市型ケーブルを利用できず対応に苦慮している地域や、既に民間の共同受信施設があり、この施設の老朽化が進行し、その更新に苦慮している地域が存在しております。本市といたしましても、地域の情報格差解消のため、1日も早く全市的に対策が行われるよう、サービスエリアの拡大について、市の出資団体であるCTYに対し強く働きかけていただきたいと思います。

また、既に補助金制度による対策済み地域において、何らかの理由により組合に加入しなかったケースや、後からその対策済み地域に居住するようになったケースにつきましても、不公平是正のために対応でき得るよう早急に制度の整備を充実していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

4点目は、渇水対策についてあります。

ご高承のとおり、今年の夏は異常高温と渇水に悩まされ、水のとうとさを改めて再認識させられる貴重な教訓の夏がありました。中部地方では特に、木曽川水系の渇水は2週間にわたり、約113万人が断水生活を送るなど、史上最大規模となった模様であります。知多半島の各自治体では、8月17日からいきなり19時間もの断水を強いられ、大量の雨がなかったにもかかわらず、8月31日には突然解除されるなど、渇水対策のあり方が問われる夏でもありました。本市の場合は、自己水源依存率が73%ということもあります、渇水対策としては、学校及び市営プールが8月15日から月末まで使用制限されたのみで、市民の方々の節水意識の高揚が不幸中の幸いを招いたものと思います。

また、今となってはとかく議論の多かった三重用水につきましても、先見の明とまでは言わなくても、率直に評価すべきであろうと考えます。し

かしながら、本市の渇水対策としてのプール閉鎖は、少々疑問視せざるを得ないのではないかでしょうか。

先日、会派の視察で諏訪市へ行ってまいりましたが、諏訪市役所の隣に小学校があり、たまたま1年生児がプールを使用しておりました。その児童たちが本当にうれしそうで、無邪気に水浴びをしており、時のたつも忘れて見入ってしまいました。子は宝と申しますが、少子化時代を迎え、子供たちの楽しみを大人たちが渇水対策という名目で奪ってしまってよいのか、疑問が残ります。確かに、プール使用制限で大量の節水効果があるでしょうし、節水意識高揚のPR効果も大きいとは思いますが、我々の身を切ってでも子供たちには喜んでもらいたいと思うのは、偽らざる気持ちではないかと思います。節水意識による使用量の減少が通常使用量の1割ほどあったと聞きますが、もう少し早くから広報車を頻繁に走らせ、PRを徹底的に行う、あるいは具体的な節水方法をチラシで配付するなどの方策を用いておれば、プール閉鎖に見合う節水効果が期待できるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、今後の長期予報でも当分大量的降雨は望み薄ということですが、本市における節水対策の評価と今後の見通しについてお尋ねいたします。

最後は、近鉄内部駅前の駐輪場の整備についてであります。

内部駅は、近鉄内部線の終着駅として内部地区はもとより、河原田地区、小山田地区、鈴鹿市など、多方面からの利用客が絶えず、1日平均1,200人ほどの利用者が見込まれております。端末交通手段として徒步、バス、自転車を含む二輪車がそれぞれ3分の1を占めております。今後人口集積が見込まれる内部地区及び鈴鹿市高岡団地の開発に伴い、端末交通手段としての自転車を含む二輪車の使用率も急カーブを描くものと予測されるところであります。にもかかわらず、内部駅前の駐輪場は2カ所、僅か150m²の敷地の中に約200台の自転車等がひしめきあっており、旧道沿いには60台ほどが路上駐輪されていて、通行の障害となっております。これまで

理事者の方で借地提供者を探していただいたようですが、適当な借用地もなく、今後急激な利用客の増大が予想される中で、抜本的な対応策を講じる必要が急務とされますので、内部駅東口の新設及び現内部駅前の民有地買収など、早急に改善計画を策定していただきたいと思います。ご所見をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ご質問いろいろございましたが、私の方からは第1項目の地方分権の推進についてと、3項目の電波障害対策についてご答弁を申し上げます。

まず、地方分権の推進に絡みまして、中核市の指定に向けてどうだとういうご質問でございますが、そもそも現在、地方分権を積極的に推進していくという話が非常に強く求められているわけでございますが、これは地方が地域の特色や自主性を生かした個性と魅力ある地域づくりを展開いたしまして、豊かで活力ある社会を建設していくと、そのためには国と地方の機能分担の見直しを行いまして、国から権限の移譲や地方の税財政基盤の強化を行っていく、そういうことが基本的な考え方、こういうことになっておるわけでございます。こうした状況の中でご指摘の中核市制度は地方分権の第一歩として、政令指定都市に準じまして保健所業務、都市計画業務、環境保全業務などの権限が都道府県から移譲されるものでございまして、これに関する地方自治法の改正が去る6月22日の通常国会で可決されたところでございます。その指定要件は、先ほどお話をあったとおり、人口30万人以上、面積100km²以上、人口が50万人未満の場合は、昼夜間の人口比率が100を超えてること、そういうことが条件になっておりまして、現在、全国でこの要件を満たしております都市は27市、この近くでは岐阜、豊田、豊橋市等と、こういうことになっております。

本市におきましては、人口要件が現状におきましては残念ながらクリアできないわけでありますが、中部圏の西の拠点としての権要性というのは自他ともに認めるところでもございますので、国に対しまして指定要件の弾力的な運用を求めておるところでございますが、それと同時に権限移譲がなされることに伴います事務の内容ですとか人員、財源問題などにつきましても、具体的に検討していく必要がある。来るべき中核市指定に備えてそういうふうな考え方から、現在、府内組織的には、本年4月から担当副参事を市長公室内に配置をしておりまして、その対応を図りつつあるところでありますが、今後人口要件を満たすというような中核市の指定を受けることが可能となるような時期が近づいてまいりましたときには、さらに準備的な組織を充実させて対応を図ってまいりたい、そのように考えております。

それから、人口が30万にならなければ基本的にはこの中核市の指定は受けられないわけでございますが、そのためにはまずは現行行政区域内におきまして、人口、つまり住民基本台帳人口でございますが、これの増加を図る施策をとることが第一義でございます。そのためには現在進めております中心市街地での再開発事業、これを積極的に進めなければなりませんし、四日市地域総合開発整備構想に掲げております四日市東インターチェンジ周辺、あるいはその他市街化調整区域内のしかるべき拠点におきまして、自然環境と調和のとれた住宅開発を促進いたしまして、広く名古屋圏も含めました市外からの人口の流入を図ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

これが人口の増加の計画でございますけれども、このほか周辺地域との合併ということも一つの手法でございますが、合併というのにはやはり関係団体相互の快い同意というのが大前提でございますので、そのためには各地におきまして様々な乗り越えなければならない課題が少なくありませんので、それぞれの実情を踏まえた無理のない過程を経まして進めていく

べきものであろう、そのように考えておるところでございます。いずれにしましても、本市が周辺の地域に比較をいたしまして、より高度な都市機能の充実ですとか、中枢管理的な機能を蓄えまして、高い求心力とともに地域発展の牽引力を發揮する、そういうことが一番肝要であろう、そういうふうに考えております。

それから冒頭にご質問がありました地方拠点都市の指定はどうなっておるか、こういう話でございますが、本市が多極分散型国土形成法に基づきます「ハイテクプラネット21構想」、これの推進地域ということで指定をされておりますが、県といたしましては、まずこれの充実・整備を優先すべきではないか、こういうふうなお考えがあるようでございまして、県内を見ますとこういった開発整備の制度がまだ適用されていない地域があるわけでございまして、そういったところにむしろ指定がされるべきではないかなというふうなお考えがどうもあるようでございます。私どもとしましては、現在、ハイテクプラネット21構想、鈴鹿山麓研究学園都市構想などが中心になるわけでございますが、これの充実をさらに進めていきまして、地方拠点都市への指定の働きかけももちろん行うわけでございますが、今ご質問のありました中核都市というのは、むしろ制度上から言いますとメリットはそちらの方が非常に大きい、こういう状況でございますので、この指定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

それから、3番目の電波障害対策でございますが、本市域におきましては、ケーブルテレビジョン四日市株式会社でございますが、これは昭和63年に設立をされまして、その後平成元年10月に市の出資によります第三セクターとなつたわけでございます。そして平成2年の1月から放送を開始してまいりましたが、現在、加入者は6万世帯を超えまして、本市における重要なメディアの一つとなっているわけでございます。このように高い加入率の背景には、この事業がご承知のように、電波障害対策としての役

割を大きく担つてまいつたという経緯があるわけでありまして、それにつれて放送エリアも同時に拡大をされてきたところでございます。最近のケーブルテレビといいますのは、単なる受像ということだけではありませんで、マルチメディアとしての非常に重要な役割を担うことが考えられておりまして、いわゆる情報インフラとして将来に向かって大きな可能性が期待されているわけであります。

ご質問の放送エリアを全市域に拡大したらどうかと、こういうお話でございますが、これにつきましては、事業主体がケーブルテレビジョン四日市ということでございますから、第一義的にはケーブルテレビジョン四日市がみずからの業務として行うべきであろう。第三セクターと申しましても、企業であります以上は、やはり企業独自の採算性にのっとった検討がまず行われるべきである、そういうふうに認識しておるわけでございます。

しかし、その反面、これまで6割を超えるような世帯をカバーするに至っている状況を見ました場合には、ご指摘のような情報格差も新たな課題となってまいりますし、それから社会的な責任といいますか、第三セクターとしての役割もあるところでございますので、放送エリアを全市域に拡大するというのはそれなりの意味合いがあるわけでございますが、これを実行するには非常に莫大な経費がかかるわけでございます。

また、今、未加入地域となっておりますところは、人口密度も非常に低いという地域で、不採算地区が非常に多いと、こういうことから公共性ということを考慮に入れましても、即座に実行ということはなかなか厳しい状況にあるというのが実態でございます。しかしながら、そうは申しましても、先ほど話がありましたような、人口密度の高いところで、なお施設が老朽化しておるとか、まだ現実にその線が行ってないとか、そういうところがございますので、そういったところについてはその可能性についていろいろ模索をさせていただきまして、将来のマルチメディア社会というようなことも考えまして、将来の情報インフラの整備をする、そういう長

期的な観点を見ながら、郵政省初め関係機関の動向を見きわめつつ、調査、研究を進めましてその方向性を定めてまいりたい、そんなように考えておるところでございます。

それから、現在の電波障害対策につきましては、平成3年度から市に補助制度を設けまして対応してきたわけでございますが、まだ自然地形等による電波障害等で未対策地域があるのは事実でございますし、またその反面、私どもの制度が全国的にも例のない制度でございますので、いろいろ制度上のひずみというようなものもなくはございませんので、ご指摘がございました対策後に転入してきた人だと、あるいは何かの事情でそのときに入れなかった人はどうだと、こういうことが一つの具体的な課題となってきておるわけでございますが、そういうことにつきましては、補助事業者である対策組合の運営上の問題ということもいろいろございますので、そういったこともいろいろ含めまして、今後検討とか、あるいは見直し等を行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木一美君登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第2点目の行政改革に関連して大きく3点ほどご質問いただきました。順次お答えを申し上げたいと思いますが、今、議員ご発言のように、行財政にかかる問題としてリストラを進めるということにつきましては、まさに地方自治体が抱え、かつ我々が一番大きな課題として現在、取り組まなければならない課題であるというふうには認識いたしております。自治省が自治体に対しまして、この地方行革リストラに対する措置といいましていろいろな考えを打ち出してまいりうということで、事務次官通達が、本来ですと7月ごろに出てくるというふうに伺っておったわけでございますが、これが少し時期がずれておるということございますが、一番の眼目は、いわゆるリストラによる定数管理の適

正化ということが大きな眼目であるというふうには受けとめておるわけでございます。それに向かっていわゆる外郭団体でありますとか、その後のリストラによる行財政整備、サービスの低下を招かないような改善の方法だと、そういうことで指示がまいりうかというふうに思っております。

本市におきましては、既にご承知の本年度から第4次の行財政改善整備計画の取り組みをいたしておるところでございますが、その基本項目とは、これらの方向を一にしておるというふうに認識いたしております、今後ともこれとの関連をもって十分に対処をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、一般市民を交えた監視組織の設置についてということでございますが、本市につきましては、既に昭和60年の時点におきまして、学識経験者、あるいは市民、民間の11名からなります委員をもって行財政改善改革推進委員会というものを設置いただきまして、行財政改革大綱を具体的なプログラムとして、また行財政改善整備計画の策定をいたしてきたところでございまして、今後こういった経験の中におきまして、自治省の通達に照らしてどういう形にするかということについては、十分適切な方途を講じてまいりたいと思っております。

公務を執行する行政機関でございますので、リストラといいましても、いわゆる不採算部門を切り捨てるといったような、民間におけるリストラのようにはいかないというのは十分承知しておりますが、各所属、また各職員の業務量、その処理方法を精査いたしまして、それに見合う適正な人員配置を図る。また、季節的に繁閑のある業務の弾力的な職員の勤務対応といったようなことも考えなければならないわけでございますが、これらにつきましては、組織のあり方等を含めて今後十分に検討して、少しでも改善を前に進めていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

第2点目の行政情報の提供ということでございますが、一つの問題点と

して、いわゆる工事の落札業者の公表等につきまして、現行におきましては、工事金額、予定金額が1,000万円以上のものにつきましては、いわゆる閲覧方式をもって公表をいたしておるところでございます。今、お尋ねの中には、これを文書あるいは広報的に市民に公表してはどうかということをございます。現在の閲覧に来られる対象としましては、建設建材業者等が主でございまして、一般の市民の方々は閲覧による公表それ自体も周知が行き届いてないという面もございますので、差し当たりはそういうことの制度の周知とともに、広報にも紙面の限りがございますので、他の方法による公表については今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、職員に対するこういった議会情報等の周知でございますが、それぞれの職場におきます職場会議の開催の励行等によりまして、なお一層そういう周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、3点目の投票率の向上に向けて、特に職員のあり方、あるいは職員に対する指導の方法、研修の持ち方、いろいろご提言をちょうだいしたところでございますが、ただ、本日も十数名傍聴をお許しいただいております。これにつきましては、今、議員もご指摘のように、市職員としての認識の深まりのために一定のカリキュラムの中でお許しをいただいて、中堅職員の研修に取り入れてきておるところでございます。明日の午前中にもまた同数程度をお許しいただきたいというふうに考えておるところでございますが、いずれにしましても、任意に各職員が自分の意図するところでもって議場に傍聴に入るということにつきましては、傍聴席数が限られておるということもあるわけでございますが、一般市民の方の傍聴を優先するということが原則でございます。したがいまして、現状におきましては、庁内の数カ所の会議室等におきましてモニター放送を流し、関係職員あるいは聞く必要のある職員については、そこで傍聴しておるというのが実態でございます。ご理解をいただきたいと思います。

それから、研修内容につきましては、ご指摘のように職員が政治、選挙、こういったものに無関心であるということは許されないことでございますので、こういった問題点も取り上げて、職員に対する研修内容の充実には今後ともなお工夫を凝らして進めてまいりたいと思っております。

ご指摘の中に、選挙前におきます服務規律の確保についての助役通知の件にお触れいただきました。この助役通知は、議員が質問の中でもおっしゃられましたように、公職選挙法によります制限規定、これはもう完全な禁止規定でございます。それに加えまして、地方公務員法、あるいは教育公務員法におきます一定の政治行為をすることの禁止、あるいは制限、これらについて条項を示しながら通知をいたしておるところでございますので、この条項に照らして各職員が適切に対処することを、私どもは意図をして通知を流しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 渇水対策と今後の見通しということで質問をいただきました。ご承知のとおり、今年は平年に比べ2週間以上も梅雨明けが早く、いわゆる空梅雨となり、全国的な水不足が生じまして、今日なお、その状況が続いているわけでございます。特に今回は、四国地方、そして東海地方への影響が顕著でございまして、その中でも水源をダムのみに依存しております高松市や松山市、あるいは隣の愛知県におきましても知多半島等の各自治体は、相当深刻な状況となりまして、12時間あるいは19時間の断水という緊急事態となったのでございます。本市におきましても、木曽川水系に約20%を依存しております。その水がめであります岐阜県金山町の岩屋ダム貯水状況につきまして、私どもも連日にわたりその動向に注目をしたところでございますが、貯水率の低下によりまして、6月9日に10%の第1次節水が打ち出されました。そして今日まで第9次

節水33%カットに至るまで、順次節水率が強化されてきたところでございます。その間におきます各自治体間の水量確保の調整というものは、先行き不透明な中で大変な困難をきわめてきたところでございます。そして8月5日には、遂に岩屋ダムがゼロとなったのでございます。私どもは過去の事例から、発電用水の放流あるいは自流水の確保の可能性もあることについて聞いておりましたので、3市5町で、3市5町というのは、桑名、四日市、鈴鹿の3市と木曽岬、長島、朝日、川越、楠町と、この関係自治体でございますが、共同して知事と、さらには企業庁等に対し、生活用水の最優先確保について、木曽川水系緊急水利調整協議会、強くそれに働きかけてほしい。例えそれが有償であってもやむを得ないとの態度をもって陳情をしてきたところでございます。このことは三重県側だけではございませんで、岐阜県あるいは愛知県の各受水団体につきましても、同時に強くお願いをしてきたところでございます。その結果、発電用水等2,320万tの放流が決定をいたしました。8月5日のことでございます。しかしながら、この処置もその時点におきます判断といたしましては、8月14日までの量に過ぎないものということで試算されてきたところでございます。そして8月15日以降につきましては、これが60%のカットとなるということがその段階で確実視されてきておりまして、しかし、その一方でもう一つ問題になりましたのは、東員町にあります自己水源につきましても、農業用水との競合という問題が生じてまいります。取水ストップの要請が來たのでございます。私どもはそのことも配慮しながら、それまでに節水率に応じた配水ブロック管の調整作業を行ってきたところでございますが、いよいよ市民の皆さんのご協力が必要と判断をいたしまして、8月10日に給水対策本部を設置いたしますとともに、節水広報の徹底と、8月15日以降のプールの閉鎖、さらには大口需要者への協力要請をお願いしたところでございます。

ご指摘のように、プールの閉鎖につきましては、夏休みの子供たちの樂

しみを取り上げることにもなり、大変忍びないものがあったのでございますが、小学校におきましては、例年8月12日ごろにはプールがすべて終わりになるということも配慮いたしまして、8月15日以降の閉鎖と決定をさせていただいたところでございます。

また一方、大変厳しい水事情の中で、何としても断水を避けたいとの思いから、生活用水の確保を第一として判断をさせていただいた結果でもございますので、ぜひその点はご理解を賜りたいと思います。

ただ、今回のこの経験は、かつてない経験でもございます。ご指摘されましたことにつきましても、よく理解ができます。果たしてそれでよかつたのかどうか、他に方法はなかったのかどうかという点につきましては、今回の渇水を教訓といたしまして、今後の反省材料とすべく、今後においてはといいますか、次の機会にはその辺も含めてよく検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

それから次に、今後の見通しについてでございますが、岩屋ダムは現在、依然としてまだコンマ以下の貯水率でございます。引き続き厳しい状況には変わりございません。木曽川水系の現在の33%カットといいますのは、当面9月10日ごろまでと想定されておるわけでございますが、それ以降につきましては、まだ不透明なところがございます。

しかし、本市の場合は、市民の皆さんのご協力によりまして、相当節水効果があらわれている。これは恐らく1万から1万5,000tと想定しております。しかも、水需要のピークが過ぎたこと、さらには自己水源と三重用水が健全であるということ、さらには農業用水の余裕があるということも期待されること等から、断水ということは避けられるのではないかと確信いたしております。

それから、今の気象状況から見て、木曽川水系の水がめでありますダムが一挙に増えるということは、到底期待ができないところでございます。かなりこの渇水対策は長期戦になると思っておりますので、今後とも引き

続き気を引き締めながら万全を期してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） 時間もございませんので、簡潔にお答えをいたしたいと思います。

第5点目の近鉄内部駅前の駐輪場の整備でございますが、議員もご指摘のように現在、国道1号、あるいは鉄道用地に200台の駐車がされているわけでございますが、非常に国道1号や旧道の交通障害になっていることから、定期的に整理員を派遣いたしまして、自転車の整理に努めているところでございますが、ご指摘のとおり、内部地区周辺は宅地開発等の進みによりまして、非常に人口の伸びと同時に、電車の利用が増えてくることは確実でございます。このような状態から、駅周辺においての自転車駐車場の整備というのは急務を要するところでございますが、ご指摘のように現在も地元自治会を通じて不足分の駐車場についていろいろ努力をもらっているところでございますが、駅舎の改善等も含めて、鉄道事業者あるいは自治会の協力を得ながら、今後も積極的に駐車場確保について努力をしていきたいと、かように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 時間も秒読みに入りましたので、行政改革の職員の意識改革による投票率向上についてのみ、再度ご質問を申し上げたいと思います。

まず、職員の傍聴につきましては、これはおっしゃるとおり、もちろん住民の皆さん最優先でございますが、きょうはたくさんお越しいただいておりますけれども、スペースがありましたらという条件つきでお願いしたことございますので、再度また考えていただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、藤井浩治君の一般質問は

この程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 緑水会の石川でございます。お昼下がり、またひとときおつき合いをお願いしたいと思います。

通告に従いまして、4点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点、天津市との交流についてお尋ねいたします。

天津市、本市の両市は、来年10月、友好都市提携15周年を迎えるやに聞いております。これまで相互に学生や市民らを派遣、親善関係を深めてきたことありますが、もうひとつ市民にぴんとこないところがあります。

天津市は、人口940万人で、本市の33倍余りの人口規模、当然、もうもの規模も比較にならない、対等でおつき合いできるはずがありません。つい最近、四日市市貿易促進訪中団が派遣され、天津港と貿易拡大へ基本合意ができたようです。10月には市長訪中においてまとめられるとのことでありますが、当然、貿易関係の拡大は、人だけではなく物の交流も大幅に促進されるねらいもあり、実を結んでほしいところであります。加えて、市制100周年に向けて、天津市との文化交流の一つの形である文物展も実現するとか、大変喜ばしいことであります。

しかしながら、本市は天津市の何10分の1の規模しかないため、天津市との友好都市提携を知らない市民のためにも、また天津との交流を深めるためにも、天津市の人をお呼びすることが多くなり、必要になると考えますが、こちらに来られて天津らしさのあるところ、建物、ムード等が感じ

られる施設等が必要ではないかと存じます。

10周年記念に本市が天津市に記念的なものをつくったということであります、天津市に、四日市市に何かをつくることを求めるることは無理なことだと思いますので、本市が、また本市の市民がそれなりに胸を張ることができ、また、天津市の物産、文化等にいつも触れることのできる施設づくりをみずから考え、具体化するのも必要ではないかと存じます。港周辺、あるいは都心部に天津通り、天津街、天津物産館など、天津を本市の中でいながらにして理解でき、楽しめるところをつくることもよろしいかと存じます。

市制100周年を目指しての事業の中で、天津との関係を前面に押し出せるものが一つもないのは寂しいように思います。100周年を見越して天津との友好都市提携20周年を目指して、さきに述べましたことなど参考に、何かをスタートされたらいかがでしょうか。

沖縄の那覇市は、福州との友好10周年を記念して、大きな公園をつくりております。そこを訪ねて十分中国の情緒を満喫してきた次第でございます。その公園は、福州市の名所が一つにまとめてあり、異国情緒十分がありました。10周年でこれだけのものをつくれば、市民の認識も深まり、福州からのお客様もさぞやお喜びのことと存じます。

さきに述べましたとおり、貿易交渉に向けてスタートされた以上、この際、具体的な天津そのものが市民にとって身近なものになるように、さらに一層の努力を期待いたしたく存じます。

お聞きするところによると、天津市は世界で、アメリカのフィラデルフィア、韓国の仁川、そして日本の神戸、千葉市など16市との都市提携を結んでいるということですが、本市が規模的に小さい方なのではと思います。小さくとも一味違うものを持っている四日市を、この機会にお考えになったらいかがでしょうか。最初は点として、そして線、面として拡大していくことが考えられますが、本市における天津との提携のあり方を市

民と結びつけていくためどのようなお考えを持っておられるか、また100周年記念事業について、100人会議等において提案され、まとめられたマスター・プランの中に見当たりませんが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

100周年記念式典で友好都市へのご招待をされるのですから、何か本当に温かい心の通いが感じられるお土産を、すなわち、施設の整備などの話を準備されたら、どんなにか喜ばれるかと思います。港湾計画の中に大きな計画があって、何ら心配もないのなら安心ですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

ただ一つ、100周年記念事業の中に、単発的な大インポートバザールの開催があるようですが、天津のみではないように思います。たとえ天津が参加していても、これはあくまでもイベントです。長いおつき合いのできる、そんな事業を友好都市提携20周年、あるいは市制100周年を記念してスタートしたらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、祭礼としての四日市まつりについてお尋ねいたします。

四日市の夏の風物詩大四日市まつりは、猛暑の中盛大に終始したことに対して、四日市まつりで育った者としてご同慶の至りでございます。

献花式で幕をあけ、3日間にわたり、祭りというより多彩なイベントが繰り広げられました。今年で31回目を迎えた四日市まつり、同時に行われている商品祭り、港祭りも結構ですが、もうひとつ盛り上がりに欠けているように思います。数少ない山車、しかし、地元商店連合会の尽力で往時の山車の復活もあり、最終日には、いつもながら各保存会の最大のご努力で盛り上がりも最高となります。イベントの域を出ないところに市民の不満があります。

本来祭礼は、神社、すなわち諏訪神社の祭礼であって、氏子中心に盛り上がりなくてはならないものであることは申し上げるまでもありません。しかし現在のお祭りは、ほとんど行政主導で、肝心の山車などは協賛と

いう形で参加しているようで、もうひとつ祭りとしての値打ちがありません。21世紀に入ってもこのままで進められていいものかどうか、首をかしげたくなるのは私一人ではないと存じます。

どうせ暑い夏の日ゆえに、気分転換に祭りを楽しむということになってしまわないかと思います。純粋に祭りを楽しもうという市民1人1人の気持ちちは薄いのではないでしょうか。また、協賛する各地区、保存会なども張り合い、満足を覚えているとは決して言えないし、物足りなさを感じている者がいるのではないか。

日本じゅうに知られた大入道、その価値たるや大変大きいものがあるはずです。期待して四日市を訪れる県外の方にとって、今のようなショーティな取り組み、イベント的な繰り返しではがっかりされてしまうのも無理はないように思います。戦前の東海三大奇祭に戻すことは無理であり、伝統の祭りであっても、既にそれは過去の地域の文化を保存する無形文化財の役割にとまっているといった状態であり、また、祭りのスタイルにおいても変化していますが、せめて諏訪神社の祭礼として、伊勢湾台風前の姿に戻すことが本来のあるべき姿であるように思います。日程も9月25、26、27日、3日前後の土日中心に戻すことも考えたいものです。

申し上げるまでもなく諏訪神社は、水や風に直接関係のある農業の守護神としての信仰が著名なこともさることながら、水の信仰が海の守り神となり、古くからある港の近く、海の近くに必ずと言ってよいほどにお諏訪様がお祭りされております。この四日市の中央に位置する諏訪神社は、全国に分布する諏訪大社の御分社の一つとして、本市においても、広く「お諏訪さん」として親しまれています。諏訪神社の紋であるカジの木の葉が南納屋町の鯨船のへさきの紋でもありますことから、四日市まつりも諏訪神社とともにあるべきと考えます。社会的に大きな環境の変化が著しく、形式化した隣組、高齢化による町機能の弱体化も大きな課題がありますが、もとに戻す力は、もうこの後年を数えるほどに難しくなると思いますが、

いかがなものでしょうか。

祭礼として、氏子を挙げてそれぞれの山車が協力し合って、応援し合って盛り上げる、ひいては諏訪神社の祭礼としての地区、地域、また核になるところの賦活も可能になろうかと思います。必然的に、21世紀は超高齢社会に突入、祭りどころではなくなり、今まま行政主導的要素の強い方がいいように思われます。しかし、今ままだと、市民すらさらに白けてしまうことになるのではないか。

大入道の参加にもいろいろのご苦労があるなど、また、今後もあると聞いております。女性の参加も当然になるようですが、これも苦肉の策であると推察できます。既に登場している女性みこし、子供みこしのように、女性、子供まで枠を広げて、市民挙げて氏子としてのお祭りを維持していきたいものです。富田の鳥出神社のあの勇壮な鯨船は、地元の高齢化が進む中で、ご苦労しての演出であることがうかがわれますが、祭りは氏子の力いっぱいの参加、そして盛り上げによる展開が本来の姿ではないでしょうか。

ここで提案いたしますが、四日市まつりは諏訪神社のお祭りとして根本的に見直してはどうかと考えます。国道1号を越え、神社に入る。ところが、鳥居の周辺が狭いため、練り込みも思うに任せないなど、諏訪神社としても、また山車を演ずる地区保存会も、また楽しむ市民も不満があります。そこで、慈善橋の南側で、三滝通りの東側に位置する八幡神社と三滝通り周辺の市道の組み合わせを考えてみたいと存じます。祭神を八幡神社に移す祭事を行い、そして三滝通りを祭りの間じゅう祭り通りとして山車の舞台としてはどうでしょうか。三滝通り周辺に来れば、そこで十分祭りを楽しむことができるし、また、山車を出す側にとっても1日数回盛り上げることによって、全国的に有名な祭礼の形と共通した祭りの傾向を持っていけるのではないか。

諏訪神社を祭神とした新四日市まつりの復活を期待するものであります。

ご所見をお尋ねいたします。

次に、ドーム型多目的スポーツ施設についてお尋ねいたします。

まちのシンボルとなり、後世に残る市制100周年の記念施設として、いよいよ実施設計に入り、来年5月には着工ということですが、完成するまでのドーム内外の課題、特にアクセスなどの課題をどうクリアしていくのか、この大事業をなし遂げることに対し、多大のご苦労が山積みかと存じます。

さきの議員説明会においての説明、質疑において概略理解でき、安心も一步前進いたしましたが、時間がなく、また今後具体的に聞かせていただくことはほとんどないと思いますので、改めて要望やら具体的にお尋ねしておきたいことがありますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1点、アクセス関係からお尋ねいたしますと、新港を中心に今後の本市の発展のために、全体的なアクセスを整備し、飛躍的な発展をさせなくてはならないという考え方方に立って、すべての取り組みがなされなければなりません。この点どうお考えになっているか、議員説明会とダブらない程度に再度お尋ねいたしたいと存じます。

第2点目ですが、議員説明会でも申し上げましたが、ハードはつくればよいが、ぜいたくなおもちゃにならないために、ソフトの部門について、具体的にどのようなお考えを持ち、どのような事業展開されるような計画を持っておられるのか、お尋ねいたします。

議員説明会の質疑の折、市長公室長は、9割は満たせるから大丈夫との返事がありましたが、28万都市として今後の財政事情を考えてやり抜いていける自信はあるのか、お尋ねいたします。高いお金を出してゲートボールをしに来るお年寄りはいないようですし、いろいろなスポーツも、あちこちから呼ぶにしても、そうたびたび大会もできないように思います。練習試合にドームを利用する人もいないでしょう。心配ばかりが先に立つのは私だけでしょうか。

第3点目ですが、公式競技場ではなく、市民皆で楽しむドーム、生涯スポーツを主体としているということですが、判定、判断の目安となるこのような規模のドームの見本がなかったため、総花的で何ら心配がないように伺いましたが、見切り発車で今後に心配はないのでしょうか、お尋ねいたします。

4点目、着工に向けてのお尋ねをいたします。

その一つは、資材の搬入についてありますが、国道23号は大変交通量が多く、工事関係者にとって大変です。そこで、工事用道路をどうお考えになっておられるのか。次に、海上交通は考えておられるのか、この辺のところをお尋ねいたします。

次に、施工業者についてですが、本市の入札の方法は条件つき一般競争入札ですが、ドームは特殊な工法を、また技術を必要といたします。資質の高いドームの経験者の指名を考えなくていませんが、その点どのようにお考えか、お尋ねいたします。

いろいろお尋ねいたしましたが、名実ともにすばらしいドームを期待しております。

最後に、地元川島地区バスルートの件についてお尋ねいたします。

川島地区は、現在新しい住宅地が3地区加わり、人口も1万人を超える閑静な住宅地として、ある意味で新しい川島の様相を呈してまいりました。しかしながら、公共交通機関がありながら、そこまで遠く、車に乗れないお年寄り、子供にとって大変不便な地域でもあります。中でも、二つの新興住宅地にはバスルートがありません。過去のいきさつから、なかなか思うに任せず、バスルートを最も切望している陽光台においては、署名運動をするなど熱心なところもあり、また、地域連合自治会も要望などしておりますが、具体的に向けて、もうひとつ前に進みません。

三重交通さんと協議させていただいておりますが、また、具体的に青写真も描いていただいておりますが、バスルートの周辺の整備、すなわち通

称2号線等道路の拡幅等、信号、ミラー等の交通安全上の整備、また停車場の整備など、おのの公共交通のスムーズな運行を図れるような整備に多くの課題がございます。いつできるのか見当もつかないのでは、地域の皆さんにとっては、四、五年も前の話がつぶれ、3年前に再度要望を出してもめどが立たないのではたまりません。例えば、陽光台のお年寄りの方が、湯の山線川島駅に行くにも、また松本駅に行くにも20分以上もかかるというのでは、まさに僻地にいるようなもので、その心中察するに余りあるものがあります。

3カ月ほど前に詳しくご相談させていただきましたが、その後どれくらい話を進め、具体的にお考えいただいているか、お尋ねいたたく存じます。何とぞよろしくお願ひいたします。

3月議会でお尋ねいたしました三重交通営業所の移転問題も、やや遅れることですし、ここを起点とした具体的なバスルートについてもしばらく時間がかかるかと存じます。この移転とは別問題としてとらえていくことが無理のないところと思われます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 天津との交流について、私からお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、大変古い話で恐縮でございますが、中国のどこかの都市と都市提携をしようということで、私が初めて中国へ渡ったのは1978年、都市提携が決まります2年前でございます。

当時、中国側は、日本の交流窓口として、中日協会というのがございまして、この協会長さんが実は寥承志先生、当時の全人代の外務委員長をされていらっしゃった方でございます。

この方にお目にかかりましたときに、寥承志さんというのは、辛亥革命

の闘士でございましたので、皆さんもご存じのとおりだというふうに思いますが、この方が私に申された最初の言葉は、「どこと都市提携したいのか」ということでございました。当時私は、四日市の大きさを考えて「秦皇島あるいはまた青島ぐらいでしょうか」ということを申し上げましたら、寥承志先生は、いきなり「天津とやりなさい」というお話がございました。私は、天津市というのは、当時800万ぐらいの人口がありましたので、「四日市市ではとても対等のおつき合いはできません」ということでお断りをいたしましたところ、「加藤さん何を言うのかね。大きい小さいは、中国は問題にしないんだ。お互いに双方が益するところがあれば、大きい小さいが問題ではなくて、都市提携をする意義があるんだから、そんなことは遠慮しなくてもいいよ。天津へ行ってらっしゃい」というのが寥承志先生のお言葉でございました。

私は、このお言葉に励まされて、天津へ行き、それから2年後にこの都市提携の運びと相なったわけでございます。

それから以後の交流については、既に議会の皆様方十分ご承知のとおりであろうかというふうに思うんですが、相互の交流が非常に深まってきた。そのことは、天津市においても高く評価を受けているところでございます。

ところで、最近の中国の状況は、経済開放ということで、非常に経済活動が活発になってまいっておりまして、そういった面での交流をもう少し四日市との間で深めたいというのが先方のご希望でもあるわけでありますから、私どもが、ちょうど四日市に輸入基地をつくろうといたしておるときでございますので、天津市からそういった輸入のできるような物資があるかどうか、その調査を中心にいたしまして、ついせんだって、助役を団長として訪中団を派遣いたしました。

そのときの話し合いで、実はこの四日市と天津との交流ができるなら、2000年に迎える友好都市提携20周年に四日市館、天津館を相互に建設する

ことを目標として、15周年を記念として建設構想具体化のための合意文書を交換したらどうかという話し合いをいたしてきております。その前に、まず双方から交流駐在員を派遣しようということでございまして、これは相互に交換をする。ここからまず始めていこうということになっていきつつあるところでございます。さらに、中学生等を対象とした訪中団もこの20周年には派遣をして、双方の相互理解を深めていこうというような事柄も、この中には書かれております。さらには、天津市環境プロジェクトの策定、あるいは実施に対して四日市が貢献をしようというようなこともございますし、さらに、その他イベントはもちろんございますが、メインは、先ほど申しましたような交流員制度と四日市、天津双方でお互いの館を双方に20周年を記念としてつくり上げていこうというような話し合いをしてきたところでございますので、今後、私が10月に参りますが、その時期にこれらの話について突っ込んだ話し合いをして、そこで議定書を交わすことができたならばというふうに思っておる段階でございますので、さようご承知を賜っておきまして、今後の展開についてさらなるご支援、ご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、第1点のお答えとさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の祭礼としての四日市まつりにつきまして、いろいろとご提言をちょうだいしたところでございますが、ご承知のとおり、大四日市まつりにつきましては、昭和39年に、七夕祭り、港祭り、商品祭を統合いたしまして、本市の市制記念日の8月1日から四日市港の開港記念日の8月4日までの4日間開催をいたしておったわけでございますが、昭和55年の第28回から、より多くの市民の皆さんに参加いただけるよう、8月の第1週の土曜、日曜を含む3日間として、現在に至つておるわけでございまして、今日では、本市の真夏の祭典として定着してお

りますことを喜んでおるところでございます。

行事といたしましては、ご承知のとおり、諏訪神社の祭礼に出演しておきました大入道、鯨船など郷土文化財行列を中心といたしまして、ドリームパレード、サンバフェスティバル、お諏訪みこしなど、だれもが気楽に参加し、親しめる祭りに努めておるところでございます。

また、9月25、26、27日の諏訪神社の祭礼につきましては、神事を中心といたしまして、甕割り人形とか岩戸山、お諏訪みこし等が時々出演をしていると聞いておるところでございます。

ご指摘のとおり、大四日市まつりは実行委員会組織で運営しているといいますものの、行政主導的であることは事実でございまして、氏子を中心とした諏訪神社の祭礼に戻すことは、行政と神事とのかかわりの問題、あるいは山車出演者の勤務、あるいは学校との関係、昨今の交通事情など、難しい課題が山積しているのが実情であります。

これまでも、産業公営企業委員会とか、学識経験者等を委員とする祭り調査研究委員会の研究結果もあるわけでございますし、さらに市政アンケート調査のご意見も今後十分勘案しながら、今後とも大四日市まつりが新しい四日市市の創造、活性化につながり、対外的にも情報を発信できる祭りとして定着するよう努めますとともに、ご指摘もございましたように、昔ながらのお祭りの風情を少しでも取り戻せないか、行事内容につきましても十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ご質問のありましたドーム型多目的スポーツ施設のうち、工事関係を除く部分と、川島地区のバスルートの件の2件についてご答弁申し上げます。

まず、ドームの施設建設につきましては、さきの議員説明会でもご説明

をさせていただきましたので、それ以降余り時間がたっておりませんので、その繰り返しになるような部分が多いかと存じますが、建設計画の予定と申しますと、現在実施設計を進めておるところでございまして、12月議会におきましてゼロ債務の予算補正をさせていただきます。そして来年3月議会におきまして工事の契約案件を上程させていただきたいと、そのように考えております。スケジュール的には大変厳しい面もございますけれども、来年の5月に着工いたしまして、24カ月の工期で建設をいたしまして、平成9年5月の竣工を予定しております。そして8月の市制施行10周年記念式典の会場として、そのドームが利用できるように準備を進めてまいりたいと、そのように考えております。

この間、ドーム建設と並行いたしまして、一番問題となります道路アクセスですか駐車場等の整備につきましても、検討を加えていくわけでございますが、議員各位を初め、市民の皆様方のご意見等も受けながら、それは進めてまいりたいと、そのように考えております。

特に、アクセスの問題につきましては、先般ご説明を申し上げましたようなことを含め、本市の北部地区全体の交通ネットワークとの整合性も考えまして整備を進める必要があると、そのように考えております。

次に、ドームのいわゆるソフト部門、いわゆる運営計画でございますが、具体的にどのようにするのかというご質問でございますけれども、先般も申し上げましたように、地方ドームの先進地であります出雲ドームですか長浜ドームなんかの利用の実態ですか利用の予測を参考にいたしますと、施設の利用稼働率は、9割以上の利用が図られておる。そのうち、やはり9割をスポーツ利用がさらに占めておると、こういうふうな状況になっております。したがいまして、この四日市のドームにおきましても、サッカーですかソフトボール、テニス、ゲートボール等、幅広くスポーツができる施設でありますので、スポーツ利用がその大半を占めるうことになるだろうと、そのように考えております。

その他イベント利用ですか、それから見本市、展示会等の活用もできる施設でございますので、多くの市民の皆様の円滑な利用が図られるよう、できるだけ効率的な施設利用を考えてまいりたいと、そのように考えております。

また、料金等につきましても、他都市の類似施設等の状況も参考にしながら、市民の各層の方々ができるだけ使いやすい料金設定を考えてまいりたいと、そのように思っております。

次に、川島地区のバスルートの件でございますけれども、これにつきましては、地元から非常に強い要望が長い間続けてございまして、何度も三重交通の方にも検討をお願いしてきた経過がございます。

しかしながら、バスルートとしてバスが通過する関係の自治会の方から、安全面での確保等についていろいろ問題があるという、これまた強いご指摘がいろいろございまして、全面的に賛成が得られていないと、こういうことで、三重交通の方におきましても、実行のところまでは具体化していないというのが現状でございます。

特に、バスルートとして予定をしております一部に、通称2号線というのがあるわけでございますが、これは川島駅から近鉄の線路沿いに西の方へ抜ける道路でございますけれども、この一部に道路の南側に高い擁壁がございまして、逆にその反対側には近鉄の湯の山線が走っておるという、1車線だけ通る非常に細い道がございます。この拡幅が物理的に非常に困難というようなことになっておりまして、このあたりの改良ができない限りは、この路線としてはなかなか実現しにくい。

したがいまして、そういう状況もございますので、このバスルートのありようそのものにつきまして、地域全体をもう一度改めて見直しまして、その可能なルートがどこかでとれないか、こういうふうなことを再度検討したいと思っておりますが、現在は、地元の連合自治会の方で、考えておりますようなバスルートを、現実に交通安全面を考えました検討をしたい

ということで、継続してご検討いただいておると、こういうことでございますので、当面はその検討結果をいただいて、その後我々は具体的に具体化に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えておる次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 4点目について、ドーム型多目的スポーツ施設の工事用の資材搬入方法についてでございますが、大きな資材の搬入についてでございますが、今までの競輪場の建設や野球場等の工事と同じように、国道23号によりまして、夜間の搬入、こういうことを考えております。

また、海上交通についてでございますが、運河の水深も浅く、大きな資材の搬入については難しいと考えております。

詳細につきましては、今後の実施設計を進める中で十分検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、施工業者の発注方法でございますが、ドームは、大空間の加工、こういう建築物でございまして、特殊な工法、高度な技術を必要とするわけでございますが、安全管理や工事の円滑な進捗を図るために、実績のある大手業者を含めていかなければならぬと、このようには考えております。このドームは、本市が発注する公共工事としては最大級の規模となっておりますので、発注方法につきましては、入札参加資格審査会で十分検討をさせていただき、結論を得てまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 ご答弁ありがとうございました。

天津との交流につきましては、市長の方から、具体的な過去のいきさつ、あるいは2000年に向けての取り組みについてのご説明をいただきました。

どうか市民とともにある友好都市であるように、さらに充実した方向に向けて、しっかりと頑張っていただきたいと思います。10月には市長みずから天津の方へお越しになるということでございますが、どうぞ大きな期待をしておりまして、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それから次に、祭りについてでございますが、確かに神社と行政とのかかわりというのは非常に難しいところがございますが、今現在、行政主導というような形で、これは今後もそういうお世話にならなくちゃならぬ部分がたくさんございますけれども、表に出ることなく、もっともっと側面的に持ち上げていただけるような形で持つていけば、諏訪神社さんも、あるいは氏子さんも、鳥出神社の鯨船、あるいは富田一色等のもろもろのお盆を中心とした取り組みができるということはないと思いますので、その辺のところもよくお考えいただきまして、今後の取り組みをお願いしたいと思います。

それから、やはり祭りというのは、市民が待っている祭り、あるいは子供の心に残る祭りでなくてはならないかと思います。そのときばたばたばたっとイベント中心で取り組んでいくという形では、やれやれ終わったというようなことで、また1カ月近く前から諏訪太鼓があちこちで練習の声が聞こえてくるというような取り組みで、ぱたっと鳴りやむというようなものでなくて、やはり余韻が楽しめるような祭りであって、本当の四日市の市の祭りになるんではないかと思います。

今までの31年間の伊勢湾台風以降の取り組みに対して、大変ご苦労があったということはよくよくわかるわけでございますけれども、あちこちの本当のお祭りを見せていただき楽しむ中にあって、何か地元の私どものふるさとの祭りが物足りないというふうに感じるところから、質問をさせていただいたわけでございます。

どうかひとつ今後、難しい問題を乗り越えていただかなくてはなりませんが、このままではせっかくの四日市まつりもイベントに終わってしまう

のではないかと、そのように思います。

それから第3点目でございますが、特別委員会もございますので、多くを言うことはないわけですし、私も質問をさせていただいて、またご答弁をいただいたわけでございますが、さらに突っ込んだところは、ノウハウの部分については特別委員会でしっかりやっていただきたいと思いますが、ただ、8月1日に記念事業という形でドームを使うということが例えはあるとしましたら、今年のような暑い夏の8月1日にぶつかった場合に、どれだけ空調が整備されておりましても、これは本当に地獄のような祭りになるんじゃないかというような予想が立ちます。今のような状態では十分予測がされますので、その辺のところは、もっともっとよくこれからまだ実施設計、あるいは施工、完成に向けての時間もございますので、先ほど市長公室長のお話も、いろいろるる細かいご説明がありましたけれども、議会挙げて、行政挙げて、ともにこの大切な四日市のシンボルとして育て上げていかなくてはならぬものを、ともども両輪のごとく取り組んでいかなくてはならない問題ではないかと思います。

どうかひとつ、今後そういうような取り組みでぜひともお願ひを申し上げたいと思います。

一つ、前回にもお聞きしました9割ということですが、長浜と同じような条件で考えておられるような印象すら受けましたけれども、四日市と長浜とは全然体質が違うものであると私は思います。その辺のところをもっともっとよく研究をしていただいて、そう楽観的にしていただくのは、かえって市民にとっては刺激を与えることになりますので、もう少しトーンを落とした形で、市民とともに悩むと、市民とともに考えると、そういうような姿勢を持っていただかないとい、大変危険なように思います。私は、先ほども質問の中で申し上げましたように、お金を出してゲートボールをやる、あるいはお金を出して練習試合をドームの中でやるというような、幾ら安くても、安かったら取り合いになりますし、なかなかできるもので

はないと思います。実際に赤字財政が考えられてくるわけでございますけれども、9割なら赤字になることはないかもしれません、とにかく安く安くということを言うておられると、結果的にはランニングコストという問題もたくさんございますし、今年のような夏の場合、大変そういう空調の問題も、さらに上げなくちゃならぬことも出てきますし、いろいろと維持に関しての課題も大きくなってくるかと思いますので、その辺のところを十分時間をかけて検討を重ねていただきたいと思います。

それから、バスルートの件でございますが、いろいろな地区要望というのは、よりよくすると、あるいはあった方がいいという考え方にして、いろいろ要望がされてくるわけでございます。また、便利さを含めて、豊かさの追求のために要望というのは出てくるわけでございますけれども、せっかく求めて住んだところに、不公平さというものが出てくるような状態では、これは残念なことに、キャッチフレーズであります住みよいまちづくりにはつながっていないかというふうに思います。

取り除くことこそ、そういう市民の痛みを十分感じ取っていただいて、地元が一生懸命苦しんでいるのに、地元が何とか答えを出してきてからというようなことじゃなくて、こういうことをしたらどうだということで、いい意味での行政指導もしていただき、よしそこまでにしておけと、あとは任せというような、そういう姿勢もあってもよろしいんではないかと思います。

市のシンクタンクとしてお取り組みいただいておるわけでございますので、もっともっとやはりその辺の部分、物量的に無理とか、そんなことを言っておったら、何も前へ進むはずがございません。小手先のみの考え方で枠にはめてしまうようなことだったら、一体市民は、どういうふうなところに住んで、どういうところで辛抱したらしいんでしょうか。かなり大きな団地を持ちながら、そういう不便の中に生きておられるお年寄りの人たち、あるいは子供さんたち、あるいは車を持たない、車に乗れない人た

ちの思いを考えれば、非常に不公平さを感じます。

そういったことで、まだまだ問題は地元にもございますけれども、もうひとつこの障害を取り除く努力をしていただいてこそ、初めて先を読んだ市民に優しいまちづくりにつながっていくのではないかと思います。その辺のところをもう一度市長公室長に再度お尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 今申し上げましたことは、現在、そのバスルートの是非につきまして、地元連合自治会の方でご検討をいただいておるということでございまして、それをその結果を踏まえてということは、決して座して待つという意味じゃございませんで、一番最後に申し上げましたように、今考えられておりますバスルート以外にも新たなルートをとることができるとかできないのか、そういうことも今検討しておるということでございますが、今ご検討いただいているルートというのは、もう従来から言われてきたものでございますので、そういうのをまず最優先に考えて、地元のご意向を伺ってから、こちらが対処したい。こういうことでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 ありがとうございました。

大変難しい問題で、過去のいきさつから、市民の総意、町民の総意があって、初めて三重交通さんも立ち上がってくれるということでございます。そんなことでございますので、一度消えたものをもとに戻すというのは、大変な地元としても苦労があるわけでございます。だけども、市民の、町民の思いを考えれば、やはりその思いを、痛みというものを少しでも感じ取っていただいて、地元ではどうにもならぬと、私は地元の自治会をしっかりした、それぞれの思いの中で、12人の自治会長さんが頑張っておっていただくわけですが、その人たちの力以上に難しい問題ってあると思いま

すので、その辺を何とぞひとつお力をおかりしてでも、何とかしてほしいという思いでございます。

川島は、これからはまだまだ、営農計画等でいろいろ山を坊主にしていくような状態で、その先も見えないわけでございますが、全体を考えた場合に、四日市の中において川島の位置づけというものは、今後さらにいろんな意味で大きくなるんではないかと思います。その中にバス1本ないというのは、これは非常に寂しいことだと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後2時5分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 通告に従いまして質問をいたします。

まず、四日市の顔と副都心についてであります。

本市は、平成9年に市制100周年を、そして平成12年には21世紀を迎えることになりますが、21世紀に向かって大きく飛躍するためには、副都心の整備が重要な役割を握っているのではないでしょうか。

改めて申すまでもありませんが、本市の都心部は、近鉄四日市駅を中心にして、その周辺には商業及び業務機能が高度に集積しており、県下第一の商業地域を形成されていますし、駅西には文化会館、博物館、市民公園等の文化的施設が、さらに市民の皆様はもとより、市外から多くの人が集まり、四日市市の玄関となっております。また、現在整備中の地下駐車場を初めとして、地区更新計画に基づく再開発事業や、J R四日市駅周辺

の新都市拠点整備事業のすばらしい計画が推進されており、これらの事業が完成をいたしますと、30万、いや50万都市になんて恥ずかしくない四日市市の顔となり、活性化することになるでしょう。大いに期待をしている次第であります。

それに引きかえ、昔から副都心と言われてきた富田、富洲原地区はどうでしょうか。副都心整備構想が叫ばれてから久しくなりますが、一向に整備は進まず、逆に、人口は減少の一途をたどっている状況であります。これらの地区を中心とした北部地域は、戦前戦後を通じて、漁業、水産加工業や紡績、綿糸、製綱業及び関連地場産業を中心に発展したことはご承知のとおりであります。四日市と合併いたしました昭和16年には人口が2万5,000人余りで、副都心にふさわしい繁栄を誇っていました。

しかし、近年の急激な社会経済情勢の変動により、これらの地場産業は衰退の一途をたどって、現在では過去の繁栄の面影は見られなくなりました。また、その影響を受け、地域の商店街もともに衰退してきました。地域の商店街では、自分一代限りで店を閉めなくてはならないという店主も多く、若い店主たちは、いかに活性化を図るか創意工夫を凝らし、種々の行事を催していますが、いまひとつ盛り上がりに欠ける状況であります。このままでは過疎化がますます進行し、副都心とは名だけの地区になってしまいます。

また、地域は長い間常習浸水地域として苦しんできましたが、下水道事業を優先的に整備していただきました今日では、浸水被害は大幅に減少いたしました。本件につきましては、この場をおかりいたしまして、市長を初め、関係の皆様に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

しかし、このように都市施設や生活環境を整備していただいたにもかかわらず、相変わらず人口は減少し続けております。人口が急減することは、結局魅力のない、住みにくい町というのではあります。私は、副都心とは、都心の発展を支える重要な柱だと考えております。一極集中の都

市は、その発展に限界があります。都心と副都心がともにバランスよく発展して、初めて都市全体の発展があります。副都心の発展が、都心のより一層の活性化につながることになるのではないかでしょうか。

市長が常々おっしゃってみえます30万都市を実現するためには、都心の整備だけではいけないと思います。幾ら都心が魅力的になっても、人口が集中しても、肝心の副都心で逆に人口が減少するようでは、市全体の人口が伸びないのは当然のことであります。

もちろん、富田地区では、土地区画整理事業により、近鉄富田駅前を広場として整備し、地区の活性化を図る計画を検討していただきましたが、減歩等の問題で地元住民の合意形成ができず、残念ながら計画が中止となりましたことは承知しております。しかし、だからといって、このままにしておきますと、ますます人口が減少をしていくことは火を見るより明らかであります。

冒頭に申しましたように、副都心の整備は、21世紀に向かって四日市が大きく飛躍できるかどうかの重要なカギを握っていると言っても過言ではありません。ぜひとも人口の流出をとめ、魅力ある副都心の整備を考えていただきたいと思います。

この問題は、ただハード面ばかりではなく、ソフト面も含めた広範な観点で検討していただく必要があると思います。道路や下水道などの生活環境のハード面の充実だけでなく、運動施設、あるいは文化施設などの生活に潤いを与えるのは、生活のソフト面の充実に結びつく施設の充実を図る必要があると考えます。都心と副都心との望ましいあり方とは何か、どうすることがよいのか、ご所見を伺いたいと思います。

次は、老人福祉についてでございます。

我が国は、今や平均寿命80歳という世界最長寿国になり、さらに、21世紀には4人に1人が65歳以上という世界で最も高齢化の進んだ国になることはご存じのとおりであります。高齢化社会の負担の多い社会というイ

メージだけとらえても、何の解決になりません。

人類の永遠の夢であった長寿。長い生涯を、健康で生きがいと喜びを持って過ごすことができて、初めて人は長寿のことを思うことができるのです。高齢化社会を明るく活力に満ちたものにするにはどうしたらよいのか、その検討を重ねることが急務であります。

大正生まれの人たちは、青春時代の人生で一番楽しい時代を戦争で苦しめられ、戦後は食糧難、物資難に苦しみ、ただ黙々と働いてきたことが、今日の我が国を経済大国に築き上げました。しかし、振り返ってみたときには、既に老人と言われる年齢になっておりました。このような苦労をなさった方々のために、少しでも楽しめる健康で明るい老後を送るには、どのように手を打ってみえるのか、お伺いをいたします。

私も、時々市民から頼まれたことを福祉へ持ち込みます。相談に行きます。その結果はともかく、担当者の対応は、実に親切に相談に乗っていたことに対し、敬意を表する次第であります。

今一番かわいそうな人は、手のかかる病気になった人、また痴呆性、あるいはそれに近い状態になった場合に、家庭で面倒を見るのが一番望ましい姿でありますが、それぞれ家庭の事情によりますが、このような人を何とか家庭で面倒を見るのは、せいぜい二、三ヶ月が限度ではないでしょうか。本人は、死ぬなら我が家か一般病院で死にたいと思っても、家族が家庭の事情を話し、病人を納得させ、施設に入れて世話をなろうとします。人間、生きてきて幸せな一生であったか、あるいは不幸せであったかは、老人になったときが左右することだと思います。私もこのような病人を見舞いに行きましたとき、「橋本さん、悔しい」と泣きすがられたこともあります。

そこで、施設の医師の増員を図るか診察回数を増やすか、いずれにしても本市だけではできない問題でありますので、国、県に強く働きかけ、努力のほどをお願い申し上げます。

今後の高齢者対策につきまして、国の示す基準を、いかに四日市に置きかえてプラスアルファを加えながら実施するかということが、本市における高齢者対策を進める上で必要になってくると考えております。その辺は第6次基本計画の中で十分検討し、策定されたと思いますが、再度その概要についてご説明をお願いいたしたいと思います。

ハード面の整備は十分といたしましても、福祉はやはりソフト面の充実が、今後ますます大変重要かつ必要な要素となってこようと考えられます。特に、ホームヘルパーを始めとする介添え・介助に必要な看護婦、保健婦、理学療法士、作業療法士等の人材確保を今後どのように進めようとしてみえるのか、その確保と育成は困難だろうと思いますが、その辺の考え方なり、計画などについてお伺いをいたします。

また一方、ボランティアの問題につきましても、今後の重要な問題となってこようと思われますが、その育成なり組織化なりについて、今後どのように取り組んでいくかとしてみえるのか、その辺の考え方につきましてもお聞かせいただきたいと思います。

長寿で潤いと活力ある充実した人生を送れる社会の実現に向けて、どのようにすればよいのか考え、行政の高齢化を支援する体制の確立と積極的な施設の整備拡充をお願い申し上げます。

次は、健康と笑顔についてであります。

私も、病気をいたしまして、人間として、体には人一倍気を使っている一人であります。そこで、健康についてお尋ねをいたします。

「あなたが一番欲しいものは何ですか」という調査がよく行われますが、決まって第一に挙げられるることは、健康と幸せな家庭であります。家庭の幸福は、家族の健康なしには考えられないということになります。人々が一番求めているのは健康ということになります。お金よりも、宝石よりも、健康こそ最大関心事としてとらえているのは私一人ではないと思います。

いずれにいたしましても、健康とか病気につきましては、人々の関心が

これほど高まっている時代はないと思います。しかしながら、私たちが今住んでいる社会の健康を維持する状況に対しまして、いろいろの制約を加えているのではないかでしょう。工業化、都市化が年々進み、環境汚染が大きな社会問題となってきており、また、毎日食べる食物がどのように健康を害しているかもしれないという心配、吸う空気にどのような病因が潜んでいるかもしれないと、生活環境に対する人々の日常的な不安があります。さらにまた、ストレスの原因となる複雑な人間関係などが、これまでに予想もしなかった新しい病気を次々と生み出し、健康への不安を一層募らせているのであります。

そこで、健康づくり対策として、健康、予防について、現在実施されている検診事業は、基本健康調査を初めとして、胃がん、胸部、子宮がん、大腸がん、乳がんなど多岐にわたっておるわけでありますが、ここでお尋ねいたしたいのは、このことは、当市が現在実施している各検診の状況のうち、受診状況がどのような状態なのか、お教えいただきたい。

また、対象者のうち、受診者の実態把握をなされたことがあるのかどうか、お教えいただきたいと思いますのは、行政が、市民の健康を守る目的で大変努力され、「広報よっかいち」の暮らしのページに、「あなたにすてきな毎日を」と、「あなたの笑顔が見たいな」と、かわるがわる取り入れて記載されております。健康でなければ笑顔が出ません。笑顔があるから、あなたのすてきな毎日が見たいという広報に記されたテーマに、私は感心しました。健康にはよいアイデアであるなと思い、関係職員に対し、敬意を表したい。

各検診事業に努められ、PRされておられ、検診日程、健康相談、健康教室等々を記載し、市民に呼びかけておられますか、何人の人が見て、何人の人が受診しているのか、お教えいただきたい。受診率を高めるために、どのような方策なり対策なりを検討してみえるのか、お教え願いたいと思います。

本来日常的な健康管理は、まず自分が中心とならなければならないのは当然のことであります。日々の生活の中で、例えば胃腸の悪い人は、まず食生活から気をつけ、その原因を除くことに努めなければよくならないのであり、またこっちの人は適当な運動をすることに努め、その上で医師か薬、治療器などに頼るべきであると一般的に言われておるにもかかわらず、肉体の自己管理を怠り、医者、薬だけに頼っているのでは、根本的な解決にならないとされています。

いずれにいたしましても、健康と病気につきましては、さまざまな角度から、基本的には1人1人が考えることであります、行政は行政として、1人でも病人を少なくする、病気にならないよう指導しなければならないと思いますが、具体的にはどのように指導していくべきか、お考えのほどをお教えくださるようお願い申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ご質問賜りましたうち、四日市の顔と副都心についてお答えを申し上げます。

本市は、中部圏あるいは名古屋大都市圏の中で重要な役割を担っておりますが、今後、我が国の人口がピークを迎える2010年、あるいは本格的な高齢社会の到来する2020年に向けて求められているのは、豊かな自然を十分生かした快適な住環境の整備と、地方都市圏生き残りの必須条件とされております雇用の維持だというふうに考えておるところでございます。

そういう観点から、本市の将来的なまちづくりの方向をお示しいたしましたが、昨年議員説明会でご説明申し上げました「四日市地域総合開発整備構想」でございます。この構想の中で、富田地区など、古くから市民生活の拠点であり、製造業やサービス業などが立地している既成市街地は、生活拠点と位置づけた上で、各地区の特性を生かした商業、文化等の

機能や、地域コミュニティーの中心的機能の集積や強化を図っていく地域といたしておるところでございます。特に、歴史や伝統に根差した地域でもございまして、本市北部の拠点として、より一層の都市環境整備を図ることによりまして、定住人口の増加を図り、本市全体の活力を増すことが十分可能な地域というふうに認識をいたしておるところでございます。

今後、成熟化社会に向けて重要なことは、既成市街地の都市インフラを活用した再活性化であり、富田地区や富洲原地区、塩浜地区などでは中心市街地と並行して、魅力的なまちづくりを推進していくべき地域と考えているところでございます。

ただ、40年代前半のような副都心という位置づけでなく、生活拠点として、富田地区、富洲原地区や塩浜地区、あるいは人口集積の進んでいる地区につきましては、インフラ整備を重点的に促進すべきであり、そうすることが四日市地域全体のシンボルである、あるいは顔である中心市街地との有機的な連携を図ることにもつながり、相乗効果も期待できるものというふうに考えておるところでございます。

また、生活拠点の整備充実は、単にインフラ整備だけができるものではございません。例えば、中小企業の経営近代化や商店街活動への支援など、ご指摘ございましたように、ソフト面での積極的な関与や地域福祉の充実、地域文化の活動の振興など、多様な施策の展開が必要であるというふうに考えております。

このような基本的な考えの中で、特に北部地区が、ご質問のようにいろいろな課題を内在している点を勘案いたしまして、既に国の出先機関など先導的な公共施設の誘致、これは建設省の北勢国道事務所でございますが、このような施設の誘致にも取り組んでおるところでございます。また、それ以外にも国家的なビッグプロジェクトが北部地区を中心にして展開されておるところでございまして、第2名神道路、東海環状道路、あるいは北勢バイパス等がこれに当たるわけでございますが、このようなことを背景

といたしまして、今年度半ばからでございますが、具体的な開発整備につきまして、専門家の意見を聞きながら十分に検討する場を設けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問の第2点目、第3点目についてお答えいたします。

まず第2点目の老人福祉でございますが、今日、高齢化社会の進展に伴い、要援護老人の数も増加傾向にございます。それに伴い、要援護老人の方々の状況も、鼻腔栄養やカテーテルでの対応が必要であるなど、さまざまな介護の状況が見られます。これらの対応につきましては、在宅医療制度を利用したご家庭であったり、また老人保健施設や特別養護老人ホームでございます。

特別養護老人ホームの医師につきましては、厚生省基準では原則常勤ということになっておりますが、医師確保の困難性等が考慮され、非常勤でも認められているのが三重県の状況でございます。

特別養護老人ホームは、要援護老人の方の生活の場であり、その入所に際しては、入院治療が必要でないということが要件となっておりますが、高齢者はさまざまな慢性疾患を持っておられることや、さきにも申し上げた身体状況の場合もございます。施設での医師のかかわりは大変重要でございます。ご指摘のとおり、医師の増員や診療日数の増加につきまして、県、国の方へ働きかけを行ってまいりたいと存じます。

次に、高齢化対策の概要ということでございますが、今後の高齢化対策につきましては、昨年度に老人保健福祉計画を策定したところでございます。この計画は、老人保健福祉サービスを充実した提供体制を整備しようとするもので、具体的には、入所施設でございます特別養護老人ホームと

在宅介護の拠点施設、そして地域保健センターを整備してまいります。

在宅介護の拠点施設につきましては、デイサービス事業を機軸に、相談業務、ヘルプサービス等を実施するもので、相談窓口の一元化や保健、医療、福祉の連携に留意して取り組んでまいります。

また、地域保健センターにつきましては、機能訓練を中心として、寝たきり予防や保健婦活動に取り組んでまいりたいと考えております。これらの整備につきましては、民間活用も図るため、現在、事業者の方々とも相談をしているところであり、官民あわせた形で進めてまいりたいと存じます。

また、人材確保でございますが、保健婦や理学療法士、作業療法士等につきましては、ご承知のとおり、現在、保健センターに配置し、寝たきり老人への訪問指導や、脳卒中等の後遺症を対象とした機能訓練等の事業の推進に努めているところでございます。

ご指摘のように、保健婦や看護婦、また理学療法士、作業療法士等の専門スタッフの養成数は、全国的な医療、保健、福祉分野の需要を充足する状況ではございません。しかし、幸い本市におきましては、毎年保健婦の確保がでております。その他の専門スタッフにつきましても、今後事業を推進する中で、その確保に努めてまいります。また、その採用に当たりましては、新規採用とともに、在宅の有資格者の活用も念頭に置いて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、ボランティアについてお答えいたします。

ご承知のように、ボランティア活動は、継続的かつ地域に根づくことが大切でございます。この点につきましては、各団体のご尽力によるところが大きいのでございますが、人材確保や運営面、あるいは専門的知識や技術の習得等種々の問題点もございます。

しかしながら、本格的な高齢化社会の到来を前にいたしまして、福祉の充実を図るために、ボランティア活動の促進が不可欠でございます。し

たがいまして、昨年度策定いたしました老人保健福祉計画においても、福祉活動への市民参加の促進を重要課題の一つとしております。本市におきましては、現在50団体2,000人の方々がさまざまな福祉の分野でご活躍していただいているところでございます。また、本市には25の地区社会福祉協議会がございまして、その中には婦人会、自治会、民生委員協議会などいろいろ団体が含まれており、ひとり暮らし老人給食、寝たきり老人訪問、入浴サービスなど、各地区の実情に応じたボランティア活動を推進いただいております。

最近の地区社協の活動をご紹介いたしますと、例えば富田地区の社協では、ボランティア委員会で、ひとり暮らし老人や寝たきり老人への訪問活動を、また、あかつき台ボランティア協会では、ひとり暮らし老人や老人世帯の家事援助活動、通院介助活動等を実施いただいており、徐々にではございますが、福祉のネットワークが広がりつつございます。

このような地区社協の新しい取り組みが、まさに地域の福祉を支える宮みと考えておりまして、本市といたしましても、地区社協が実施しておりますふれあいまちづくりや地域ボランティアのまちづくり事業の中で、地区市民センターとも連携をしながら、地区社協に対し支援をするとともに、指導、助言にも努めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の健康と笑顔についてでございますが、市民の健康づくり対策につきましては、市といたしましても、健康は市民の幸せな暮らしにとって不可欠なものであるとの認識のもとに、健康づくり、保健予防対策を推進しているところでございます。

それでは、健康づくり関連施策の現状について、平成5年度の実績をご説明申し上げます。

まず、各種検診の受診者総数は、人数はすべてラウンドで申し上げますが、6万1,000人でございます。この内訳は、基本検診3万1,100人、胃がん検診8,300人、子宮がん検診6,600人、肺がん検診1,900人、乳がん検診

3,100人、大腸がん検診9,800人となっております。これらの検診の実施に当たりましては、より多くの方に受診していただくため、「広報よっかいち」や、対象者への個人通知や、組回覧などを通じてPRに努めております。

健康づくり関連施策の現状については、おおむね以上でございますが、先ほどご指摘のありましたように、社会経済の変化に伴い疾病構造も変化しており、がん、心臓病、脳卒中などの成人病が増加しております。これらの疾患は、食生活などの習慣と深く関連しており、その意味から、病気にならないための予防が重要でございます。

そこで、今後とも、市民1人1人が各種検診を積極的に受診し、また、栄養や運動など日常生活の改善に取り組んでいただくことを目的として、健康教育の場で、成人病、肥満、寝たきり予防など、身近で具体的なテーマを積極的に取り上げて疾病予防対策を行ってまいりたいと考えております。

今後とも市民の健康づくり対策の推進につきましては、四日市市民健康づくり推進協議会でもご審議いただき、専門的なご意見をいただきながら、市民の皆様の暮らしが、健康で笑顔に満ちたものとなるよう努力してまいり所存でございますので、どうかご理解を賜るようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本増蔵君。

○橋本増蔵君 ご答弁ありがとうございました。

四日市の顔と副都心につきましては、今、地元では、衰退している富田、富洲原を副都心として、昔のように活性化を早急に考えて欲しい。一つ一つ小さなことを手がけていたのではだめである。まず近鉄富田駅を高架とし、四日市高校を外に移し、あの地を拠点として、富田、富洲原各地区を見直してほしい、このようなのが地区の意見でございまして、私は、都市計画部や市長公室だけじゃなしに、理事者全員でお考え願おうと思いましたけれども、ご答弁によりますと、市の方も心配をしていただいて、専門

家の。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、橋本増蔵君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

午後2時46分休憩

午後3時2分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川政人君。

〔小川政人君登壇〕

○小川政人君 政友クラブの小川でございます。本日の最後の質問者となりました。お疲れのところ、いましばらくのお時間をいただきたいと思います。

また、会派の先輩議員から、自分の仕事の質問ばかりしておるんではないかというようなご意見もいただきましたが、決して業界の利益を代弁しているものではありません。消費者の立場に立って質問いたしますので、ご容赦をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

私が保険の代理店をしてから17年近くになるわけですが、損害賠償責任保険というものは、5,000万円の損害賠償責任保険に入つておれば、5,000万円の損害を第三者に与えたときには、契約者には財産上の負担はないというふうに考えてきました。また、十何年間、そういうようにお客様に勧めてきました。

ところが、当市の富洲原中学校のプール事故について、そうではないというような考え方が保険会社から出てきました。例えば、5,000万円の損害を相手に与えても、5年たてば遅延損害金の部分は契約者が負担をしなくてはならない。時間がたてば契約者負担で、財産上の損害が契約者に起ころ。大変不思議なことが起こってまいりました。それで、2年前の議会

でも一般質問をさせていただきました。また、教育委員会から、当事者の安田火災海上保険にも問い合わせをしていただきました。

その結果、安田火災海上の回答は、私にとっては大変不満な回答でありました。再度私の方から質問状を出しました。そうしたところ、無回答がありました。その中で、安田火災海上の三重支店の損害調査担当の課長とは何度か話し合いをしましたが、すべて平行線に終わりました。そして最後に安田火災が言わることには、「小川さん、三井海上の代理店をしているんだから、三井海上に一度問い合わせてみたらどうですか」というような回答が参りました。同じ業界のことですから、余り問い合わせするのには気が進まなかったわけですが、最後の手段として、三井海上火災へ問い合わせました。

問い合わせた結果は、約款の解釈では、ほぼ安田火災海上と似ておりましたが、実質的な中身については、私の方の意見と似ておりました。そういった中で、じゃ、四日市市に安田火災を相手にとって訴訟をしてもらおうというような考えを持つようになりました。ただ、これだけの意見を聞いただけでは、ちょっとまだ資料が弱いかなということで、保険法の専門である大学教授に、安田火災の意見、三井海上の意見、私の意見を列記して、ご指導をいただくように手紙を出しました。

ある1人の先生は、体調が不良であるから、大変難しい労力の要る問題にお答えすることはできないというご返事をいただきました。はたと困ったわけですが、そんなときに、四日市大学で、参議院議員の井上先生が法律の授業をされるということで、そして、新聞によりますと、たしか名古屋大学の教授で、山口先生という方と同級生である。そして山口先生は四日市大学でも教鞭をとっているということをニュースで見ました。これはよかったですということで、四日市大学の事務局に電話して、山口先生と連絡をとってみました。

先生の方に、山口先生の専門ではないかもわからないが、もしわかれれば

ご指導いただきたいというふうにお電話で話をさせてもらいました。そうしたところ、「私は専門ではないけども、私の恩師に専門の先生がいる。その方は今大学教授をしていて、大阪で弁護士もしているから、その先生を紹介してあげる」ということで、その先生の方に次のような手紙を出しました。

遅延損害金について。

安田火災の意見。

保険契約上、てん補限度額は遅延損害金を含めて設定されており、てん補限度額を超えて遅延損害金は別途保険会社に請求することはできない。賠償責任の責任保険のもとでてん補される損害賠償金には、本来の損害金と発生日から支払い日までの所定利率による遅延損害金が含まれており、この点については疑義はないものと考えております。したがって、本来の損害金と遅延損害金について保険金額の範囲内で保険が支払われることになります。

三井海上の意見。

遅延損害金は、賠償責任保険約款も損害賠償金に含まれ、遅延損害金はてん補限度額を超えて支払われない。ただし、被保険者の意に反して保険会社サイド主導で控訴をし、敗訴、そのため遅損額が増加した場合、保険会社は責任を免れないと思われる。もっとも、この部分について保険で支払うのは難しい。何らかの手当が必要である。

本件については、保険会社が訴訟を承認しており、一部敗訴であっても、保険とは別に被保険者に保険会社は遅延損害金を損害賠償しなくてはというニュアンスの弁護士の意見であった。

私の意見。

遅延損害金は、約款第1条による被保険者が事故により負担する法律上の賠償責任の額ではない。また、被保険者の損害賠償債務は、事故当日に発生し、保険者の保険金支払い債務も事故当日発生する。てん補限度額は、

事故当日の法律上の賠償責任の額の補てん限度額であり、その後の遅延損害金まで想定したものではない。遅延損害金については約款上何も触れられていないので、遅延損害金については国内法によるべきである。

遅延損害金は、債務を支払わないことによる利益をなくすためのお金であります。賠償責任保険契約は、法律上の賠償責任額を被保険者が保険者にてん補限度額の範囲内で肩がわりをしてもらうため、前払いで保険料を支払い、また保険者は、保険金支払いのため、前払いで保険料を徴収して成立する契約であります。したがって、被保険者には賠償債務を支払わない利益は生じない。保険者には保険支払いの原資が前払い保険料として集まっているため、保険債務を支払わない利益が生じる。ゆえに、てん補限度額の範囲内の賠償責任額に対応する遅延損害金を保険者はてん補限度額を超えて支払うべきである。

そうでないと、本件事故のようにてん補限度額を4割近く超えた判決が出たりしたとき、保険者が早く的確に損害賠償責任額がてん補限度額を超えると判断して保険金を支払っておれば、四日市市はてん補限度額に対応する遅延損害金約1,300万円を支払う必要がないのに、保険者の的確な判断がなかったために、払った。反対に、安田火災は、早く的確に判断しなかったために、その期間の支払わない利益が生じた。このことは大変不公平であります。

保険金支払い履行期は、賠償責任額が確定しなくとも、てん補限度額を明らかに超えるとわかったときも履行期である。

また、四日市市が安田火災の承認なしでてん補限度額を支払い、安田火災に保険金請求して安田火災と訴訟になり、その判決が出ても、安田火災はてん補限度額に対応する遅延損害金を支払わなくてはならない。

以上のことからも、遅延損害金は法律上の損害賠償責任の額ではなく、契約者保護の観点から損害賠償金に含め、てん補限度額の範囲内で支払うというよりも、てん補限度額範囲内の保険支払いは、約款上保険者主導で

あり、支払わない利益も保険者に生じるから、遅延損害金は争訟費用と同様の支払い方をするのが契約者保護であり、合理的で公平だと思います。

また、仮執行宣言つき判決に基づいて損害賠償金を支払い、その後上訴して保険者に保険金支払い請求した場合の保険金支払いについて。

安田火災の意見。

仮執行宣言つき判決に基づく賠償金の支払いは、法的には仮の状態であり、控訴により訴訟継続中の段階では損害が確定したとは言えない。賠償責任保険の適用において保険金が支払われるためには損害が確定することが必要であり、損害賠償責任の有無及び損害の有無程度につき争いがあり、裁判手続で判定される場合には判決が確定することが不可欠であり、判決に仮執行宣言が付されていても、その判決が確定しない限り損害が確定したことにならず、保険金は支払われません。

三井海上の意見。

損害は確定していない。したがって、保険金の支払い義務は発生しない。

ただし、保険者は被保険者が現実に費用を負担しなければならない以上、何らかの対応をとるべき。

対応方法は以下の三つが考えられる。1、供託する方法。2、保険者と被保険者の間で損害額を協定、その金額を支払う。3、貸付金の形式をとって支払い、判決により確定した段階で精算する。

私の意見。

仮執行宣言は、判決の言い渡しと同時に効力を生じる。この効力は、担保の提供がなければ、判決に対して上訴があっても停止されない。上級審において強制執行一時停止を命じた場合にのみ停止される。

この債務名義による強制執行は、仮の名がついているが、確定判決の執行力と同じ本執行である。

仮執行宣言に基づいての支払いについても、担保の提供についても、約款では何も触れられていない。保険者は、仮執行宣言に基づいて支払い義

務がなければ、担保を提供して仮執行を停止させる必要はないと思います。保険者が承認した被保険者の訴訟には、約款上民事訴訟法の告知や自然傷害に当たり、判決の効力は保険者にも及ぶと思います。

仮執行宣言つき判決は、三審制の例外として、被告に担保の提供がなければ法律上の賠償責任を負わせる。

てん補限度額より担保の額が高いときもある。保険者が保険金額相当の担保提供を被保険者に申し出ても、被保険者が聞かなかったとき、初めて保険者は損害をてん補しなくてよい。

被保険者が何も言わなければ、仮執行宣言つき判決に基づいて保険金を支払う必要がある。

特に本件事故の判決のように判決額がてん補限度額をはるかに、約2,000万円超えるときに、てん補限度額を明らかに超えるとして、損害賠償額が確定していなくても保険金請求ができ、また、保険者の保険金支払い履行期も到来している。

安田火災が上訴中であるから、損害賠償額が確定していないので保険金が支払えないというのは二重の間違いである。

こういう意見を書いて大学教授に手紙を送りました。そして四、五日した後、その大学の先生から、ちょうど東京へ行って、帰りに名古屋に寄るから会いませんかという連絡をもらいました。そして、学校教育課の松本課長補佐にも、一緒に会いに行かへんかというような話をしたんですが、あいにく大学教授と会う日が監査の日に当たっていて、一緒には行けなかったもんですから、私が1人で会ってまいりました。

その中で先生のおっしゃるのは、ほぼ小川さんの意見で間違いないやろと。要は、何が公平かということが一番問題であると。ただし、一番最初に質問した大学教授が回答ができなかったのは、多分大学の教授が保険会社とつながりがあるから、保険会社に不利な回答はできなかっただろう。私としても、保険会社に対して不利な回答はなかなかできない。ただ、私

の弁護士事務所の名前ではそういうことができるから、私の弁護士事務所がこのことを担当してもよいというような意見をもらいました。じゃ、私は次の議会で、行政当局に対して、不公平だから訴訟をするようにということで一般質問をいたしますという返事をして別れてきました。

そして9月2日の朝ですが、その先生から電話がありまして、小川さん、きょうから議会ですね。いろいろ弁護士とも相談した結果、小川さんの言うことで間違いない。保険会社は、5%や6%の運用益でなく、もっと運用益を出しているはずだから、これで大丈夫ですから、頑張ってくださいというような電話がありました。

そういう意見を聞いて、私は、この件については、訴訟を起こせば100%勝てるんではないかという気持ちを持っております。そして、行政当局に対して訴訟を起こすことを勧めます。また、行政当局も、この2年間、いろいろお調べになったと思いますので、その辺のご意見も聞かせていただきたいと思います。

以上で第1回目の質問終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま小川議員からのご質問がございましたわけでございますが、このご質問は、保険制度上で起こっておる解釈等を含めまして、なかなか難解な、また我々素人ではどう判断していいかわからない点も多々ございます。そういうような意味もございますので、もう一度事件の発端から簡単に経緯を追いかながら、今までの経過をご報告がてらご説明申し上げたいと存じます。

この事件につきましては、もう既に議員の皆さん方十分ご承知のように、富洲原中学校のプール事故についてのことでございまして、昭和61年の7月に起こったものでございまして、プールの飛び込みを、真下に飛び込んだということから、頭部を打って、そのために第五頸椎圧迫骨折、脊椎損

傷といったようなことで、下半身が不隨になるという、極めて重傷を負った不幸な事件でございました。

このことにつきまして、昭和63年8月に、まず四日市の簡易裁判所で調停が行われたわけでございますが、これは不調に終わりまして、相手方は、平成元年3月に津地方裁判所の四日市支部に正式な裁判として提訴されたものでございまして、15回の公判を経て、平成3年10月に判決が下りました。

その結果、判決では賠償金が6,971万980円で、これに対する発生から支払いまでの年5分の割合での遅延損害金の支払いをあわせて、これらが仮執行宣言つきで命じられたものでございます。そこで、本市といたしましては、この判決に強制執行がついておりましたので、それを避けるために、直ちに賠償金の支払いを行ったところでございます。

ところが、相手方もこの判決について名古屋高裁に控訴をいたしまして、本市も同じく名古屋高裁に、それを受け、さらに控訴を行ったわけでございますが、平成5年4月に両者の間で、裁判長の仲裁もございまして、和解が成立したと、こういうものでございます。

この事故にかかわりまして、全国市長会学校災害賠償補償保険というのをございまして、このことにつきましては、先ほど議員も言われましたように、平成4年の6月議会、この議会でご質問がございまして、ただいま申されたような趣旨のご質問があったかと存じます。その折に、議員から、全国市長会に対して正式に文書で回答をもらうようにというご要望もございましたので、私どもとしては、直ちに正式文書として市長会の方に、そのご懸念の点に対して質問状を出したわけでございます。

その結果、ただいまございました問題点の第1点目の原告側の損害賠償請求を認める、いわゆる仮執行つきの判決が出され、現に本市はこの時点で賠償金を支払い、同時に高裁へ控訴しておったわけでございますが、この時点でこの私どもが加入しておる保険金限度額5,000万円でございま

すが、これが我々に支払われるのかどうかということについてのことでござります。

全国市長会の方からの回答は、仮執行宣言つき判決に基づく賠償金の支払いは、法的には仮の状態であって、控訴によって訴訟継続中の段階では損害が確定したとは言えない。損害賠償責任保険の適用について保険金が支払われるためには、損害が確定することが必要であり、損害賠償責任の有無とか、あるいは損害の有無、程度について争いがあり、裁判手続で判定される場合には、判決が確定することが不可欠である。

判決に仮執行宣言がたとえ付されていたとしても、その判決が確定しない限り、損害が確定したことにはならないので、したがって、本件の場合、その段階で、一審の判決の段階で保険金を支払うことはできないと、こういう回答が第1点目でございました。

第2点目の損害賠償に発生から支払いまで年5分の遅延損害金を加えるように判決は出ておりました。

この中で、学校災害賠償保険の約款の中には、この遅延金の取り扱いについては、確かに別段明文化はされておりません。しかし、その場合、損害賠償金というのは、別途に遅延損害金相当分を支払っていただけるのではないかということについても、保険契約上、てん補限度額はいわゆる遅延損害金を含めて設定されているものであるから、てん補限度額を超えて遅延損害金を別途保険金会社に請求することはできないと。

すなわち、その当時四日市市は、限度額5,000万円で契約をしておったわけでございます。この裁判のように、判決が、賠償金が6,900万何がしの金額が出ておるので限度額を超えているから、そういう遅延損害金は支払えないという、そういう回答でございます。いわゆる限度額までであれば、そういうこともまた可能だというような返事があったわけでございます。

全国市長会からは、今申したような見解が参ったわけでございます。

これにつきましては、そういった返答とともに、私どももさらにそれだけでよしとするのではなく、顧問弁護士の方にもご相談を申し上げました。その結果、第1点目の保険金支払いの時期については、第一審判決時は高等裁判所に本市も控訴をしており、したがって判決は確定していないという判断でございました。したがって、保険会社の言う損害の確定とは判断しがたいという見解は納得のいくものであるという見解をいただきました。

また第2点目の遅延損害金については、保険金額はてん補限度額が決まっておればそれによるのが一般的であり、余り約款に詳しく規定してしまうと、種々の予想不可能な事故に対して柔軟な対応がかなって難しくなる場合があることも考えられるので、遅延損害金の規定が約款に記載されていないとしても、保険会社側に大きな不備があるということは言えないのではないかという見解が出されました。

さらにまた、この事故の場合も、特殊な事故であり、特に学校での事故の場合は、最近の判例の趨勢から見ましても、行政責任は一般に免れない判例が多いということから、保険会社の言い分は当然納得のいく見解であり、特に妥当性を欠いているということも考えにくいので、この問題についてさらに約款にある裁判、あるいは訴訟の方法をとることは難しいのではないかと、こういう見解をいただきました。

以上のような意見を私どもも参考に検討させていただいた結果、本市としては、保険会社に対し、契約したてん補額とは別途に、いわゆる遅延損害金を請求するのはこれ以上は難しいのではないかという判断をしたわけでございます。

しかしながら、私ども行政といたしましても、こういうような最近は事故による賠償というのが非常に高額になってまいってきております。そういうことから考えまして、莫大なそういう賠償金支払いの補てん機能のある、いろいろな各種保険制度があることは、我々にとっても重要な意味を持っておると考えておるのであります、しかしその場合も、少

しでも我々にとって有利なものであってほしいという願いについては、現在も強く持つておるところでございますので、今後とも機会あるごとに、関係機関等に対して、ただいまご指摘になられたような問題点等につきましても含めまして、我々もその点を指摘しながら、さらに約款の改定となると、これは大変なことだと思いますが、そういったようなことも含めて、改善方については極力今後も努力していきたいと、こういうことで現在考えているわけでございますので、何とぞご理解のほどを賜りたいと、こういうことでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 小川政人君。

○小川政人君 ご答弁ありがとうございました。

一審判決も和解案も、回答は、裁判所の答えは、事故当日に戻って、約7,000万円の損害賠償金を四日市市に支払えという回答だった。これが一応結果論であれ、正当ではあるわけです。

そうすると、このことが事故当日にわかつておれば、保険会社は5,000万円を1カ月以内に支払う。また、四日市市は2,000万円を1カ月以内に支払う。そしてこれがわかつていなかつたから5年たつたわけです。5年前に5,000万円を支払わなければならなかつた人が、5年たつても5,000万円しか支払わなくともいい。こういうのはちょっとおかしいと思いませんか。

反対に四日市市は、5年前であれば2,000万円しか払わなくてもよかつたわけです。それが、2,000万円払わないことによって、運用する利益というものは国が定める5%ということであれば、年100万円ですか、そうすると、5年間払わなかつたから500万円、2,500万円払うのが普通ですよね。ところが、保険会社の分が年間250万円、5年間、保険会社は払わないから持つていてるわけですよ。その1,250万円を四日市市が余分に払つたということ。これで教育長何にも思わないですかね。

それともう一つ、この遅延損害金というのはなぜ発生するかといいます

と、加害者側に支払うお金がなかったとき、加害者が支払う気持ちが全然なかったとき、また、損害額が確定できなくて支払えないときと、こういう三つの一般的な大きな原因があるわけですが、保険契約をてん補限度額内でしている限り、てん補限度額の支払いは、契約者にとってはお金はあるし、支払う意思はある。争う気はないんですね。保険金で済めば、別段保険契約者としては、そんなに相手と争う気はない。保険会社にとっては、少しでも安ければ助かるわけです。だから、相手と争うということが生じてきます。そうすると、必然的に期間が長くなってきて、遅延損害金が発生してきます。その原因は保険会社にあるわけですから、当然保険会社が支払っていいわけです。

例えば、争訟費用というのがあります。争訟費用については、保険会社の責任で払いますよね。ところが、保険金を超えた場合は、保険会社の責任分と、それから四日市市の責任分とに分けて分担しています。というのは、訴訟をする利益は、保険会社は保険てん補限度額の範囲内では利益を有するかもわからない。反対に、それ以上のものであれば、保険会社は利益を有しないということで、争訟費用、弁護士費用なんかはそういうふうな分け方をしているわけです。

同様に、遅延損害金も、争いが長くなれば長くなるほど増えるお金であるから、あくまでも保険会社の守備範囲内で争っていることについては保険会社が責任を持つ。また、四日市市の守備範囲で争っていることについては四日市が支払うのはやぶさかではないと思うんです。

それから、保険会社というのは、1年間の保険料収入を1年間の支払いではなくて、1年間の事故のあった支払い金の予想額で決算をやっているわけです。昨年度の決算が、大手3社で、大体損害率が大体55.3%です。収入保険料に対して支払った額、それからこれから支払うという予想額で大体55.3%です。ということは、100億円の保険料収入がありますと、これから支払うもの、それから支払ったものをまぜて55億3,000万

円がそういうふうに充てられます。55億3,000万円の中には、ことし事故をやったけど、まだ3年後、4年後に支払う金が含まれているわけです。それは当然保険会社の中に残って運用されていくわけですから、保険会社にとっては、支払いを事故当日やろうが5年後に5%の金利がついて増えて支払おうが、そんなに損をしたということではないんです。今、事故当日慌てて損害賠償金を払うよりも、じっくり待っていて、こちらの方も金利がつくわけですから、正確な判断が出たときに遅延損害金をつけて払っても、保険会社は何も腹が痛まないわけですね。

それから、大阪高裁の判決で、保険事故の保険債務はいつ発生するのか。保険事故当日に発生すると。民法でいきますと、民法上、金利の定めのない債務については法定利息を支払う。法定利息はあくまで5%ということですね。だから、保険債務についても5%の法定利息がついても、決しておかしいということはありません。

それから、今回的第一審判決が出たときに、7,000万円の判決が出ていて、てん補限度額は5,000万円だと。5,000万円は、もうこれは保険会社の方が支払う金額には変わりはないわけです。控訴して5,000万円以下になるという可能性はほとんど少ないわけです。それを保険会社が支払わない。そうすると、その5,000万円を支払わない間にも遅延損害金がまた年々ついていくわけです。そうすると、これは一方的に四日市市の財産が失われていくだけで、保険会社は払わないことによって、運用益はぐんぐん蓄積されていくという、こういうような不合理が起こるわけです。

こういうことをやられていて、四日市市は消費者保護をやるというのは、3月の議会でも、消費者保護の行政をやるというようなことを商工部長から話は出ていますけれども、こういった細かい、自分のところでこういう損害は起こっていても、何も抗議もしないということでは、とても市民の消費者保護の行政を進めることはできないと思います。その辺お答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま、また再質問でいろいろ難しいというか、私にとっては非常に難しい問題で、残念ながら私は、法律に関しては素人でございますので、今ここで私の全くの個人的な素人の意見を申し上げることはかえって混乱を招くことになると思いますので、先ほど申し上げましたように、2名の顧問弁護士にもいろいろ意見を聞いた結果、先ほどお答えした、それ以上に私のコメントはここでは差し控えさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 小川政人君。

○小川政人君 百歩譲りまして、保険会社の解釈が正しかったといたしますと、教育委員会には責任が出てきますよ。年間何十万円という保険料を払って、5,000万円の保険に入っているわけですから。保険会社に対して5,000万円を有効に支払ってもらっておれば、5年後に1,250万円の金利がついてくることはなかったわけです。当日から5,000万円が正しいんだからということで、5,000万円の支払いを保険会社に要求し、保険会社が払っておれば、当然後で金利がついてくるということはないわけです。

そうすると、これは教育委員会が保険会社の交渉でミスをしたということになりますよ。知識のない者が、多分教育委員会は知識がないと思うんですよ。知識のない者が知識のある者に対して不利益をこうむるというような契約というのは、やはり社会的には認められない。保険会社は契約者の財産を守る義務もあるわけです。ですから、相手の損害額、たしか2億円ぐらいの請求があったという時点で、いろんなケースを想定していくと、このてん補限度額を超える場合もあるということは当然考えられるわけです。

そうすると今の約款の解釈でいくと、5,000万円を超えたときは、これは四日市市に対して財産的損害を与えるということがわかるわけですからね、それをわかっていて知らぬ顔して、いや確定がないから払わなかった

んだ、そんなことは職業上無理でしょう。約款の中にも、保険会社の勝手に示談をしては保険金を支払わないことがありますというふうに書いてあるんですよね。このことは裏返すと、保険会社の査定はいつも正しいんだと、保険会社の査定は正しいから、契約者は保険会社の言うことを聞きなさいよということです。そしておとなしく言うことを聞いていて、保険限度額の範囲内では、保険会社の言うことを聞いていて、その最後の結末には、当然保険会社が負担しなくちゃならない遅延損害金まで契約者が負担をこうむる。保険会社は5年間、その運用金をポケットに入れておく。こういう不都合が起こるわけです。

保険会社でも人間ですから、間違いはあると思うんですよね。間違ったときには、おとなしく「間違いました。済みませんでした」と言って、金利相当分を四日市市に返してくれるのがいいわけです。査定が一番しっかりしている保険会社であれば、事故当日も5,000万円払っておくということも考えることができるわけです。査定を間違えたおかげで運用益が出てくる。すると、質の悪い保険会社ほどもうかって、質のいい保険会社はもうからないというような事態にもなってくるんですね。こういうような不公平が保険契約上許されるとは思いません。

よくその辺考えていただいて、多分教育委員会としては、余分な争いをしたくないから、何とか顧問弁護士に対しても、保険会社の有利なような答えを出すような相談の仕方をしているんじゃないですか。もし教育委員会が訴訟をやらないということであれば、私が一応この約款については疑義がありますし、ただしたいと思っておりますので、私個人で訴訟することも考えておりますが、そうしたときに、結果的に私の方が訴訟に勝ったとき、教育長や市長は恥をかくことになりますよ。その辺をよく考えてご返答をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 小川議員に申し上げますけれども、先ほど教育長から答弁したように、本人そのことについては素人だから、顧問弁護士と

相談の上善処したいということなので、この場はそういうことでおさめて
いただけませんか。

○小川政人君 はい、わかりました。

○議長（伊藤雅敏君） それでは、本日はこの程度にとどめることにいた
します。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

会 議 錄

午後3時48分散会

第 3 日

(平成6年9月8日)

○議事日程第3号

平成6年9月8日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(38名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
大島 武雄
大谷 茂生
小川 政人
喜多野 等
久保 博正
桑原 勇
小林 博次
坂口 正次
佐藤 晃久
佐野 光信
瀬川 憲生

田中 武
田中 俊行
谷口 廣睦
土井 数馬
豊田 忠正
中森 慎二
野崎 洋
橋本 茂
橋本 增蔵
長谷川 昭雄
日置 記平
藤井 浩治
古市 元一
堀内 弘士
益田 力
水野 和子
水野 幹郎
毛利 道哉
森 真寿朗

○欠席議員（2名）

宇野 長好
野呂 平和

○出席議事説明者

市助長 加藤 寛嗣
市助役 加藤 宣雄
助役 奥山 武助

収入役
港湾審議監
調整監
市長公室長
計画推進部長
総務部長
財政部長
市民部長
保健福祉部長
商工部長
農林水産部長
環境部長
都市計画部長
建設部長
下水道部長
消防長
病院事務長
水道事業管理者

教育長 丹羽 武

監査委員 森下 元市

○出席事務局職員

事務局長 長谷川 昭彦
参事兼議事課長 伊藤 千秋
議事課長補佐 玉田 耕士

議 事 係 長 井 上 紀久夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○副議長（豊田忠正君） おはようございます。伊藤議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（豊田忠正君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 おはようございます。

久々に登壇をさせていただきまして、要領よく質問できるかどうかわからりませんけれども、できる限りポイントを絞ってお尋ねをいたしますので、答弁の方も簡潔、明瞭にお願いをいたしたいと思います。

まず、環境先進都市を目指してというテーマでお伺いをいたします。

申し上げるまでもなく、本市はいわゆる産業公害というものを経験し、3,000億円とも言われる巨額の対策費と、行政、企業、そして市民のたゆまぬ努力によりましてそれを克服しつつあることは、ご承知のとおりであります。それだけに、日本のみならず、世界じゅうが直面する地球環境問題に対し、貴重な経験を生かしながら、かけがえのない美しい地球の自然

と環境を我々の子孫に残すための役割を最大限に果たしていくことは、本市にとって歴史的な使命だと言っても過言ではありません。そして本市の持つ公害防止技術、環境保全ノウハウ等、環境に関する最先端の知的財産を通じて、全国、世界へと貢献していく中で、こうした本市の活動を十二分に情報発信をし、大きく本市のイメージアップを図っていくこともあわせて重要な課題であると考えます。こうした観点から、本市が名実ともに環境先進都市を目指すために直面する三つの問題につきまして、各論的にお尋ねをするものであります。

はじめに、ICE TTについてであります。

ご案内のとおり、我々の大きな期待を背負ってスタートいたしましたICE TTは、地道ではありますけれども、着実に本来の事業を展開し、発展途上国からの研修生も数多く輩出し、相当の実績を上げていると聞いております。関係の皆さんのご尽力に心から敬意を表するところでありますが、しかしながら、四日市の市民ですらこのICE TTの存在を知らない人が多いというのも、また悲しい現実のようであります。まして他市の人々にはほとんど知られておらず、ICE TTが本市のイメージアップに余りつながっていない現状が、いまだに「公害のまち四日市」というフレーズが四日市のイメージを象徴しているゆえんでもあります。すなわちもっともっと全国に向けて情報発信を促進する必要があるということであり、今後、ICE TTを質、量ともに充実させ、環境対策の核施設として、四日市のシンボル施設として大いにPRしていく方策を講じなければならないと考えます。例えば、研修生を迎えるだけではなくて、公害問題、環境問題のエキスパートを、企業人であれば助成金も出すなどの措置を講じながら、発展途上国へ派遣をしたり、定期的にイベントや環境会議を開催したりすることは、やりようによっては対外的に非常に大きなインパクトを与えることができると思いますが、いかがでしょうか。ICE TTそのもの、あるいはICE TTからの情報発信について、現状をどう認識して

おられるか。また、もしそれが不十分と考えておられるならば、どのような具体的な方策をお考えか、お尋ねをしたいと思います。

次に、四日市大学の学部増設に関連してお伺いをいたします。

去る6月定例市議会において、橋本増蔵議員の質問に対しまして、市長から、四日市大学に環境情報学部的な学部の増設を考えている旨の答弁がありました。経済学部だけの大学ではいろいろな意味で不都合、あるいは物足りなさを感じていたのは、私一人ではないと思いますので、まさに市民待望の新学部が、しかも本市の貴重な体験を生かせる得意分野の学部が増設されるということは、大変喜ばしいことあります。しかしながら、まだ慎重に検討を要する部分も多く残されているわけでありまして、特に新学部の位置づけについて、私なりの考え方を申し上げたいと思いますが、まずその前提として、今後のスケジュール、あるいは教授陣の見込み、カリキュラム等、現時点でわかっているものがあればお示しをいただきたいと思います。

聞くところによると、慶應大学でも既に、湘南藤沢キャンパスに環境情報学部が開設をされ、約4年半が経過をいたしております。この学部は、知識情報コース、人間環境コース、メディア環境コースの三つの専門課程を持っておりますが、専門科目の内容から見て、どちらかというと、環境をテーマとしつつもコンピューターを中心とした情報処理、コンピューターデザイン等に重点を置いた情報学シフトの学部のように見受けられます。

また一方、お隣の滋賀県では、来年4月開学を目標に滋賀県立大学が設立される予定であり、その中に環境科学部という学部が設置されることになっております。この学部につきましては、環境生態学科、環境計画学科、生物資源管理学科の三つの学科を擁し、琵琶湖を背景としているだけに、自然の生体系や農業生産、そして環境・建築デザインといった分野に特色を見い出すことができるようあります。

さらに、フィールドワークと称して、野外実習を中心とした現場における実践的教育を目指し、教授陣にもそれぞれの分野で業績を知られた大変著明な研究者をそろえ、着々と準備を進めているとのことであります。こうした状況を見るに付けても、今後大学の生き残り競争が激しくなることが予想されている中で、本市における四日市大学の新学部増設に当たっては、よほどの調査、そして比較検討と創意工夫がないと競争に打ち勝っていくことができないのではないか。つまり、慶應大学や滋賀県立大学との違いを際立たせ、本市の特色、四日市大学の個性を前面に打ち出していくことが不可欠であります。

では、どこに、いかなる独自色を出していくのか。それはやはり他県、他市にはない本市の公害経験を最大限に生かして、人間の生活、あるいは経済活動と自然環境を両立させていくシステムを学び、国際的な課題である地球環境を守るために方策を研究するところに、そのポイントがあるのではないでしょうか。だとすれば、企業、行政の蓄積したノウハウ、あるいは人材を活用しながら、自然科学、社会科学の両面から自然と人間の活動の関係について総合的に学び、研究し、国際化社会における即戦力として、時代のニーズにこたえることのできる新しい人材を養成する学部として新学部を位置づけることが肝要だと考えますが、いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

また、学部の独自性を追求していく中で、環境に関する科学と情報処理を並列的に結びつけるのは、コンセプトが今一つわかりにくい面がありますが、環境情報学部という名称にこだわるのか。それとも例えば、地球環境学部のような比較的大きな概念で、なおかつ本市の特色を打ち出せる名称において、その中に環境情報処理に関する学科、あるいは専門コースを設ける等の方法もございますが、運営協議会、あるいは文部省との折衝の中でこうしたことも検討対象になり得るのか、この点についてもあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、市制100周年記念イベントについてお尋ねをいたします。

平成9年8月に迎える本市の市制施行100周年の記念イベントは、先日、配付をされました記念事業マスター・プランによって、その概要はおぼろげながら理解できるわけですが、このマスター・プランによると、メインイベントとして（仮称）国際地球環境フェア四日市が開催される予定になっております。産業と環境の調和のあるまちづくりのビジョンとその実践というテーマを、一つの地方自治体の経験として世界に向けて情報発信する絶好の機会であり、心から期待をしている一人であります。

その構成としては、各種展示、環境会議、体験イベント、シンボルモニュメント等、盛りだくさんの事業が展開されることになっておりますが、やはりこの中でもICETTや国際連合の地域開発センター分室などを通じて、世界の環境に貢献する環境先進都市四日市を強力に世界に向かってPRできる目玉事業は、何といっても世界環境会議だと考えます。この大きな事業を成功させ、強烈なインパクトとアピール効果を残すためには、もう既に実施がちょうど3年後と迫っております今日、参加メンバー、討議されるテーマ、規模と予算等、具体的な計画準備に入らないと中途半端なものに終わってしまうのではないか、そんな心配をしているわけありますが、一体どのような世界環境会議にするのか。世界環境会議の位置づけと現在の推進体制はどうなっているのか。四日市にとって大いにイメージアップを図る歴史的な大事業であるだけに、その意気込みとともに、特にお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きな2番目の項目として、新聞による教育、いわゆるNIEについて質問をいたします。

新聞というマスメディアは、テレビと並んで日々の生活の中に定着した、我々大人にとって身近で貴重な情報源ではありますが、小中学生にとっては、政治・経済・社会面等、まだまだ読み切れない、理解しにくいものであるかもしれません。しかし、今日、激動の時代にあって生きた現実を直

視し、物事の本質を見抜く目を養う訓練を少しずつでも積み重ねていくことは、義務教育の中においても極めて重要な課題だと思いますし、そのためには教科書を補うものとして新聞は貴重な教材だと考えますが、本市の教育委員会の方ではどうお考えでしょうか。

最近、NIE運動、ニュースペーパー・イン・エデュケーションの略でありますし、つまり教育の場で新聞を活用する運動であり、教育界と新聞界が一体となって推進している運動でありますけれども、このNIE運動という言葉が最近あちこちで聞かれるようになりました。もともとは1955年ごろにアメリカで生まれたそうですが、変動の激しい現代社会にあっては、より意味の大きな活動であろうと思います。このNIE運動とも相まって、教育の中で新聞を活用していくことは、生徒の興味をそそることもあり、非常に教育効果が高いと判断をいたしますが、本市における活用事例があればお示しをいただきたい。

また、全校において新聞を教材として活用していく意思はあるのかどうか。あるとすれば、その活用方法についてどうお考えか、ご見解を伺いたいと思います。

例えば、新聞の中から記事の一部を抜粋いたしまして、小学生であれば語句の調査・研究から解釈、中学生であれば記事をテーマにした作文を書かせたり、あるいは今はやりの生徒同士の討論会、ディベートを行ったりして、暗記詰め込み教育ではなく、物事を深く掘り下げて考える習慣を養う。そして教師からは、適時必要な助言を行う等の活用方法も考えられますが、こうした活用の仕方を本市の小中学校で導入できないものか、この点についてもあわせてお考えを伺っておきたいと思います。

最後に、大地震対策についてお尋ねをいたします。

地球上にさまざまな自然災害のある中で、突発性、広域性といった特徴から、地震ほどその被害、影響の大きいものはありません。しかも、関東大震災などの大地震を経験した人がだんだんと少なくなっている現在、

大地震に対する日常の備えこそ極めて重要であります。そのような観点に立って本市の大地震対策をただすものであります。

まず、市民の側で一番関心と不安を持っているのは、いざというときどのような行動をとればよいかという点と、日常どういう備えをしておけばよいかという点であろうと思われますので、それにこたえる対策を伺いたいと思います。

去る9月4日、四日市市内の各地区で防災訓練が行われ、私も地元地区の訓練に参加をいたしました。そのときの印象は、毎年の恒例行事となっていることもありますし、防災意識の高揚などの効果はあるものの、やはりマンネリ化、総花的、緊張感の薄い、イベント的といった感じを持ったことも確かであり、大体どの地区においても同じような傾向は見られるものと察することができるわけであります。こうした各地区一斉に実施される総合的な防災訓練もそれなりの意味を持つとは思いますが、津波や火災といった二次災害も想定をされ、都市全体がパニックとなって甚大な被害をこうむる可能性のある大地震対策としては、それとは別個にきめの細かい、例えば、自治会単位ぐらいの訓練を全市的に年間順次実施すべきと考えますがいかがでしょうか、ご見解を伺いたいと思います。

そしてそのような訓練を実施する際に必要となってくるのが、いざという緊急時における市民の対応行動マニュアルであります。既に、本市や三重県の方から幾つかの防災に関する冊子が配布されてはおりますが、何年も前のことでもあり、つくられた方には大変悪いわけであります。これは読まれずに、机の引き出しの隅に押しやられているのが現実ではないでしょうか。盛りだくさんの事柄が記載されておって、いざというときに現実には即、役に立つというマニュアルではないような感じを覚えます。したがいまして、もっとわかりやすい、コンパクトな、市民に読んでもらえる、活用しやすいマニュアルづくりと、その全戸配布を要望したいと思います。緊急時にまず何をなすべきか、家にいる場合、職場にいる場合、い

ろいろなケースを想定して、火の始末、ガスの元栓を閉めることから始まって、避難の仕方、避難後の行動等を、一枚の紙にフローチャート式に示すようなマニュアルであれば大変実践的であり、先ほど申し上げた訓練の際の行動基準として大いに役立ち、効果の上がることは間違いないと思いますので、こうした内容、形式のマニュアルを、これはそれほど巨額の予算がかかるわけではありませんので、ぜひ作成をしていただきたいと思います。

と同時に、日常の備えとして、いわゆる非常時に、必要なものを詰めた非常袋を各家庭が保有できるように、行政からの支援ができないものでしょうか。安く調達をしてあっせんをしたり、購入費の一部を助成したりする方法が、他市の例も参考にしながらとれないので、お尋ねをいたします。

一方、行政当局自身が日常から備えておかねばならない準備体制もあるわけですが、非常時の情報伝達システム、例えば、家が倒壊したり、火災に遭った人々に対する避難後の水、食糧、寝具等の確保、あるいは人が人の救出などに対しまして万全の体制がとられているかどうか、その点の取り組みについても伺っておきたいと思います。

いずれにいたしましても、市民の生命・財産にかかわることですから、予算ももちろん考えなければなりませんけれども、ひとつ思い切った施策の答弁が返ってくることを期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○副議長（豊田忠正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

ICE TTの現状でありますと、もともとICE TTを設立いたしましたときに、ICE TTの事業を大ざっぱに分けまして、4本の柱をテーマとして事業展開をいたしております。その第1点は、研修・技術指導でございます。第2点は、交流・普及啓発という点でございます。第3点が、

調査・情報提供。そして第4番目に、研究開発、これが四つの柱になっておるわけでありまして、第1点の研修・技術指導は、中心としては、この学園都市の中にできました I C E T T の本部で研修生を国内及び国外から受け入れて、環境保全技術、あるいはシステムの研修をしてもらうというのが第1点でございます。

第2点は、交流・普及ということありますから、国内はもちろんですが、特に諸外国、発展途上国との交流、そして環境技術の普及ということをやっておるわけです。

調査・情報提供といいますのは、それぞれの特定地域におきます公害状況に対しまして、どういう原因でそういう公害が起きておるのか。あるいはまた、そういったものに対してどういう対策を講じていったらしいのか。もう一つ大きく言いますと、エコフェニックスというか、自然体系を保全して地球環境に悪い影響を及ぼさない、そういうような調査、情報の提供を中心にいたしております。

第4の研究開発は、もうこれは汚染物質防除の具体的な技術の研究開発であります、これは I C E T T 自身がやるということでなくて、I C E T T からそれぞれの企業に対して委託をしてやっていただくという方向でやっております。

この四つの柱が中心でございますが、特に先ほど話がありました第1点目の研修事業というのは、本部だけでやっているわけではございませんで、既に諸外国でもやっております。例えば、第1点は、5カ国10地域でやりまして、中国、タイ、インドネシア、メキシコ、ブラジルということでございますが、そのために技術者を I C E T T 自身が22名、そのほか企業関係の職員の人が I C E T T を通じて行っていただいておりますが、全部合わせまして71人。第2点の調査事業については8カ国、タイ、マレーシア、インドネシア、中国、ロシア連邦、ポーランド、ハンガリー、フィリピン等でありますが43名、これに企業から34名の方と一緒に参加をしていただ

いておる。

次に、普及・啓発事業であります、これは5カ国、カナダ、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、中国等々で、これは平成2年度から平成5年度末までの集計であります、全体で I C E T T 職員としては73名、企業職員としては83名、合計156人行っております。このほか平成6年度には、技術指導のために大気排気物等の専門家をインドネシアに2名、9月末にはさらに3名の専門家をインドネシアに派遣する予定であります、これは今、パレンバンというところで、かつての四日市と同じような状況が現出をしつつあるということから、そういったところに対してアドバイスをするために行くというような仕事をやっておるわけであります。

したがいまして、なかなかこういった事業は一般の方々にはわかりにくい点があろうかと思いますが、さらに全体に広くPRするために機関誌「I C E T T」を発行して、しかも、それは海外向けには英語、中国語の紹介パンフレットを作成してお配りをすると。あるいは一般向けと子供向け、及び英語版のPRビデオの作成、それからさらに各種展示会等への参加、そういったような行動をやっておるわけでありますが、今後とも広報誌、一般誌への記事記載を強く働きかけてまいりたいというふうに思っております、いろんなチャンスをとらえまして、I C E T T として積極的にその普及・啓発に取り組みを、四日市としても支援をしてまいりたいと、こう思っておるところであります。

なお、市民向けにつきましては、研修生との交流でありますとか、前に申し上げました子供向けビデオを教育センターにお配りをいたしまして、環境教育を推進してもらうというようなPR活動をやっておるわけであります。

最後に、今後もこの研修事業が実は、I C E T T ができるもともとの原因といいますか、国が取り上げた大きな理由は研修ということにあるというふうになっておりまして、こういったことを踏まえまして、平成5年度

に環境技術専門家登録制度を創設いたしまして、初年度は四日市地域を中心とした地域の企業や行政機関等の協力をいただきまして、技術者の登録をいたしておりますが、現在までに約90名、四日市市内では33名であります、登録がされておりまして、こういった方々の中から国際協力事業団（JICA）を通じまして、インドネシアに人を派遣するなどというようなことも行っております。こういったようなことを広く市民の方々にもご認識をいただくよう、今後もさらに一層のPR活動について努力をしていく所存でありますので、皆さん方のご支援もお願いを申し上げまして、第1点に関するお答えとさせていただきます。

○副議長（豊田忠正君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 第2点目の四日市大学の学部増設についてのご質問についてお答えいたします。

四日市大学で現在進めております新学部は、環境改善への本市の経験とその蓄積によって設立されましたICETTの存在、さらにはUNCIRD、国際連合地域開発センターでございますが、これなどとの連携、協議などを踏まえまして、地域や人間などすべてを取り巻く環境を基軸に21世紀に不可欠な情報を絡ませた文科系学部であるというふうに聞いておるところでございます。現在、四日市大学の方では、文部省との事前協議が進められているとのことでございますが、単に四日市大学の1学部にとどまらず、都市開発や地域開発、都市環境、環境経済などの多様な分野において分析、研究結果を、四日市地区の各施設、それから経済活動にも還元していくべきものとしたい意向というふうに伺っているところでございます。したがいまして、本地域が自然環境にも恵まれた地方都市圏であることから、開発と保全ということを常に意識しながら、地域が、都市が、企業が、そして住民がまちづくりを実践し、その活動を四日市大学がサポートしていくということができれば、真に地域に密着した大学として、外部に対して強

力にアピールできる学部になるものというふうに考えておるところでございます。

先行しております慶應大学、あるいは滋賀県立大学とバッティングしないかというご質問がございましたが、既に4年前に開学いたしました慶應大学の環境情報学部についてですが、これも自然環境や社会環境など、人間を取り巻く環境というものに焦点を当てておりますが、どちらかと言いますれば、個人としての問題解決能力をどのようにしていくかといった視点での教育方針が強く、グローバルな発想や創造性の重視、そして自分自身の言葉として情報を扱えるような処理能力の育成といった展開が強調されております。一言で言えば、次世代の教養学部といったような色彩の濃い学部ではないかというふうに思っているところでございます。

また、来春開学が予定されております滋賀県立大学の環境科学部は、琵琶湖を抱えておるという環境先進県としての環境生態、あるいは環境計画、生物資源管理といった柱立てで、経済、工業生産、農業生産など、さまざまな要素が絡んだ人間と自然の総合的研究を目標としておるところでございます。これはある部分、四日市大学と同様なスタンスというふうに思われるわけでございますが、ただ、産業公害の克服といった歴史に根差した四日市大学とは、フィールドがやや異なるように思われるわけでございます。

いずれにいたしましても、先に述べましたように、地域と一体性を有する研究、教育の実践が重要でございまして、ご指摘ございましたように、本市にふさわしい学部となるよう十分協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、情報処理についてでございますが、21世紀には日常的に利用することになると予想されるコンピューターを、言葉として自由に操れるようにしていくことを、四日市大学としても考えているようでございます。地方都市において優秀な技術者の育成を、単に技術面というだけでなく、

経済的な視野、あるいは都市計画的な視野なども有した領域で育成をしていこうというふうに伺っているところでございます。

○副議長（豊田忠正君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 100周年記念イベントに関することにつきましてご答弁申し上げます。

本年3月に策定をいたしました100周年記念事業のマスタープランにおきましては、平成9年度1年間を通じまして記念イベントを数多く展開していく予定となっておりまして、特に四日市市の個性を代表いたします環境、市、港をテーマにしてイベントを開催することとしております。特に環境をテーマにいたしましたイベントは、環境改善に全市を挙げて取り組んでまいりました本市の経験を生かしまして、世界に強くアピールをしてイメージアップを図ることができるものと考えまして、メインイベントの中核をなす行事と考えておるところでございます。そのためICEITTや国際連合地域開発センターを通じまして、世界とのつながりを生かした世界環境会議の開催を初めとして、疑似体験などを通して環境の大切さを理解できる地球環境フェアや、市内の身近な環境に触れることができます市民参加型イベントなど、環境を多方面からとらえまして、複合的なイベントとして展開をしてまいりたいと、そのように考えております。

特に、世界環境会議につきましては、大変規模が大きくなることもございますので、内容ですか規模、それから開催の手法等につきましては、本市にふさわしいものとしてどうあるべきか、こういうところを現在、関係各方面にご意見を伺ったり、あるいは情報を収集したり、そして検討中でございます。

100周年記念事業の今後の取り組みにつきましては、マスタープランに基づきまして、6年度から7年度にかけて実施計画づくりを行うわけでございますが、特に環境イベントにつきましては、準備期間も長時間を要し

ますので、よりアピール度の高い充実した内容としようと思っておりまして、本年度から実施計画の策定に向けて取り組みを始めているところでございます。今後各般のご意見を賜りながら全庁的な取り組みを進めてまいる所存でございますので、よろしくご指導、ご協力のほどお願いをしたいと思います。

○副議長（豊田忠正君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問ございました2番目の新聞による教育、NIEについてでございますが、学校教育におきましてもこうした新聞を活用して、子供たちが新聞に親しむようになることによって、社会に関心を持って主体的に世の中にかかわっていく、そういう姿勢を身につけるということも大事でございますし、また、子供たちがみずから考え、主体的に判断し、行動できる資質とか能力を育成しようとする新しい学力観に基づく授業を展開する場合に、一つの有効な方法であるというふうに考えております。新聞記事を学校教育の中に取り入れた例としましては、従来から本市におきましても、夏休みの自由研究の一つといたしまして、小中学校の児童、生徒を対象にいたしまして、本市の教育委員会と朝日新聞とが共催をいたしまして、新聞スクラップコンテストというものを実施しております。本年度はこれもう21回目を迎えることになっております。その内容といたしましては、環境問題とか福祉問題、あるいは平和の問題など、日本国内ばかりでなく、広く世界の社会状況を取り上げた作品が多くなってきており、子供たちの問題意識が、現代社会の中で課題になっていることに目を向けておるということがわかるのでございます。

次に、新聞記事を授業で教材として活用することにつきましては、ご発言がございましたように、新聞は現実の社会の姿をあらわす生きた教材でございますので、教科書と実社会をつなぐこととなりますし、新聞記事を

教材として利用することは、子供たちが興味、関心を持って主体的に問題解決に取り組むきっかけになることができ、また必要な情報を選択する力も身につけていくことができるのではないかというふうにも考えます。現在も桜中学校が、日本新聞協会が主催する平成6年度のNIE、いわゆる新聞記事を利用した教育でございますが、パイロット計画実践校として全国で65校を選定して指定しておるわけでございますが、その中の一つに入って指定を受けております。社会科を中心といたしまして、校内で新聞を活用した授業のあり方を研究しておるのでございます。例えば、中学校1年生の地理では、農業問題を学習した際に、日本の米不足と輸入米の問題といったようなものを取り上げた新聞記事を用いて、生徒間でディスカッションしたり、あるいはそれを授業に取り入れたりして、楽しく生きたものとして活用しているということを聞いております。

私ども教育委員会としましては、こうした桜中学校における、あるいはほかでも個人的に行われている、といった実践事例を収集するとともに、また教育センター等で開催しております教育課程や、あるいは教科教授法等の講習会等でもこういった事例を紹介する中で、子供たちが生き生きとした授業に取り組むための一つの方法として、今後も研究を続けてまいりたい。またその普及を図ってまいりたいというふうにも考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（豊田忠正君）　総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君）　大地震対策に関連してご質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

昨年、国内外におきまして数多くの大地震が発生し、あるいはこれに引き続く津波あるいは火災といったようなことで、人的あるいは物的被害が大きく発生をし、かつ長期にわたってその後の住民生活に多大な影響を及ぼしてきておるということにつきまして、改めて災害対策の重要性を再

認識したところでございます。

さて、ご指摘の地震対策についての、特に訓練面のご指摘をちょうだいしたところでございますが、議員各位にも先日の防災週間、9月1日の特別訓練、あるいは3日、4日に各地区で行われました地区訓練にご参加をいただきありがとうございました。この席をかりてお礼を申し上げておきたいと思いますが、特別訓練、地区訓練を、本年、羽津地区におきまして、市街地訓練ということで行ったわけでございますが、例年、中央訓練いたしまして、そういった形で総合的に行っておるものにつきまして、特に消防設備等によりますイベント的なところも多いんではないかというふうな感は否めないところではございますが、これにつきましては、各防災にかかる関係機関が日ごろの防災に対する機能の充実、あるいは発生後におきますライフラインの確保等におきます機能の充実といった面をご披露申し上げ、少しでも民心の安寧につなげていきたいという趣旨もございまして、その点をご理解いただきたいと思いますが、特にそれに伴いまして、住民みずからが何をその中で行うかということについて、最も重要な点があろうと思います。現状、直接ご参加いただいている住民の方々の対応としましては、情報伝達あるいは情報収集の訓練、避難誘導、応急救護、あるいは初期消火、また市内に配置といいますか、設置をいたしております市民防災隊36隊の放水訓練、あるいは自主防災隊が中心になって炊き出し、あるいは水防工法等の訓練項目を取り入れて実施をいたしておりますところでございます。

ご指摘のように、年1回のこういった訓練で十分カバーできてるというふうには考えられないところでございます。本年の場合、地区訓練は、地区によっては、3カ所あるいは2カ所というところで会場を設けて実施をしていただきました。全体で40カ所で実施をいたいたところでございますが、今後は年間を通じまして、防災週間にこだわらずに、年間を通じて自治会単位等においても、特に災害における初動訓練といいますか、そ

ういった面を中心に指導申し上げて、実施をしていただけたらというふうに考えております。

いずれにいたしましても、訓練というのは、みずから参加して初めて体得していくというものでございますので、反復参加を促すような訓練の方法を研究して、実施につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、防災にかかわる各種配布物等につきましても、議員ご指摘のように、防災手帳にいたしましても、昭和62年に配布をして既に7年を経過しておりますというふうなこともございますし、内容的にも今ご指摘のような点も踏まえまして、再検討を行いまして、再度全市民に対する周知方が図られるよう行ってまいりたいと思います。

非常持ち出しの各家庭における備えつけのものに対する助成の方法はどうかということでございますが、この点につきましては、今、この場で実施ということのご答弁はできかねるわけでございますが、各市の状況等も勘案しながら今後検討してまいりたいと思っております。

行政自体の非常防災備品の備蓄でございますが、これにつきましては、初期的な部分にかかわる非常食、あるいは寝具、毛布、あるいは水防倉庫におきます水防資機材等の備蓄はあるわけでございますが、おおむね2日ないし3日の対応というふうな数量でございます。これにつきましては、大地震の規模によるわけでございますが、幸い本市の場合、市街地と郊外地、相当広い範囲に市域が広がっておりますし、近年の商業活動の広域化ということもございますので、発生後におきます必要物品、備品の調達については、的確に対処できるよう、日ごろからマニュアルを検討しておきたいというふうに考えております。

○副議長（豊田忠正君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ご答弁いただきましてありがとうございました。まず最初のI C E T Tの現状と今後の課題ということに関してでありますが、私が

申し上げたいのは、本市のこれまでの産業公害といったような体験を生かして、全国的にあるいは世界に貢献するということと、そしてそれを情報発信することによって本市のイメージアップを図るという、その二つのことを申し上げたいということであります。市長の方から、現在の貢献策として、事業としては四つの柱があるというご答弁がありました。その中で、研修生の受け入れということが一番我々にとっても知られているわけですが、ほかの事業につきましても、特にエキスパートの派遣について現在も充実しつつあるというようなお答えでしたので、より強化をしていただき、この四つの柱によって貢献ということがより充実をされていきますように、一層のご努力をお願いしておきたいと思いますし、また同時に、情報発信という意味におきまして、市民の方に対しましては、ビデオ等を使用しながらPR活動をしているということありましたけれども、市民以外の、全国の他都市に向けての情報発信ということにもう少し力を入れていただきたいなという感じを持っております。

と申しますのは、1回目の質問でも申し上げたように、まだまだこの四日市のイメージというものが公害ということから切り離せないという、暗いイメージが残っているのが事実のようありますので、それを払拭する意味で、先ほど市長からもご紹介があった広報誌や一般誌への記事掲載も一つの方法でありますし、ほかにも方法があろうかと思いますので、その方法について十分検討をしていただきまして、あらゆる方法、あらゆる機会を通じて、I C E T Tによる本市の貢献ということを情報発信をしながら、PR、アピールをしていっていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、四日市大学の学部増設に関連して、今後のスケジュールであるとか、教授陣の見込みといったようなことはまだ見てこないようですので、これはまた今後の質問に残しておくといたしまして、新しい学部の独自色をどこに見い出すかということに関しては、慶應大学や滋賀県

立大学と十分比較検討していただきまして、四日市大学の新学部の個性といいますか、魅力を最大限に發揮していただくように、大学の方とも十分協議を詰めていただきたいと思います。

その中で、先ほども申し上げましたような情報処理ということに関して、新しい学部への情報学といいますか、情報処理の取り込み方について、環境に関する学部の中で環境科学を勉強していく。その環境科学を通じて情報処理というものを同時にマスターしていくというような取り込み方の方が、よりコンセプトが明確になるんではないかというふうに私自身は思っていますので、名称も学生へのアピールする力という面からいって大変大事でありますし、その辺に関しての工夫が今一つ必要かなというふうに思っておりますので、名称も含めまして、この情報処理というものを新しい学部に含めることに関しては賛成でありますけれども、その含め方について十分なる検討を要すると考えますので、もう一度市当局としてのその辺の考え方についてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、市制100周年記念イベントに関連して、世界環境会議というものが位置づけをされておりますが、これはどんな会議になるのかということは、まだ市長公室長の答弁からは見てこないわけであります。今年度から実施計画ということありますので、今しばらく見守りたいと思いますが、十分先ほどのICE TT、あるいは四日市大学の新しい学部と同じように、四日市の地球環境に対する貢献ということをアピールできるような、インパクトのある会議にしていただきたい、これも要望にとどめておきたいと思います。

だんだん時間がなくなりましたけれども、新聞による教育につきましては、桜中だけではなくて、市内の全校に授業の中で活用をしていただくように、週に1回ぐらいは大変有意義なことだと思いますので、中学生においては、ディベートができるぐらいのところまでもっていっていただければと思っております。

最近、8月23日に、中日新聞の四日市支局で、現場の教師によるNIE懇談会も開かれておりますので、教育委員会の方でも、ネットワーク化といいますか、情報交換、こうした意味合いにおきましても、ネットワーク化、システム化を急いでいただきたい、これも要望しておきたいと思います。

それから、大地震対策につきましては、おおむね満足できる答えをいたしましたのでこれ以上申し上げませんが、水不足対策と同時に、大変早急に大地震対策のシステムを、市民、行政ともに確立する必要がありますので、システムづくりを大いに推進していただきますようにお願いをしておきたいと思います。

1点のみ、新学部の増設に関して、情報処理の分野だけお答えをいただきたいと思います。

○副議長（豊田忠正君） 加藤助役。時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○助役（加藤宣雄君） 情報処理の問題でございますが、ご指摘のとおり、私どもも同感でございます。情報だけを切り離して技術者を養成するというのではございませんで、環境面も取り込んだ、そういうふうな視野に立っての情報関係を同時にマスターさせていくというふうな格好で、今後とも大学と協議をしてまいりたいというふうに思っておるところでございますし、学部の新設ということになりますれば、これは大学の死命を制することでもございますし、また、私ども市としても、大いに関与しなければならない問題であるというふうに考えております。今後、協議の中でご指摘の点十分進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（豊田忠正君） 田中俊行君。

○田中俊行君 新学部の中に情報処理に関する学科あるいはコースを設ける、そういったような方向で検討いただけないかなという意味ですので、その点も含めて十分ご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

した。

○副議長（豊田忠正君） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時14分再開

○副議長（豊田忠正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、通告に従いまして順次ご質問申し上げますが、今回も市民クラブからの提案等も含めまして、市政のこれから各施策についてお尋ねを申し上げますので、どうかよろしくご答弁のほどをお願いをいたします。

1点目は、水資源に関する諸施策についてお尋ねをいたします。

連日38度あるいは39度が当たり前というような、記録的な猛暑続きの8月でございましたが、本市におきましても近年例のない暑さとなりまして、日量約17万tを超える本市の水源能力も、木曽川水系の受水量カットなどによりまして、約15万6,000tまで下がりまして、市民生活に少なからず不安を与える結果となりましたが、本市水道局の迅速な対応によりまして、大口需要者への節水依頼やPRの強化に努めていただきました成果や、市民の皆様のご協力によりまして相当の節水効果があらわれており、断水という最悪の事態は避けられたようです。しかし、水量の確保につきましては、平成元年度より12カ年の長期計画ということで第四期拡張事業を現在、推進をしていただいているわけですが、最終年度の平成12年には計画給水人口30万5,000人、日量最大給水量を19万1,900tと推計されています。平成5年度の実績を見てみると、その水源比率は自己水源が約7割、県水受水が約3割となっていますが、平成12年の時点におきますと水源比率は自己水源が6割となり、ますます県水に依存をしていく割合が高まってい

くと推計されています。そうなりますと将来的な見通しとしましても、今後この夏のような猛暑での渇水が起こりますと、確実に市民生活に大きな影響を与える事態が予想をされます。もちろん自己水源の開発ということで、現在も平尾取水場の開発などいろいろと模索をされているようですが、河原田水源のように一度環境汚染をされますと、せっかくの水源も二度と使用できないという事態を招きますので、大切な水資源を守る、そういう意味も含めまして、今回の水不足を大切な教訓としまして、新たな水資源の開発確保を初め、残された水資源をできる限り有効に、またリサイクルをしながら使っていくという、節水型の都市づくりへの各種の施策が必要だと考えます。

以上の点から、今回は新たな水資源の確保と節水対策につきまして数点ご所見をお伺いいたします。

まず、新たな水資源の確保についてですが、本市は現在でも70%以上を地下水に依存をしているわけですが、将来的にも地下水の水量というものは一応限界にくるというふうに考えられておりますから、県水からの受水以外に全く新たな方法により水資源を確保するという、水源の多様化とも言うのでしょうか、そういった方策も考えていかなければならないと思います。それらの一つに海水の淡水化があり、また雨水のリサイクル利用が考えられております。海水の淡水化につきましては、厚生省の方でも、海水淡化施設の整備費を来年度予算の概算要求として提出をしており、各地でも今後の検討課題として注目を浴びております。海水の淡水化施設の多くは広く実用されておりまして、この夏大活躍をしました長崎のハウステンボスの海水の淡水化プラントでは、そこで使われます生活用水日量2,000tのうちの75%に当たります1,500tを賄っており、今回の異常渇水においても来場者の方に迷惑をかけることはなく操業をしております。

また、大規模なものでは、日量4万tもの処理能力を持ちます工費300億円、こういったプラントの導入も、松山や佐世保、広島等でも、国の補

助金2分の1を受けるということを前提としましての導入が計画されておりまして、各自治体や企業においても、将来的な自己水源の確保に海水の淡水化を本格的に導入するところも出ているわけですが、本市におきましても水源の多様化、そういうた一つの方策として考えていくことも必要かと考えますが、こういった点からも大口需要者の民間企業等への導入の際への積極的な支援等も含めまして、お考えがあればあわせてお聞かせいただきたいと思います。

雨水利用につきましては、本市のドーム建設におきましても雨水の利用ができるような設計と伺っておりますが、今後についても新たな公共施設整備の際にはもちろんですが、既存の施設におきましても、できる限り雨水利用システムを導入していただきたいと思います。

この8月、これは東京におきまして、雨水利用東京国際会議が開かれておりまして、その際のドイツの取り組みについてですが、ドイツの各市も水資源の約80%を地下水で賄っておりまして、近年、地下水の不足が問題になっているそうです。ですから新たな水源の確保のために雨水を利用する、雨水利用支援プログラムを制度化いたしまして、市民が自宅やアパート等に雨水利用設備を設置する場合、総費用の約45%を助成いたしまして、市民の間で雨水を利用する、あるいは雨水のリサイクルは当たり前のこととなっているそうです。ですから大部分と同じ地下水に頼る本市におきましても、民間や市民レベルでの雨水利用設備の設置を積極的に支援をしていくことも、新たな水資源の確保、そういう意味から大切ではないかと思いますが、あわせてご所見をお聞きしたいと思います。

さて、節水対策についてですが、この夏は、先ほども申し上げましたが、市民の皆様にも積極的にご家庭や職場において節水に取り組んでいただき、感謝をいたしております。今回の渇水対策におきまして、全国に先駆け、高松市が長時間断水を行ったことは、皆さんもご承知のことと思います。それまでの高松市の1日の平均水道使用量は、人口33万人に対しまして約

14万5,000t余りで、一人が1日に使う平均使用量ですが、これが350lという数字になっておりまして、時間給水の結果、1日230lの使用量に減ったわけですが、市民の皆さんはいつの間にかそれにもなれたようです。

一方、78年、79年にかけまして287日もの給水制限を体験しました福岡市の方では、そういう渇水のすぐ後に公共施設や民間企業での雨水利用設備はもちろんですが、節水型トイレや下水道処理水の再利用等のいわゆる中水利用、そしてコンピューターを使った自動節水や各家庭に節水用の水道パッキンを無料配布するなどを進めまして、現在に至りましては一人当たり1日平均水道使用量は、205lに抑えているそうです。先ほどの高松市との差は145lもあります、一人当たりバケツ13杯もの水を1日多く使っているそうです。

そこで、本市はと言いますと、昨年度の一人当たりの1日平均水道使用量は、一人404lというふうに計算が出ております。これは福岡市に比べますと、2倍近くの約200l、バケツでいいますと18杯もの多くの水を四日市市民の方が使っているという計算になります。本市がいかに水源能力が高く、水量確保が容易だいたしましても、限りある水資源をできるだけ有効に使う意味においては、今後、先ほど言いました中水利用も含めましての節水リサイクル型の都市づくりを目指し、できるところからの改善や啓発、そしてPRを進めていただきたいと考えますが、お考えをお聞かせください。

もう1点は節水対策に関連しました公共プールの問題でございます。

これは先日、藤井議員の方からもご質問がありましたが、学校を始め中央緑地、霞ヶ浦緑地、屋内プールと、市内の公共プールがすべて閉鎖となっていることは、ご存じのとおりでございます。今回の状況におきましては、市民の皆様に対しまして、飲み水の安定供給に万全を期する、そういう意味でやむを得ない処置ではないかというふうに理解をしております。しかし、できることならプール閉鎖という事態が避けられるように、

日常的に節水を心がけていただくことはもちろんですが、節水リサイクル型プール、こういったものにつきましてのご検討をいただきたいと思うわけです。これはプールやシャワーの水を循環させる際に、セラミックろ過器システムというものによりまして、細菌やウイルスまでも除去をしてしまう。これは0.25ミクロン程度のものまで除去をするそうですが、飲料水の基準をもはるかにクリアをして、かつ理論的には水を交換する必要がないわけですから、蒸発する分の補給水程度で済んでいくそうです。これも実際に高知市内のプールでは、10年ほど前から導入をしておりまして、この10年間一度も水の入れかえを行っておりません。ですからランニングコストを考えますと非常に安くつきますし、こういった渇水対策、あるいは節水対策の意味におきましても、非常に有効なプールではないかと思います。

そしてこの装置なんですが、東京の国立代々木競技場のすべてのプールにも数年前より設置をされておりまして、各都市のプールでも、水道水よりも安全で衛生的な節水リサイクルプール、そういったふうにして好評を博しているようでございます。ですから本市におきましても、平成8年度以降の霞ヶ浦の幼児用プールの改修や新たな温水プールの整備も予定をされているようですから、その際にはこういったリサイクル型プールの導入も含めての整備をお願いしたいと思うわけですが、この辺についてご答弁をお願いをいたします。

次に、保健福祉事業に関する諸施策についてでございます。

福祉と医療などの関係機関との連携を密にしていただきまして、市民生活に密着したサービスの充実に努めていただいている市保健福祉行政におきまして、今回は特に私ども市民クラブに寄せられました、市民の皆様の身近な声の中から2点ほどお伺いをいたします。

まず1点目は、福祉医療費助成制度についてですが、本市におきましては老人医療を初め、障害や傷病のある方、また乳幼児や母子家庭の方々な

ど、社会的に弱い立場にある人たちが安心して病院で受診できるよう、県の制度として医療費の助成を受けられるようになっておりまして、特に心身障害者医療費の助成につきましては、市の単独事業として県の定める対象者の枠を広げるなど、健康と福祉の一層の向上のために努力をいたしております。もちろん制度自体は、対象となる方々の健康と福祉の向上に大きく貢献をしているわけですが、実際には余り使用していない、そういう市民の声をよく耳にいたします。特に、他の都市より本市に転入をされた方より、一層そういう声を聞くわけでございます。例えば、本市へ名古屋市の方から転入なさった方が、乳児のぐあいが悪いというので病院にかかった際のことですが、医療費助成の手続は、病院にかかるたびに申請書を提出しなければならないのがどうにかならないものか、そういうケースなどで、これまで医療証、これは岐阜のものですが、こういった医療証を市の方からいただいておりまして、保険証と一緒に病院の窓口に出すだけで済んでいた、そういうふうに言われるわけです。ところが、本市へ来ましたところ、病院の窓口で一たん医療費を立て替えなければならないばかりか、新たに診療を受ける都度にこちらの市役所の方へ出向いていただき、そこで申請書をいただきます。そして必要事項を記入してまた病院に提出をして、後日、改めて病院へ申請書を受け取りに行き、また市役所に提出をして、数日後にやっと口座振替で入金となるわけで、非常に手続が面倒で時間がかかるというわけです。こういった助成の対象者本人は、病気やけがで診療を受けているわけでございますから、何度も病院と市役所を行ったり来たりすることはできないと思います。また、付き添いの方も、病気やけがをしている方を置いていくのももちろん心配なことですし、勤めている方は、その都度仕事を休んだり、あるいは時間休暇をとったりするわけですが、生活に直接影響の出る母子家庭の方などは、特に大変なように伺っております。

そこでお伺いしたいのですが、福祉医療費助成は、近隣都市におきまし

てもおおむね県の制度として実施をしていますが、それぞれの市町村でのニーズに応じた資格規定の拡大や助成方法をとっておりまして、助成の方法は、先ほど言いましたが、受給資格者にそれぞれの市町村において医療費受給者証などを発行しまして、受診の際、病院に被保険者証とあわせて先ほどの受給者証を提出した場合には、保険診療費の自己負担額を助成する、いわゆる現物給付が一般的となっております。すなわち、窓口では無料、そういう方法をとっているわけでございます。本当に市民が利用しやすく十分に活用できるような福祉医療制度とするのであれば、本市におきましても十分に可能と考えられますが、この点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

次に、福祉電話貸与事業についてでございますが、本市におきましては、一人暮らし老人対策としまして、65歳以上の低所得で病弱な一人暮らし老人につきましては、従来より緊急時の連絡手段の確保ということで、緊急通報機能付電話機の貸与事業を行っていただいております。これは一人暮らしの老人の方が地域での生活をより安心して送ることができると、非常に喜ばれている制度でございます。そんな折、2年前に交通事故によりまして下半身不随となり、車いす生活を余儀なくされました方より、社会復帰のために自動車免許を取得し、仕事の方も車いすの仲間たちと軽作業を中心始められましたところ、事故に遭うまではもちろんですが、自宅を中心での車いす生活のときには感じなかった不便さを感じるようになった、そういうわけです。それは車の運転や仕事によりまして行動範囲も広くなり、屋外での日常生活の時間が多くなるにつれまして、障害者用の施設や設備の少なさに驚くとともに落胆をした、そういうことでございます。特にトイレや電話というものは、時には急を要する場合がありまして、施設を探すだけでも大変だそうで、電話に至りましては、せっかく公衆電話を見つけましても、交通量の多い道路脇にある、そういう場合が多いようで、とても車から車いすを持ち出して降りて電話をかけるというようなこ

とはできないそうです。そんなときにもし携帯電話があれば、そういった切実な思いでお話しに来られたわけです。しかし、通常、携帯電話の場合、レンタルにいたしましても、基本料金にいたしましても、一般的な電話よりはかなり高額なものになりますし、社会的に、経済的にも多くのハンディキャップを持つ障害者の方には、現在はとても無理で利用できるものではないというふうに考えております。しかし、動くことが不自由な障害者の方たちこそ、こういった携帯電話の便利さを最も必要としているのではないかでしょうか。

先日の9月1日は防災の日で、4日には各地域で市民の方々や消防署の皆様により防災訓練が行われましたが、災害が起きることを最も心配をしているのが、障害のある方たちではないでしょうか。万一火災や地震が起きた際の緊急連絡に、車いすの方などは、自宅の電話にたどり着くことさえなかなか困難なわけです。ですから身体障害者の方の福祉について、一般市民の方々の理解を深めまして、家庭に閉じ込もりがちな身体障害者の方の生活圏の拡大を図るとともに、障害者の方にとっても住みよい環境づくりの普及促進にもつながることと考えますので、本市におきましても、現在の福祉電話貸与事業とあわせて、障害者福祉携帯電話の貸与事業も実施をしていただきたいと考えますが、この点についてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（豊田忠正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 冒頭におほめの言葉をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございます。これもまた市民の皆さん方の自主節水の協力のおかげでございます。「水道の断水は、水道事業者の恥である」、これは名古屋市の西尾市長が明言をいたしておりますが、私もまさにそのとおりだというふうに思っております。天候はいかんともしがたい

わけでございますけれども、今後ともそういうことのないように万全を期してまいりたいと思っております。

さて、そこでいろいろご質問をちょうだいいたしました。水資源に関する諸施策に関連いたしまして、一つには海水の淡水化の問題、二つ目には雨水利用、いわゆるこれは中水道と呼ばれておるものでございますが、その中水道の活用の問題、さらには節水型のまちづくりの問題に視点を置いた点につきましてのご質問をいたいたいわけでございます。まさにこれらの諸問題は、今回の全国的な異常渇水を契機といたしまして、先ほどご指摘ございましたように、国におきましても重要課題として取り上げられ、その取り組みを本格的にスタートさせようとしておる状況にあるわけでございます。水の豊かであると思われておりました四日市市にとりましては、このテーマにつきましては、正直に申し上げまして、今まで全く検討したことございませんで、新たな課題であります。私どもといたしましては、今後この点につきましては、よく勉強していく必要があるというふうに思っております。そんなことでこの問題につきまして十分にお答えできるかどうかわかりませんけれども、現時点において知り得た情報に基づいて、お答えをまずさせていただきたいというふうに思います。

まず、海水の淡水化の問題についてでございますが、これは全く新たな方法による水資源の確保として、また将来的な自己水源の確保として、海水の淡水化による水資源確保を、一つの方策として考えていく必要があるのではないか、こういうお尋ねかと思いますが、この問題はご指摘がございましたように新聞でも報道されております。厚生省におきましても、国民生活に深刻な影響を及ぼす渇水の抜本的な解決策として、大規模な海水淡水化施設の建設を本格的に推進するという方針が打ち出されてまいりました。来年度の概算要求の中にのせるという、そういう方針が決定されておるということでございます。そして特にこの事業につきましては、恒常的な渇水地域でございます四国とか中国、あるいは九州をまず対象として

事業の展開を図る、こういうことで聞いておるところでございます。

また、先ほどお話がありましたが、現在、沖縄県では、平成5年度から我が国で初めての大規模海水淡水化施設の工事が着手されております。平成7年度に1万m³、日量でございます。平成8年度には2万5,000m³、平成9年度に4万m³の給水を予定しておると聞いておるところでございます。しかし、その建設費につきましては、かなりかかるものというふうに報道されておるところでございまして、約300億円程度かかる、こういうことがこれは新聞で報道されて、議員もご承知おきいただいておることかと思います。またその運転コストにつきましても、高い造水コストがかかる施設であるとも聞いておりますが、今回の渇水を契機といたしまして、技術革新はさらに高まっていくことが期待されます。

そこで、若干私もご質問いたいて、文献等を調べたわけでございますが、海外の状況でございます。海外の淡水化施設の数は、1位が中東でございまして54.9%、2位がアメリカで14.6%、3位がアフリカの6.5%となっております。その中で世界最大の施設はサウジアラビアでございまして、日量12万7,900m³を造水している状況にございます。ただ、これにかかる問題につきましては、これからいろいろ勉強させていただきますけれども、建設コストやランニングコストもさることながら、もう一つ問題になると私が思っておりますのは脱塩率、これが99.3%以上と言われておるわけでございますけれども、おいしい水の観点から言えば少し問題があるのではないか、そういうふうに私は思っております。しかし、こういう新たな水源確保の観点から、この件につきましては、よく研究することがぜひ必要であるというふうに思っておりますので、でき得れば例えば、日本水道協会等へも働きかけながら、そういう事業体とも連携して勉強、研究していくみたい、こういうふうに思っておるところでございます。さらには局内におきましても、検討会的なものをつくってよく勉強する必要があるかな、そういうふうな思いをいたしております。

また、建設、厚生、農水等、15省庁は、渇水対策会議の中で、中・長期的な渇水対策として、海水の淡水化を促進するための検討会を設置するという情報も得ておりますので、四日市といたしましても、今後このシステムについての情報収集にも努め、参考としてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

次に、雨水利用システムの導入の問題についてでございます。

これは雨水をため、これを二次利用、つまり、主にトイレ用水や散水、あるいは洗車に使用して水資源の有効活用を図ろうとするものでございます。これもご指摘のとおりでございますが、この雨水利用につきましては、既にいろいろな施設で活用されておるところでございます。先駆的な施設といたしましては、国技館がございます。国技館では、大屋根に降った雨は、といつて調整水槽に導入されまして、そしてマイクロストレーナーでろ過した後、雨水槽に蓄えられ、腐敗防止のための次亜鉛素酸ソーダを注入してポンプで巡回利用をしておる、こういうふうに伺つておるところでございます。全使用量のうち、23%が雨水の利用とされておるところでございますし、近くにおきましては、名古屋の愛知県図書館、あるいは総合体育館等々におきましても、多くの人が集まる施設のトイレの用水用に、いわゆるこの中水道というものが多く活用されておるところでございます。

先ほどお話がございましたように、ドーム型多目的スポーツ施設などには、ぜひこのシステムの導入を図るということは、これが建設当初よりそういう配慮をしたシステムを組み入れていくということは、大変重要なことでございます。節水の観点からも重要というふうに考えておるところでございます。したがって、先ほどご提言もございました中水道への取り組みについてのご提言につきましては、施設の設置経費等の問題もございますが、一方、限られた資源の活用という面からも十分に議論する必要がございますし、下水処理水あるいは雑排水の活用といった面からも、十分にその辺の活用についての勉強をすることは必要でございます。したがつ

て、これは単に水道局のみで対処でき得る問題ではございませんので、今後関係部局、特に下水道、都市計画、建設部等々、各部にも働きかけて、その辺の検討会を持ちたいというふうに思います。いずれにいたしましても、必要な水を必要な時に必要な量提供する、これは水道事業体の一つの使命でございます。これを基本にして、まず第一義的には、異常時に備えた予備水源の確保を含めて、今後の水道水源確保にさらに一層努めることは当然でございますが、ご提言がございました新たな水資源の確保につきましても、これは大きな課題としてよく勉強してまいりたいというふうに思つておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから次に、節水対策についてでございます。高松市や福岡市の事例によりまして、本市の一人当たりの1日平均使用量が非常に多いというご指摘がございました。限りある水資源をできるだけ有効に使う意味において、先進市等の節水対策を取り入れて、できるところから改善、啓発してはどうか、こういうご提言であったかと思いますが、本市の一人当たりの1日平均生活使用量、先ほど議員の方は404ℓというふうにたしかおっしゃられたと思いますが、この量につきましては、大口需要量も含めた単純平均ということでございまして、若干数字を訂正させていただきますが、平均使用量は306ℓでございます。これに対して節水都市の福岡市は205ℓとなっております。確かに四日市は、それでも水使用量が多い、こういうことでございます。福岡市の節水対策につきましては、これも既にご承知おきいただいておろうかと思いますが、特に節水用の水道パッキンの無料配布とか、あるいは先ほどご指摘の公共施設の雨水利用等の施策によるところが大きいというふうに考えておるところでございます。一人当たりの使用量につきましては、当然これは生活、風土によって使用量の差が見られるわけでございますが、いずれにいたしましても、節水対策によって使用量も減少するのは事実でございます。また、先ほどお話がございました福岡市、過去に水不足から287日という長期にわたる給水制限を経験し

た都市でございます。そのためにその対策が講じられておるのであるわけですが、しかし、それにもかかわらず、今年の渇水は、福岡市でも再び断水をせざるを得ない事態に至っておるということを思いますときに、本来の水源確保というものは今後とも続けていかなければなりませんが、その場合に、水源の確保は四日市みたいな、これは自画自賛するわけではございませんが、危険分散を基本とすべきであるというふうな思いをいたしておるところでございます。

その一方で、節水につきましては、市民一人一人の皆さん方の心構えがいかに大切かも知ったところでございますので、ご提言の件につきましては、今後大事な問題として十分に勉強をしてまいります。今後ともよろしくご指導を賜りたいというふうに思います。

○副議長（豊田忠正君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言がございましたように、本年度は例年ない猛暑が続きまして、全国的に水不足となりまして、今後もこうした異常事態が起こることを想定いたしますと、私たちの管理しております市営プールを始めとした公共プールにおきましても、効率的あるいは効果的に節水を図るよう配慮する必要があろうかと考えております。プールの節水システムにつきましては、いろいろな手法があるよう聞いておりますが、ただいま議員がご提言いただきました、節水リサイクル型プールといったようなものも含めまして、先進都市の導入事例とか、あるいは費用対効果といったような点につきましても、今後十分な研究を行っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（豊田忠正君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問2点ほどございましたので、それにお答えいたしたいと思います。

まず、償還払い制度から現物給付制度に変更できないかということでございますが、ご承知のとおり、心身障害者、乳幼児、母子、老人医療費の助成制度は、ご指摘のように、県の制度にのっとって実施しているところでございます。したがいまして、現在、県下の医療費助成制度は償還払い制度をとっており、各医療保険制度で給付した残りの自己負担分に対し、本人の申請に基づいて助成をしているところでございます。

ご提言の現物給付制度は、受給者自身が医療機関での支払いの必要がなく、申請手続も要らない制度でございますが、現在、医療機関ごとに支払う業務を、県下一括して委託しておるところから、審査支払い機関や医療機関等の関係諸団体の調整により、県下市町村で統一する必要がございます。現状では、本市が独自に実施することは極めて困難であると考えております。確かに、償還払い制度は、利用者の申請手続などが必要であり、一々面倒であるという声もお聞きするわけでございますが、医療を受けられる方々のコスト意識の喚起や、自分の健康は自分で守るという健康保持に対する自己責任をご認識いただくに当たっての大きな利点もございまして、この点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

次に、現物給付制度の採用が難しいとなれば、手続の簡素化だけでもできないかということを考えてみると、この点につきましては、郵送による方法とか、少額の場合は二、三ヶ月程度まとめて申請する方法、あるいは医療機関が受診者にかわって助成申請をする方法などがございます。後者につきましては、医師会、医療機関等の関係機関のご理解とご協力が不可欠でございます。いずれにいたしましても、早急に改善に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、福祉電話の貸与事業についてお答えいたします。

本市の現行の福祉電話の貸与制度としましては、身体的に虚弱な一人暮らしの高齢者や、外出の困難な一人暮らしの障害者を対象に、コミュニ

ケーションの確保、緊急時の連絡手段等を目的として、緊急通報機能付電話機などを貸与する制度でございます。現在、339台の貸与をいたしておりますところでございます。この電話の利用方法は、万が一利用者に急変が生じたとき、ペンドントを押すことで民生委員や隣人、消防本部に連絡が入るシステムでございまして、社会的弱者の見守り支援体制の一端を担うものでございます。また、女性民生委員が福祉電話の貸与を受けた方々を対象に、毎日交代で電話による安否確認や相談等に応じております。

ご提案の外出時の携帯電話につきましては、障害をお持ちの方専用の公衆電話と比較してその利便性はご指摘のとおりでございまして、障害者の社会参加等外出が多くなるに従って、その需要はますます大きくなっているものと考えております。しかし、携帯電話は、まだまだ契約料、維持費、通話料金の負担が大きいことや、小型であるがゆえに上肢に障害のある方は使いづらい等、幾つかの問題もございますが、ご指摘の趣旨をよく踏まえまして、先進都市の例などをよく研究してまいりたい、かよう考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（豊田忠正君）　土井数馬君。

○土井数馬君　どうもご答弁ありがとうございました。

まず1点目の水資源に関する諸施策についてですが、新たな水資源の確保ということでございますので、ご答弁にもありましたように海水の淡水化施設整備についても、これから十分に研究をしていただけるということですが、国の方は本格的にスタートをさせる。この意味は、起爆剤として淡水化の施設整備にお金をかけていくんじゃないかと思いますので、十分そういった動向も見守りながら研究を続けていってほしいと思います。

ただ、建設費が高い、あるいはランニングコストの問題とかいう点を水道事業管理者の方がご指摘をいただいたわけですが、一口に300億円といいますと相当の巨費でございますけれども、四日市ドームの3個分ぐらいに当たるわけですが、例えば本市におきます水の値段というものを約140

円か145円というふうに聞いておりますけれども、そうしますと日量4万tを1年間それを換算してみると、20億5,000万円分の水を海水からつくり出すことができる、そんな計算もできるわけです。もちろんこれにはランニングコストが高い、そういう経費上の問題は含まれておりませんが、そうすれば国の方の2分の1の補助金が出るというのであれば、およそ7年から8年で償却できることが計算できますから、その点も含めてお考えをいただきたいと思います。

それと脱塩率の問題が出てましたわけですが、これは先ほども紹介いたしましたプールでのセラミック型のろ過器で十分にその分の補完もできる、そういったお話を聞いておりますので、こういったことも含めて研究をしていただきたいと思います。

それと大口需要者の海水の淡水化施設の整備の支援につきましては、今回明確なご答弁がありませんでしたが、これも今後の研究課題として取り組んでいただくようにご要望を申し上げておきます。これは例に出しました長崎のハウステンボスなんかで十分に採算がとれておるわけでございますから、企業等への打診も兼ねてぜひ支援をしていただくようにお願いをしておきます。

雨水の利用、いわゆる中水利用につきましては、公共施設整備の際にはこれから積極的に取り組んでいただく、力強いご返事をいただきましてありがとうございますがたく思っておるんですが、できれば既存の施設につきましてもできるところからお願いをしたいと思いますし、民間や市民が自宅の整備や、あるいはアパートなんかを整備する際には、どうかそういった補助金等により積極的に支援をいただくような体制をお願いしたいと思いますが、この点もしお考えがあれば、再度ご答弁いただけたらな、そんなふうに思います。

節水対策につきましては、水道事業管理者がおっしゃいましたように、これは水道局だけの問題ではございませんので、各部局あわせまして、い

ろんな検討をしていただきたい、政策的にご判断をいただきたい、そんなふうに考えておりますので、どうか今回の水不足の教訓が覚めないうちに早急に総括をしていただきまして、できましたら具体的な取り組み等の発表をお願いしたいと思いますが、この辺も各部局と調整をいただきまして、今後の課題にしていただきたいと思います。

それと教育長の方から、節水リサイクル型のプールの整備につきましては、先進地等の資料なども十分勉強していただきまして、検討いただきくというようなご答弁だったわけですけれども、もう十分実用化が始まっているわけです。先ほども言いましたが、国立の代々木プールだけでなしに、滋賀県、あるいは沖縄、富山の方でももう既に導入に入っております。ですから、先進地へ行かなくても十分に資料は取り寄せてございますので、そういったものをこれが終わった後でもお見せいたしますが、積極的に整備をしていく、そういう明確なご答弁をいただきたいなと思います。それも平成8年度に霞ヶ浦の幼児用のプールが既に整備計画に入っているわけでございますので、それについてだけでももう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それとちょっとプールからそれてしまいますが、市民感情にかんがみまして、公園や街路の樹木などの散水も控えておったわけですけれども、近くでは三滝通り、皆さんきょうもご存じじゃないかなと思いますが、ツゲやサツキ、あるいはケヤキまで枯れているような状態でございますので、こういった公共の樹木が枯れるということは、これも大きな今後の課題になるかと思いますので、中水の利用を含めました対策もお考えいただきたいなと思いますが、これはご答弁はもちろん結構でございます。

次に、保健福祉事業に関する諸施策の問題でございますが、1点目の福祉医療費の助成制度につきましては、きのうも県の制度だからということで十分に検討する、このようなご答弁だったわけでございますけれども、県下括してしているということで、四日市単独でするわけにはなかなか

いかない、そういったご答弁だったようだに思うわけですが、隣の愛知県や岐阜県では、それぞれの市町村が、先ほど言いました、市の単独事業として助成の方法だけを、制度を、県の方と変えまして行っている地域があるわけですから、決して四日市ができないはずがないと思いますので、その辺もどうして四日市だけ、いや、三重県だけはそういうことができないのか、明確なご答弁をいただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、現行の制度内で事務というか、申請書の方、病院の方でしていただいているところもあるというようなご答弁もあったわけでございますから、現行制度内で今の申請書を病院に置いてもらって、その場で必要事項を書き込み、病院の方からまとめて市役所の方へ送っていただきましたら、先ほど言いましたような非常に手間のかかることはないと思いますので、こういった点も十分に考えて対応をしていただきたいと思います。

それと福祉携帯電話につきましては、何か小さくて壊れやすいものだから障害者の方には無理じゃないか、そんなふうに聞き取れるような答弁だったわけですけれども、これは豊橋市の例ですけれども、9月1日より、民間のこれはNTTドコモの直営店でございますけれども、障害者の方を対象に、1回1週間以内を無料で貸し出しておりまして、しかも、通話料は1,000円まではその企業が負担をしております。それと保健福祉部長言いましたけれども、過って落とすなどして破損した場合も、体の不自由な方が使用することを考えて無償で交換をしているわけでございます。だから全く反対の意味で企業の方がとらえているわけでございますから、これは豊橋市の試みは企業での取り組みの例でございますけれども、本来こういった取り組みは、行政の方が率先して行う事業ではないかと思いますので、この辺もう一度改めて保健福祉部長のお考えをお聞きしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○副議長（豊田忠正君） 水道事業管理者。

○水道事業管理者（栗本春樹君） 先ほどいろいろ水資源に関連いたしましてご指摘をいただいたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、全く新たな課題ということで、今後、早急によく研究をしていきたいということでございます。

ただ、その中で、補助金制度の問題が提起されました。これにつきましては、水道事業というのは、本来、水道料金で賄つておる一つの仕組みになつておるところでございます。私の方から今、ここでどうこうするということの確答はできないところでございますので、これもいろんな意味を含めて今後の課題にしていかなきゃならんのかな、こういうふうな思いでおります。

○副議長（豊田忠正君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご提言がございましたセラミックろ過器を利用したリサイクルにつきまして、議員からもいただきました資料によりますと、幸いに近くの滋賀県でもこれが設置されておるようでございますので、そういったところの研究等もまぜて積極的に研究を重ねていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（豊田忠正君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの医療費助成の件につきましては、先ほども申し上げましたように、医師会、医療機関等の関係機関のご理解、ご協力が必要でございますので、その辺も十分これから協議をして改善の方向へ努力をしていきたいと思います。

それから、2点目の携帯電話の件につきましては、議員ご指摘のように、私どもも豊橋市の方で、既に企業の善意銀行事業で行っている旨は承知しているわけでございますので、そちらの方も見学をさせていただいて、実現に努力をしてまいりたいと思います。

○副議長（豊田忠正君） 土井数馬君。

○土井数馬君 どうもご答弁ありがとうございました。

水資源に関する諸施策につきましては、多様化を模索していただく一方で、長期的な水の貯蓄を考えると同時に、現在ある水資源をいかに守つていかかということも忘れてはならないと思いますので、河原田の水源地の二の舞にならないことをお願いしておきます。そして国内の田んぼといいますか、水田のあぜを少し高くしまして水を張るだけで、今の日本じゅうのダムの2倍の水がためられる、そういう話がありますし、ダムの周囲に、政策的に、日本の山といいますのは針葉樹が多く植えられておるわけですけれども、ダムの周りに針葉樹のかわりに広葉樹を植えていただくと、今まで以上に保水力があり、地下水の貯蓄に役立つ、そんな話も伺っております。ですから、今後の水の問題は、市と市民が一体となりまして取り組む、そういう大きな問題でありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それとプールの問題は、ぜひ早急に先進地へ行っていただく。8年度の霞ヶ浦の児童用プールにはぜひ間に合うような体制をとっていただきたいのと、もう一つ、温水プールの整備の計画なども出ていると聞いておりますので、温水プールでも十分に使用をしておりますので、その点もあわせて研究をしていただきたいと思いますが、公共施設整備の特別委員会などもございますので、そういった中でも十分ご議論をしていただきたいというふうに思います。

福祉医療費助成制度につきましては、なかなか明確なご答弁をいただけないわけですけれども、今、市立病院の方だけでもできるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。これは愛知県や岐阜県での取り組み方なんですけれども、それぞれの市町村の福祉医療費助成制度の実務の流れですけれども、各医療機関が国保の連合会へレセプト、いわゆる請求書を送りまして、国保連合会が点検処理をして、市町村の方へもう1回返していただく。そして市町村が請求書を送付して国保連合会に支払い、国保連合会

から医療機関の方に支払う、こういう経緯、実際は市民の方が行っていることを市町村でやっているわけでございますから、三重県だけができるといふのもちょっと疑問もございます。きのうも市長公室長の方から、人口を増やすのに他都市からの流入を考えているといふうな声を聞きましたけれども、他都市から来た方が前のところと比べて不便だと言われるようでは、とてもそいつたものはできないんじゃないかな、そんなふうに思います。

特に、基本計画の中でも健康で心の通う福祉のまちづくり、こんなふうにうたってあるんですけれども、こういった社会的に弱い立場にあります老人とか、あるいは障害のある方、母子家庭、子供たちに対して、思いやりのある、あったかみのある行政というものが今、問われているんじゃないかなと思いますので、十分ご研究、ご検討いただきたいと思います。

それと福祉電話の貸与事業につきましては、豊橋市での例も保健福祉部長ご存じでしたら、当時の答弁が出るとはとても思えないわけなんですが、その辺、どうしてそんなふうになったのか。障害者の方だから落としやすいから、そいつたものはちょっと難しいんじゃないかな、それはちょっと障害者の方に対する差別ではないかな、そんなふうにも受けとれるというふうに思います。ですから何度も申し上げますが、障害者の方だからこそ、そいつた部分を行政の方でカバーしていただくことが本来じゃないかと思いますので、その点だけもう一度ご答弁いただきまして、私の質問を終わります。

○副議長（豊田忠正君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 確かにご指摘のとおり、障害を持つがゆえにそういうふうな電話機が必要でございますので、先ほど申し上げたように、豊橋市の例をよく研究させていただいて、実現に向けて努力をしたいと思います。

○副議長（豊田忠正君） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 今年の夏も過ぎようとしておりますけれども、いまだに雨らしい雨もなく、記録的な猛暑が続きまして、農作物にも甚大な被害が出ております。この夏の温度は今世紀最高を記録したということです。このために、各地で水不足に苦しんでおられる皆様には心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

こうした中で、本市においては、地下水と三重用水に助けられまして、水不足の心配をせずに猛暑を乗り越えることができましたことは、何よりも存じます。地形のことわざことながら、日ごろの水道行政に携わる水道局の皆様のご苦労のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。昨年は冷夏による米不足、今年は記録的な猛暑によります水不足と、人に与える影響の度合いは年々深刻さを増していることを考えますと、地球的規模で大きな変化が出てきたという感を否めません。きのうも早朝でありますけれども、大阪空港が100mmという記録的な集中豪雨に沈没しております。やはり、地球の温暖化は学者が叫ぶだけでなく、一人一人がその切実さを実感しなければならない時期に入ったと言うべきではないかと存じます。特に本市は、公害先進市としてICETTを誘致して世界の人々を指導する都市に変貌したことは、加藤市長の先見の明と高く評価する次第であります。今後とも、環境全般にわたって、鋭いアンテナをめぐらし、世界に情報を発信する都市へとさらなる飛躍を期待するものであります。

それでは、通告の順に従って、質問を申し上げます。

最初に、小学校の関係についてであります、夏休みを迎える前に申し上げてあった4点についてお伺いいたします。

その一つは、学校給食の主食であるパンあるいは米飯について、県下のパン製造業者が伊勢市、桑名市、菰野町で急に製造を中止するという事態に陥ったようありますけれども、2市1町で同時に発生したのはどういうわけなのか、わかっている範囲でお聞かせを願いたいと思います。

実は、業者の方では、四日市も危ないんだという声を耳にしますが、給食が実施されなくなるおそれはないのか、今後の見通しについてお伺いをいたします。

その2は、小学校における近視対策についてお尋ね申し上げます。

日本人の目の悪さは世界的に有名で、眼鏡をかけてカメラを持っておれば、まず日本人に間違いないと言われます。その遠因を尋ねますと、小学校時代にあるということであります。この夏休み期間中に、町で見かける小学生の数の少なさを実感したわけでありますけれども、少子化現象とともに、家でテレビを見るか、テレビゲームに熱中するか、塾通いだと言われますように、目に悪い環境が整い過ぎておるようあります。視力が落ちると、眼鏡屋さんと思いがちでありますけれども、その前に眼科医で検査を受け、仮性近視なら回復の可能性が高いということであります。そういったことから、目の運動をすることによって、しかも、1日二、三分で1週間続けますと、0.3の視力を持った子供が0.8とかあるいは1.2に、あるいは別の子供さんは0.5か1.2というような、そういう驚異的なテレビを見るチャンスがございまして、早速教育委員会に対して、この夏休み期間中にその大学教授を四日市に招いて指導を受けてはどうかと申し上げましたが、その取り組みはいかがなっておるか、お尋ね申し上げます。

ところで、各学校において、視力を向上させる取り組みはなされているのでしょうか。また、視力検査は毎年実施されていると思うでありますけれども、その結果がどうなっているのか、お伺い申し上げます。

その3は、プールの腰洗い槽の危険性についてお尋ね申し上げます。

子供たちがプールに入る場合、まず腰洗い槽につかってからプールで泳ぐということになりますけれども、この腰洗い槽は殺菌を目的として30ppmほどに塩素が投入されているということあります。この危険性については、市民団体の調査がきっかけで判明したということですが、まず見た目には、アトピー性皮膚炎の悪化というものがございます。さらに、見えない部分で遺伝子に障害を及ぼすおそれがあるということが判明しておるようあります。一昨年の夏は、このことがしきりに報道されましたので、直ちに教育委員会に対策を求めた次第であります。文部省は昨年の夏に、プール本体が塩素消毒されているという理由で、腰洗い槽の使用は不要との通達を出したということでありますけれども、本市はどのように対処されたのか、お伺いいたします。

その4として、学校外での性的被害から子供を守るという観点からお尋ねいたします。

平成3年3月15日、自宅を出たまま行方不明になったままの加茂前ゆきちゃん（当時8歳）は、今も消息がわかりません。鈴鹿市での事件とも重なり、ご両親のご心中は察するに余ります。この事件は全国的に報道されまして、よく知られておりますけれども、実は事件にはならないものの、変質者による軽度の事件は日常的に発生しております。私の住む常磐小学校区内でも、これまでにも数件耳にしております。その都度、学校あるいは地区市民センターからの注意が各家庭に配布されてまいります。新聞にも報道されておりましたけれども、川島小学校区では、パトロールがなされたこともございました。この夏休み期間中が心配でしたが、幸いなことに、そうした報告は受けておりません。しばらくいたしますと、人々はそういう危険性を忘れてしまうものでありますけれども、加害者がいなくなつたわけではありませんので、地域の人々や被害者になる子供たち、そして、加害者に見せる意味で、事実を告げる立て看板を数ヵ月設置して

はどうかと思い、事件のあった直後に、これも申し上げておきましたが、どのようになされたのか、お尋ね申し上げます。

交通事故については、素早く立て看板が立てられますけれども、同様の措置がなされるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で学校関係の質問を終わります。

次に、福祉公社の実例というタイトルでお尋ね申し上げます。

過去の議会で3度にわたって高齢者が入院したときの付き添い看護助成措置、福祉公社、そして福祉共催制度の創設を提案してまいりました。このうち平成3年に高齢者付き添い看護料助成制度が市単独で設けられましたけれども、保護世帯に限定したため、利用できる人が限られたことから、年間150万円前後の利用で推移してまいりました。そろそろ所得制限の緩和を訴える必要がある、このように考えておりましたところ、国の方で、一般入院患者から食事代として1日600円を徴収して、それを財源として付き添い介護を院内で設置する方向が打ち出され、10月1日から実施されることになっております。付き添いに家政婦をつけると1日1万2,000円ほどが必要となります。国保あるいは社会保険組合等から約3分の1は支給されますけれども、残り3分の2は自己負担になっておりましたので、付き添いが必要な人にとっては朗報となります。

こうした動きから、先ほども申し上げました市単独の高齢者付き添い看護料助成制度は必然的に不要になってまいります。そこで、これを発展的に解消して、新たに市単独の福祉共催制度が必要と考えますが、いかがでしょうか。この点についても、厚生省が平成9年度をめどに、公的介護保険を導入して、月額5万円程度の自己負担で介護サービスが受けられるようにしておりますけれども、時宜を得た施策と考えます。その仕組みは、65歳以上の人すべてに加入を義務づけ、月額1,000円ほどを保険料として徴収し、その上に社会保険組合と国保からの拠出で賄おうとするものでございます。これにはマンパワー不足等の問題もあり、全国レベル

には相当時間がかかるようあります。そこで、その間の介護や、あるいは寝たきりの人を抱える家庭で困っている介護用ベッドあるいはさきの議会でも申し上げましたようなおしめといった身の回りのことや、独居老人への給食あるいは入院時の食事代等の支出にも自由に支出できる財源が必要になってまいります。このため、厚生省の半分の月額500円ほどを徴収して、そこへ市と、それから社協でありますけれども、そういったところから拠出して、福祉共催制度を市単独で設け、国の制度では充足できない部分をフォローする必要があると考えますが、いかがでありますか。

市の一般会計を見ましても、土木に次いで多い福祉予算になっておりますが、近い将来、受益者負担の原則が持ち込まれることは明らかであります。金のない人は福祉サービスが受けられないといったことがないように、早急に手当てすべきではないでしょうか。

4年前、教育民生委員長を仰せつかり、1年間社会福祉協議会に委員として出席いたしましたが、高齢者への事業はもとより、障害者への対応、赤十字の募金活動と、大変な活動を幅広く展開されており、頭の下がる思いをいたしました。今政府が考えております100円募金、いい悪いは別にして、これがもし実施されることになれば、社協に委託されることになるのではないでしょうか。今や社協はオーバーワークでほとんどパンク寸前ではないかと推察いたします。ホームヘルパーについても、社協にも保健福祉部にもあるといった変則的な形ではなく、一本化が図られるべきではないかと考えます。市長はかつて、福祉の有料化という考えを出されましたので、意を強くしたのでありますけれども、同時に、ボランティアで行う福祉サービスも重要であることには違いありません。したがって、ボランティアで行う福祉サービスと、有料で行う福祉サービスの2本立ての時代に入ったと思うのであります。

そこで、ボランティアを育て、ボランティアでの福祉サービスは社協の方で行い、一方、有料の福祉サービスは福祉公社で行うといった考えが出

てくるのではないか。これまで何度も福祉公社という言葉を出しますと、武藏野市の有料老人ホームの答えが返ってまいりました。担当者もかわられたので、私の意のあるところを酌んでのご答弁をいただけるものと存じます。

最近、福井市の福祉公社が設立され、注目を集めておりますけれども、私が考えていたとおりの事業を展開されておりまして、間違いではなかったと喜んでいるところでございます。この福祉公社はマンパワーによる福祉サービスと、市が運営する福祉施設を市から委託されまして、そして事業を展開しております。先ほど申し上げた福祉共催制度の受け皿としても、一日も早い実現が待たれますか、いかがでありますか。

最後になりましたが、高齢者向け住宅の確保について、福祉面からお尋ねいたします。

市中心部、そして周辺近くには独居老人が多く住んでおられます。それも大変古いアパートで、当然ながら家賃も安くなっておりまして、お年寄りには手ごろな値段になっているようあります。ところが、こうした古い建物は建てかえの時期を迎え、当然ながら別の住居を探さなければなりません。しかし、一人住まいの高齢者となりますと、ほとんど入る家もなく、困っておられるのが実態であります。私のところへもこうした人が来られますけれども、離れた場所では困ると言われ、今度はこちらが困るわけでありますけれども、実はこうした人たちは必ずといってよいほど、病院への通院に便利な場所に住んでおられます。常磐地区でも、市立病院あるいは川村病院、またはそれぞれの開業医のそばといったぐあいでございます。羽津病院や塩浜病院といったところでも、同じような現象が起こっているものと思います。ご承知のとおり、常磐地区では生産緑地の関係から、田畠がなくなっていました。次々とマンションあるいはアパートといった集合住宅が建てられております。バブル全盛期に契約されたために、建物は今建ってまいりましたけれども、バブル崩壊後の今日では、入

居する人が少なく空室が目立っております。こういう状況でありますので、借り手にとっては大変有利な条件で借りることができるのでないかと存じます。

そこで、福祉とこれらの集合住宅を組み合わせることができないものかと考える次第であります。病院近くのマンションやアパートで1棟に二、三室をめどに家賃補助ができるならば、先ほど申し上げたお年寄りも、自分の希望される近い場所に住み続けることができるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまは学校に関する諸問題ということで4点ばかりのご質問をいただきました。ご答弁を申し上げたいと存じます。

第1点目でございますが、これにつきましては、二、三年前からご発言がございましたように、県下の3地区におきまして、学校給食納入業者が経営者の高齢化あるいは後継者の不足といったような問題も絡み、そこへ児童減による収益の減少といったようなこともありますて、廃業を余儀なくされたということは、私どもも耳にしたところでございます。

加工費につきましては、学校給食パンとして県で統一価格を毎年パン業者と交渉しながら、これは県が決定をしておりますが、業者にとりましては、かなり厳しい状況にあるということも聞いております。パン納入業者の指定につきましては、炊飯業者、米の方でございますが、それから牛乳業者等々と合わせまして、2年ごとに各市町村で推薦をいたし、それに基づきまして、県が指定を決定するという仕組みになっております。現在、四日市では10軒のパン業者が指定をされておるわけでございますが、これらの業者とは当市独自のおいしいパンをつくるための副材料の配合であるとか、あるいはパンの種類等につきまして、話し合いを持っておるところでございますが、業者の方からも非常に前向きの姿勢で協力をいただいて

おり、今後ともよりよい関係を維持していくことに努めてまいりたいと存じておるところでございまして、先ほど言わされたような状況については、現在のところ聞いておりませんが、今後ともこういった点について努力をしていきたいと思っております。

第2点目のご質問の児童、生徒の視力低下の問題でございますが、教育委員会としても、これは大切な問題であるというふうに考えております。本市の場合も、毎年、学校保健統計をとっておるわけでございますが、視力1.0以下、いわゆる近視状態になる児童、生徒の数は増加の傾向にあるようでございます。やはりこれは、大きな問題というふうに考えておるわけでございます。学校におきましては、毎年4月に視力検査あるいは眼科医の専門医による検診をお願いしておるところで、目の異常の早期発見にも努めておるところでございますが、その結果で、目の異常の疑いがある児童、生徒に対しましては、各家庭に治療勧告といいますか、通知を行って、早期に専門医への受診をお願いしているところでございます。

さらに、近視予防のために、読書姿勢の指導であるとか、あるいは教室の照度検査、明るさの方でございますが、照度検査を薬剤師さんにもお願ひをして、毎年行っており、その照度の不足する面については早急な改善に毎年努めておるところでございます。

先ほども申しましたように、若年者の近視増加傾向といったような原因について、専門医の方にもご意見を聞いておるわけでございますが、これにつきましては、先ほど議員も申されましたように、最近におけるいろいろな社会現象の変化、例えばテレビの見過ぎであるとか、あるいは過度の勉強、塾通いも含めました勉強時間の増加であるとか、あるいは最近は特に自然の中で遊ぶといいますか、特に遠方とか緑を見る機会も少なくなってきた等々、いわゆる複雑な原因が絡み合って、こういった傾向が増えておるのではないかと、これも断定はできないということでございますが、そういったようなことが考えられるというような指摘を受けておるわけで

ございます。また、専門医の方のご意見によれば、一たん近視になると、その回復といいますか、もとの視力に戻すのは、医学的には現在のところ不可能であるというようなことでございます。

いずれにいたしましても、児童、生徒のそういう近視化の予防については大事なことと考えます。先ほど申しました姿勢の問題とか、勉強した後に目を休めるとか、あるいは、できれば遠方を見るとか、緑をよく見るとか、そういうことに努めるよう指導も折を見て行っているところでございますが、今後とも専門医の方のご意見を聞く中で、研究していきたいというふうに思っております。

先ほど、テレビに出られた東大の先生ですが、これはテレビ局へもその後もお聞きしたのですが、テレビ局自身から番組の正確な返答が得られませんでした。その先生をお招きすることはできませんでしたが、本年度も行いました四日市学校保健会という組織がございますが、ここでの定期総会等では、近視の問題について、愛知県にございます保健衛生大学の専門の先生をお招きして、保健養護教員、その他関係の者が集まって研修会も開いておるところでございます。

次に、3番目に、プールの腰洗いの問題についてでございますが、プールのように多数の入泳者がある場合、やはり病原性の細菌あるいはウイルスが持ち込まれるというおそれは多分にあるわけでありまして、そのために入る前にも腰部を洗浄することによって、病気の感染を防ぐという手段をとってきたところでございます。この場合、腰洗い槽の洗浄水の遊離残留塩素濃度、塩素を混ぜた水でございますが、この濃度が低過ぎると、かえってそこを通すことによって、病原菌に感染する危険性もあるということで、短時間で洗浄の効果を上げるために、大体50～100ppmの濃度でそれをするのがよろしいというふうにされてきたのでございます。この程度の濃度であれば、一般的には人体に悪影響というか、いろいろな症状が出るといったようなことは考えられないとされてきておるわけでござります。

ざいます。しかし、今言ったような程度の塩素であっても、いわゆる過敏症の児童、生徒といったような子がおりますと、その程度でも炎症を起こすということも事実でございます。

そこで、文部省もこのことを考えまして、平成4年の6月に、学校における環境衛生管理の徹底についてという通知が出されまして、過敏症などの傾向のある児童、生徒に対しては、腰洗い槽を使用せず、シャワーで代替させるという措置もよろしいという通知が出たのでございます。当市におきましても、この通知に従いまして、学校医あるいは学校薬剤師の方も加入していただいております四日市学校保健会という組織があるわけでございますが、この保健会に協議をかけましたところ、過敏症などの傾向のある児童、生徒につきましては、国の通知どおりにシャワーだけの代行でいくと、しかし、一般の児童、生徒については、プール内での病気感染予防も重要なことでございますので、従来どおり腰洗い槽を使用するという2段構えの方法をとったわけでございます。この決定に従いまして、プールにおける腰洗い槽を通ってプールに入るというシステムにしておりましたプールの構造を変えなくてはなりませんので、腰洗い槽を通過せずにプールに入る、そういう改造を行ってきたところでございます。一応本年度でもって、全校改造を終えたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

それから、最後に、子供の学校外での安全確保、特に痴漢対策についてでございますが、このことにつきましては、本年度に入ってからも、かなりの件数の報告が参っております。幸いにと申しますか、大きな事件には至っておらないわけでございますが、これは少し油断をしておると、いわゆる変質者といったような人の行為がかなり考えられますので、いつ何が起こるかわからないということで、やはり常にこれは厳重な注意をしながら、予防をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、教育委員会といたしましても、4月20日と6月2日の2回にわたりまして、痴漢防止の通知を各学校へも出しまして、その対応等も含めまして、通知を出し、さらに子供や保護者への適切な対応を指導していただくように通知をしておるところでございます。

その内容の一例として挙げますと、子供に対しては、できるだけ下校時は1人でなく複数で下校をするように努めること、また被害に遭った場合、被害といつても声をかけられたり、誘いをかけられたりということがあるわけです。そういう場合には、大声を出して助けを求めたり、あるいはしつこくついてくるような場合があつたら、近くの家へとにかく駆け込んで助けを求める等、そういう具体例も挙げながら、指導をしておるところでございます。また、保護者に対しましても、各学校が出しておる「学校だより」等で、実態があれば、そういうこともお知らせする中で注意を促していくとともに、そういう被害が発生した場合には、あるいは不審者を見かけられた場合には、直ちに学校にも連絡をしていただき、さらに、学校から警察あるいは少年センター等にも通報するという、といったシステムをフルに活用していくようにしておるところでございます。

また、学校の方でも、教師が登下校指導を定期的に行ったり、あるいは子供の安全確保に努めるとともに、特に痴漢が現実に出没した場合には、教師が引率して集団下校を実施いたしたり、あるいはPTAに協力を求めて、下校の途中まで迎えにきてもらう措置をとる等のことも行っているところでございます。

これらの痴漢対策につきましては、警察とか、あるいは少年センターにおいても、現在、広域パトロールを実施していただいているところでございます。また、川島地区にもこういった痴漢が出た例があるわけでございますが、川島地区などでは、防犯パトロールといったようなものを自治会の方で自主的に展開をして、自衛手段をとっていただいているところもあるわけでございます。私ども教育委員会といたしましても、学校から報告

を受けた場合には、直ちに当該学校に出向いて、状況等の把握に努めるとともに、警察あるいは関係機関にも連絡して、パトロールの強化を依頼しておるところでございます。今後とも、こういった特に痴漢対策につきましては、最近の例にもございますように、生命を失うような場合もなきにしもあらずでございますので、十分に私どもも注意を払ってまいりたいというふうに考えるわけでございます。

なお、先ほど議員の方から、立て看板を出してはどうかというご指摘もございましたが、立て看板を立てることも含めて検討していきたいと思いますが、このことにつきましては、一つの例を申し上げますと、女の子が下校時に抱きつかれたということがあるわけでございます。それに対しては、先ほど言ったような措置をとっているわけでございます。ところが、そういったようなことを学校へも報告して対策をとるわけですが、往々にして人から人へ伝わっていき、しかもそれが大げさに伝わるということがあって、その子の場合も、最近では、その子が痴漢に襲われて服がぼろぼろになって、裸にされるような状態までいったと、そこまでエスカレートしてくるという場合もあったりしまして、その子にとっては大きなショックを受けるという、逆のショックもあるといったような事例もございますので、ここで痴漢が出来ますよということを書いていいのか、あるいはそういう事例がありますよと言つていいのかどうか、これはやはり、子供の心理等も考える中で、地域の方々等、あるいは学校とも十分に協議を重ねる中で、さらに警察とも連絡をとりながら、今後十分に検討をしていきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問をいただいた2点目、3点目についてご答弁申し上げます。

高齢化社会の進展に伴い、在宅福祉のニーズが高まる中、大都市圏やそ

の周辺の地方自治体で福祉公社と呼ばれるものが相次いで創設されております。その背景といたしましては、都市化が急速に進む地域におきましては、住民の相互扶助意識が希薄化しており、地域の福祉機能が著しく低下してきており、また、老人ホーム等の収容施設が少なく、入所を待つておられる方が在宅生活を余儀なくされ、在宅サービスの整備が急務となっていることなどが挙げられると思います。また、その運営形態を見ておりますと、自治体直営ばかりではなく、社会福祉協議会、生活協同組合、住民の自発的団体、といったさまざまな形態がございます。しかしながら、これらの組織の運営に当たっては、どこでも財源確保に相当苦慮しており、住民の自発的団体により組織化されたものを除きまして、自治体の多額の援助に頼っているのが現状でございます。

そういった現状を踏まえまして、今議員の方から福井市の福祉公社の実例、あるいは住民の互助意識を柱にした共催制度の導入といった財源問題にまで踏み込んだ貴重なご提言をいただいたわけでございますが、当市の現状を言いますと、他の自治体に比べて福祉施設の整備率も高く、また住民の相互扶助意識もまだまだ高いものがございます。そうした中でありますと、現在、市社会福祉協議会におきましては、地域福祉モデル事業を実施するとともに、地区社協の啓発に取り組んでいるところでございます。幸いにも住民によるさまざまな福祉活動の芽が育ちつつあり、既に一部の地区社協や地域のボランティア組織において在宅福祉サービスに積極的に取り組んでいただいております。したがいまして、この芽を大きく育てていくためにも、市社会福祉協議会において、福祉情報の提供や助言を行ながら、諸団体の活動を支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、ご指摘にもありましたように、高齢化の進展に伴う福祉サービスの需要の増加を考えますと、人材面、コスト面のどれをとりましても、自治体だけでは支え切れるものではございません。また、今後の新しい福祉ニーズの発生等、業務の増大に対応するためには、現在の市社会

福祉協議会では十分だとは思っておりません。したがいまして、ご指摘のように、まずは市社会福祉協議会の組織や機能の見直しを図るとともに、地区社協のあり方といったものも早急に整理する必要があろうかと考えております。今後は、ご提言の福祉公社につきましても、十分視野に入れて調査研究をしてまいりたいと存じますので、どうかご理解賜るようお願い申し上げます。

なお、市の付き添い看護料の助成制度についてご質問いただきましたが、医療保険制度の改正によりまして、平成7年度末をもって本制度は一応廃止となるわけでございます。余った財源をどうするかといったご指摘を賜りました。これからますます多様化する福祉ニーズに対応するため、今後の展開を必要とする地域福祉、在宅福祉サービスの充実に振り向けていと存じておりますので、どうかご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者住宅の確保についてでございます。

高齢者住宅につきましては、ご承知のように、市営住宅として三重団地ほか4団地に高齢者世帯向け住宅を確保しており、市営住宅の建てかえ時には住棟の1階部分に高齢者向け住宅を設けていくとともに、既設住宅につきましても、一般世帯向け住宅を一部高齢者向けに改造することによって、量的確保に努めているところでございます。

また、老人福祉施策につきましては、低所得者層には養護老人ホーム、その他の所得者層には軽費老人ホーム、ケアハウスといった施設がございます。このほか、健康面の不安があり、万が一ということも心配なご家庭には、緊急通報機能がついた電話を設置して消防本部とつないでおります。ご指摘のように、健康面の不安に対応した住宅ということになりますと、病院になるべく近いところということもございますが、24時間見守りができるということ、あるいは緊急時すぐだれか来て援助を求めることができることなどが大切でございます。そういう意味で、家賃援助や住宅の借り上げといった貴重なご提言でございますが、現在のところ、先ほど申し

上げたケアハウスや緊急通報機能付電話貸与事業の充実が必要であると考えております。

また、住宅施策としては、高齢者の身体状況を考慮した設備構造を持ち、緊急通報システムを設置した公的賃貸住宅を整備し、生活援助員が常駐するシルバーハウジングの導入についても今後検討していきたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 久保博正君。

○久保博正君 ご答弁ありがとうございました。

学校関係では、パンの問題が四日市は大丈夫だというようなお話をございましたので、安心はいたしますけれども、しかしながら、子供の数というのはどんどん減少しておりますので、本当に採算割れ一步寸前というような状態にあるのではないかと、そこまで本当に考えながら学校給食の運営をなされておるのかどうか、そういう面もこれから大いに考えていただいた上で、ともかくある日突然、業者がやめましたと、後継者がございません。そこまで今までつかめなかったのかと、それほどいいかげんな行政をやってこられたのかと、こういうことになるわけであります。したがいまして、業者あっての学校給食でもあろうかと思います。そういう面で慎重に運営をお願いしたいなと思います。

また、国費というのがどこまで入っているのかなと思いましたら、ただ単なる運送費に若干入っているというだけのことだそうであります。また県が一括購入して、それを市が買う、こういうことでございまして県が一括して買うというところにどうも問題があるような気がいたします南北問題もここからまた出てくるのではないか。四日市と熊野といったようなところ、あるいは尾鷲、随分と過疎の部分と非常に密集した部分との価格にも大きな変動があってしかるべきだと、四日市の場合はもっと安くできるのではないか。しかし、県の場合は一括してということになりますと、同じレベルで考えられると、業者の方もいろんな意味でたまたも

のではないなと、こんな感じがいたします。

過去に私は、中学校の給食を何とか実現したいということで、何度もお願いをいたしましたけれども、けんもほろろというような状況でございまして、聞くところによると、どうも中学校給食へいく以前に、小学校の給食が危ないので何を言っているんだというような感じがいたします。したがいまして、これから答弁においては、忌憚のないところを赤裸々に出していただきたいと、こういう気がするわけであります。

また、近視対策におきましても、何にもやっていないというのが実情ではないかな、こんな感じがいたします。子供の目はどんどん悪くなっている。実は私の娘も同じであります。「学校ではどのようにやっているんだ」と言ったら、「何もやっていない」と。「学校の視力の検査はどうなっている」と言ったら、「しているけれども、どんどん悪くなっている」こういうだけのことであって、それ以上は、「学校で目の運動とか、近くを見なさい、そして遠くを見なさいといったようなことをやっていないのか」と言ったら、「何もやっていないよ」と、こういうことであります。したがいまして、目に対する感覚が非常に悪いなと。実は私も高校のときに目が悪くなりまして、そして、学校の先生の言うことも何もなかったものですから、そのまま眼鏡屋へ入りまして、一生眼鏡とつき合う羽目になったわけでありますけれども、そのときに、やはり眼科医へ行くべきであったと、今になってそのように教えられて残念でならぬわけであります。

次に、プールの件でありますけれども、アトピー性皮膚炎が非常に悪くなっている。実は私の娘もアトピーが非常に軽いのでありますけれども、あります。したがいまして、夏になってプールに入るころになると、帰ってくると、足の裏が真っ赤になっているわけであります。すぐに病院へ行って薬はもらってくるのであります。二、三日すると治るのでですが、またプールへ入りますと、また真っ赤になる。こういうことの繰り返しであります。それで、たまたま一昨年の夏でしたか、話題になったときに耳にいたしま

して、アトピーに悪いんだと、塩素が非常に強いんだなと、こんな感じがいたしました。さらにまた、遺伝子障害もあると聞きまして、これは大変だ、健康な子供でも目に見えるアトピーは別にいたしましても、見えない遺伝子の障害が起こるということがもあるならば、これは大変なことだ、これに対して教育委員会はどのように考えているんだと、こういうことで訴えたわけでありますけれども、非常に深刻にこの問題を受けとめようとはされない。その辺が私は心外でございました。これはいろいろと考え方もありますから、私は学者ではありませんし、遺伝子に確かに障害があるとは証明できませんが、そういったことが流布されるならば、やはりそれに対する深刻な受けとめ方というのはあってしかるべきではないかなと、こういう感じがするわけであります。

また、性的被害のことについては、子供を守るという面におきまして、もう少し右往左往するというだけでなく、実は、私の娘が、いろいろな友達があなたたよ、こうなったよということを二、三回話をいたします。しかし、じゃあどこでどのようになったんだと、私がわざわざそこへ行つたわけではありません。ただ大体このあたりかなという程度であります。大体子供を持っている親ですらそうであるならば、そうでない一般の方々は、ここで何があったのかも、恐らくわからないのではないかという気がするわけであります。したがいまして、通れば、ここでこんなことがあったのかということがわかる、余り遠くの方が通るわけではありませんし、一般の広いところではなくて、ちょっと入ったところとか、そういう人目につかない場所が発生場所になるわけでありますから、やはり通るのは大体子供とかあるいは近所の人たちであります。したがって、そこで何かがあったんだということであれば、これからいろいろな意味で気をつけて、ここであんなことがあったんだ、気をつけなきゃいけないなというような感じになるのではないかと思いまして、立て看板の件は提案させていただいたわけであります。よろしくお願ひしたいと思います。

なお、福祉公社の方に入りますが、恐らく受益者負担というものが出てくるだろう。例えば、入院のときに食事代600円を取る、これも受益者負担だ、こういう考え方が恐らく出てくるだろうと思っておりましたら、もう既に10月1日から実施だということあります。増大する福祉ニーズというものを一々それを市の方で対応するということは困難、至難というところへ来るのではないか。このあたりで本格的に取り組んで、財源まで考えた上で、どうすべきだということを考えなきゃいかんのではないか。

私は、共催制度のことを過去に訴えてまいりました。これも私の考えが少し間違っているのかなと、こういうふうに思っておりましたら、今度は国の方がばこっとそれをとらえまして、やっていくんだと、じゃあ何だったのか。今まで市に何度も申し上げて、4回も5回も申し上げた。一つもそういうことに対する真剣な受けとめ方がなかった。これについて、私は残念に思います。四日市の場合も、申しわけないけれども、市の職員の方々にいろんなことを申し上げます。しかしながら、「他市が」ということが必ず入ってまいります。四日市が発信基地になりたいんだというような、そういう気迫が感じられないのは残念でなりません。その辺、付き添い看護料のことは、一步先んじてやっていただいたなど、今度は国の方がやってくれるんだということでありますけれども、もう1歩も2歩も真剣にいろいろ考えながら、四日市が発信基地になっていくということをどうつかんでいただきたい。そういう姿勢を持っていただきたいなど、こんな感じがするわけであります。恐らく21世紀は4人に1人の高齢者時代を迎える、こういうことであります。それをすべて一般会計で出せるかというと、そもそもいきませんので、その点のひとつ取り組みをお願いしたいと思います。

また、福祉公社と社協との役割について、私はるる申し上げましたけれども、やはりまだ真剣には受けとめられておらぬのだなど、社協がやってるんだと、また市の方もやっているから大丈夫だよと、こういうような

感じでございまして、本当にこれで大丈夫なのか。いつかは機構改革ということをとらえられると思いますが、これの真剣な受けとめをお願いしたい。ボランティアということと、また、実際に有料化でやっていくということとの2本立てが恐らくなっていくことは間違ひありませんし、その点の取り組みをお願いしたいと思います。ボランティアの限界というのは、過去にも申し上げました。ある筋萎縮症の方を患者輸送中に事故を起こしました。どこからもお金が出ない。じゃあどうするんだ。じゃあ市がそれに対応したのか、社協は対応したのか、これもありませんでした。したがいまして、無理がある。できる範囲はここまでだと、それ以上については、やはり考えなきゃいかんなというふうにひとつお取り組みをお願い申し上げたいと思います。

高齢者向け住宅につきましては、立ち退きを命じられたお年寄りが今どういうふうな気持ちでおられるか、この辺のお取り組みをこれからお願いしたい。したがいまして、住宅課には申し上げずに、あえて保健福祉部にお願いしたわけであります。その辺の、あすにも立ち退かなきゃならぬ、そういうお年寄りのために、どうか心を配っていただき、そういう先ほど話がございましたが、温かい行政というものがあっていいのではないか。

いろんなことを申し上げましたけれども、すべて要望ということで、お願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後2時7分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告させていただきました順に従いまして、お伺いを申し

上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

昨年は雨も多く冷夏と言われ、今年は雨も少なく猛暑でございました。雨不足で水不足で断水や節水で大変な地域も多く、しかも、農作物にも動植物にも大きな影響がございました。昨日、きょうも水問題についてのご質問がございましたが、私も水の保全問題につきまして、数点お伺いいたしたいと存じますが、昨日と本日のご質問と若干重複する点もあろうかと存じますが、お許しのほどお願ひ申し上げます。

第1問は、水保全問題でございます。

今年の猛暑によりまして、人間を初め、農作物や動植物にも大きな被害がありましたことは、ご承知のとおりでございます。今年のような異常なまでの渇水や断水につきましては、私の記憶する中にはなかったように思っております。さらに、山火事なども発生した地域もございました。水不足で消火作業も大変であったろうと思う次第でございます。本市では、新聞やテレビ等の報道がなされましたような事態までに至らなかったということは、水道局職員を初め、多くの関係者の皆さん方の先見性のある努力と感謝している次第でございます。ありがとうございました。

そこで、第1点といたしましては、水源の確保やろ過法につきまして、お伺いいたします。

去る6月議会で、日置議員が質問をされておりますが、本市の水源や水量はどのような状況になっているのでしょうか。現在のようにこの先も雨不足で、しかも猛暑が続きますと困りますが、最悪の場合におきまして、水源や水量の確保は大丈夫でしょうか。断水や節水の事態が起きないように、日ごろから、市民には水は有限であり、むだな水は使わないようにとのPRが大切ではないでしょうか。本市では、北部水源管理センターで19水源施設が、南部水源管理センターでは20水源施設が、内部水源系で13施設、その他配水池や耐震型緊急用貯水槽施設がございます。また、木曽川水系、三重用水の受水等は万全なのでしょうか。私は、自己水源の確保で

安定的な給水が供給できるようにと望むものでございます。使用内容の変化等によりましては、依存水源も考えられなければなりませんが、本市の自己水源施設と地下水の水脈はどうなのでしょうか。その水脈の上流での環境につきましては、例えば、森林環境、開発状況等の調査や関係する行政機関に森林等、自然環境保全に対しましてのご努力をお願いする必要がございます。いかがでしょうか。また、本市が人口増のとき、日々の水量が増すことが予想されますが、水源を新たに求めなければならないことも生じてくるものと考えます。これらを踏まえまして、本市の西部方面や水脈にかかる地域の森林等につきましての保全等につきましてのご所見をお伺いいたします。

さらに、水源施設箇所によりましては、直送方式で送られる送水、あるいはまた、水質条件によりましては、ろ過法によって送水しなければなりませんが、本市の水は薬品ろ過法でしょうか、自然直送方式でしょうか、お伺い申し上げます。

過日、私は青森県の三沢市を訪問させていただきましたが、ご承知のように、三沢市の東側は太平洋で、西側は小田内沼湖でございます。この沼は遊水湖とのことでございまして、水源は恵まれた水系がございます。しかし、必ず水質検査をされまして、基準に定められた以外にろ過をされているようございます。そして、安全でおいしい水として市民に供給しておられました。三沢基地もあり、外国人も多く、水に対しても大変努力をされておられます。外国人の方々からも、三沢の水はおいしい水との好評を得ているそうでございます。

本市では、先ほども申し上げましたように、水源の確保とろ過法につきましてはどういうことか、ご所見をお伺いいたします。

第2点につきましては、水質の安全とおいしい水につきましてお伺いいたします。

私は、四日市の水道水は安全でおいしい水ではないかと思っております。

最近、デパートやスーパー等では、日本各地の名水はもちろんのこと、カナダの水やオーストラリアの水等、諸外国の水が販売されていることも見かけます。このような状況になってきたことは、種々要因があろうと存じますが、全国的な問題として、過去には水道水がカルキのにおいがした、カビくさいにおい、また赤水が発生した等のことが生じております。こういうことによりまして、国民は水道水に対する不安とまずさを感じるために、今日、安全でおいしい水として売り出されたのではないかと考えられます。

厚生省の中に組織されておりますおいしい水研究会があるそうでございますが、一般には、きき水専門家のことではないでしょうか。本市におきましても、安全でおいしい水を自負されておりまして、私はもっとPRする等を含めまして、きき水専門家またはおいしい水研究会等の組織を設立されてはどうかと思います。

近年では、各所で農薬等の使用もされており、水源も汚染されかねません。したがって、水源水を何らかのろ過法を使用することになろうかと考えます。ぜひ市民に安全でおいしい水が安定供給されますように、切望する次第でございます。この点につきましてのご所見をお伺いいたします。

第3点は、農業、工業用水の確保につきまして、お伺いいたします。

農業に携わる方々も、この雨不足や水不足で水田の水の確保にご苦労されたり、野菜や果物の収穫が少なく、また野菜も果物も値上がり等で、消費者にとりましては、皆様が口をそろえたように、物価が高くなつて困るねとか、雨が降ってほしいとか、水不足だとか等々の話でございます。スーパー等では、よくそのような話を聞くことができます。今日、水不足に伴いまして、本市の農業用水の現状はどうありますか。また、あわせて、農作物への影響はどんな状況にあったのでしょうか、お伺いいたします。

また、一方の企業におかれましては、水不足のため、一部には断水や節

水などで休業もあるのではないかと心配もされたように聞いておりますが、幸いにも企業間での話し合いによって、休業だけは避けられたとのことだそうでございます。この渇水時に、農業用水や工業用水の受水など、四日市といたしまして、十分でないにいたしましても、職員の方々の先見性やご努力に対しまして、敬意を表する次第でございます。たとえ企業が利用される水でありますても、本市の在住者として、水の確保につきましても、十分なご努力を願う一人でございます。また、市内における大口使用者の方々にも、水の不足がないようにと願うものでございますが、固いご決意や意気込みで水の確保にお取り組みを望むところでございますが、ご所見をお願い申し上げます。

第4点は、水の再利用対策につきまして、お伺いいたします。

私は、特に水の再利用につきましては、気にもせず今日まで過ごしてまいりました。しかし、今年のような雨不足などでは、各地での水不足の厳しさがマスコミ等で報じられ、これほどまでに至ったことはなかったと思います。昨年にせよ、今年にせよ、この地球に異変が生じたのではないかと思うところでございます。先ほども述べましたように、水は無限ではなく、有限であります。この理解が十分できるように思うようになりました。水の再利用につきましては、種々の方法がございましょうが、一つには、下水道の処理水の再利用や、プールやおふろ等の水の再利用が考えられますし、また、海水の淡水化に加えまして、本市では防火用水の貯水槽内の水なども十分利用が可能ではないでしょうかと存じます。したがいまして、私は、局内に（仮称）水再利用検討委員会を設立されてはいかがかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

第5点につきましては、名水の保全対策につきまして、お伺いいたします。

ご承知のように、桜地区に名水百選に選ばれた通称智積養水がございます。桜地区の青少年団体を初め、地元の方々によります名水を守る、環境

などにつきまして大変なご努力をなされておられます。このように、水のみではなく、周辺の環境もともにお守りしていただくことが大切でございます。本市では、泗水の井戸や御池沼沢などがございますが、そのほかにも名水にふさわしい箇所があるのではないかどうか。かけがそのない名水や湿地等の環境保全は町内の方々のためにも大切にし、守り育てていく必要がございますと、このように思う次第でございます。このような名水、湧水などの自然環境の大切さやすばらしさをいつまでも保全すべきであると痛感いたしております。

青森県三沢市におきましては、県指定、私たちの名水保全対策として、昭和61年、62年の2カ年計画で保全対策事業として整備されてまいりました。そこら辺も含めまして、環境保全に努力されておられましたその事業概要の中に、私たちの名水は自然のきれいな水の周りの豊かな自然、それに接する人々に与える喜びのひととき、これは安らぎの名水でございます。沼の周りに幾つかの湧水があり、北海道以南で初めて確認されたメガオヨコエビなどの水生昆虫や魚などの水生生物が生きづいているとも言われております。市民が自然との触れ合いの場として活用されておりましたと述べられておられました。

本市におきましても、すばらしい水系がございますので、専門家や市民、行政が一体となりまして、名水を将来とも守り育てるための計画的な保全のための施策が今日極めて大切ではないかと存じますが、ご所見をお伺いいたします。

第1回の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） まず、今お褒めいただきまして、ありがとうございます。今回は各議員の皆さんから大変お褒めをいただいておるわけでございまして、この件につきましては、必ず職場にも伝えます。

今後の糧として、さらに今後の期待にこたえるように伝えてまいりたいと思います。

さて、大島議員の方からは、今回、水1本でのご質問でございます。テーマは水の保全についてということであるわけでございますが、この中で、まず第1点目の、水源とろ過法、2点目の水の安全とおいしい水、4点目の水の再利用、この3点について、私の方からご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、水源とろ過法についてお答えをいたします。

四日市の水道水源につきましては、議員各位の皆さん方、既にご承知おきいただいておりますように、内部川、三滝川、朝明川、さらには行政区域外でございます員弁川周辺の浅井戸から機械的な処理を必要としない清浄な地下水を自己水として取水をいたしておりますことで、これまたご承知のように、おおむね70%がこの地下水の取水と、こういうことでございます。したがって、あと残りの30%につきましては、県水の木曽川用水と三重用水で賄っておると、こういうことでございます。これはご承知おきのことかと思います。

そこで、平成6年度の認可能力、これにつきましても、今回の渇水の状況等をお知らせする中でお示しをさせていただいておりますように、平成6年度の配水能力というのは、日量17万1,210t ということでございますが、そのうち自己水が11万8,600t でございます。そのほかは県水受水ということで、木曽川用水から3万3,400t、それから三重用水の方から1万9,210t ということでございます。ただ、ここで一つご認識をいただきたいことは、自己水と申し上げております11万8,600t の内容でございます。このうち、いわゆる市域内から取れておる地下水の水量というものは、9万2,900m³に過ぎないと、こういうことでございます。残り2万5,700m³につきましては、隣の東員町の協力を得ておるものであると、こういうことでございます。そして、現在、取水施設につきましては、27カ所ござい

ますが、古いものでは、創設当時から既に60年余りも経過しており、また一番新しい員弁水源におきましても、18年の歳月が経過しておるということで、今後とも将来にわたって自己水源能力を保持するためには、井戸の有機的かつ効率的な運用が必要である。そういうこととあわせまして、地下水の涵養源でございます河川流域や上流域における環境保全というものは、ますます重要と考えております、水道水源の水質管理とあわせまして、水源周辺の河川調査にも積極的に取り組んでいるところでございます。

そこで、ご指摘がございました森林保護につきましては、自然環境保全の観点からも、今後の重要な課題というふうに考えておるところでございます。現時点で、これをどういうふうに確保していくかということについての方策は、今まだ持ち合わせていないわけでございますが、この件につきましては、森林保護は水の涵養林として大変重要であるということを認識しておるところでございます。渴水による現在の水需要をご説明を申し上げますと、木曽川用水の33%カットと、渴水による自己水の水位低下によりまして、これまたご承知のように、現在日量15万6,210m³ということになっております。今回、断水という最悪の事態を避けられましたのは、市民の皆さんの協力と、こういうことで考えておるわけでございますが、この状況は、午前中のご質問にもお答えさせていただきましたが、相当期間続くものというふうに考えておるところでございます。

次に、浄水方法についてでございますが、先ほども水源施設のところでお答えしましたように、本市の水道水源のおおむね70%、これを機械的な処理をしない浄水、いわゆる清浄な地下水を自己水源として取水しておるということでございます。ろ過設備等を有する、いわゆる浄水場というものはございませんで、消毒のための塩素滅菌処理のみで配水池へ送水をいたしておりますところでございます。これを自然流下で給水をしておると、こういうことでございます。

それから、2番目の水の安全とおいしい水についてお答えをさせていた

だきます。

水道水を取り巻く環境は決して好ましいものとは言えず、いろいろな化学物質が河川や地下水などの水道水源から検出されたり、あるいは閉塞水域における富栄養化によるかび臭等の異臭味被害などさまざまな水質問題が起こっております。これは特に淀川水系とか、あるいは利根川水系の流域から取水する地域が現在一番深刻な状況でございます。

一方、ミネラルウォーターや家庭用の浄水器が急激に普及し、水道水の安全性が懸念されてきておりますことから、厚生省は一昨年12月でございますが、実に34年ぶりに水質基準というものを改正されまして、将来にわたって、安全で安心できるおいしい水道水を供給するために、基準項目も3倍ほどに増えたということで、現在では85項目ということになって、これが昨年の12月から施行されたところでございます。

本市におきましては、これに対応するために、平成4年度に高精度な分析機器の導入を図りまして、従来は委託検査で実施しておりましたところのトリハロメタンとか、あるいはトリクロロエチレン、こういうものの有機塩素化合物や農薬を含めまして、すべての項目について平成5年度当初より、局内でこれが検査可能になったということでございます。平成5年度から、原水につきましては27カ所、水道水源地及び配水池の浄水12カ所、それから蛇口水、いわゆる給水栓水でございますが、16カ所、それぞれの段階で新基準に沿って三重に自己検査で水質を厳しくチェックをさせていただいております。水質管理には万全を期し、安全な水の供給に努めておるところでございます。

次に、おいしい水についてお答えをします。おいしい水といいますのは、人が飲んでおいしく感じる水ということで、これまで水のおいしさというものは感覚的なもので、においとか、あるいは水温が最も影響があり、においがなくて、15℃前後、これがおいしい水とされてきたわけでございます。しかし、昭和60年4月に厚生省のおいしい水研究会からおいしい水の

水質要件というものが示されました。化学的な数値で水のおいしさを評価することができるようになったものでございます。この水質要件には、7項目ございます。蒸発残留物、硬度、遊離炭酸、過マンガン酸カリウム消費量、臭気度、残留塩素及び水温、こういう7項目がございまして、それにおいしさの目安となる数値が示されているのでございます。

本市の水がいかにおいしい水であるかということについて、時間もあるようございますので、少しPRをさせていただきたいというふうに思います。

まず、ご認識いただきたいわけですが、いわゆる蒸発残留物という項目がございます。これは主にカリウム、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、こういうミネラルの含有量でございまして、これが適度に含まれるとコクのある、まろやかな味がするということで、日本では、その要件が30～200mg/l、こういうことで定められておるということでございます。そこで、具体的に申し上げますと、例えば、6月議会でも少し触れさせていただきましたが、富山の名水、これが43mgでございます。六甲のおいしい水は170mgということでございます。四日市の水道局の水は110mgということでございまして、いずれもおいしい水の要件の中にはまっていると、こういうことでご理解をいただきたいということでございます。

しかし、世界的有名なフランスのエビアン、これはモンブランの雪解け水であるわけですが、この数値は336mgでございます。要件から出でると、こういうことでございます。いつか私は、テレビで、今の若者がエビアンを肩からかけて六本木かいわいを散策する、ぶらつく、これが一つはやりになっておるという画像を拝見させていただいたわけでございますが、そのエビアンがこういう数値であると、こういうことでございます。

次に、硬度という項目がございますが、これはミネラル中のカルシウムとマグネシウムの量でございます。これも当然のことながら、適度に含ま

れるとくせがなく、まろやかな味がするということでございまして、その要件は10～100mg/lというふうに定めております。ちなみに、先ほど申し上げました富山の名水は4.5mgでございます。六甲の水は83mg、水道局の水は55mgでございます。六甲の水と水道局の水は、この要件の数値におさまっておるということでございます。

ところが、エビアンにつきましては、あまりよその水のことを批判するわけにもまいりませんが、これが約300mg、こういうふうになっておるということでございます。そこで、外国の水というものは、外国へ行ったときに、「硬水だから飲むな」と、よく言われるわけでございますが、これはカルシウムやマグネシウムの含有量が多いからでございます。カルシウムは骨のもととなることになるわけですが、マグネシウムは下剤用に使われる硫酸マグネシウムの中に含まれておる物質であるということでございます。このことからもおわかりいただきますように、このことが、外国で水を飲むと腹を壊すと言われるゆえんがここにあるわけでございます。

次に、遊離炭酸の項目でございます。これは水の中に溶けている炭酸ガスでございまして、適度に含まれると水にさわやかさを与えるということになるわけでございます。ラムネやサイダーを思い出していただければ、いいと思うのでございますが、これも水質要件で3～30mg/lというふうに定められております。六甲の水は9.5mg、水道局の水は3.1mgということでございます。

次に、過マンガン酸カリウム消費量という項目がございます。これは有機物の量をあらわすもので、少ないほどよいとされておるわけでござります。余り細かく説明すると時間がございませんので、省略させていただきますが、富山の水が3.1mg、六甲の水1.0mg、エビアンが1.3mg、四日市の水は1.0mgであるということで、この要件の中にはまっているということでございます。

あと、臭気度、残留塩素等ございます。残留塩素につきましては、富山

の水とか六甲の水、あるいはエビアンというのは、ナチュラルミネラルウォーターでございますから、当然のことながら、化学的処理がされておりませんから、いずれもゼロであるわけです。四日市の水は当然塩素処理しておりますから、その数値が0.3ということございます。0.4mg以下の中に入つておると、こういうことでございます。

それから、一番おいしく飲む水の温度というものがございます。一般的には20℃以下ということで定めておるところでございますが、普通私どもが聞いておりますのは、大体12度から15℃ぐらいで飲んでいただくのが一番おいしい水温ではないかというふうに言われておるところでございます。

このように、本市の水道水は、各種のミネラルウォーターと比較いたしましても決して遜色のないおいしい水であるということが化学的根拠に基づき説明できるものでございますので、その辺はぜひひとつご理解をいただきたいと思います。この件につきましては、私の方も十分に市民の皆さんにPRし切れていない点がございますので、その辺についてのPRは今後努めいかなければならないというふうに思っております。

先ほども淀川水系あるいは利根川水系の事例も申し上げました。汚染が進んでおる水源の水道水はまずく、汚染が進んでいない水源の水道はおいしい、これは当然のことでありまして、今後もこういうおいしい水を保全していくという観点からも水質管理には万全を期してまいります。将来にわたって、安全でおいしい水の供給に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、きき水専門家などの組織の設立についてのご提言がございました。先ほどもお答えさせていただいておりますように、水のおいしさというものは感覚的な評価ではございませんで、化学的な数値が示されていますことから、これにつきましては、我が水道局においても十分対応できるものと考えております。しかし、何か行事のときに、ひとつこのようなイベントとして、きき酒会ならぬきき水会というものを催すことも一考すべきこと

かと思っておるところでございます。

それから、水の再利用についてご質問をいただきました。これにつきましては、午前中のご質問にも答弁をさせていただいておるところでございますので、重複答弁になると思いますが、お許しをいただきまして、お答えをさせていただきます。

今回の深刻な渇水で、市民の皆さんには水資源には限りがあることを再認識していただけたのではないかと思っております。今日の社会生活におきまして、水道に対する依存度は年ごとに大きくなってきており、このため、一たん渇水となり給水制限等が行われますと、市民生活や都市生活が混乱し、社会的損失ははかり知れないものとなっておるわけでございます。

そこで、安定性の高い水道を確立するための方策として、水需要に対応した水道水源を確保する、これは大変大事なことであるわけでございますが、水需要の逼迫した大都市等におきましては、水需要の増加を抑制するための節水対策や、あるいは循環利用等による雑用水の利用というものが検討され始めておるということでございます。これが中水道と呼ばれるものでございますが、これにつきましては、私どももかなり以前からその議論はしております。ただ、今回のこういう大渇水によりまして、関心がにわかに高まってきたと、こういうことでございます。私どもも今まで余り真剣さがなかったわけでございますけれども、今回のこの渇水を契機といたしまして、例えばトイレなどの下水を再利用する水のリサイクルについての議論、こういうものが深まつてくるものというふうに思っております。午前中にもお答えさせていただきましたが、これについてはよく勉強してまいりたいと、検討会等を組織しながら、その中でいろいろ議論あるいは勉強していきたい、こういうことで考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

この中水道についてでございますが、これには一つの建物内での個別循

環方式というものがございます。これは、その建物から出る汚水等を再生処理をいたしまして、同一建物内の雑用水等の用途に利用するものでございます。これは事例としては、いろいろございますが、東京ドームや日本テレビのビルなどが事例として挙げられておるところでございます。もう一つは、地区循環方式といいまして、大規模な集合住宅や市街地で比較的狭い地区内の複数の建物が共同で処理施設を設けまして、再生水を雑用水に利用する方式でございます。この事例といたしましては、多摩ニュータウン西部地区等がございます。もう一つは、広域的大規模に下水等の再生水を雑用水に利用する方式でございますが、これには六甲アイランド、新宿副都心にモデル事業がございます。この雑用水の用途はほとんどが冰洗トイレに利用し、全体の9割を超えており、こういうふうに言われておるところでございます。

したがいまして、雨水も含めた汚水の再利用につきましては、当然衛生管理を含めた問題もあるわけですが、水処理施設や、二重配管など、施設設置が当然必要となります。あるいは維持管理面などの費用がかかることもネックとなっておると聞いておるところでございます。そういうことで、東京都におきましては、おおむねコストが見合うと考えられる規模、延べ面積が3万m²以上の大規模建築を一つの基準としておいておるというこのようございます。そういうところに対して、指導しておると、こういうことのようございます。

しかし、いずれにいたしましても、一夜づけの勉強でございますので、課題あるいは条件はたくさんございます。限りある水資源ということからしますと、水のリサイクルというのも当然必要になってくる時期が来るわけでございますから、そういうことにつきましては、でき得れば、まずモデル事業として公共施設への導入が考えられるわけでございますが、水に恵まれました本市におきましては、今までに余り考えもしなかったことでございますので、そういうことも含めて、午前中もお答えさせていただ

きましたように、関係部局による勉強会の設置を検討してまいりたい、提案してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、海水の淡水化についてのお話がございました。午前中もお答えさせていただきましたが、これについても、新たな水資源の確保という観点から、研究するに値するものであるというふうに思っております。国の方もその辺の事業の進展を推進していくと、こういう立場にあるわけでございますので、その辺にもらみながら、情報の収集に努めてまいりたい。さらに、それに基づいて勉強してまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（須原賢治君）登壇〕

○農林水産部長（須原賢治君） 3点目の農業、工業用水のうち、今年の異常渇水の中で、農業用水の状況はどうであったのか、あるいは農作物への被害はどうかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

四日市の農業用水につきましては、おおむね河川とか、ため池あるいは井戸等の既存の施設のほかに、補給水といたしまして、三重用水を確保をいたしておりますために、幸い今年の異常渇水におきましても、大変心配はしておりましたものの、全体的に不足を来すということはなかったというふうに思っております。

しかしながら、一部の地域におきまして、特に水田につきましては、水位の低下に伴います用水の確保が困難であるというところが見られました。それらの地域におきましては、河川とか排水路から水をくみ上げて、用水確保を図るため、市内5地区におきまして、水中ポンプで対応を図ったところでございます。三重用水の受給施設が完了しているところにつきましては水不足の心配もなく、農家の方々に三重用水の必要性を再認識していただいたところだというふうに思っております。今後とも三重用水かんがい排水事業の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、水の不足による農作物への影響でございますが、本市の基幹作物であります水稻につきましては、市内で今年2,400haの作付けがなされたわけでございますが、一部天水利用水田において被害発生が見られましたものの、先ほども申し上げましたように、三重用水等の整備により、作況も全国並みの豊作が見込まれる状況でございます。野菜類につきましては、本市の主要作物でありますキャベツとかハクサイというようなものが、ちょうど7月、8月は端境期でございましたので、そのために被害は比較的少ないのでございました。ただ、キャベツ、ハクサイ等につきましては、秋野菜ということで、これから播種、定植を行うわけでございますけれども、この水不足の影響が今後懸念されるところでございます。

なお、果樹類につきましては、ナシで玉伸びが悪く、2割程度の減収見込みでございますが、ミカン類につきましては、ほとんど影響がなく、そのほか花木類、お茶についても現時点におきましては、大きな被害に至っておりません。今回の水不足を教訓にいたしまして、今後機会あるごとに用水の確保の重要性についてPRを行うなど、用水確保については最大の努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のうち、工業用水につきましてご答弁を申し上げます。

本市を中心といたします臨海部に工業用水を供給いたしております三重県企業庁の北伊勢工業用水道は、日量88万5,000tの能力を持っておるわけでございまして、その主な水源を木曽川水系に依存しておりますことは、ご承知のとおりでございます。これまでの経過を若干ご報告を申し上げたいと思うわけでございますが、木曽川水系の渇水対策を協議するため、去る6月9日、愛知県、岐阜県、三重県の3県及び建設省等で構成をいたし

ます木曽川水系緊急水利調整協議会が開催をされまして、第1次節水といたしまして、15%と決定されて以来、今日におきましては、第9次の節水として9月1日から65%の節水が実施されておりますが、北伊勢工業用水道におきましては、自己水源を活用いたしまして、9月1日から中旬まで60%の節水となっておるところでございます。

本市といたしましても、この異常渇水に伴います工業用水の給水制限につきましては、地域の経済活動に及ぼす影響が大きく、業界ともども中部通商産業局や三重県へ工業用水確保のため陳情いたしているところでございます。

また、企業の工業用水確保の一助としていただくため、日永浄化センターの下水処理水の利用が可能か、放流水の企業説明会を開催いたしまして、11社が水質、水量、搬送コスト等について検討していただき、現在3社が利用していただいているところでございます。

いずれにいたしましても、現在の節水率60%は、企業活動に大きく影響しておるわけでございまして、市内の主な企業にヒヤリングをいたしました結果、各企業において、程度の差はあるわけでございますが、自社の使用水の回収量を極力高めるなど節水努力をしていただいており、おおむね60%程度の稼働率を確保している模様でございます。

なお、名古屋地方気象台の3ヶ月予報によりますと、9月も中旬までは安定した天気が続き、秋雨前線の停滞などによりますまとまった雨は余り見込めないようであります。このような状況下で北伊勢工業用水におきましては、員弁川等からの取水を強化し、伊坂ダムのストック増を図る一方、木曽川水系緊急水利調整協議会において、既得水利権者との調整もなされることになっておるわけでございまして、これらの推移を注意深く見守りますとともに、本市といたしましても、三重県企業庁に対して工業用水の確保について要望してまいる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第5点目のご質問、名水の保全対策についてお答えをいたします。

ご指摘をいただきましたように、智積養水を初めといたしまして、本市は泗水の里と呼ばれてきましたように、水資源、水環境のすぐれたところがたくさんございます。ため池、湧水、マンボと呼ばれる人工の横穴による地下水路や自噴地帯もあり、豊富で美しい水に恵まれた地域と言えるかと思います。

そこで、本市では、市民の皆さんに豊富で美しい水や水と人々の生活とのかかわりを紹介し、水に恵まれた四日市を再認識していただくため、本年4月に広報ビデオ「泗水の里・四日市水物語」を作成し、啓発に努めているところでございます。

また、このような良好な水環境を私たちの貴重な環境資源として保全をするため、現在検討いたしております環境計画の中でも、これらの水環境を細かく調査をいたしておりますので、開発等を行う場合の配慮事項の中にこれを明記し、市が行います事業はもとより、開発業者に対しましても積極的に指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 大島武雄君。

○大島武雄君 ご答弁まことにありがとうございました。ご答弁によりますと、非常に四日市は安定して美しい、しかもおいしい水が供給されているということで、本当に喜んでいる一人でございます。

そこで、やはり水源が豊かであれば、どこでも水は流れていくというのが原則でございます。したがいまして、昨日あるいは6月の議会におきましても、お話がございましたように、水源の確保、しかも、その水脈の上流の森林の問題を今回お尋ねしたわけでございますが、今回いただきまし

た第6次の基本計画の中に示されておりますように、森林面積は開発等によりまして年々減少しているのが現状でございます。昭和55年度の調査では4,158haありましたのが、60年度の調査によりますと4,096haに減っております。なお、平成2年度の調査では、3,898haに減っているわけでございます。このように、だんだん自然林が減少してまいりますので、恐らくこの四日市の深井戸あるいは水源の水脈の上流を考えますと、四日市市街の周辺の行政区に森林があると思いますが、そこら辺の森林確保あるいは森林保全のために、ひとつ市長はぜひ、将来の四日市の水を守るためにも、森林確保の努力を各町長さん初め関係者にお願いすることはできないかということだけ、要望いたしたいと思います。

なお、水道事業管理者もおっしゃいましたように、名古屋の市長が、水の出ない水道は恥ずかしいと、こういうお話が過去にあったようでございますが、これに基づいて、ひとつ今後とも、安全でおいしい水を安定的に供給されますよう、全庁挙げてご努力のほどお願い申し上げたいと存する次第でございます。

なお、おいしい水ということでございましたので、今後は、四日市の水のおいしさをもっとPRしていただいて、スーパーなどでも販売できるように、ご努力願えたらなど、このように思う次第でございます。

以上でございますが、ひとつ今後とも、先ほど申し上げましたように、またお答えいただきましたようなご努力をさらに充実できますようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時13分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 昨日ときょうにわたりまして既に9人の議員の皆さん方が質問しておられますので、一部重複するところがあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

第1点目は、地区更新計画の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

県下最大の都市として、また中部圏の主要都市の一つとして、総合的、広域的見地に立ってのまちづくりに、そして、21世紀につなぎ、飛躍、発展を実現できるまち四日市市を目指して、英知を結集していただきたいことにまず敬意を表したいと思います。そんな中、第6次基本計画も策定をされ、活気あふれる産業のまちづくりなど、五つの都市像を目標とする基本姿勢の実現のために、21世紀への潮流に対応したまちづくりなど、五つの視点を新たに示されたところでもございまして、それら施策の着実な進展と実現に期待するところでございます。これら施策の成功もさることながら、平成元年3月、地区更新基本計画を策定、平成4年3月、地区更新計画建設大臣承認を得た本市計画は、現在どのようにになっているのか、進展度合いをお伺いいたしたいと思います。

本市の計画は、A地区からF地区の6カ所に分かれた計画となっておりまして、既に竣工あるいは着工されたところもございますが、当初計画から見る全体の進展度合い、今後の見通しについてお尋ねをするものであります。今、国道1号の地下駐車場工事も平成8年度の供用開始を目指して急ピッチで進められておりますし、中央通り地下駐車場もやがて着工と聞いておりますが、それらの完成と、特にA、B、C地区は関連も深いものと思われます。地区更新計画、いわゆる市街地再開発と地下駐車場計画は一体のものであり、相乗効果を期待するものと考えられます。経済情勢に

ついて、明るさが見えてきたとか、底を打ったとか言われておりますけれども、決してよい状況下でないことは否めないところだと思われます。不安材料の多い中での事業推進だけに、ご苦労も多いことと思いますが、現状と展望をお聞かせいただきたいと思います。

次に、福祉事業について、関連してお伺いをいたしたいと思います。

まず第1点は、障害者福祉についてお尋ねをいたしたいと思います。完全参加と平等を掲げた国連障害者の10年が経過をし、昨年から2002年までをアジア太平洋障害者の10年とし、引き続き進めることを国連アジア太平洋経済社会委員会が決議をしたところでございます。これまでの10年間、身体障害者福祉法や精神保健法などの法改正など、多くの施策が進められ、障害者対策は着実な進展をしているものを感じております。特に障害者問題を人権問題としてとらえ、その権利回復を目指す方向が具体的になってきたことは、大いに評価すべきことと考えられます。どちらかといえば、これまで遠慮がちだった障害者たちが、10年間の運動やそれぞれの機会をとらえながら、自分たちの声を上げられるようになってきたことも大きな成果とも思います。

そこで、本市としての障害者対策についてこれまでの総括と今後の取り組みに対する決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

次に、具体的施策として、一、二お聞きをしたいと思います。

まず第1点目は、運転免許取得時の補助制度の見直しについてでございます。社会参加、就労あるいは自立のために、身体障害者の人たちが自動車免許を取得したいと考え、挑戦していただくことは、大いに喜ぶべきことと思っております。しかしながら、肉体的ハンディキャップを持つ障害者たちが、その実現に当たっては、技術取得の苦労もさることながら、経済的負担も大きなものでございます。既に本市は、このことにいち早く着目をされまして、補助制度も導入いただいておりますが、その内容は、取得に要した総費用の3分の2以内、10万円限度となっております。健常者

でもストレートになかなか取得しづらい現状でありますし、この健常者ですら平均的に30万円ぐらいかかるのが現状のようであります。ここ数年間の取得者は多いときで年間11名ということでございますが、助成枠を拡大することによって、より意欲を持って挑戦いただき、社会復帰を果たす障害者が少しでも多くなれば、こんなうれしいことはございません。改善に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、障害者の雇用就労についてお尋ねをいたしたいと思います。障害者が自立のため努力を重ね、社会参加を考えるとき、大きな課題として考えられるのがこの問題でございます。バブル崩壊後、経済社会の混乱、不況の連続でございますだけに、深刻な問題のように思います。資料によりますれば、本市の雇用率も高いものではございませんし、雇用率未達成の企業の割合も50%以上あるのが現状でございます。いかに雇用促進を図り実現させるか、具体的策、中身のあるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、住宅改造時の助成についてお尋ねをいたしたいと思います。本助成制度につきましては、既に導入をされ数年経過しておりますが、導入後の制度活用の実態についてお伺いをいたしたいと思います。本制度は身体に重度の障害を持つ在宅の人が家庭での日常活動をよりよいものにするために住宅を改造する場合、40万円を限度として補助するものであります、導入後の制度活用の実態はどうなのでしょうか。当初予測と需要の実態、改造費に占める補助率の割合など、これまでの状況を見ての総合評価についてお尋ねをいたしたいと思います。

また、これらの改造について、需要者の相談につきましては、障害者の行動実態の知識と建築知識の両方が求められるように思います、その点については、どのように対応しているのか、あわせお考えをいただきたいと思います。

福祉事業の最後は、老人福祉事業に関連してお尋ねをいたしたいと思

ます。

急速に進む高齢化社会に対する心配や、それに対する諸施策をもっての対応は、各自治体にとっての大きな課題であることは改めて申し上げるまでもないことであります。本市も英知を結集し、四日市市老人保健福祉計画を策定いたしております、その成果を期待するものであります、中でも今後の重要施策として在宅福祉の量的拡大、質的充実が指摘をされております。在宅福祉の充実と言葉では簡単でありますけれども、一般的に介護力の低下している家庭での拡大や充実のためには、行政初め在宅福祉サービスを総合的に提供する拠点施設との連携が大きな要素と考えられます。十分なサービスの提供は、ある一定期間をかけ育成、指導を受けた専門的知識を持った人材がまず求められるというところでありますし、その育成、教育を受けた人材が各家庭を訪問することによって、在宅福祉の推進をすることになるわけですが、ここでも効果的かつ効率的なことを考える必要がありますし、訪問や移動においては不測のアクシデントも考慮せねばならないとも考えられます。急速に増加をすることがはっきりしている高齢者対策である以上、たとえ老齢化率が25%の高率となったとしても十分な対応をせねばならないものでございます。措置施設のみで解決することができるのか、要援護老人の安全を確認することはできるのか、緊急時にそれら虚弱老人と正確な連絡をとれるのか等々、素人なりに考えてみると、どうしても新たな手段の導入が求められるように思います。

そこで、新しいメディアの利用として、テレビ電話の導入について提案をするものでございます。テレビ電話の導入によって、施設と老人宅の連絡が定期的に毎日でもとれるわけでありますし、鮮明な画面からの映像と音声により、老人の健康状態は十分把握できるようにも聞いております。また、画面を通じての対話をベースに、機能的に効率的に活動ができるとも聞いております。ただ、導入に当たりましては、機器自体の経済的な面も考えねばなりませんが、リース方式で検討すれば、介護機器として認定

の中で十分対応でき、大いに普及もされ、老人家庭にも歓迎されるものと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3番目として、全市民向け 100周年記念事業に関連してお尋ねをいたしたいと思います。

市制施行100周年を3年後に控えて、その成功のため種々ご協議、ご検討をいただいているところでございます。これまでに市民各界代表者100人による推進市民会議や、議会の特別委員会などから多くの意見や要望を集約され、ドーム型多目的スポーツ施設の建設を初めとして、各種イベント等、多岐にわたる検討をいただいているところでございますが、全市民がより身近に参加意欲を持ち、長期的に100周年記念を意識し続けられる事業として考えた場合、これまでの情報の中では、いまひとつ物足らしさを感じているのでございます。100周年の記念事業推進の基本方針の中に、その計画策定に当たりましては、七つの項目を挙げ、それに留意することとありますし、さらに、市民の機運の盛り上げの必要性を強く訴えているところであります。これらの考え方、精神には、私も大いに賛同するところでございます。以下、申し上げる点を今後の検討の中に加えることができないか、お尋ねをいたしたいと思います。

その一つは、100周年記念幸せの森、あるいは幸せの公園づくりでございます。長い人生を送る中で、どの家庭でもお祝い事はあろうかと思います。結婚、出産を初め、家の新築や銀婚式、金婚式、学校における入学、卒業、そして就職、また企業にあります。創立記念や社屋の新築なども考えられます。そのような慶祝時に市民の皆様に植樹をしていただける受け皿となるべく土地を手当てすることによって、市民の参加による手づくり的な森や公園づくりが可能と考えます。樹木の成長に将来の夢を描き、先々では昔を思い出すメモリアルにもなりますし、緑化推進に一役買うことも、また大きく言えば、治山、治水にも貢献するようにも思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、100周年を機に、全市民が格差のない共通の情報を得られる方策が考えられないかということでございます。かつて、公害で市民の多くが苦しみ、行政、企業が悩み苦しんだ、いわゆるマイナスイメージの時代を克服してきた本市といたしまして、新たな世代に向い、情報化社会の先取りとも考えられる手法をぜひ記念事業の一環として考え、住みやすい、明るいまちのイメージづくりを考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

テレビの難視聴対策として、CTYと協力し、全国各地注目の中でその成果を上げながら今日を迎えていることは大いに評価されるべきと判断いたしておりますが、対策的発想ではなくて、先取り的発想のもとでの考え方でないものか、お伺いをいたしたいと思います。

最後になりますが、違法駐車防止条例制定後の実態についてお尋ねをいたしたいと思います。

多発する交通事故は年々増加傾向にございます。今や大きな社会問題の一つと考えられているところでございますが、事故発生の原因是、免許保有者の増大、自動車の保有台数の増加などから来る交通総量の増大や交通ルールの無視やマナーの欠如など、道路利用者の安全意識の低下も大きな原因と考えられるところでございます。本市にあります。その傾向はほぼ同じと考えられるところでございますが、昨年、中心市街地の駐車車両が原因による交通事故や渋滞、交通障害の削減を目標として、四日市市違法駐車等の防止に関する条例が制定されたところでございますが、その実行効果はどうなのか。自治会を初め、地域住民、生活者の協力なしには真の効果が期待できない面もあるかと存じますが、制定後の活動の実態、防止効果、今後のよりよい推進策についてのお考えをお伺いいたしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畠義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畠義之君） ご質問の第1点、地区更新計画の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

ご発言にございましたように、本市中心市街地におきましては、まちづくりのガイドプランとして策定いたしました地区更新計画に基づきまして、市街地再開発事業、優良再開発事業等を段階的、総合的に誘導し、活力と魅力ある中心市街地の形成を目指しているところでございます。ご質問にもありましたように、現在、諏訪栄地区のA、B、C地区から沖の島地区のF1、F2地区の7地区で事業を進めておりますが、おかげさまをもちまして、本年7月に沖の島第1地区のF1地区が竣工、諏訪新道第1地区、いわゆるE地区で工事着工を見たところでございます。E地区、F1地区ともに低層部に商業を配した都市型住宅でございまして、F1地区につきましては、竣工を待たず全戸完売という状況で、地区更新計画の目指します目的の一つでございます中心市街地の夜間人口の回復に貢献できたものと考えております。また、F1地区に隣接いたしますF2地区、沖の島第2地区につきましても、本年度事業採択を受け、年度内着工を目指しておりますと、諏訪新道沿いの3カ所での住宅型再開発の推進によりまして、諏訪新道の活性化が図られるものと期待しております。

次に、都市整備に波及効果の高い地区、いわゆる重点整備地区でございます諏訪栄地区のA、B、C地区につきましては、県下最大の商業、業務、情報サービス等の拠点を目指しておりますが、総論的には再開発に対する機運はあるものの、対象面積が大きく、地権者数も多いこと等から、事業に対する合意形成までに至っていないのが現状であります。しかしながら、中央通り地下駐車場のめどが立った今、集客力を高めるためには、地下駐車場の整備とあわせて、魅力ある商店街を形成することが不可欠であるとの認識が地元で強くなりつつあるのも事実でございます。

こうした中で、今年度から、地下駐車場を担当しているまちづくり会社

でございますディア四日市も活用いたしまして、A、B、C地区だけに限らず、諏訪栄全体のまちづくりを行う方向で進んでおります。市といたしましても、魅力あるまちづくりの形成を目指しまして、地元の皆様とともに汗をかき、事業の促進に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

公共施設を導入した複合施設を計画している諏訪町第1地区、いわゆるD地区につきましては、平成8年度の工事着工を目指し、現在市が中心となってデベロッパーの誘致に取り組むとともに、入居予定の四日市商工会議所と連携し、各企業に対して入居案内を展開しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げました7地区以外にも、再開発事業の萌芽が見える地区もございまして、そういう地区につきましても、地元のご意向を踏まえながら、地区更新計画の趣旨にのっとりまして、段階的に地区に適した手法による再開発事業等の促進を図っていく計画でございます。

ご指摘もありましたように、確かに現下の状況は経済情勢の悪化による民間投資や床需要の低迷から、床処分やデベロッパー誘致に苦慮し、全国的に再開発事業が停滞している状況にありますが、本市中心市街地活性化のためには、手をこまねいているわけにはまいりませんので、専門家を入れた関係者の英知を結集して、事業の展開を図ってまいる所存でございますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問の保健福祉部に係る分についてご答弁申し上げます。

まず、身体障害者の運転免許取得時の補助制度の見直しについてでございますが、本制度は障害者社会参加促進事業の一環として、1級から4級の身体障害者の手帳をお持ちの方が就労等の目的のために自動車免許を取

得した場合、10万円を限度として免許取得に要した費用の3分の2を助成する制度でございます。従来、県が実施主体の事業でございましたが、平成5年度から市が実施主体となり、県の補助を受けて実施しているところでございます。

身体障害の方も通常、運転免許につきましては、自動車学校で取得するわけでございますが、障害が重度になってくるとなかなか一般的な自動車学校で運転技術の取得が困難になってまいります。したがいまして、重度障害者の方のために、利便性や経済性を考慮した方法が講じられております。例えば、三重県身体障害者総合福祉センターへ入所し、社会生活技術援助の一つとして、さまざまな訓練を受けながら、あわせて三重県高等自動車学校への送迎サービスとともに、9万8,000円の補助を受けて取得する方法がございます。また、障害者の方のみが利用できます宿泊施設を備えた自動車教習所が愛知県にあり、教習所、宿泊所等合わせて、総額12万円ほどで取得ができる方法もございます。多くの方々にご利用願っております。

また、ご提案内容につきましては、県の補助制度ではございますが、障害者の皆さんへの補助金の増額を強く県の方に働きかけていくとともに、より一層充実を図るため、市といたしましても、検討してまいりたい、さよう考えております。

次に、住宅改造費助成事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、重度の障害をお持ちの方が日常生活をより容易にするため、住宅を改造されるとき、その費用の一部を助成しようとするとものでございます。平成2年度から県内ではいち早く市単独事業として実施いたしております。対象者は肢体に障害をお持ちの方で、その障害程度が1、2級の方であり、なお、前年分所得税19万8,000円以下の世帯の方となっております。また、補助金額は対象経費の3分の2であり、40万円を限度といたします。平成2年度から5年度までの事業の実績を

申し上げますと、毎年10件前後の実績がございまして、その改造箇所は浴室の改造が21件で最も多く、次いでトイレの改造が20件と続いております。そのほか、段差解消13件、居室の改造13件、玄関スロープの設置7件などとなっております。補助金額といいたしましては、平均いたしますと、1件当たり26万9,000円ほどでございます。

次に、住宅改造に関する専門員の件でございますが、ご指摘いただきましたように、障害者の生活実態に合った適正な改造を、しかも効率よく行うためには、理学療法士、建築士等専門的な知識を持った相談員が必要でございます。現在、本人の身体状況に合った改造がどんなところに必要なのかにつきまして、当保健センター等、理学療法士、作業療法士の協力を得ながら実施しております。また、建築技術、経費の面から、どのように改造したら効率よくできるか、その相談に乗ることもできる人材確保も必要でございます。現実には知り合いの建築業者に頼まれておられるのがほとんどのようでございますが、市内には財団法人日本住宅リフォームセンター主催の増改築相談員養成研修を受けた建築士等の技術者の方が24名お見えでございます。こういった増改築相談員のいることのPRについても積極的に行ってまいりたい、さよう考えております。

障害者が自立し、できる限り長く在宅生活を続けていくためには、生活の拠点となる住宅について、その生活実態に応じた改造を加えるのが必要でございます。今後も障害をお持ちの方、個々の生活実態等を把握の上、より実のある制度として充実させるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、老人家庭へのテレビ電話の設置の件でございます。現在ひとり暮らしの高齢者の安否確認には、緊急通報機能付電話を184世帯に貸与し、ほかに普通電話やインターホンの貸与事業、電話相談事業、NTTの緊急通報装置のレンタルと、利用者の状況に合わせて安否確認されるよう進めております。また、虚弱や寝たきりの要援護高齢者で、何らかの援助が必

要な高齢者は定期的に安否確認の必要がございます。多くの場合は、ホームヘルプサービスや訪問看護、週6日の昼食と夕食を配食する訪問給食などのサービスにおいても安否確認がでております。このホームヘルプサービスにおいて、昼間ではございますが、ホームヘルパーの週5日訪問や、1日に複数回訪問も実施しており、将来的には週7日訪問の実施も進めてまいりたいと考えております。また、各種公的サービスを一元的に提供する仮称ではございますが、在宅介護サービスセンターを整備することにより、より身近な地域での見守り体制も充実してまいりたいと思います。

また、こういった社会福祉に関する基礎的ニーズに対して、第一義的に公的サービスが対応してまいりますが、日常の見守りや心の触れ合いなどは地区社会福祉協議会を核にして、地域福祉の充実を進める中において、地域ボランティア組織の育成などの地域住民のネットワークづくりを促進してまいりたいと考えております。やはり高齢者にとっては、ホームヘルパーなどの人的サービスのかかわりに加えて、地域社会から孤立せずに、地域住民とのかかわりがあって、生活における充実感が得られるものであると考えております。

しかしながら、ご指摘いただきましたとおり、技術革新の進む中で、福祉サービスにおいても機械化したり、高齢者にとって有効な機器を導入したりして、マンパワーの省力化を図ることも肝要でございます。ご提案のテレビ電話につきましても、ご指摘のように、職員の訪問に変えたり、緊急時において、より適切な判断が行えるなどに加えて、例えば、ひとり暮らしの老親を心配する別居している子供らが画面を通して顔を見ることができるというメリットもございますので、将来の動向を見ながら、調査研究をしてまいりたい、さよう考えております。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目のうち、障害者の雇用問題につきまし

て、ご答弁を申し上げます。

市内における障害者の雇用状況につきましては、障害者の雇用義務がある63人以上の事業所が153あるわけでございますが、このうち法定雇用率1.6%と決まっておるわけでございまして、これを達成している事業所は76社でございまして、全体の49.7%でございます。したがいまして、実雇用率は1.53%となります。毎年この数字につきましては、徐々に改善されつつあるわけでございますが、依然として法定雇用率を達成していない事業所が50.3%ありますことは、ご指摘のとおりでございます。

障害者の雇用促進につきましては、毎年9月が障害者雇用促進月間になっておるわけでございまして、国・県におきましても、障害者の雇用促進等に関する法律に基づきまして、障害者を対象として障害者の雇用の促進、職業の安定のための事業を実施されているところでございます。本市においても、事業主向けに障害者雇用優良事業所の表彰を行うなど啓発を行いますとともに、働きたいという意欲を持っている障害者に関する情報を求職者情報といたしまして、年4回ほど市内の企業1,500社に配布をいたしておりますところでございます。また、障害者の職場への定着を図るために、毎年新規に就職されました方々を招待して、遊覧船「いなば」による四日市港周遊を行い、現に働いている勤労障害者を激励する会を行っておるところでございます。

さらに、この9月13日から16日までの間、障害者雇用促進展を三重県障害者雇用促進協会、四日市雇用対策協議会の共催で開催するほか、駅前におきましても、街頭啓発など雇用促進に努めることといたしておるところでございます。障害者の雇用拡大は事業主の皆様の理解を得て達成できるものでございまして、障害者がその適性と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて充実した毎日を過ごすことは、障害者の自立に必要なことでありますので、今後ともいろいろな機会を通じまして、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 全市民向け100周年事業に関連いたしまして、1点目を答弁させていただきます。

ご提言の手づくりの森や公園づくりについてでございますが、本市では、記念植樹を昭和42年度を初年度といたしまして、松原公園からスタートし、その後、中央緑地、南部丘陵公園の一角に記念植樹の森を整備して、平成2年度までの二十数年間にわたり約900本の市民による記念植樹を実施してまいりました。しかし、木が成長し、公園内の植樹スペースがなくなり、平成3年度より、やむなく一時休止している現状でございます。

幸せの森づくりにつきましては、市民参加の面からも意義あることと存じますが、そのためには、植樹者みずからが、いかに愛着を持って育てていくかが重要であると考えております。したがいまして、これらのこと踏まえ、市制100周年事業に位置づけての整備ができますよう、検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 100周年記念事業の一環として全世帯にケーブルテレビをというご質問についてお答え申し上げます。

本市では、加入世帯数が6割を超えるという全国でも有数の普及率を持つようになっておりまして、市民に親しまれるようなものとなっておりますが、その普及率の高さが逆に、未普及地帯との情報格差を生むという新たな課題を生じさせておりますのも事実でございます。全世帯の普及ということにつきましては、100周年記念事業でどうだというのも一つの案ではございますけれども、基本的にはそういったものとはかかわり

なく、その達成がなされるよう、関係者が努めなければならないのは当然のこととございます。

しかしながら、昨日もお答え申し上げましたように、すぐにこれを達成するということにつきましては、なかなか難しい課題のあることもまた事実でございます。したがいまして、当面は少なくとも人口密度の高いところを中心に、その普及を早急に図ることができないか、その手法を何とか見出してまいりたいと考えておる次第でございます。

ケーブルテレビは先ごろ、電気通信審議会が行いました21世紀の情報社会に向けた答申の中でも、単に映像の放送だけではなく、通信と放送を融合させたマルチメディアの機種ということに位置づけられ、情報インフラの整備の担い手として大きな期待が寄せられているところでございます。国におきましても、情報インフラの整備につきましては、米国より3年から5年程度対応が遅れてしまった、そういう背景もございまして、現在強力な追い上げを図っているところでございまして、今後各種のメニューが施策として提起されると予測されておるわけでございます。

したがいまして、こうした国の姿勢も受けまして、本市の高い普及率をより有効に活用できるよう、また、そうした対応が全世帯への普及にもつながりますよう、関係機関ともども研究、協議を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いします。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畠廣次君）登壇〕

○市民部長（小畠廣次君） 第4点目の違法駐車防止条例制定後の実態でございますが、ご承知のとおり、この条例につきましては、平成5年4月1日に施行し、具体的には市の中心部の60haを重点地区といたしまして、平成5年9月24日からその開始を行ってきたところでございます。具体的には警備会社に1日4人の違法駐車防止指導員を委託しまして、週2回、

平日の朝の10時から夕方の6時までの時間を、曜日を限定せずに啓発に努めているところでございます。昨年9月から本年8月末までに、延べ1万6,000台の路上駐車の違法駐車を指導してきたところでございまして、指導ステッカーあるいはまた、道路マップをフロントガラス等に貼付をいたしまして、指導しておりますし、運転手が近くにいるときには、口頭による協力を申し入れているところでございます。

実施後の効果についての質問でございますが、条例実施前に比べ、重点地区では平日30%、休日で20%、なおこの区域内の幹線5路線では平日で60%、休日で40%の違法駐車の減少を見ているところでございます。したがいまして、1日の指導件数につきましては、ちょうど1年を経過してきておるところでございますが、実施当時に比べて相当の減少をしておるところでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、夜間の繁華街に対する違法駐車の指導を行っていない現状でございますので、特に繁華街における違法駐車につきましては、長時間駐車が多く、繁華街での指導には酔い客のトラブルも予想されまして、警察に指導強化をお願いしているところでございます。

ご承知のとおり、本条例は罰則が設けられていないことから、指導啓発だけでは効果が期待できない、こういうことから、条例制定前から警察当局には指導取り締まり強化を要請してきているところでございます。ちなみに、昨年度、平成5年度中の重点地区における検挙数を申し上げますと、3,610件ございまして、これは四日市市内全体の検挙率の80%を占めているところでございまして、夜間につきましても、936件ということで、これも70%の率を占めているところでございます。さらにまた、本年度上半期を見てみると、1,958件ということで、昨年より10%検挙率を上げていただきまして、全体の90%を検挙しているところでございまして、取り締まりの強化に警察の方も努めていただいているということでございます。違法駐車対策につきましては、条例での啓発はもちろんございますが、

今申し上げました市民の方々の違法駐車に対する機運も盛り上がっているところから、指導、取り締まり強化とあわせて、今後積極的にやっていきたいと考えておりますが、さらに、この違法駐車防止条例運用開始後1年を迎える、これまでの成果を踏まえまして、より充実するために、実施区域の拡大、運用時間の拡大あるいは啓発方法等について、今後十分検討していきたいと、かように考えておりますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 ご答弁をいただきました順序が逆になりますが、要望等を申し上げていきたいというふうに思います。

まず、最後にお答えいただきました違法駐車防止条例に関してでございますけれども、確かにそれなりの成果を上げていただいたということも十分認めているところでございますが、こういった問題は、ともすればイタチごっこというようなところも大いにあると思います。地域住民の皆さんに、そして、行政、警察というところが今後も十分タイアップした中で、さらに強化をしていただきたいなど、より一層の効果を期待申し上げたいというふうに思います。といいますのも、昭和37年3月に本市は交通安全都市宣言もしているところでもございます。そういった宣言都市に恥じるような部分があってはいかんということで、夜間の件も含めて、さらにご努力いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、100周年に関してでございますが、この100周年の問題につきましては、いかに100周年記念事業として位置づける中でやるか、そして、それが市民が参画できるかというところで、私なりのつたない提案を申し上げたわけでございますが、記念植樹については、前向きなご答弁をいただけたものというふうに思っております。ぜひ100周年記念事業として、そういった地域の設定がしていただければ、大変うれしいことでございます。

CTY問題につきましては、確かに困難な課題があるということは十分承知をいたしております。ただ60%の普及率というようなお話もちらりとしましたけれども、やはり私はこういったことを通じながら、今までの大変苦しんだマイナスイメージを全国に向かって、こういったことによって、明るいまちづくり、そして住みやすいまちのイメージを広げたいなど、そんなことにつながればいいなというようなことで、こういった提案を申し上げたと、その真意をご理解いただければというふうに思います。

それから、福祉関係についてでございますけれども、福祉というものは心が通っていなきゃダメだということに、トータル的には言えるんじゃないかというふうに思うんですけれども、運転免許の問題、雇用問題、雇用問題につきましては、啓発ということでは、今の状態の中では、ちょっと生易しいんじゃないかなという気も正直いたします。事業主に対する強い要望といいますか、要請というか、そういったことも積極的にしていただくことも考えていただければなど、そんなふうに思います。

それから、住宅改造の件につきましては、いろいろとご指導もいただいているようでございます。さらに、そういったことを、なかなかこの制度を知らないという人もおるよう思いますので、そういった面での、もし知らないで、この制度を利用できないということがあっては気の毒だなという面も心配をしている一つでございます。

それから、テレビ電話につきましては、確かにこういった画期的なことでございますだけに、いろいろ研究もしていただきなければならることは事実かと思いますけれども、やはり質問の中でも申し上げましたように、在宅介護ということを考えたときには、家庭の介護力がいかに低いかと、低くなっているということを考えて、それに対応していくすべを新たなものとして考えていただきたいんだというようなことから申し上げたつもりでございます。大いにご研究もいただければというふうに思います。

それから、地区更新計画についてでございますけれども、こういった経

済情勢下の中だけに大変厳しい情勢の中でございます。ご苦労もいただいていることはよくわかるんですけれども、私が率直に感じるのは、この計画につきましては、もっともっと市の強い姿勢が出てもいいんじゃないかなという気がするわけです。といいますのは、担当部長のお答えの中にも、この地域、特にA、B、C地区が市の玄関口だというような意味合いのこともおっしゃられてみえますし、とにかく玄関口であって、この地区更新計画、後には引けないし、絶対できなかつたということで終わらせるわけにはいかないと思っております。

これらのことについて、いろいろ商業界の皆さん方の意見も聞いてみると、特に駅西ができた後、駅東地区の商業界の地盤沈下というのは、当初予想していたよりもはるかに大きいんだという点、そして、今は地盤沈下以上に、地殻変動が起きつつあると言ってもいいんだというような言葉が出てくるぐらいの現状であるわけでございます。そして、地下駐車場が大いに工事が進む中で、商業界の皆さん方も、これではだめだということで、現状打破の意向をより一層高めてきた。確かに今までは、私どもが感じておったのは、もうひとつ意欲が盛り上がってないという面もあったように思いますけれども、このままでだめだということを今大いに皆さんが感じながら、これまでにない盛り上がりをしてきております。商業者の皆さんたちは、おれたちも金を使うんだと、何とか金を使ってでも実現したいんだというような真剣勝負の状態に入っているという言葉も出てきたわけでございます。そういったことをぜひ受けとめてもらいたい。

そして、もう一つ言うならば、盛り上がってはきているけれども、この計画が結構長くかかるだろう、長く待つわけにはいかぬから、自分で事の対処に当たりたい。具体的に言うならば、自分の店を建てかえてビル化していくというような人もあるやに聞いています。それに対して、商業界の人たちは、それを個々にやられたのでは、全体計画が前に進まなくなることにつながるということの心配から、今頭を痛めているところでございま

すけれども、そういった点については、どうぞ行政の皆さん方、担当の人たちが説得にも当たってもらわればなというような願いもあるところでございます。

こういったことを総括的に感じながら、私が申し上げたいのは、先ほどちょっと触れましたように、市の姿勢というものをもっと強く出してほしい、これはある面で市長の姿勢というふうに言えるのかもわかりませんけれども、そうは言ながらも、今この計画につきましては、地区更新計画のプロジェクトチームと言ってもいいぐらいの都心整備課が頑張ってくれているということも、私はよく承知をしているところですが、そうは言ながらも、地下駐車場の建設が今国道1号の下では始まっている。やがて、中央通りも始まる。こういった中で、機運が高い間に商業界のまとまりを絶対しておかなければだめだというような気がしているわけでございます。そういうような気持ちの中でございますだけに、私は、市の姿勢というものを打ち出してほしいということを申し上げているわけでございます。特に予算上の問題もあると思います。とにかく今は、中央通りの地下駐車場が平成9年の竣工というふうに聞いておりますけれども、少なくとも、9年までにできるのは夢物語的なところがありますが、9年までにはA、B、C地区はこうなるという、少なくとも青写真はできていなきゃおかしい。それができてなかったら、できないに等しいというぐらいの覚悟で臨まなければならないだろうというふうに思います。そういったことを考えながら、ぜひ市の姿勢を積極的に出してもらいたい。それは予算上にも反映してもらいたい、そんなようなことを期待するわけでございます。

今いろいろと申し上げましたけれども、9年までに青写真をつくり上げる、そして、少なくとも来年度中には方向づけができ上がっていなきゃ、9年の青写真はできないというようなことについて、もし感じ方があれば、もう一度担当部長にお聞きをしてみたいと、そんなふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

○計画推進部長（川畠義之君） 今お話をございましたように、この地下駐車場とA、B、C地区の再開発というのは、一体として実現をさせていかなければならぬものだというふうに基本的には考えているわけでございます。こうした中で、地元商業界におきまして、この地下駐車場建設のめどが立ち、まちづくりの機運が高まりつつあるわけでございまして、これはまちづくりをいま一步前進させるには絶好の機会であるというふうに私どもは認識しているわけでございます。そういうことから、先ほどご答弁で申し上げましたように、地元と行政が一体となってまちづくりを推進するという意味で、諏訪栄地区のまちづくりの推進会議を設立いたしまして、当面、地下駐車場完成時を目標としたまちづくりを推進しているところでございます。こういった、特に、いわゆる地元の方々の機運の高まりというのは、まちづくりには当然不可欠なものであるばかりでなく、まちづくりの推進の上で大きな原動力になるものでございます。これに呼応して、私ども行政といたしましても、このA、B、C地区の再開発の推進なお一層積極的に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 さらにご努力をいただくということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、本当にこのままでは心配な向きが大いにあるわけでございます。先ほど予算上の問題に関する考え方方は披瀝がございませんでしたけれども、ぜひ来年度予算の中には、計画推進のための予算措置も思い切ってとっていただきたいなど、特にお願いをしておきたいというふうに思います。

後戻りはできないとかいうことを先ほど申し上げましたが、まさにこの計画が実現できなければ、市長の責任追及までいくぐらいの大きな問題だろう、それぐらいに私どもは感じておりますし、そういったことを含めながら、担当助役のひとつお考えもお聞かせいただくということで、私の質

問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 諏訪栄地区のまちづくりにつきましての考え方について、ただいま計画推進部長が答弁いたしましたとおりでございますが、近鉄四日市駅東の商店街活性化ということは、ひとえに諏訪栄地区のまちづくりにかかっているというふうに申しましても過言ではないと思っていますし、私どももそのように認識はいたしております。

市におきましては、中心市街地対策ということで、平成3年に計画推進部をつくりまして、これに当たらせておるわけでございます。この諏訪栄地区のまちづくりに関連いたしますが、地下駐車場の建設が始まっていることはご承知と存じますけれども、この地下駐車場の建設が駅東の活性化のすべてではないわけでございまして、これはあくまでも一つの手段でございます。ですから、商店街がより魅力のあるものにしていくということが一番大切なことであろうかと存じます。ただいま議員の方からのお話で、地元の皆様方の現状打破についての機運も非常に高まっているということでございます。私どもも積極的にこの問題に取り組んで事業の推進を図ってまいる所存でございますので、どうかご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 市制100周年に関連して質問をさせていただきます。

市制100周年に向けて、人口30万都市を目指そうと、こういうことで新たに住宅政策を検討すると、こう市長からご答弁をいただいておるわけであります。現時点でどんな組織ができて、どの程度進んでいるのか、限られた日時の中でございますので、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 特に人口政策につきましては、昨日申し

上げましたように、市街化区域内につきましては、特に中心市街地の再開発ということを中心におきまして、それから、市街化調整区域につきましては、開発整備構想に基づきます拠点地域ということで、一番その中心になるのは東インター周辺、富山線沿いのあたりと、こういうことになるわけでございますが、特に北部地域の整備につきましては、そういったことも含めまして、高規格道路が入ってくるとか、あるいは港の整備が今後進められるとか、そういうことがございますし、それから、F A Z構想への取り組みということもございますので、四日市市域だけではなくて、むしろ三重県北勢地域を範域にして、さらには滋賀県ですかとか、あるいは岐阜地方まで含めた今後の四日市の経済活動の展開ということは当然予測をされるところでございますので、6月議会の委員会でも市長の方から直接お答えをしたかと思いますが、そういった課題を早急に検討するための委員会を設けると、こういうことで、委員の選任を今終わったところでございます。

その内容といたしましては、学識経験者、いわゆる大学の学者が4名、それから国の課長級あるいは課長補佐級の、これは建設省、運輸省、国土庁でございますが、そちらから4名、それから府内の両助役を含めました関係の部長、そういった方々全員で12名の委員会をつくろうということで、第1回の会議を、日程調整がなかなかつかないところがございまして、10月の中下旬をめどに開く予定にいたしております。それをもちまして、できるだけ具体的な開発整備構想をつくり上げていきたい。今まで四日市の北部地域につきましては、四日市全体もそうでございますが、特に北部地域につきましては、いろいろ計画はあったわけでございますが、その後いろいろ国あるいは経済界のいろいろな状況の変化もございまして、新たな要素が出てまいっておりますので、そういった委員会を通じまして、今の時勢とこれからの変化に対応したような絵を描いていく必要がある、こういうことでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 ちょっと私のお尋ねしたことと答弁が違うので、両方とも伺えば大変ありがたいことなんですが、私は北部の活性化のお話ではなくて、今まで市営住宅一本で行われていた住宅政策を市制100周年に向けて30万都市を目指すため勤労者にも住宅政策を考えたらどうかと、これは庁内的なものと受けとめておりましたんですが、これがどの辺の組織ができる、どこまで進んでいるのか、それをお尋ねいたしておるところでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） ちょっと私、ご質問の趣旨を取り違えたので申しねかなかったですが、人口政策は、昨日の中核市の整備といいますか、中核市の進歩ですか考え方のご質問の中でちょっと触れてご説明を申し上げましたが、具体的に、委員会をつくってどうこうということよりも、むしろ、この問題につきましては、市の内部で人口を増やすための一つの方法として住宅政策をどうするか、こういうことでございまして、単純に市営住宅だけ増やせば、それが増えていくということには決してなりませんので、民間の活力を利用した住宅政策ももちろん必要になるわけでございます。それと、市の今やっております住宅政策というのは、市営住宅だけを建設、維持管理するというのが一つの政策になっておるわけでございますが、これだけでは、人口の増加ということを考えますと、なかなか効果が上がらないという面がございますので、家賃ですか、あるいは入居基準の適用の問題ですか、そういった点につきましては、やはり効果的な適用をする必要が今後出てくるだろう、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤雅敏君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 住宅政策というのは、勤労者のまち四日市では抜本的に考えなければならない大きな問題だということで、人口増のためだけじゃな

いわけでありまして、特に生産緑地の問題が決定されてから、余剰の農地がたくさん出ておりますので、地上権も含めて検討してほしいと、こういうお願ひをいたしておったわけであります。それがつくっていただけるものと思っておりましたが、大変残念な、私の聞き違えなのか、もう一度議事録をしっかり見てみたいと思います。それが一つ。

それからもう一つは、民間で宅地開発を今いろいろとやろうとしておりますが、同意行政のもとに河川に水を流せないようなことがたくさん出て、足を引っ張られているわけです。この辺も含めて、早急に検討していただきたい、こういうことを要望しながら、再質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時17分散会

会 議 錄

第 4 日

(平成 6 年 9 月 9 日)

○議事日程第4号

平成6年9月9日(金) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第73号ないし議案第95号 質疑・委員会付託

第3 議案第96号ないし議案第99号 説明・質疑
委員会付託

議案第96号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第97号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福1号幹線水路築造工事(その3)－

議案第98号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福1号幹線水路築造工事(その4)－

議案第99号 工事請負契約の締結について

－雨池7号幹線水路築造工事－

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(39名)

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳

宇野長好
大島武雄
大谷茂生
小川政人
喜多野等
久保博正
桑原勇
小林博次
坂口正次
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井數馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
橋本茂
橋本藏
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士
益田力

水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森真寿朗

野呂平和

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市助長役
助役
収入役
港湾審議監
調整監
市長公室長
計画推進部長
総務部長
財政部長
市民部長
保健福祉部長
商工部長
農林水産部長
環境部長
都市計画部長
建設部長
下水道部長
消防部長
加藤寛嗣
加藤宣雄
奥山武助
毛利道二
梅木勇悟
鍊田二悟
佐々木龍夫
川畑義夫
鈴木一修
野呂修次
小畑廣次
服部美次
米津正夫
須原賢治
玉置生治
大橋喜実
西田大喜
岡田幹夫
島村隆

病院事務長 谷口淳一
水道事業管理者 栗本春樹

教育長 丹羽武

監査委員 森下元市

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦
参事兼議事課長 伊藤千秋
議事課長補佐 玉田耕士
議事係長 井上紀久夫
主事 濱田信二
主事 芝田敏樹

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

伊藤正巳君。

〔伊藤正巳君登壇〕

○伊藤正巳君 おはようございます。けさは大分朝も涼しくなってきておりまして、秋の気配が感じられますが、私は新政クラブに所属します伊藤正巳でございます。ただいまより通告に従いまして質問をいたします。

「一目瞭然」という言葉がありますが、視覚障害者にはそれがありません。そんな視覚障害者の皆さんのが現状と不安について申し上げ、今、行政は何をすべきかを質問いたします。本日は視覚障害者の多くの方が傍聴に来ていただいております。答弁に当たりましては、丁重に、なおかつ誠意を持った、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。まず、視覚障害者の諸問題につきまして質問をいたします。私たち健常者の知識は、8割から9割は目を通して知識を得ると言われ、学者によつては、9割以上が視覚を通して知識を得ると言われております。視覚障害者は、健常者に比べ極めて不利な条件のもと、私たちと何ら変わらぬ生活をしているのには、相当の努力のたまものであるというふうに思います。視覚障害者にはどんな不自由があるのか、主なものを挙げて見ますと、一つは情報不足、二つは行動の制限、三つは職業選択の難しさが挙げられます。

一つ目の情報不足は、さきに申し上げましたように、目から情報が入りにくい点であります。マスメディア時代と言われております現在、私たちはテレビ、ラジオ、新聞、その他多くのマスメディアを通して情報を得ることができます。しかし、視覚障害の方は、テレビ、あるいは雑誌、週刊誌等からは、なかなか情報を得ることができにくいと思います。最近では、テレビドラマやニュースも副音声で流れておる番組がありますが、なかなかこれは微々たるもので、全体から見たらごくわずかな副音声による放送がされていることは、周知の事実でございます。

一方、活字社会と言われ、まちには週刊誌や雑誌などがはんらんしています。身の回りの代表的な新聞を見ますと、毎日新聞が週刊の点字新聞を

出しておりますが、1回分でも文字に直せば普通紙の半ページほどの情報であります。私たちが頭の中で描く新聞という形とはほど遠い、週刊誌の大さきの冊子になったのは、点字新聞であります。最近では日刊紙も出でておりますが、3日おくれで字数が3,000字以内の小型新聞であるわけです。そういうふうに言い出せば切りがないほど、私たちに気がつかない情報不足があることでしょう。電話料金、中部電力の電気料金の領収書、それから一部ではありますが、銀行の預金通帳、生命保険契約書などが、既に点字化がされております。自分の生命保険証書の番号や満期日、受取人、保険金など、自分で確かめることができるうれしさは格別のことやそうでございます。それに引きかえ、行政からのサービスの現状は、やっと一昨年からごみ収集日程表や、保険年金課及び福祉課の一部から出される郵便物、文書等の差出人のところに点字シールが張ってあり、どこから来たかがわかる仕組みになりました。

二つ目の行動に関する不自由は、慣れたところでは比較的楽に行動ができます。しかし、変わったところに置かれれば危険が伴い、場合によっては命がけとも言われております。これは視覚障害者の特徴だとも思います。でも、生きるためににはそういう危険を冒して歩いて仕事に出なきゃならない場合もございます。こんな話を聞きました。例えば、阿瀬知川にはまって水の深さをはかった人がいるとか、あちこちの、いわゆる私たちの言う障害物にぶつかる、そんなことは日常茶飯事であるということも聞きました。最近では、ガイドヘルパー制度が導入されましたか、まだまだ運用規定があり、それを超えたサービスはしていただくわけにいきません。これまた後ほどの機会にお話しをいたしますが、もう少し弾力的な運用はできないものでしょうか。

また、施設面からいきますと、福祉環境整備指導要綱がでております。その中には、点字ブロック、音響式信号機などがそれによって設置されています。音響式信号機は「ピヨピヨ」「カッコウ」などの音で東西、南北

を示しているそうです。私も初めてこのことを知りました。信号機の設置された近くの住民の方から、その音が大きいという苦情が警察に届けられます。警察は音を小さくするという、そういう実態があります。当然音を小さくすれば、車の騒音その他で聞き取れない場合があるわけです。設置の意味がないわけでありまして、まさに地域住民の市民の皆さん理解がまだまだ不足しているのではないかというふうに思います。

三つ目の職業選択の不自由は、視覚障害者イコール、はり、きゅう、マッサージとつながりますが、これは歴史的に見ても江戸時代から盲人とあんまの職業は定着し、安定した生活が送られてきたといいます。最近では健常者がこの職業につかれる方が増え、その割合は障害者が三十四、五%、残りの六十数%が健常者がついてみえ、その割合は逆転をしております。したがって、仕事量も減り、収入も同時に減少しているわけです。一般の企業への就職はほとんど不可能に近く、仕方なく、はり、きゅう、マッサージ業の道を選ぶというのが実情でないでしょうか。

以上、視覚障害者の現状の一部を申し上げました。ほかにもそれこそ私たちがふだんから気がつかない、そういう点で幾つかのお話がございますが、今、現状を申し上げましたが、行政では、じゃ、次のことができないのかを質問をいたします。

まず、情報不足の中でも申し上げましたが、市役所から出されるすべての部署から、対象者に対して、郵便物及び通知文書の発信課名の点字シールの拡大ができないものでしょうか。中身までと言いますと非常に難しい問題もございますが、例えば、市民税課から来ました。それは来た封筒が市民税課からというのがわかりますから、税金を納めなきゃならぬ、あるいはというのはわかりますが、それがわからないことによって開封をしない。納期が済んでしまった、延滞金を払わなきゃならぬ、こういう実例もあるわけでございます。そういう意味でぜひ、全部署の点字シールの拡大をしていただくようにならぬものかということでお尋ねをいたします。

二つ目は、四日市市の職員も約3,000人おるわけですが、点字の読み書きができる職員が1名もいないというのに私も気がつきまして、驚きました。ぜひ点字の読み書きのできる職員の配置を、早急に実現をしてほしいというふうに思います。なかなか難しい問題があるわけですから当面の課題ということにさせていただいてもよろしいが、当面、ワープロから点字に自動変換できる優秀な機械がございます。四日市の社会福祉協議会にも1台あると聞いておりますが、その有効な利用と、障害福祉課あたりに1台常備する考えはないのでしょうか。

三つ目は、行動の制限の不自由さから申し上げますが、四日市市福祉環境整備指導要綱が、福祉のまちづくりとして昭和54年に作成され、今日もこの指導要綱に基づいて、すべての障害者の利用を考慮したまちづくり、施設づくりが行われています。その中で視覚障害者用誘導表示は、点字タイル、点字ブロック、歩道段差切り下げの施設方法、基準工法が記載をされています。幸い三重県では、本年3月から新しい要綱の見直しがされ、4月から実施されています。本市も現行の整備指導要綱を見直す時期と考えますかいかがでしょうか。

それとあわせて、施設にあっても音による新しい技術が急速に進んでいます。例えば、視覚障害者の歩行を支援する音声標識ガイドシステムや、お年寄りなどすべての交通弱者のため、信号機のある横断歩道を安全に歩行できるように開発された、思いやり信号システムなどがあります。この二つのシステムは、利用者が携帯する小型送信機から、必要箇所に設置された受信音声発生装置によって音で知らせることのできることや、信号では歩行者用青信号を通常より長くするなどの装置であります。既に、東京都町田中央図書館や、兵庫県芦屋市庁舎など、全国で多くの身体障害者関係施設で設置されています。思いやり信号システムも、それぞれの自治体で呼び方は違いますが設置されております。大阪市の東住吉区では、弱者感応信号機と呼ばれており、福島市では、市内の繁華街を中心に約10カ所

で設置され、効果を上げていると言われています。本市もこれらの音による標識ガイドシステムの導入を積極的に、早急に取り入れていただくようにお願いをし、お尋ねをいたします。導入するつもりはあるのかということについてお尋ねいたします。

質問の2点目の各種障害者手当の見直しであります。

言うまでもなく、障害者手当は、障害を持つ方の生活の安定を図るため、各種の年金、手当制度があります。今回特に質問申し上げるのは、重症心身障害者手当であります。この手当は、心身に重度の障害があるため、身体障害者手帳一、二級、または療育手帳Aを持っている方が対象となっていますし、支給要綱の目的では、福祉の増進に寄与するとされています。本制度は昭和45年4月、重度心身障害児手当として年額2万円で発足しました。昭和52年4月から重症心身障害者手当として、障害児から障害者に支給範囲を広げ、昭和53年4月から年額2万4,000円となり、平成2年から月額3,000円となり、現在に至っております。支給対象者にとってみれば、この手当は重要な貴重な手当で、特に仕事を持っていない、持てない人にとってみれば、生活の一助となっております。物価上昇や賃金のアップ、年金額の引上率と同様、スライド制の導入を今後の検討課題として考える意向はないのか、お尋ねしたいと思います。

当面は、現行月額3,000円の手当の大幅な引き上げを来年度から実施できないものか、お尋ねいたします。

もう1点は、障害者基礎年金で、おおむね七、八万円、八万円までいく人は少ないですが、障害者基礎年金というのと、生活保護者の保護費との格差が約2万円ほどございます。この格差解消に向けて国や県に働きかけをして、是正を図られるように強く要望をいたしますので、ご意見を伺いたいと思います。

大きな二つ目の質問ですが、近鉄線の高架化についてであります。

都市の発展は、歴史的に見ても、河川、道路、鉄道などの整備から発展

をしてきましたが、時として災害や公害をもたらし、私たちの生活の中では障害となり、人間の命さえ奪うという場合があります。市内を縦断するように近鉄名古屋線が走っております。私たち市民にとって交通手段はもとより、市民生活からも必要不可欠な存在となっています。昭和30年代後半からの車社会を迎へ、平面踏切のため至るところで遮断され、交通渋滞や交通事故などの原因となっていることは、現在も変わりません。特に、都市の再開発にはネックとなっていることがしばしば見受けられます。このことは過去も現在も多くの市民から強い要望のあるところです。既に昭和46年の都市計画決定に基づいて、近鉄名古屋線連続立体交差事業が海山道二丁目から阿倉川町、区間延長の4,520m、そのうち地上分1,030mを含むまで計画され、第1期工事として三滝川右岸明治橋までが昭和52年に完成いたしました。完成後の効果はご案内のとおり、道路交通の円滑化はもとより、地域経済の活性化がより急速に進み、駅西地区の発展にどれほど寄与したかはかり知れない効果がありました。今も幾つかの都市計画が進められています。そのうちの一つとして、末永・本郷土地区画整理事業も、関係者の努力と地区住民のご協力によりようやく軌道にのり、移転対象戸数、ほとんど全戸ですが、その1割弱が計画決定に沿って移転が具体的に進んでいます。今後も格別のご努力をもって早期完成を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。このようにして区画整理事業が順調に進んでおるわけですから、近鉄線第2期工事、三滝川から海蔵川までのこの区間の工事が土地区画整理事業と並行して、同時完成を目指して進まないのか、その見通しをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまの第1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の視覚に障害を持つ方々の諸問題でございますが、まず、文書の点字化に関する問題でございます。視覚に障害を持つ方は、視覚に障害を持つがゆえに情報が得にくい。また、文書などが届いても、第三者に頼らざるを得ないといったハンディキャップをちょっとみてみます。したがいまして、点字化を普及させることは、情報獲得手段の確保を図り、プライバシーを保護する観点から重要な課題だと考えております。例えば、市から発送する文書についても、個人の生活に密着した情報が多いことから点字化が望まれているところでございます。そのため一部実施している封書への発信課等の点字表記について、さらに全庁的に拡大を図るとともに、将来的には公文書の点字化を実施したいと考えております。

また、「広報よっかいち」の点字版、録音版などの発行や、ごみの収集日程表などの点字化についても実施してきたところでございますが、こういった取り込みについても順次拡大してまいりたいと考えております。

また、視覚障害者の方々は、行動する際にも大きなハンディがございます。どこにでも自由に出かけるということは困難だという実態がございます。そのため、行動の不自由なところを補助する制度としてガイドヘルパー派遣制度を実施しており、安心してまちに出かけることができるよう努めています。また、まちそのものの福祉環境を整備することも必要でございます。本市においては昭和49年に、厚生省から身体障害者福祉モデル都市として指定を受けて以来、点字ブロックの敷設、視覚障害者向け音声信号の設置、歩道段差の切り下げなどを実施するとともに、昭和54年には福祉環境整備指導要綱を制定し、福祉のまちづくりを推進しているところでございます。障害者やお年寄りに優しいまちづくりを推進するために、公立、民間施設にかかわらず、障害者などの利用に配慮した施設整備を行うことが重要でございます。今後も広く理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

また近年、ご指摘のような音声等による総合誘導ガイドシステムといっ

たインフォメーションシステムについても設置が要望されております。これは障害をお持ちの方が音声により、現在地や施設の概要などを知ることにより、安心して施設を利用できるように考案されたものでございます。市といたしましても、今後整備される公共性の高い施設、例えば、国道1号の地下駐車場や、口腔保健センターについては設置してまいりたいと考えており、既存の施設についても努力をしてまいりたいと存じます。

次に、信号機の設置についてでございますが、障害者の方がより安全に道路を横断できるようにするために、特殊な信号機が必要でございます。現在、三滝通りの朝日新聞社前交差点に1基、弱者感応式交通信号機が設置され、押しボタンの操作により歩行時間が長くなるようになっておりますが、今後も公安委員会等関係機関と協議をしながら、より安全な交通安全施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

障害者福祉の目指すところは、障害者の社会への完全参加と平等の実現でございます。市といたしましても、障害者の自立及び社会参加を一層促進するため、障害の種類あるいはその程度を勘案したきめ細かい施策を拡充してまいりたいと考えているところであります。現在、策定中の障害福祉長期計画の中でも、視覚障害者の方々が抱えるさまざまな問題についても、関係者のご意見を伺いながら、また、先ほど議員の方からご提案のあった点も踏まえて、積極的に解決に努めてまいりたい、さよう考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それから次に、重症心身障害者手当についてでございますが、この手当の前身は、四日市市重症心身障害児手当と申しまして、昭和45年に創設されており、対象者もその名前に示す通り、20歳未満の精神薄弱児及び身体障害児でございまして、創設当初は所得制限も設けられておりましたが、本市の障害福祉施策をさらに充実強化すべく、昭和52年にこれを抜本的に見直し、支給対象を重症心身障害児から、精神または身体に重度の障害を有する者と改め、対象の拡大を図るとともに、その名称も現在の四日市市

重症心身障害者手当と改称したところでございます。ちなみに、平成5年度の実績を申し上げますと、20歳以上の重度障害者の受給者は2,367人で、8,078万7,000円、重度障害児については同じく199人で、740万7,000円となっており、この数字を見ても改正の意図がおわかりいただけるかと存じます。

次に手当の増額についてでございますが、平成2年に月額3,000円に改定して以来、既に5年を経過しております。しかしながら、福祉ニーズも多様化、増大しておりますので、福祉施策全体のバランスを見る中で検討してまいる所存でございますので、どうかご了承賜りたいと存じます。

それから、年金との比較をおっしゃっていただいておりましたが、所得保障としての障害者の年金の充実に向けては、関係当局へ強く働きかけてまいりたい、さよう考えておりますのでどうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 近鉄高架についてお答えをいたします。

末永・本郷土地区画整理事業は、平成2年度に事業認可を得まして施工いたしておりますのでございます。平成6年度末の進捗率は25%となる予定でございます。三滝川から海蔵川までの間、延長715mにつきましては、高架化事業を行っていく上では、鉄道線路の仮線敷が必要となりますので、現在、施工中の区画整理事業の進捗状況にあわせて着手する予定でございます。この区画整理事業進捗率のアップに一層の努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 一昨日からの一般質問の中で、福祉に関する問題が多くの議員の方から出ております。その答弁を聞いておりますと、他市と検討をするとか、あるいは県、国への問題点があるとかという、こういうことが

多く言われておるのが特徴やったというふうに思っています。住みよいまちづくりをしようという、あるいは人口30万、あるいは35万を目指そうということになりますと、他市と比較をしてという考え方そのものが、後退をした考え方ではないかと思います。やはり県下13市の中で四日市がリーダーシップをとて、なるほど四日市市はやれる。じゃ、うちもやれる、こんなことの立場で物事について考えていただきたい。いろんなものを建てるのも結構ですが、そんなものはそんなによそにないものを建てなくてもいいわけですが、他市に比較をしてという答えが返ってくることが多かったというふうに思います。ぜひそういう意味で、他市にないものを先駆けて取り入れて、住みよいまちづくりというのも一つの、人口30万、あるいは35万を目指す方策の一つではないかと思います。特にこれから超高齢化社会、少子社会を迎えますから、福祉の面でもぜひ、全国的にないような施策も取り入れていただくようにお願いをしたいと思います。

いろいろご答弁をいただきました。まず、点字シールにつきましては、これはもう既に今申し上げましたように、幾つかの課で実施をしておるわけでありますから、全庁的にできないことはないと思います。それを将来的にはつくりたいというふうに答弁いただきましたが、ぜひ早い時期にこのことが実施されますことを要望いたしておきます。

二つ目の行動範囲の件であります、これはガイドヘルパーの制度の問題、そういうガイドヘルパーという制度がございますが、今申し上げましたように、いわゆる8時間という制限時間もございますし、また、いわゆる私事ではなかなかかなうという制度ではございません。したがいまして、この制度としては、また将来いろんな面を考えていかなきゃならぬというふうに思ってます。ガイドヘルパーさん本人のことも含めて、また後の機会にお尋ねをしたいというふうに思います。ぜひ、弾力性のある制度の運用を図っていただきたいということを、要望をしておきたいと思います。

それから、音声による案内のシステムであります、今、答弁ありまし

た三滝通りにあります信号は、あれはボタンを押さないと信号は長くならんというシステムになってます。私の申し上げたのは、十分ご存じだと思いますが、それぞれの障害者がペンダントのような形で常に携帯をして、ネクタイピンでもいいですが、そこから発生をする音波によって、受ける方の音波があるところについて、例えば、ここは市役所、どこどこの地区市民センターですか、総合会館の1階ですか、2階ですかというのが、その人に音によって知らせるというシステムです。実はいろいろお話を聞いておりましたが、一番困るのは何かというお話をしていましたら、ある人は、公衆トイレを含むすべてのトイレで、大便をした後の水洗をする際が一番困る。これは女性の方も、そういうお話を聞かせていただきました。気がつきませんでしたが、私たちもそうなんですが、いろんなトイレの機種があります。どこが水を流すところかなというのは、皆さん、ご存じかと思うんですが、探さなきゃならぬという場合が私たちだってあるわけです。形が、メーカーが違いますと、またそのつくり方が違いますと、我が家で使っている水洗の流すノブと違うところについている場合だってたくさんある。これが一番困ると聞かせていただきまして、思わず絶句をしたことがあります。今は、小便の方は、電車に乗っても、あるいは駅の公衆便所でも、光感応式の水を流せる装置がございます。今度三重県がつくりました推進要綱の中にも、光を、水洗レバー式光感応式等とすると、こういうふうな推進要綱ができます。ぜひ冒頭申し上げました四日市市の推進要綱にも、これらもきっちつけていただきたいなというふうに思っておりますので、お願ひしたいと思います。

それから、四日市市が平成4年の8月に実施しまして、平成5年の3月にまとめました身体障害者実態調査報告書の中の行政への要望という項がございます。この中で若干質問を申し上げましたが、今後充実すべき福祉施策は何かというところの項目の中で、だんとつで手当、年金等所得保障の充実というのがあります。今、保健福祉部長の答弁によりますと、来年

度は上げていただけそうかなという期待を持つような答弁でしたけれども、ぜひ、皆さんの切なる要望を聞いていただくようにお願いをしますとともに、もう一度スライド制の問題だけ、将来、可能性があるかないかだけ答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、近鉄線の高架の問題は、助役の方からお話を聞かせていただきました。恐らく末永・本郷土地区画整理事業が完成をするとあわせて、それをめどに着手したいということありますから、何年になるかわかりませんが、海蔵川までは何とか近鉄の高架ができるというふうに理解をさせていただいていいのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 手当の物価スライド制の導入についてのご提言をいただきましたが、この手当は重症心身障害者の皆さんに対する励ましという意味合いを持っておりまして、他の手当と多少異なっておりますので、先ほどご答弁にも申し上げたように、全体のバランスの中で何とか改善を考えてまいりたい、そんなように考えておりますのでどうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 末永・本郷に関連いたします高架の問題でございますが、高架事業をするにつきまして、仮線敷がどうしても必要と、こういうことでございまして、重複工事を避けるためにも、同時進行型と申しますか、土地区画整理事業に引き続いて高架をしていきたいと、このように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 再度答弁をいただき、ありがとうございました。ぜひ、いわゆる弱者と言われますすべての障害者を含めて、心ある施策を県なり、あるいは国なりに誠意をもって要望をしていただき、またそれで不足するところは、市独自でやる前向きの姿勢を要望いたしまして、私の質問を終

わります。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 先ほどからの答弁をお聞きいたしておりますと、実はこの福祉の問題が、全庁的に今日の問題解決のために取り組まなければならないということはわかっておりながら、どうも聞いておりますと、保健福祉部に責任を転嫁して、全庁的な福祉の心がないというふうに私は受けておるわけでございます。そこで、先ほど答弁の中で伊藤正巳議員から質問をいたしました、点字の機械はあるけれども、四日市市三千余人の職員がおりながら、点字を打つ職員が一人もいない、こういった指摘をしておるわけでございますから、保健福祉部長としては人事の問題には答えにくいであろうけれども、その辺は全庁的に考えて、総務部長なり、あるいは市長の方から、こういったことで今後は新しく採用し、福祉の人事の充実をしていくと、このぐらいの答弁があつてしかるべきだと思います。

加えて、私は、福祉問題に今までいろんな関係で取り組んでまいりました。例えば、一つを例にとりますと、全庁的にこういった福祉対策がやられておらんということを一つ指摘をいたしたいと思います。これはけさからも福祉の方から、大変一生懸命になって、身体障害者、あるいは弱者のために一生懸命になって足の確保をしてやろうということで走ってこられましたけれども、民間のバス会社にいろいろ要望は出しますけれども、市の自分たちみずからが汗を流して施設の改善等をして、そうして市民の足を保つためにバス会社として路線、あるいはダイヤの編成をしてくれと、こういう要望ならわかりますけれども、そのことが全庁的に意思統一をされずに、ただ、企業に無理な要望だけをしてくると、こういうことが目立っておりますから、もう一度ひとつ市長から、全庁的な福祉の心をもって取り組んでいく、こういう決意をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） ただいまの関連質問等にお答えをしたいというふうに思っておりまして、私どもは福祉施策というものは、私が就任以来、最も重要な行政の一環だというふうに考えておるわけでございまして、機会あるごとにご指摘のあったような問題は、私も部長会等々で指摘をいたしております。ただ、全体的に福祉というものが、高齢化社会を迎えて非常に負担が大きくなってきておるということでもありますので、その辺は予算の状況というものを見ながらすべてに対処をしていかなければならぬというふうに思っております。しかしながら、障害者の方々に対する対策というものは、その中でもすぐれて重点的に取り上げていかなければならぬ。私どもが実は気がつかない面が随分あるというふうに思っております。後で私が気がついて指摘をするというような問題も今日起きております。非常に後からは直しにくいということですので、なかなか難しい問題があるなというふうに思っておりますが、特に点字を打てる人が一人もいない、こういうことは非常に残念でございまして、そういう方々の採用も含めまして、私は今後に対処をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

その他、手当の問題、そろそろ見直しの時期に来ているというふうに思っておりますので、そういう面についても、私は積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でご了承を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時3分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、質問をいたします。

第1に、高齢者福祉の一層の充実を図る諸問題についてお聞きをいたします。

自民党は、今から6年前、消費税導入を強行するに当たって、今、老人を働く6人で支えていますが、昭和100年には2人で1人を支えねばならなくなりますと、いわゆる高齢化社会危機論を大々的に宣伝をいたしました。現在にまでその論調は続けられておりますが、今日、その議論のごまかしは明々白々であります。政府、厚生省の資料、日本の将来人口推計などによって示される数字をちょっと引用しますけれども、1990年の日本の総人口に対する就業者数の比率は1.98がありました。すなわち、働き手1人で約2人の総人口を支えている姿を意味する数字であります。では、将来の日本はどうか。自民党が言うように、支え切れない大変な事態になるのかと見てみると、そうではありません。2010年では1.93、2020年では1.87という数値になり、結論的に申しますと、30年後の将来にわたって、1人の働き手で自分と自分以外の1人、すなわち約2人の総人口を支えている姿は、1990年代の今日と変わらないであります。事実、65歳以上の高齢者の方で、例えば、加藤市長も元気にお働きになってみえるように、大勢の方々が働きながら社会に貢献している実態を見れば納得できましょう。今、政府・厚生省は、8月から9月にかけて、現行のゴールドプランを見直したいとして、新ゴールドプランの素案を示し始めました。ホームヘルパー10万人を20万人に、デイサービスセンターを倍増するなどなどですが、財源が毎年度3,500億円新たに必要だとして、計画推進には消費税増税が避けられないなどと言っているようですが、私ども国民の立場から、とんでもない話であります。私ども日本共産党は、財源は、大企業優遇税制のは正、ゼネコン汚職に見られる公共事業見直し、それと軍事費の浪費

をなくすなどで、約10兆円台の財源が生まれることを明らかにして、新しいゴールドプランを支える財源は十分あると指摘をしているところであります。市長におかれでは、国に対し、遠慮なく、必要な財政措置をもっととりなさいと強く主張していただき、交渉もしていただきたい。そして消費税率アップなしに、高齢化社会は立派に支えられるという立場で、国や四日市市の財政裏打ちによる計画の実行に邁進していただきたいのであります。加藤市長の取り組み姿勢をまずお聞きをいたします。

次に、本市の老人保健福祉計画の初年度実行に当たって、私は、改めて計画の中身を、最近の国の動向ともかかわって、積極的に見直しをしていただきたいことを中心にお尋ねをいたします。

ホームヘルパーの確保に関する本市の計画では、最終目標は210人になるとされておりますが、お世話をする対象を望む方々すべてに広げて、例えば、早朝の7時から、夜間は10時までお世話できる体制をとるだけでも、私どもは、さらに24時間対応をとめておりますけれども、これはもう210人でも果たして大丈夫かなということになります。将来のサービス水準との関係で、この分野の見直しが必要であると私は考えますが、いかがでしょうか。

また、理学療法士、作業療法士という専門スタッフの方々の果たす役割を重視するとき、現状が1名ずつ配置されております状況から、最終的に5名ずつへという計画でよいのかと指摘せざるを得ません。私は、8月下旬に東京都の東久留米市にお邪魔をいたしまして、高齢者対策の取り組み状況を学んでまいりました。四日市市の半分以下、11万人の人口で、既に、理学療法士、作業療法士2名ずつ、計4名で、保健婦さんたちとチームを組んで、地域に出かけて訪問リハビリを積極的に手がけてみえておりました。寝たきりの在宅の方が粘り強い指導で起きれるようになったという事例をつくって、効果を上げていることを知りました。来年は、さらに2名増員をして強化する計画だそうです。

全国的にもすぐれた活動になっている例を紹介しましたけれども、振り返って本市の場合はどうか。向こう7年間で、保健センターに加えて三つの地域センターをつくり、そこに1名ずつ配置する程度ですから、通所の方への対応で手いっぱい、訪問リハビリまで手が回らないのではないかと懸念をいたします。思い切って各センターに2名ずつの8名体制にしていく計画にして、訪問リハビリも積極的に手がける。7年後の理学療法士、作業療法士のサービス水準をそういう点で求めたいわけですが、市当局はどう考え取り組まれるのか、お聞きをいたします。

次に、計画に盛り込まれた内容で、国の基準が示されていない分野でも充実した目標を求めるわけですが、その一つに訪問給食サービス事業があります。現状は、5カ所のデイサービスセンターから、本年7月の実績で見てみると、113食をお届けしている水準であります。7年後の計画では、どういう状態、水準を目標にしているのか、決定された計画では今ひとつ具体化されていないように思われます。私は、少なくとも23地区展開予定のデイサービスセンターから、望む方には365日、毎日でもこたえられる訪問給食の水準を求めるのですが、この点はいかがお考えでしょうか。

高齢者福祉施設に關係してお聞きをします。

計画では、現状6カ所のデイサービスセンターを23カ所にまで増やして、いろいろと多機能も入れた在宅介護サービスセンターとする目標が示されています。7年間で残り17カ所は、どのような段取りや基準で各地域に建設、配置されていくのか、明らかにしていただきたい。

特にここで触れておきたいのは、富田地区に関してであります。高齢化率も高く人口も多い地区でありますだけに、少なくとも残り17地域に展開する最初のグループに当然位置するのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

加藤市長も出席された昨年の地区懇談会の席上で、富田のボランティア

委員会の方から、岐阜県のあるまちのデイサービスセンターを見学された、それは歩いて通える非常にいい施設だったという実態を踏まえて、我が富田歩いて利用できるセンターを早くと、切々と訴えてみえたことを私は今、思い起こしておりますが、その声にこたえる市当局の対応を強く求めたいと思います。

続いて、老人憩いの家についてです。

元気に活躍されている高齢者の方々が、毎日でも気軽に集えて、さまざまな活動が行える、交流できる施設が、本市には圧倒的に不足しています。老人憩いの家の全市展開が切に求められていると考えます。この点は、2年前の12月議会代表質問で我が党の佐野議員がただしまして、市長答弁では、今後、保健福祉計画の中で明らかにする旨が示されました。しかし、決定された計画では極めて不明確です。改めて、積極的な具体化を求めると思いますが、いかがお考えでしょうか。

この項の最後になりますが、私は、昨年12月議会で、また、今年の3月議会で一貫して、計画の策定から実行まで、住民参加の視点を強めてほしい旨を主張してまいりました。今後、年度ごとの取り組みで重ねられていく中で、関係市民の方々からさまざまな苦情、要求などが出てくることは当然であります。その際の対応は、先進自治体で手がけられ効果の上がっており、福祉オンブズマン制度、すなわち、福祉サービス苦情調整委員を置く制度ですが、これを導入していかれたらどうかと提唱するものです。いかが取り組まれるのか、お聞きをいたします。

第2点目に、北部防災教育センターに関するお聞きをします。

9月1日は防災の日であり、今年は羽津地区において、また、霞コンビナート地帯において、震度5の地震が起きたことを想定しての訓練がありました。私ども市議団は、防災や災害対策については、過去の議会でしばしば取り上げて、市当局の取り組み強化を求めてきたところであり、臨海部に巨大コンビナートを抱える自治体だけに、今後とも防災対策は一層強

められねばならない課題であります。

さて、防災センターについては、私は、昭和63年10月臨時議会におきまして、地元富田の土地有効活用という観点から、当時、検討中であった北部防災センター構想は大いに進めるべしと申し上げました。あれから6年たった今日、北消防署の改築とあわせて、北部防災教育センターが新しく建設の運びとなったことは、私は大変歓迎をする一人でございます。

近年、全国各地で防災センターが充実した施設として登場してきております。この6月に、埼玉県立防災学習センターがオープンしました。県立の大きな施設ですが、住民の方々がいろいろな災害にかかる体験ができる特徴を備えた施設だと聞いております。例えば、風速30m、降雨量250mmまでお好みの暴風雨がセットされ、レインコートや雨靴を身につけて入って、実際に体験できる暴風雨体験室があり、これは日本国内ではここだけだという最先端の体験室を備えています。他に煙や消火に関する体験室、地震体験室、てんぱら火災実験装置というユニークなものも備えているほどであり、親子そろって楽しく体験しながら、防災への関心を高める施設となっています。

先進例を一つだけ紹介をしましたが、本市が富田地区に計画をしているセンターの1階部分には、約100m²余のスペースですが、防災に関する展示と体験コーナーを設けるとなっています。紹介しました埼玉県立と規模は当然違うものの、100m²余のスペースをフルに生かして、体験室を取り入れる工夫がほしいと考えますが、どう準備されているのでしょうか、お聞きをいたします。

私は四日市の場合、9月1日の防災訓練が、震度5の地震が起きたという想定のもとに防災活動が組み立てられたことや、東海大地震の可能性も高い地域だけに、特に地震体験室を設置していただきたいのですが、いかが計画されているのか、お聞きをいたします。

さらに、センターの管理、運営にかかわってであります。センターを活

用しての研修や、今、申し上げた体験コーナー等の案内、管理等々で、当然この任に当たる職員の配置が考えられていると思います。お隣の北消防署にちょっと見てもらうなどというような体制ではなくて、私は、防災対策室の分室的役割も兼ねて、専門の職員を配置すべきだと考えますが、市当局はいかが対処されようとしているのか、お聞きをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私からお尋ねの第1点、高齢化社会を迎えて国の福祉計画等々について、強く国に働きかけよ、その決意を聞かせよということでございました。おっしゃるとおり、私は国の計画、あるいは県、市、行政体がそれぞれ役割分担を持ってやるべきだというふうに思っておりますけれども、必ずしも市独自だけでやることがいいかどうか、その辺に問題はあろうかというふうに思っておりまして、そういう意味合いで私は、県に言うべきことは言い、国に働きかけるべきことは働きかけるという姿勢で今後も臨みたいというふうに思っておる段階でございまして、それぞれの行政官庁を通じまして、今後、高齢者福祉というものがさらに充実をしていくように努力をいたすという決意だけ申し上げて、お答えにさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまの第1点目のご質問にお答えさせていただきます。

老人福祉につきましては、ご承知のように、国におきまして本年3月に、21世紀福祉ビジョンを発表し、今後の年金、医療、福祉の方向を示し、さらに8月には、現ゴールドプランの見直し案を発表しました。この案は、さきの福祉ビジョンを受け、さらに、さきの全国の自治体が策定いたしました老人保健福祉計画の集計値を勘案してまとめられたものでござい

ます。その内容は、先ほどご提示がありましたホームヘルパーを10万人から20万人に、デイサービスセンターを1万カ所から2万カ所にするなど、マンパワーや施設の整備目標を大幅に上方修正しております。しかし、このための財源には触れられておらず、現行のゴールドプランでは6兆円とされている総事業費は、大幅な拡大が予想され、今後は財源論が一段と活発化されると考えられます。このような状況でございますので、見直し案や財源論議の動向などを見守る必要があろうと考えております。

また、本市の老人保健福祉計画は、本年初めに策定し、現在、その実現に向けて取り組みを始めたばかりでございます。まずは現計画の積極的な推進を図り、対象枠の拡大、サービスにつなげるシステムの改善等に努めることが肝要であると考えております。そしてこれらの取り組みから、その事業動向を見きわめた上で、見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご指摘の給食サービスは、在宅の高齢者の生活を支える上で非常に重要な施策であると考えております。月曜から土曜日までの昼、夜の毎日サービスを実施しております。この事業は、先駆的に昭和49年度から市単事業として市内の給食業者の方々にご協力をいただき、身体が虚弱なために炊事などに支障があり、一人暮らし、または老夫婦世帯で、かつ所得税非課税の世帯を対象として実施いたしてまいりました。平成2年度からは、デイサービス事業の一環として、デイサービスセンターからお年寄りの嗜好に合う食事を配膳しております。

また、対象者の要件につきましては、平成5年度からは、所得税の課税状況に関係なく対応させていただき、利用資格の拡大に努めてまいりたところでございます。今後は、昼間一人暮らし老人にも利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、理学療法士、作業療法士の確保でございますが、保健センターにおきましては、現在、理学療法士、作業療法士、先ほどご指摘ありました

ように各1名を配置し、また、これらの専門職とともに、訓練の指導に当たる看護婦につきましては、本年度より看護婦1名を追加し、2名を配置いたしております。継続的な訓練指導は、看護婦の対応で可能であることから、この看護婦の追加配置により、従来の施設内訓練に加えて、平成5年度から開始した理学療法士等の訪問指導の充実を図ってきたところでございます。

昨年の実績は、大体44名余と聞いております。ご指摘のように、脳血管疾患や骨折等の負傷を負われた方が、病院を退院された後、寝たきりとならないためには、それの方のみずから、また家族等の介護に当たられる方の積極的な機能訓練の取り組みが必要でございます。そのためにも退院初期の専門職による訪問リハビリが重要であると存じております。老人保健福祉計画におきましては、理学療法士、作業療法士、各5名、看護婦4名の確保を目標としており、今後事業を推進する中でその確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、在宅介護サービスセンターの全市的な整備につきましては、高齢者の絶対数、現在のデイサービスの利用者数、そして利用意向等を勘案しながら、既存施設の配置バランスを見て、全市的にどう介護需要をカバーできるかという観点で配置してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

次に、憩いの家でございますが、高齢者の方々が集う場につきましては、身近な地域ではまちの集会所、地区では地区市民センターや学校開放施設、ブロック単位では老人福祉センターがございます。これらについて、集いの規模や目的に応じてご活用をいただきたいと考えております。

ご提案の個人の家を借りたりして高齢者が集うことについての財政的な支援につきましては、以前、光熱水費や活動費を老人クラブに助成しておりましたが、平成元年度からは幅広く活用できるよう、社会参加活動育成事業費補助金に名称を変更して支給いたしております。さきにも老人保健

福祉計画の積極的な取り組みをご指摘いただいておりますとおり、当面、要援護老人対策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。ご指摘の助成については、現行の助成制度や実態などを含めてもう少し研究させていただきたいと存じます。

最後に、計画の実施や計画見直しに住民参加型でというご指摘でございますが、住民参加にはさまざまな方法がございます。ご承知のとおり、策定に当たりましては、懇話会を組織いたしました。また、計画を公表した後には、さまざまな団体から計画内容についての勉強会等の要請もいただき、この中でさまざまなご意見をいただいております。また、計画を実施していくに当たりましては、仮称でございますが、在宅介護サービスセンターの運営について、地区社会福祉協議会や地区のボランティアの方々、利用者の方々などから成る運営協議会を設置し、その運営を行ってまいりたいと考えております。これらのご意見を踏まえながら、今後取り組んでまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 旧北部公民館の跡地と現在の北消防署の用地一体活用によります、北部防災教育センター及び北消防署の改築整備についてお答えを申し上げたいと思います。

議員からただいまご発言ございましたように、長年計画を練ってまいりまして、前面の国道1号の拡幅のためのセットバック等のかかわりもございまして、施設計画について随分日にちを要して、今日、平成6年、本年度ようやくと実施設計の運びとなっておるところでございます。この防災教育センターの建設につきましては、平成7年、8年と2年間の建設事業期間で建設をしてまいりたい。およそ全体では1,500m²を若干切る程度の建物になります。特に防災教育センター部分でございますが、2階に防災教育のためのホールを、およそ200m²弱のものをとります。1階には100m²

程度のいわゆる展示室と呼ぶようなものをつくるわけでございますが、の中には今、議員ご指摘のような、埼玉のように大がかりなものをということにはなり得ないわけでございますが、およそ今、検討いたしておりましては、当然ながら防災に関するインフォメーションの部分、それから予防、防止、あるいは被害の軽減、回避、最後には、災害そのものを広く知るということの四つのゾーンに分けてセットをしていってはどうかというふうに考えております。煙体験、あるいは消火体験といったようなものは、実地に参加いただけるようなものにしていきたい。

なお、地震体験についてのコーナーの設置でございますが、地震体験コーナーの設置をこの中にということに相なりますと、スペースの関係でどうしても無理が生じております。したがいまして、当面は全市的な面も考慮いたしまして、できればいわゆる起震機を搭載した車で、こういったものを、常駐場所を当面北に持つということで対応を考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、センターの運営管理及び職員の配置でございますが、当然のことながら、それ全体の建物といたしましては、消防署と一体でございますので、建物の維持管理と中の運用管理については、十分に機能できるような職員配置を考えてまいりたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 2点の方から、答弁に基づいて少しお話を申し上げたいんですが、全市的な展開で起震車を購入して、とりあえず北に置く、これもう大変結構なことでございまして、今、県に1台だけしかございませんから、四日市、申し上げたような防災に強いまちづくり、そしてその思想を全市民に普及していくという意味で、本当に体験ができるこの起震車、ぜひ購入を早くしていただき、北部防災教育センターに据えていただく。そして特に答えていただきましたけれども、全市に、例えば、将来構想と

しては、南部、西部にまた防災教育センターを展開していくという、将来構想を持っておみえになるわけですから、そういうところに回っていっていただく。しかも、学校教育との関連で言いましても、今、小学校4年生の方が中消防署に社会見学を行っているわけですね。北部地域に新しい北消防署と防災教育センターができますと、北部の子供たちはこちらへ来て新しい施設を体験もしてもらう。そのときに起震車にも乗ってもらうということもできますし、また中消防署にも出かけることができる。こういう点で非常に歓迎すべきことですので、ぜひ来年度の予算で購入をお願いをしたいし、また、そういうことをコーディネートして研修や、また、見学を受け入れる職員の配置という点からも、私は必要になってくるという点で、職員の配置、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

時間がございませんので、第1点目ですが、市長から決意を聞きました。ぜひその方向で国に財政の裏づけや、さらに補助率を引き上げていただくという点で頑張って交渉していただきたいと思います。

同時に、四日市市としましても、市政の重点を市民の福祉重視型に大きく切りかえていただきたい。私の前の議員の答弁にも、福祉は充実してきたとおっしゃいましたけれども、ともすると大企業優遇の開発が目立ちます。そのことと裏腹に、市民の暮らし、福祉や生活環境が犠牲にされかねない事態も起こっておりますから、そういうことのないように、やはりそういう基本姿勢を貫いていただきたい。特に高齢者の方々が体が不自由になつたら、いつでも、どこでも、だれでも福祉サービスを受ける、これが計画の精神でございますから、その施策を市の公的責任と財政を明確にして、年度ごとの目標も明らかにしていただいて、真正面から取り組んでいただきたいと思います。

保健福祉部には幾つかの問題提起を申し上げました。ぜひ真剣に受けとめ、具体化を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

去る8月24日、私ども市議団は、市長に対し、骨粗しょう症の予防のための骨密度測定と、健康保険法改悪による入院給付金、給食費有料化に伴う、乳幼児、老人、障害者、母子の医療無料化存続についての申し入れを行いました。きょうは、この問題についてお尋ねをしたいと思います。

私たちの骨は18歳ぐらいまでに形成され、しっかりした骨になるのは20歳から30歳代です。このころが最大骨量になるそうです。最大骨量は40代まではほぼ維持されますが、閉経を迎えるとぐんと減少します。女性は、妊娠、出産のために早くから骨の中にカルシウムを蓄えておく必要があります。それが閉経によって、骨を保護する大役を果たしていた女性ホルモンの分泌がとまり、骨量が急激に減少するそうでございます。先日もある新聞を見ていましたら、愛知医科大学の先生が、骨粗しょう症について次のようなご意見を発表されておりました。それは70歳の女性○さんは、ある朝、家の中で転倒し、起きれなくなり、近くの病院に運ばれ、レントゲン検査をした結果、左大腿骨の頸部骨折とわかり、別の大病院に転送され、そこで検査の結果、年齢の平均値より骨塩量、骨密度とか骨量とも言いますが、これが低く、これらの所見から大腿骨頸部骨折は、骨粗しょう症によるものと診断されました。骨粗しょう症になると、大腿骨頸部の骨密度は、腰椎と同様に低下し、転んだりちょっとしたことで簡単に骨折してしまいます。

数年前の我が国の調査でも、年間約5万3,000件の発生を見ています。この大腿骨頸部骨折は、治療がうまくいかないと寝たきりになってしまうことが多いのです。現在、寝たきり患者は約70万人と言われており、その約2割が大腿骨頸部骨折によるものです。第1位の脳卒中など、脳血管障害によるもの約7割に次いで、第2位となっています。寝たきりになると医療費がかさむだけでなく、老人性痴呆症にもつながり、家族への影響も大変です。骨粗しょう症は、年を重ねると老化が進み、骨密度が減り、骨が溶けてもろくなる病気で、特に閉経後の女性に多く、腓骨に起こりやすく、背が低くなったり、腰が曲がったり、腰痛を訴えたりします。このような症状がなくても、骨密度が平均より減ってくると、いつ大腿骨頸部骨折が起きるかもしれません。腰痛などのある高齢者や閉経後の女性は、腓骨のレントゲン検査や骨密度の測定をお勧めするとおっしゃっております。私自身も、わずか二、三cmの段差のところで二度も骨折した経験を持っています。知人のお母さんもこたつの布団にけつますき、手を骨折されたそうです。今後ますます高齢化が進む中、お年寄りが生き生きと生活できる社会をつくるためにも、寝たきり予備軍をなくす予防対策を、積極的に取り込むことが大切ではないかと思います。厚生省では、94年度から、6億2,700万の予算で骨粗しょう症健診事業を行うことにしています。低骨密度の早期発見が予防のかなめと位置づけて、18歳から39歳までの女性を対象にモデル的に健診を行うものです。既に、一部の自治体では実施しているところもあります。東京都中野区では、骨密度の測定器を購入し、35歳以上の区民に無料で健診をしています。板橋区でも1年前から実施しており、兵庫県養父町では、開業医と協力して検査をし、3割に骨粗しょう症の疑いがあるという結果を得たそうです。四日市市でも、ぜひ、乳がん、子宮がん、骨密度測定と3点セットで健診をしていただきたいと思いますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

2番目は、骨粗しょう症にとって、何といっても早期発見、早期治療が

必要です。三重県でも国の骨粗しょう症健診事業の補助を受け、1,650万円の予算で健診車「さわやか号」に測定器を載せ、健診をすることです。四日市市でも、寝たきりゼロ作戦事業の一環として、保健センターはもちろんのこと、市立病院にも、さらに今度新しくつくられる健康増進センターの中にも、骨密度測定器を導入していただきたいと思いますが、いかがですか、お尋ねさせていただきます。

次に、入院給食費有料化に伴う乳幼児、母子、障害者、老人の医療費無料化についてでございます。

入院給食を保険給付の対象から、入院時食事療養費にかえ、10月1日から1日600円、96年10月からは800円を患者に負担させる、健康保険制度の改悪がなされました。入院時の給食給付を治療の一環として当然のものとした、1922年の健康保険制度創立以来の土台を覆す重大な改悪です。しかも、この法案の審議は、衆議院では7時間20分、参議院では5時間というまともな審議なしの異常なやり方で強行されました。91年4月には、お年寄りの医療を値上げする老人保健法が改悪され、外来月900円、入院1日600円、92年3月には、健康保険への国庫負担率の引き下げ16.4%から13%へ、92年6月には、病院を特定機能病院と療養型病床群に区分けして差別医療を全階層に広げる医療法の改悪、それに今回の入院給付を患者負担にする健康保険法の改悪、次から次へと制度の改悪がなされ、市民にとって重い負担になっております。とりわけ、これまで行ってきた乳幼児を初めとする障害者や母子、老人など、医療費助成措置の対象の方々にとっては、耐えがたい負担増になります。

東京都では、8月10日に、乳幼児、身障者、一人親家庭、難病患者、公害患者などの医療費無料化制度については、入院給食費の自己負担分を助成して無料化を継続することを決めました。また、お隣、愛知県でも、対象者は社会的弱者であり、新たな負担増はきついということで、これまでの医療費の助成をしてきた社会的弱者層に対しては、食費負担増も全額給

付の医療の無料化制度を継続させることにしました。岐阜県や名古屋市、大阪府や大阪市、愛知県の扶桑町など、多くの自治体が助成の方向に進んでおります。ぜひ、県下でも最大の四日市市が率先して、この社会的弱者の方々に対しての思いやりの心を示していただきたいと思いますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

次に、乳幼児医療費助成の対象年齢の引き上げと、現物支給に対するその後の進捗状況についてでございます。

3月議会で、3歳児まで医療費助成措置を引き上げること、受診時における窓口払いの必要のない、現物支給方式に改善されるように質問をさせていただきましたが、時間が足らず中途半端に終わりましたので、再度お尋ねしたいと思います。

一つには、3月議会の答弁の中で、3歳児までの年齢引き上げについては、市長会を通じて強く要望していくと言われましたが、その後どのように要望していただいたかをお聞かせください。きのうも質問がありましたら、私も同じようなことをよく聞かれます。若いお母さん方は、給料前になると、子供が病気になるのを非常に心配してみえます。他市のように窓口で払わなくてもよいようにならないものかと、いつも相談にみえる方があります。また、お年寄りの方々は、68歳、69歳の方々が、センターまで申請書を出しに行かなければならぬのも大変でございます。他市でできることがどうして四日市市でできないのか。医師会や県へどのように交渉されているか、お聞かせください。

第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。3点ございましたが、2点目、3点目は、さきの答弁と重複するところもあるうかと思いますので、ご容赦願いたいと思います。

まず、骨粗しょう症の健診についてお答えいたします。

ご指摘のように、今年度の政府予算においても、モデル事業として市町村が、実施主体である婦人の健康診査事業の一環として、骨粗しょう症健診が追加されました。高齢者ほど骨の密度が低下してもらくなる。骨粗しょう症の割合が増し、それに伴い骨折の危険は増すわけでございますが、平成4年度の国民生活基礎調査によりますと、寝たきりの原因を占める骨折の割合は9%であり、増加傾向にございます。骨粗しょう症の予防は、カルシウムの摂取や運動、紫外線に当たるなど、日常生活のあり方が基本であると言われており、保健行政におきましても、健康教育や相談などを通じて啓発に努めておるところでございます。骨粗しょう症健診につきましては、測定結果を提供することにより、日常生活の改善を個々人に意識づける有効な手段であると考えております。今後、当健診の実施につきましては、検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二つ目の、入院給食費の一部負担導入についてお答えいたします。

既にご承知のとおり、食費は、入院あるいは在宅にかかわらず、公平に負担すべきことや、付き添い看護の解消及び在宅医療の推進などを一体的に実施し、質の向上や選択の拡大を図ることを目的とした健康保険法等の一部改正が行われました。これにより本年10月から、入院時食事療養費が創設され、入院時の食事の費用の一部負担などが、どの医療保険制度でも同じ定額負担となります。負担額は、平成8年9月までは、一般で1日600円でございます。したがいまして、この600円の患者負担は、各種医療助成制度の給付対象外となり、ご要望の乳幼児、母子、障害者、老人の入院時の給食一部負担を、現行の制度では助成できなくなります。本制度は、県の補助制度でございますので、さきにも申し上げたかと思いますが、県へ強く働きかけるとともに、その動向を見きわめつつ対処をしてまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成対象年齢引き上げについてでございますが、その後の進捗状況につきましては、3歳未満までの助成対象を拡大していただくよう、三重県知事あてに要望書を提出するとともに、機会あるごとに県の担当者にも強く要望を重ねているところでございます。

また、三重県市長会におきましても要望を行ってまいりました。今後とも、県制度での実施に向けて関係機関へ機会あるごとに働きかけてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

なお、医療費の現物給付制度につきましては、県下の医療機関や診査機関等が一斉に実施することが前提となっております。しかし、いずれにいたしましても、手続の簡素化に向け改善の努力をいたしてまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 水野和子君。

○水野和子君 ご答弁いただいたわけですが、今議会は、保健福祉部長の出番がたくさんあって、大変お疲れになっていて答弁も悪くなつたんじやないかと、このように思っております。何らいい答弁はなかつたように思うんですけども、県が1,650万円予算つけたわけですね。それで県にも聞いてみました。四日市へも来るのかと聞いたら、もうこの10月の何日でしたかに、11月の18日から稼働するそうですけれども、四日市は来る機会がないそうです。それまで、来年まで健診もしないで、四日市の市民をそのままほつといつてもいいんですか。トータル的、トータル的とおっしゃいますけれども、寝たきり老人をつくるということは、保健福祉部にとってトータル的に得なことでしょうか。私は、予防体制をして、そして寝たきり老人を少なくすることこそが、保健福祉部にとっていいことであり、また、四日市にとってもいいことではないかと思います。いつ購入されて、そのご予定はあるのだと思うんですけども、もう一度その点もお聞かせ願いたいと思います。

入院給付の問題につきまして、近隣の市町村では、社会的弱者に対して

温かい思いやりをもって助成をしていくというふうなことを言っておられるんですけれども、心の通う四日市と言いながら、全く県がしなかったらしない、県の問題だというふうなご答弁です。県は県で、事業主体が市町村だから、その市町村の動向を見ながらやっていくと、このように検討していくと言っています。やっぱりもっともっと県に強く言うとともに、四日市でするという姿勢がなかったら、県でも見ているんじゃないでしょうか。やっぱり四日市はしたいんだ、そんな気持ちをもっともっと伝えてほしいと思います。

民間の病院でも、骨密度測定器は入れておるんです。しかし、四日市ではそれを把握していないんですね。民間の医療機関でもいいから、市が助成して、そこで健診してもらうようにしたらいかがですか。そんなに高くないもんでしょう。病院の方に聞きますと、1,000万円そこそこの器具だと言われます。100億円のドームができるところで、1,000万円そこそこの、寝たきり老人のゼロ作戦と言われるんだったら、そのぐらいの金額は何も惜しくないと思うんです。ぜひとももう一度ご答弁をいただきたいと思います。

乳幼児の問題にしてもそうです。私はあえて一つずつはお聞きしませんけれども、気持ちがなかったら通じないわけです。医師会の手数料とか、そんな問題もあると思います。しかし、本当にお母さんたち、窓口で一々お金を払わなくてはならないという、その気持ちが、高額をとっていらっしゃる皆さんにはわからないかと思います。給料前に子供が熱を出した。お医者さんに行きたい。しかし、1,000円もお金がないという方があります。現実にあるんです。そういう方たちが、窓口で払わなくても子供をお医者さんに診てもらえる。そんなんでしたらすぐにでも連れていくでしょう。今は壳薬がいっぱい各家庭にはあります。その壳薬を飲ませて、一時のぎにその場をおさめる、そんなご家庭がたくさんあります。もう少し心のある答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 第1点目の骨粗しょう症の健診でございますけれども、先ほどご答弁申し上げたように、検討してまいりというところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

2番目、3番目の点につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。努力してまいります。

○議長（伊藤雅敏君） 水野和子君。

○水野和子君 もう私も言い尽くしましたんでるは申し上げませんけれども、しかし、そんな答弁で皆さん納得されるんでしょうか。私どもが一生懸命、つたない言葉でこの議場で質問をさせていただくのに、徹夜で原稿を書いていられる方もたくさんあると思うんです。そういう気持ちに対して、皆さん方は、時間中に打ち合わせをしていらっしゃるそうでございます。勉強会というのをされるそうです。市長さんを初めとする部長さんは、その勉強会で、どんな答弁をするのか原稿を書いておられるそうです。だからその場にいらっしゃいます皆さんは、全部ご存じの答弁だと思うんですね。それでよしとされる理事者側の方々の、私は何と誠意のことかと思います。ぜひとも今後、皆さんが今度は福祉の問題で質問されたわけですけれども、皆さんが福祉の問題で質問をしなければならないほど、福祉がお粗末だということだと私は思います。一番の責任者である市長さんに、やはりご答弁、福祉に対する本当の気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 昨日も森議員の関連質問、きょうですか、日にちを間違えて申しわけないですが、お答えをしたとおりでございまして、一つ一つ具体的に私が今、この場でお答えをするだけの材料は持っておりますが、福祉というものの重要性というのは十分、私自身としては考えておりますので、今後前向きに取り組んでまいりということをお約束をいた

しまして、答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 水野和子君。

○水野和子君 ありがとうございました。今後、十分福祉の心を持ってやっていくという市長さんのご答弁を信じまして、私の質問を終わらせていただくわけでございますけれども、かりそめにも社会的弱者の方々、毎日のようにそういう方々のことを思っていただきますようにお願いいたしまして、終わらせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今、水野和子議員の質問に対して答弁いただいて、前向きということでございますけれども、この骨粗しょう症の問題については、きょう、きのう、突然持ち上がったもんではない。もう数年前からこの問題は取り上げられてきたと。にもかかわらず、こんな対策でいいのか。例えば、健診の努力をしていきたいということであれば、来年度からやっていきたいとか、そういう答弁をしても当然でないでしょうか。あるいは機器の購入、これについて、保健センターで早速買う、あるいは病院で早速買う、これぐらいの答弁しても当然だと思います。費用的にもそうかからないはずなんです。2億も3億もするわけじゃないし、ドームで200億も使うと、こういうことでもないわけですし、これぐらいだったらすぐ買ってその対策をとるべきだ、その回答をお願いしたいと思います。

それから、入院時の給食ですけれども、精神科のお医者さんが大変心配をされております。軽度になられた方、病院にいながら昼間働きに出てみえるわけです。ところが、給食費が有料になると、そういう方が病院から出ていく。そしてホームレスとなる。これがまさにアメリカの先進的なところで起こっている問題なんです。そういうことならば県の問題と言わずと、市が十分弱者である乳幼児、あるいはお年寄り、障害者、母子、これについて無料化を続けるべきだ。積極的に進めたらどうです。そして県

にも態度を迫る、こういうことでなければならないと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

それから、現物給付の問題、乳幼児が一体どれだけ病気にかかって、どれだけ請求されてるか、ご存じですか。わかってたら答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの骨粗しょう症の健診でございますけれども、確かにこの件につきましては、健康教育、その他の内でこれまで取り組んでまいりました。健診器具の購入ということで今、いろいろご提案、ご提示をいただいておると思うんですけれども、この件も含めて検討をしたいということで、先ほどからご答弁を申し上げておるわけでございます。

それから、2点目の入院給食の有料化に伴う件でございますけれども、先ほどご答弁申し上げたように、それから、さきの議員さんにもご答弁申し上げたとおり、県の方へ強く働きかけていく、それから、県の動向を見ながら対応をしてまいりたい、そういうことでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 私ども、初めて当選させていただいたときには、検討するというのはやらないことだというふうに教えていただいた覚えがあるわけですけれども、前向きということもありますけれども、機器の購入、健診なんてね、来年度からやろうと思えばできるんですよ。ですから、検討、検討と言わなくたって、やるとはっきり言えばいいわけですよ。

それから、病院給食の問題にしたって、これは本当に切実な問題なんですよ。これは県がやろうとやらまいと、市独自でもやる、これぐらいの決意で臨めないもんですか。市長、お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 私は、いつも国、県、市という三つの団体の役割分担ということを考えております、確かにおっしゃるように、いいことはやった方がいいと思いますけれども、今までの経験からまいりますと、四日市はやったと、県はそれを黙って見ておると。で、四日市は金持ちだからなという答弁が、県の方から返ってきております。こんな席でこんなことを申し上げたくないわけありますが、その辺をお察しの上、私の答弁にご理解をいただいておきたいというふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 時間も迫ってまいりましたので、確かに、役割分担とかいろいろ、市長としては言われるかもしれませんけれども、市民としては、やっぱり県じゃなくて最終的に頼るのは市なんです。いろいろ言われようとも、いいことはいい、やると、こういう態度でぜひ臨んでいただきたい。このことを強く要望して質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時51分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野長好君。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 本議会最後の質問者になりますけれども、少しの間、またお疲れのところおつき合い願いたいと思います。

それでは通告に従いまして、3点ほどお伺いしたいと思います。

四日市市第6次基本計画第2章、健康で心の通う福祉のまちづくり、スポーツレクリエーションについて、公共施設整備対策特別委員会に触れないように、二、三質問させていただきたいと思います。

去る7月11日、四日市体育協会の会長、副会長初め、常任理事と四日市

市議会スポーツ振興議員連盟役員との懇談会が開催されました。これは昨年9月、四日市市議会にスポーツ振興議員連盟が創立され、現在は文化も加わっておりますが、不肖私が会長を仰せつかったわけですが、その後、本市のスポーツの現状を知るため、昨年11月に第1回目の懇談会を行ったのを受け、今回は体育協会からの要望により開催されたものであります。

当日は、本市のスポーツ界の現状と問題点が体育協会の谷口理事長より提起された後、日本のスポーツ界の現状、アマチュアスポーツのあり方、選手の指導や協会運営の難しさ等種々意見交換を行い、非常に有意義なひとときを過ごしました。

その中である理事より、現在、四日市体育協会に加盟している38種目協会の中に、アーチェリーを始めかなりの数の種目協会が、満足な練習場所がなく、日々の活動ができずに困っている現状の訴えがありました。

本市は昨年、三重県県民体育大会20連覇という偉業を達成し、県下スポーツ界に今までにも増して四日市の名を高めました。また、昨年12月には都ホテルで、四日市体育協会主催による祝賀会が開催され、加藤市長初め、各位も出席され、20連覇をともに祝ったのはまだ記憶に新しいところであります。県民体育大会20連覇という偉業は、38のすべての協議種目が力を合わせてこそなし得たものであり、日ごろ練習場所もない種目協会もそれぞれ20連覇に貢献しており、これら練習場所のない種目、とりわけマイナーな競技であるために、指導者、選手、練習場所の確保等に人一倍苦労している種目を中心に、練習場所の確保を図る等スポーツ施設の整備と充実を図るべきだと考えますが、理事者のお考えをお聞かせください。

次に、本年度本市のスポーツマンが、全国大会や海外の国際大会に多数参加し、活動したことは今までにありません。6月22日はアメリカのシカゴで行われたレスリングのガデット世界選手権大会に四郷高校1年生の山口直樹君と宇野勝彦監督が、7月7日にはギリシャのマラトンで開かれたヨットのワールドユースセーリング・チャンピオンシップ94に海星高校

3年生の鈴木国央君がそれぞれ日本の代表として出場したのを初め、7月、東京での全日本家庭婦人バレーボール大会、いわゆるママさんバレーの大会に小山田ママさんバレーチーム16名が、続いて8月には第14回全日本バレーボール小学生大会女子の部に四郷バレー少年団12名が参加し、北海道で行われた全国中学校選抜体育大会には朝明中学のハンドボール男子チームを初め、桜中学の女子バスケットボール、大池中学校の男子柔道、その他剣道、水泳等に多数の選手が参加したほか、全国中学テニス選手権大会や全日本軟式卓球選手権大会に、また、第76回全国高等学校野球選手権大会に海星高校が出場、9月3日から愛知県で開催されましたわかしゃち国体夏季大会に本市から28名が参加する等、枚挙にいとまのない現状であります。また、わかしゃち国体では、4名ほどの入賞者が出了と聞いております。本市のスポーツレベルアップの証明にはかならず、選手や指導者の日ごろのご努力に敬意をあらわすと同時に、スポーツにかかわる者として同慶にたえないところであります。

しかし、ここで考えなければならないことは、参加する選手たちの自己負担の問題であります。無論、日本代表、県代表となれば、それぞれ国や県、あるいは日本体育協会や各種競技団体が派遣費用を負担することが建前となっておりますが、遠征費用のかなりの部分が実質的に選手個人の負担となっていることは、競技スポーツにかかわる者の間では周知の事実であり、参加する選手や指導者の悩みもここにあります。

現在、全国大会に出場する選手等に対し、当市から激励費が支給されていますが、金額が少ない上に頭打ちになっており、参加費の3分の1が補助で、2万円が上限となっております。また、この数字はここ10年近く変わらず、据え置かれたままとなっております。例えば、3年前に陶魂クラブという萬古関係の野球チームが北海道で開催された全国大会に出場したときに、飛行機代だけでも1人10万円要るのに、上限の1人2万円しか補助されませんでした。宿泊等計算すると、1人10万円以上の自己負担にな

ります。いわんや海外の大会については規定すらないので、補助金ゼロという現状でございます。

このようにスポーツ大会への参加に対する激励費について、基準が相当古い上に、規定のつくられた当時は海外の国際大会等への参加を想定していない等、今の実態にそぐわない面が見られますが、全国大会あるいは海外の国際大会の参加に対する激励金について、今後見直しを図られるのかどうか、お聞かせください。第6次基本計画にも、姉妹都市、友好都市を中心に、スポーツを通じての国際交流を推進するとあります。ぜひ前向きなご答弁を期待しております。

また、スポーツの振興に対し、一部特定のスポーツのみに応援団を派遣する等、本市のスポーツに対する考え方不公平感を抱くものは、スポーツ関係者にも多くあります。選手にとっては、応援が多ければ心強くなり、ますますファイトがわき、うれしいことでございます。草野球、ママさんバレー等のマイナー競技も平等に扱っていただきたいと思いますが、その点につきましても心ある答弁を期待しております。

2番目に、特別土地保有税についてお伺いします。

特別土地保有税は、土地についての投機的抑制を主たる目的としつつ、良好な土地の提供促進並びに土地の有効利用の促進に配意するとの基本的な視点から、昭和48年に創設され、国税における土地譲渡益に対する重課制度とあわせて総合的な土地政策の一端を担う政策税制でありますことは、皆さん存分にご承知のとおりでございます。

少しこの特別土地保有税の中身について触れてみると、まず、保有分については、昭和44年1月1日以降に取得した土地の場合は5,000m²以上、それから昭和61年1月1日からは1,000m²以上の所有者が対象となっております。また、市街化区域の土地にあっては330m²以上の小規模な土地にも課税されます。名古屋市の場合は200m²以上が対象となっております。

次に、取得分について申し上げると、昭和48年7月1日以降に取得した

場合は5,000m²以上、平成3年4月1日以降の取得については1,000m²以上が課税の対象となっております。この特別土地保有税の創設の目的が目的であるために、有効利用が図られていない土地については固定資産税と比べて非常に高い税を払わなければならない。すなわち税率は、取得価額の100分の1.4が保有分、100分の3が取得分、ここから経費として、保有分は固定資産税、取得分については不動産取得税相当額が控除されますが、いずれにしても、土地を買ってすぐに家を建てるとか有効利用を図らなければ、非常に高い税を負担しなければならない。

私は、土地の取引を含め、また市民からいろいろな土地問題について相談を受けることが多い中で、税を含め、土地行政については幾分認識しております。

ところで、最近一市民から、特別土地保有税の申告について相談を受け、感じたことを一言申し上げますと、申告の書き方、また添付書類が細かく、多量である。必要でない書類まで担当課は執拗なまでに求めてくるということでございます。この点についてお伺いいたします。

事務手続の簡素化、迅速化については、今までにも何度か市当局に要望しておるところでございます。私も、3月定例会に、開発許可に関する事務手続の迅速化について質問させていただいたところ、市長はできるだけ速いスピードで許可ができるように、開発審査会との横断的な庁内調整組織をより一層活用して、その迅速化に努めたいとご答弁をいただいているにもかかわらず、これを遵守せず、担当課が調査してわかっていることについても、すなわち、特別土地保有税が対象外である、例えば店舗、事務所、倉庫等の建物の敷地または2,000m²の土地を開発許可をとり、1区画大体200m²に分割し、分譲し、開発事業を続行中に数区画売れ残っている場合でも多数の添付書類をつけて申請せよと言ってきます。例えば、開発行為許可申請書の写し、建築確認申請書の写し、土地売買契約書の写し等を要求されますが、これらの書類はそれぞれの担当課に提出済みなどで、

そちらで求めればよいので、各課の横の連絡がなさ過ぎると思います。また、土地の売買契約書はプライバシーの侵害になるのではないか。また、これにかわるものとして、土地登記簿の謄本でよいのではないか。

いずれにしましても、これらの書類の作成の経費はすべて土地の値段の中に含まれ、最終的には取得者の負担になる。結果として、行政側が土地の価格を引き上げているのであります。

それからもう一つ、申請書から提出された書類は、仕事が終った後はどうするのか。多分用済みになった書類は、ごみとして処分すると思います。今、ごみの減量化を市として一生懸命取り組んでおる中で、率先して減量化を実施しなければなりません。市全体がごみを増やして市民に指導ができるのか、この辺のところからも考えていただきたいと思います。

今年も1,400件の申請者があり、数名の職員が作業を行っていました。事務の簡素化、迅速化は行政の側から見直すのはもちろんであるが、あくまでも市民の立場に立って事務の合理化を図ることが本来の市民へのサービスであると考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、ミニ保有税でございますが、これは昭和57年4月1日から平成5年12月31日の間に市街化区域内において330m²以上取得した後、未利用のまま保有していると、2年後から10年間課税されるものであります。三重県下では四日市市と桑名市が課税市となっております。これは、三大都市圏の特定市ということで課税されます。ところが、札幌、仙台、広島、北九州、近くでは岐阜市が課税対象外になっております。

平成6年の法改正により、先ほど申し上げましたように、平成5年12月31日までに取得した土地が対象ですが、未利用ですと、取得2年後より10年間課税対象となります。今年1月1日以降取得し、未利用であっても課税されないということで、少し不公平であります。現在対象になっている土地はすべて課税しないことを国に働きかけてはいかがでしょうか。

また、市や三重県が誘致した企業が多数ありますが、そういう企業の中

で、将来工場拡張のため残してある土地にも特別保有税を課税しております。課税するのはこの税の目的上やむを得ないと思いますが、現在、四日市港管理組合で企業より遊休地を借り、テトラポット等をつくっております。こういう土地は、当然免除措置が適用されます。このような制度を利用して、保有税対象の遊休土地を市が借りて、子供広場とかゲートボール場とか、その他いろいろ地域住民のための公共広場としてぜひ開放していただくよう、市当局においても働きかけてほしいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

また、市民からいろいろ相談を受ける中で、なぜあの法人が保有税を逃れているのか。税金を払っていないのに、我々のような個人には役所は強いのか。あの法人が払わないのなら私も払う気がないと言われました。私の調べた結果でも二、三の悪質な税金逃れのものがおりました。あえて名前は控えさせていただきますが、こういう悪質的なものには徹底して調査し、申告納税を図るように、何といっても、税の負担は公平が原則であります。さらに公平課税に努めるよう強く要望します。今後どのように対策するのか、お聞かせください。

3番目の廃棄物有効利用について。

廃棄物、中でも焼却灰の有効利用についてお尋ねいたします。

全国的にごみ処理が大きな問題となっている中で、平成3年10月25日、再生資源の利用促進に関する法律、通称リサイクル法が施行されました。この法律の施行以来、国民の間にはリサイクル社会を構築しようとの機運が一層盛り上がり、地方自治体を中心に再資源化が可能なものの分別回収や有効利用、そして産業界でも廃棄物の有効利用のための技術開発が数多く進んでおります。

そこで私は、この技術開発の中から、下水汚泥やごみの焼却灰を固化、無害化してブロックなどの2次製品に加工する焼却灰固化技術について紹介し、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

私は先日、焼却灰を埋めるのではなく、有効活用している自治体があると聞き、香川県津田町へ行ってまいりました。津田町は、人口8,800人の小さな町です。ここでは、今年2月に完成したばかりのごみ処理施設の焼却灰をブロックなどに加工して使い、廃棄物固化プラントが稼働していました。

このプラントには、異物を取り除いた焼却灰と特殊な硬化剤にさらにセメントを加え、強力なマラーによって灰をすりつぶし、硬化剤を細部まで均等に浸透させるミキサーによってませ合わせ、2次製品を製造する仕組みとなっており、ミキサーの洗浄水もリサイクルが行われておりました。

この硬化剤の第1の特徴は、対象物を包み込んで硬化するのではなく、私にはよくわかりませんが、焼却灰の中の各種元素に直接作用して、いろいろな形の化学結合をして硬化するということです。したがって、ブロックなどの2次製品にしてから有害な金属が灰の中に含まれていたとしても、化学結合で安定な状況になり、溶出することもないとのことでございます。また、製品は、酸、アルカリ、紫外線などで浸食されることもなく、耐水性に富んだものができます。

2番目の特徴は、加工性が高いということです。焼却灰を初め、家畜のふん、ヘドロ、プラスチック、瓶、缶など原料にするものの範囲が広い上、簡単にブロック、れんがやU字溝、平板、路盤などに加工することができます。

同町では、1日約1tもの焼却灰にセメント200g、硬化剤18ℓを加えて処理し、つくられたブロックなどは土どめなどにして公共土木工事に利用しております。産業廃棄物や一般廃棄物を含め、最終処分場、すなわち、埋立処分場の処理、処分能力に限界があると指摘され、また、限られた資源を有効に使っていく視点からも、私はこのシステムが本市でも十分活用できるのではないかと感じました。

ただ、このようなシステムは、技術的には可能であるが、できた製品を

どうするかということがいつも問題になります。津田町では土どめなどに使っておりましたが、本市では今後ドーム建設などの大型工事があり、通常的に道路や公園整備、学校施設整備などが行われます。公共事業だけでもブロックやれんが、U字溝等の使用量は膨大なものですが、その一部でも代替できるのではないかと考えます。

私は、津田町へ行った帰りに、岡山県総社市にあるこの硬化剤を製造している会社にも寄ってまいりました。先ほども申し上げましたが、原料にするものの範囲が広いため、研究室には、焼却灰を固めたもの、ヘドロを固めたもの、プラスチックごみを入れて固めたもの、中にはし尿を固めたものまでありました。また、焼却灰を固めたそのものの中に、本市の下水道汚泥焼却灰を原料としたサンプルがあり、認識を新たにいたしました。

さらに、実験室で耐熱テストを行っておりましたが、長さ30cm、厚さ5cm程度の平板の一方にバーナーを当てて焼いているところの片方の縁に私は手を触れてみましたが、全然熱が伝わってきません。説明では、耐熱性の上に断熱性にもすぐれているとのことでした。そして実際の施工例として、建設省北陸地方建設局の三国川ダムの修景工事や、岡山県大和町の公園遊歩道工事などに使われている現状を写真にて説明を受けました。

こうした焼却灰などの廃棄物の有効利用については、本年初めの議会閉会中の建設委員会で下水汚泥の有効利用についてをテーマに調査研究を行ったと聞いています。先日のドーム建設にかかる議員説明会の席でも、水野幹郎議員、毛利議員から、廃棄物を利用したタイルをドームの周りに敷き詰めたらとの意見が出されました。私も全く同感でございます。

本市では、ごみ焼却灰や下水汚泥焼却灰を埋立処分しております。下水汚泥焼却灰の一部は、地域地場産業育成支援事業の一つとして、地場産業振興センターで焼却灰導入タイルに開発され、先般オープンしました茶室などで使用されておりますが、まだまだ量的には少ないものでございます。私が紹介しました廃棄物固化技術は新しい技術で、製品価格は少々高

くつくかもしませんが、長期的に埋立処分場の延命にもつながります。応用範囲が大変広いので、製造の方は下水道部、環境部などの部局で、使用の方は建設関係部局と全庁的な取り組みがあれば十分に実現でき、特にドーム工事に連づけて使用できれば、環境に視点を置いた工事として大きな特徴の一つにもなり得ると考えますが、いかがでしょうか。

以上をもって1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました、本市のスポーツ、レクリエーションに関するご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

四日市の体育協会や、あるいはレクリエーション協会、さらにはスポーツ少年団や、あるいは体育指導員等の多くの方々の平素のご努力によりまして、先ほどご発言がございましたように、県内でもトップクラスのご活躍をいただいておりますことに、この席をおかりして感謝を申し上げる次第でございます。

特に、体育協会におかれましては、県民体育大会で実施されております42種目のうち、馬術だけを除いた残りの41種目にご参加をいただきまして、県体総合優勝20年連続という、まさに偉業を達成されました。このことは本市にとりましても大変名誉あることでございまして、こうした成績が得られたということも、ご指摘がございましたように、すべての種目協会が総力を結集された上での成果であることに対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

ご提言がございました、現在練習場所のない種目、あるいはマイナーな競技に対する施設につきましては、例えばスキー、スケート、あるいは漕艇といったような種目につきましては、地理的あるいは物理的に困難なものもございますし、射撃あるいはアーチェリーのように危険性が高いもの

等もございまして、いろいろと設備もそれに付随して困難をきわめているものもあるわけでございます。

しかし、整備可能な施設につきましては、これも単に市独自で考えるのではなく、広く県、あるいは北勢といった、そういうた周辺の市町村といったようなものも視野の中に入れながら、これらの施設の整備計画等を今後検討して、実現に向けて努力していきたいというふうにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、スポーツの全国大会や、あるいは海外の国際大会に参加する選手の皆さんの自己負担の問題でございますが、こういった種類の大会になりますと、主催者側とか、あるいは各種団体協会サイドで費用を負担することになっているというのが原則的ではございますが、中には選手に対して自己負担が求められる、そういう大会もあるように伺っております。

市といたしましては、昭和55年4月に定めましたスポーツ奨励金交付基準によりまして、全国大会や県民大会等に参加する際の旅費とか宿泊費の一部を援助しておるところでございますが、昭和60年4月に交付対象の拡大とか補助率の引き上げ、あるいは交付限度額の拡大等の一部改正を行ったところでございます。

その主なものとして、交付対象の中に、参加選手だけでなしに、監督、引率者も含めたことであるとか、あるいは全国大会の場合の補助率を2分の1から3分の2にしたこと、これには先ほどご発言ございました、あるいは国体出場の際の交付金を1,000円アップしたことなどでございます。

しかしながら、今日の状況について考えますと、本市の競技選手のレベルも向上していることもございまして、60年当時とは事情も変わってまいりまして、国際大会に参加する選手が多く出てきたこと等、あるいは各種大会の規模、あるいは範囲も拡大してきておるといったようなこともあります。そういうような事情がございますので、この際、他市の例とか、あるいは文化活動に対する奨励金等とのバランスも勘案しながら、この交

付金制度については再検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、国際大会についてのご質問がございましたが、これは先般の国際交流のご質問の中でもございましたように、今後こういった国際交流は大切かと存じますので、そういうた姉妹都市、あるいは友好都市とのいろいろな提携における交流の話の際に、国情も違い、事情も違うので難しい問題はあるかと思いますが、こういったスポーツの交流についても、私どもも積極的に建議をしていきたいというふうに思っております。

また、全国大会等へ出場する際の応援の点につきましては、開かれます競技種目それぞれに歴史あるいは社会的な伝統とか、そういったような事情が介在しておるところでございます。また、そのほかにも、そういうたスポーツを観戦する人々の関心の度合い、あるいはその競技の施設等もございまして、なかなか複雑なものがございますが、今後ともにすべての競技が気持ちよく、また皆の応援のもとで行えるようになる状況につきましては、今後も十分に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） 第2点目にご質問いただきました特別土地保有税についてお答え申し上げます。

特別土地保有税の免除申請の手続をもっと簡素化すべきではないかというご指摘をいただいたわけでございますが、税務の事務は、固定資産税を始めといたしまして、近年ますます複雑多様化しておりますが、事務量も増大する傾向にございますところから、私どもといたしましては、絶えず事務の見直しを行い、改善していく姿勢が必要であると考えております。帳票類の整理であるとか簡素化、あるいはコンピューターによるオンラインシステムを導入する等の措置を行いまして、これに努めていると

ころでございます。

そうした中でも、納税者の方々には、制度上どうしても一定の書類手続を求めなければならないという点がございます。特にこの特別土地保有税につきましては、固定資産税のような賦課課税方式とは異なりまして、宇野議員からも説明がございましたとおり、申告納税方式というのをとっている、そういうところにこの税の特性がございます。すなわち、納税者がみずから申告をして税を納め、また申請をすることによって非課税措置とか税の免除、こういう特例を受けるという性格の税でございます。

これはどうしてこういう申告納税方式をとっているかといいますと、この税の課税標準が土地の取得価格になっておりまして、そういう土地の取得価格などは、納税義務者である土地の所有者であるとか、取得者が一番よく承知しているという点から、この税につきましては申告納税の方法によることが最適であるという考えに基づきまして、こういう方式がとられているというふうに解説されております。

さらに、この特別土地保有税は、ご指摘があったとおり、特に昭和40年代半ばから法人による土地の買い占め、これが非常に顕著になりました、こうした投機的な目的による土地の取得、これを抑制するということと同時に、既に取得されていた企業等の土地の供給を促して、その有効利用を図ることを目的として昭和48年に創設されました政策税制であるということから、土地利用に関する計画等との整合性という点についても求められているところから、免除申請等の内容によりましては、建築確認であるとか、開発許可の関係書類の写しを添付してくださいというふうに求める場合がございます。

この手続、方法などについては、自治省からの通達がございまして、さらにもう、三重県当局が定期的に検査をしたり指導をしながら、私どもとしては、そういう検査等を受けながら運用されているというところでございまして、また、申告納税方式がとられているというこの税の性格からい

きまして、ある程度は納税者の側で必要書類をそろえていただかざるを得ないという点をぜひご理解いただきたいと思います。

しかしながら、ご指摘がありましたように、土地の有効な利用状況が申請どおりにその後もずっと行われておるかどうかというような確認、これもやっていかなければいけませんが、そういう確認のとき等には、より簡素化していく、そういう努力は当然必要でございまして、租税の基本原則からも、こういう点は心がけていかなければならない大切な問題であるというふうに認識しております、申請者に現在お願いしている関係書類の写しの添付にかえてご持参いただく原本の確認のみでとどめることができないかというような点を含めまして、今後、国とか県に適正な指導を求めるながら、納税者に迷惑などをかけないように、さらに改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、この特別土地保有税の中でも、特にミニ保有税について、不公平な取り扱いになっているんじゃないかというご指摘がございました。

ご指摘のとおり、四日市市は、三重県内では桑名市とともに三大都市圏の特定市に指定されまして、このミニ保有税の対象市になっております。これは、首都圏とか近畿圏とともに、中部圏の都市整備区域内にある市が特定市として指定されているためございまして、その都市整備区域内に入っていない岐阜市であるとか、三大都市圏に含まれていない札幌、仙台、広島、北九州をおっしゃいましたが、そういう市は含まれていないということになるわけでございます。

これらの特定市では、特に土地問題が他の地域に比べて深刻である。投機的な土地取引の抑制であるとか、土地の有効利用を促していくことがより必要だというふうに認定されまして、こうした特定市における市街化区域内の土地に対しましては、課税面積が引き下げられるなど、特別土地保有税の取り扱いが強化されているということでございます。

しかし、近年は地価が比較的鎮静傾向になりまして、そういう動向を考

慮されまして、今年度の税制改正によりましては、一部課税面積の緩和が図られましたところでございまして、本年5月の臨時市議会におきまして、当該するところの市税条例の一部改正を提案させていただきまして、ご承認いただいたところでございます。

このように土地政策の一端を担う政策税制として機能しているというこの特別土地保有税の宿命から、地価の変動などを勘案しながら、随時改正とか見直しが行われております。したがって、先ほどご指摘があったように、同一の面積であっても、土地の購入年月によっては課税対象となったり、あるいはならなかったりするという場合があることをご理解いただきたいと思います。

それから、税行政の根幹であります公平で公正な課税、これにつきましては、納税者の信頼の確保を図る観点からも、最も重要な点であると考えておりますので、先ほど二、三例があるというふうに言われましたけれども、悪質な税金逃れがあるというような、そういう指摘を受けないように、今後は、例えば航空写真等を活用したりしながら、さらに課税対象の的確な把握、これに一層努めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りたいと思います。

それから最後に、この特別土地保有税が課税される遊休土地の所有者に対して、市から地域住民の公共広場等に開放するように働きかけてはどうかというご提案をいただきました。

きょうの新聞にも、愛知県の尾西市でそういう遊休地を活用して町の活性化に役立てようという、何か専門委員会をつくるというような記事がちょっと出ておりましたけれども、土地の所有者であるとか、関係地域住民の意向などを勘案しながら、調整して、できるだけそういう有効利用が図られるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第3点目のご質問、廃棄物の有効利用、中でも、ごみの焼却灰とか下水汚泥の焼却灰を建設材料として公共工事に使用するというようなことは考えられないのかというようなご質問でございます。お答えをさせていただきます。

現在、北部清掃工場から発生をしておりますごみの焼却灰は、火を消すために一たん水の中に落としますので、水分を含んだ計量となります。日量約33tございます。そしてそれを全量南部埋立処分場で処分をいたしておりますところでございます。また、下水処理場から発生する下水汚泥は、日量約25tございまして、これは専用炉で焼却をいたしますので、灰だけになるわけですが、灰量が乾燥状態で日量約2tとなり、これも埋立処分を行っておるところでございます。

最近、全国的に埋立処分場の確保が困難となってきておる状況の中で、焼却灰を溶融固化をして減量を図りました。さらには積極的に有効利用をすることにより、埋立量の削減を行っていこうという試みが種々なされつつございます。

こういった状況の中で、本市におきましても、ご指摘を賜りましたように、平成2年度から、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターが、地域産業育成支援事業として、焼却灰を混入したタイルの製品開発を進めており、この事業に対し、本市のごみの焼却灰と下水汚泥の焼却灰を提供し、試験研究が行われてきたところでございます。

試験研究の中では、ごみの焼却灰には缶などの異物が多量に混入しており、これらの除去にかなりの労力と経費を要することから、タイルの原材料としては、今回の実験の中では適さなかったのでございますが、異物混入がなく、性状の安定をしておる下水汚泥焼却灰につきましては、焼却灰を25%混入をいたしましたタイルの生産のめどがつくところまで参りました。

この試作タイルは、先ほど議員からご紹介を賜りましたように、既に市民茶室だとか、生桑町の永代寺川橋、あるいは近鉄塩浜駅前歩道、富田一色公園等々で一部使用をいたしておるところでございます。

また、現在、下水汚泥の焼却灰のより一層の有効利用に向けて、焼却灰を80%混入をいたしましたれんが、ブロック等の試作にも挑戦をいたしておるところでございます。

なお、ごみの焼却灰につきましては、転圧をいたしましたときによく締め固まるという性質を利用いたしまして、南部埋立処分場内におきまして、単に埋め立てるのではなく、ごみの飛散防止や搬入道路の整備に利用しながら埋め立てるという形での有効活用の工夫をいたしております。

しかしながら、先ほども申し述べましたように、基本的にはごみの焼却灰、あるいは下水汚泥の焼却灰は埋立処分を行っております現状から、有効利用の検討をさらに進めていかなければならないと考えておりますし、ただいまご紹介のありました津田町を始めといたします先進地の状況も十分に参考にさせていただきながら、環境部、下水道部、あるいは都市計画部、建設部等の関係部局からなる検討会を設けまして、焼却灰の有効活用の技術、そしてまた、でき上がった製品の利用技術等についての研究をしてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 宇野長好君。

○宇野長好君 ご答弁ありがとうございました。

まず第1点目のスポーツに関する質問のうち、いろいろな条件のため練習場を持たない種目の施設の設置について、今後、全県下あるいは他市町村との連携を含め検討したいとのお答えですが、練習するにも場所がない、探すことすら困難な現状であることもよく考え、単に検討とかですね、時々僕らには理解できないような言葉がよく出てくるんですけれども、やはり端的にぱっと、やりますとか、考えますじゃなくて、先ほどの水野和子議員と同じように、わかんないんです。どうも僕は答弁が理解ができま

せんもんですからね、そういう意味じゃなくて、一日も早い実現のために、具体的な調査研究を始め、行動に移ってほしいと思いますが、重ねて要望いたします。

また、先般横浜市へ視察に出向いて知ったことありますが、横浜市では、各区ごとにスポーツ相談室、トレーニング室、それに二つ以上の体育館を持つスポーツセンターを年次計画で設置しております。しかも、16あるセンターのうち、約半数はJRまたは地下鉄の駅から歩いて5分以内のところにある。他のスポーツセンターもバス停まで5分以内という、市民にとって非常に利用しやすい場所にあり、横浜とは比べものにはなりませんけれども、特定の競技団体の人たちだけではなく、一般市民が多数利用しております。本市における地区市民センターが、今後生涯学習を初めとする多様な事業に取り組んでいくためにも、例えば2階に生涯学習、1階をスポーツを初めとする多目的利用のできる施設をというような、一つの建物を二つ、三つ利用ができるような考え方をしていく必要があると考えます。また、我々40代、50代の、人生の曲がり角にある我々の年齢に合ったスポーツ施設が全然ない。このような施設整備も必要と考えます。もちろん、このような施設は、単に教育委員会のみならず、市民部、保健福祉部等の広範囲な取り組みが必要であることは言うまでもないんですが、これについて考えがございましたら、お答えいただきたいと思います。

なお、2番目の全国大会とか監督、選手の奨励金、本当に再検討を始めるということでございます。ありがとうございます。ひとつせひともやってください。

それと、国体参加選手に1,000円アップしましたというけれども、実質は4,000円になっただけだと思うんですよね、1,000円アップというと非常に高く感じるんですけども、全体的に3,000円から4,000円になったということですね、それでよろしいですね。

また、ふだんから自らの遊び時間を、余暇を利用して一生懸命練習を

やっている、例えば先ほど言いましたように、マイナーのママさんバレーとか草野球選手、去年だったですか、四日市のシニアの人たちが優勝しましたね。僕はこういう人たちのことですね、シニアの身内とか友達の応援するような感覚も、僕はそれを言いたかったんですよ、まず。同じ全国大会で、片方はバスを何十台連ねていく、片方のシニアの人たち、60、70、80代の人たちが一生懸命野球をやって、全国大会で優勝しているわけですよ。教育長知っていますか、このことは。いつ決勝戦があったかわかりますか。そういうことを僕は言いたいんですよ。

僕の言いたいのは、わあっとせいというんやなくて、こういう一生懸命健康のためにやっている人たちのスポーツにもうちょっと理解してやってほしいなと。だから例えば、そういうふうなあれを、教育長、ちょっと考えてほしいなと思うんです。今の話じゃないけども、本当にただもう通り一遍の答弁なんですよ。これちょっとこここのところ、これはぜひとも聞きたいんです。後でお願いしたいと思います。

それと2番目、税務の問題、いつの間にかだまされたような、全然わからないんですよ、はっきり言うと。

僕が言っているのは、例えばミニ開発やると、四日市市は330㎡以上は対象外なんですよ。これだれが許可するんですか、開発行為は。都市計画部なんですよ。同じ市が、都市計画部が許可して、330㎡以下です。大体200㎡で分筆するんですね、そうですね、都市計画部長おりますね。そうすると、当然開発行為出して200㎡以下なら、ミニ保有税の対象外なんですよ。台帳見ると、「対象外」と書いてある。それでなぜ契約書が必要かと僕は聞きたいんですよ。ちょっとごまかしちゃいかぬです、答弁を。

それと、私もちょうどこの話をしたら、小林議員からも相談を受けた問題で、例えば今まで駐車場にしていたんだと。会社の事務所をつくろうと思って、半分を駐車場にして会社の事務所をつくろうと思って、建築指導課へ許可申請を出したら、地元の同意がもらえないから、なかなか時間

がかかった。その間に保有税をかけるんですよ。こういう問題も、僕は指摘しているんですよ、部長。保有税がどうのこうのって、そんなもの聞かぬだって僕はわかっていますよ、はっきり言うと。答弁が全然違うんですよ。だから、先ほど後ろの方でいろいろ言われていますけれども、本当におかしい問題をとって、正論だけで話したって、違うんですよ、僕の言っていること。

僕はだからなぜ言ったかというと、名古屋は200㎡だけれども、四日市市はミニ保有税は330㎡以下は対象外なんですよ。その対象外のために、なぜ書類が要るんだろう、売買契約書が要るんですか。もうちょっと我々の言う本質を考えてほしいんですよ。おたくらの答弁は、必ず定義に書いてあるやつ言うてごまかしちゃう。全然わからないですよ、僕ははっきり言うと。だから、書類のあるときも、1,400件、その中で半分以上が対象外なんですよ。そうすると、職員が何人いるんですか。職員が汗流しながら一生懸命やっていましたよ。職員も大変なんですよ。おたくら自らが、それ聞くと、保有税審査委員会か何かにはっきりした答弁出さなきゃあかぬから全部書類つくっていく。とんでもない話ですよ。上の人によいしょする必要ないんですよ。助役さんがたしか審査委員長だったですか。上の人によいしょする必要ないんですよ、僕の言いたいのは。対象外なら対象外で、簡単な書類で出したらいいんじゃないですか。これ4月に開発行為は許可しているんですよ。おたくら開発行為とった時点で、それからもらってきたらしいんですよ。取ってある以上は、そんなもの出さなくていいんじゃないですか。そのところもう一回確認したいと思いますよ。実は今言つたように、地元の同意がないから、会社をつくろうと思って、ビル建てようと思っても、地元の排水同意がなかったからつくれなかつたと、それによって時間が伸びたと、そしたら保有税をかけたと、この問題もちょっと参考までに、これは参考までで結構でございます。お願いしたいと思います。

それから3番目の焼却灰の場合は、これは一つの全市的な取り組みでやってもらわぬと、つくるのは簡単で、だれでもつくるんですよ。僕は見に行ったけれども、液をませたら簡単にできるんですよ。ただ、できてもその品物をどこが使うかということが一番大事だと思うんです。

だから、今の陶器のタイルなんかは本当に量が少ないんですよね。そうじゃなくて、あれをいろいろなものに使うと、せめて公共施設の歩道とかそういうものに使えば、非常にごみの焼却灰が少なくなるんじゃないかと思いますけれども、せひともこれは全市を挙げてひとつ取り組んでいただきたいと思います。これは3番目の方は要望にとどめておきたいと思います。

先ほどの2点ほどお願いします。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま横浜市の例を挙げられましたが、地域スポーツといいますか、そういうのがもっと手近でできるような施設も含めて、地区市民センターのあり方につきましては、現在もほかの部門でも問題が起こっておりますので、第6次基本計画の中で検討するというふうで進んでおりますので、その中であわせて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私どもとしては、そういう市民の方々の、先ほど言いましたように、競技に対する興味、関心等もございまして、そういう応援のあり方については平等に取り扱っていくようにしたいと、心がけていきますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） 都市計画部等で許可をした申請書類等につきましては、可能なものにつきましては、できるだけ横の連携をとりながら、融通できる範囲で、それで対応したいというふうに考えております。

それから、先ほど330m²以下でもというふうにおっしゃったのは、多分

私が申し上げてきたのは免除の方法を申し上げましたので、非課税になる、優良宅地の分譲等、こういう場合には、これはまた特例がございまして、優良宅地を造成して分譲してまいりますと、その分譲された分については非課税というふうになってまいります。その辺で、多分面積が330m²を下回っていても出せというふうに言ったんじゃないかなと思いますが、その辺は、ちょっと事実をもう一度確認してみたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 宇野長好君。

○宇野長好君 優良宅地ということは、開発行為とったら、大体優良宅地になるんですよ。ご存じですね。もう一回その答弁。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） はい、優良宅地として認定、計画通りに施工されればそのように。

○議長（伊藤雅敏君） 宇野長好君。

○宇野長好君 それだったら何も初めから免税措置をとるべきなんですよ。そういうことを答弁しておると、繰り返しておるとおかしいんですよ、だから。優良宅地なんですよ、200m²で開発行為とったら。だったら、当然課税対象外なんですよ。もう一回。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） 一応その基準等に基づいて申請書類は要求をしていると思いますので。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、宇野長好君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時6分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第73号 平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号 動産の取得について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第73号平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第95号動産の取得についての23件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本議会に提案された議案のうち、次の4議案についてお尋ねをいたします。

第1点目は、議案第73号平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

全国的にも多くの自治体病院が赤字で運営をしておりますが、四日市でも5年度決算では当年度純損失1億8,527万7,777円を生じ、5年度未処理欠損金は合計5億3,425万3,743円となっておりますが、この赤字の発生する部門は一体どこにあるのか、お尋ねをしたいと思います。

市立病院は、地域の中核病院として、ICUなどの不採算部門はどうしても持たざるを得ないわけでありますし、また、診療報酬の内容から見ても、黒字になるようなことは望めそうもありません。病院職員の皆さんのお企業努力だけではいかんともしがたいのが現状ではないのでしょうか。

では、この赤字をどう解消するために努力をされてきたのか。多額の累積赤字を抱えてから対策を立てていたのでは遅過ぎます。今から対策を立てなければなりませんが、どのような対策を検討されたのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、議案第74号平成5年度四日市市水道事業決算認定について

お尋ねをいたします。

平成5年度決算において、当年度2億6,329万3,842円の損失を生じ、剰余金計算書では1億2,404万9,890円の当年度未処理欠損となりました。

一つには、受水量についてお尋ねいたしますが、北勢水道用水からの受水量は、平成4年度と平成5年度を比較いたしますと年間15万tの受水量の減となっております。ところが、県営用水受水の水系別の内訳を見ますと、1t36円と価格的にも安い木曽川用水系が、平成4年度と5年度を比較いたしますと約100万t少なくなっています。そして1t75円の高い方の三重用水系は、昨年度比、平成4年度と5年度を比較いたしますと、約80万t増やしています。1t75円の三重用水系を増やして1t36円の木曽川用水系をなぜ減らしたのでしょうか、お尋ねをいたします。

もし安い方の木曽川用水系を増やしておれば、その差額約3,000万円の経費を安くすることができ、赤字幅も縮小することができたのではないかでしょうか。

二つには、昨日も一般質問で取り上げられていましたが、せっかくの自己水源である生桑と河原田の水源地が休止になっております。これは水質悪化と水量低下による休止であります。特に河原田の水源地は、庄野でん粉の影響を受け、水質悪化に伴い休止となったわけでありますが、河川での上流側で乱開発されたり、水質の悪い水を放流されたら、自己水源である伏流水に影響を受け、自己水源は確保できなくなることは明らかでありますし、水源地の上流である菰野町の乱開発について、菰野町に対しての働きかけをどう進められてきたのか、自己水源を守る、そういう立場からの取り組みをお尋ねをしたいと思います。

第3点目は、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねをいたします。

歳出第7款商工費で、中小企業振興資金として18億6,800万円の予算が組まれており、収入でも同額となっております。先日発表されました日銀

の短観でも景気が回復基調に入ったと発表をいたしております。今後の動向もあるかと思いますけれども、12月に向けて金融の融資も増えてくるのではないかと思いますが、収入と同額の予算増だけで十分であったのかどうか、お尋ねをいたします。

第4点目は、議案第84号四日市市再開発住宅条例の制定についてお尋ねをいたします。

再開発住宅の家賃を9年間の傾斜家賃として家賃負担の軽減を図ろうとするものであります。平成7年度の当初予算が3万円と大変な負担であります。このように高い家賃では、末永・本郷で以前から住んでいて、今回の区画整理で借家住まいをしておられた方の中で、今後とも居住したいと思っていても、新たに家主が建てかえる家賃が5万円以上となるために、やむを得ず地域外の安い民間アパートへかわらざるを得ない、こういう人もいるのではないかと思います。

また、残りたいと思っても、所得の低い人にとってみれば、当初1年家賃3万円、9年間の傾斜で5万円の家賃は到底払えるものではありません。低所得の人で高齢の老人については、1代だけ現在の家賃で入居させ、現在の使用している家賃で入居させると、特別に配慮することが検討されたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 病院事務長。

〔病院事務長（谷口淳一君）登壇〕

○病院事務長（谷口淳一君） ただいまの議案第73号病院事業決算認定の中で2点ほどご質疑をいただきましたので、お答えをいたします。

まず第1点目の赤字の原因についてでございますが、これは何と申しましても国の医療費抑制策のもとでの診療報酬の改定ということで、改定率の低さにあると、このように考えております。

また、医療費につきましては、消費税の非課税措置がとられており、実質的には病院が最終消費者として税負担をしており、経営を圧迫

する一因ともなっているのも、これも事実でございます。

第2点目的一般会計からの繰入についてでございますが、地方公営企業法第17条の2に基づきまして、繰出基準を定めているところでございます。

平成5年度からは、がん診療等の特殊診療部門への国庫補助金が交付税に算入されたことに伴いまして、一般会計から補助金と同額の繰入金をいただいているところでございます。救急医療にかかる経費につきましても、本年度から繰入金をいただくことになっております。

今後とも、地方公営企業の原則であります公共性と経済性のバランスのとれた病院経営を目指して、なお一層の企業努力を続けてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 議案第74号に関連いたしまして、二つの点につきましてご質疑をいただきました。お答えをいたします。

まず第1点の受水費軽減についてのご質疑でございますが、平成5年度におきます木曽用水の年間配水契約は810万7,000m³でございます。これに対する受水量実績は708万831m³ということでございます。ですから、木曽用水の受水は、差し引き、先ほどもご指摘ございましたように、102万6,169m³と、こういう数字が、いわゆる受水減、木曽用水の受水減と、こういうふうになっておるわけでございます。また、前年度対比につきましても、94万1,476m³の減と、こういうことになっておるところでございます。

そこでご質疑は、この木曽用水の大幅受水減を三重用水に振りかえれば、相当の経費節減になったのではないかとのご指摘かと思います。その観点から見れば、計算上は確かに三重用水と木曽用水の1m³当たりの従量料金、先ほどもご指摘ございましたが、75円と36円の単価差があるわけでございます。それを掛ければ、当然そういう数値にはなるわけでございますが、

しかし、そのような計算はできますけれども、妥当ではないということです。

いま一度ご理解いただきたい二つのポイントがございます。

一つのポイントは、三重用水は、年間契約水量に対する責任水量制であるという点でございます。つまり、取っても取らなくても受水費を支払うと、こういう仕組みになっておるということが一つのポイントでございます。

それからもう一つのポイントは、木曽用水は、三重用水と同じように年間契約水量はとっているわけでございますけれども、責任水量制ではないという点でございます。受水を受けた分だけ量に応じて支払えばよいと、こういうことになっておるわけでございます。

したがいまして、木曽用水の受水減を三重用水と振りかえるということにつきましては、基本が違うわけでございますから、とり得ないということです。その辺はぜひひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目といたしまして、水道原水の水質保全の立場からご質問をいただきました。

水源を正常に維持し、しっかりと守って後世に引き継いでいくということは、水道事業者の責務でございます。昨日も一般質問の中でもそういうご指摘がございました。大変大事なことでございます。

そのためには、監視体制を確立して徹底させるということが大切だと考えております。汚染の生ずるおそれがあるかどうかを早期に発見することが何よりも大事であるからでございます。そのために、平成5年度におきましても、局独自で、原水、浄水、蛇口水、三重にも自己検査を実施して、厳しく水質のチェックを実施してまいりました。また、環境部サイドにおきましても、公共用水域の水質については定期的にその観測をしておるところでございまして、いずれもクリアされておるところでございます。

そこで、上流部にもしそういう問題が起きた場合にどうするのかというご指摘でございますが、これにつきましては、私どもは17市町村で、いわゆる北勢広域水道事業促進協議会というものを持っております。事前のチェックが十分であれば、いつでもその活用をし、対処でき得るものというふうに判断をいたしておりますので、ご理解をちょうだいいたしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

時間がないので簡潔にお願いします。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 議案第75号の平成6年度一般会計補正予算歳出第7款の商工費の貸付金につきまして、ご答弁を簡潔に行いたいと思います。

ご指摘の貸付金につきましては、昨年度の利用状況とか最近の利用状況を踏まえまして、予算化をお願いするものでございまして、本年度は十分対応できるものと考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、本市の融資制度につきましては、従来から利用者の皆様にご迷惑をかけないという基本的な考え方のもとに、金融機関とも十分連携をとり、対応いたしておるところでございまして、今後もそのような姿勢で対応いたします所存でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 再開発住宅につきましてお答えさせていただきます。議案第84号でございます。

再開発住宅は、本来低所得者を対象とした住宅ではございませんが、低所得者の入居も考えられますので、これらの方々に対しまして、傾斜家賃に加えまして、個別に家賃負担を緩和する方法をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁ありがとうございました。

それぞれの委員会で審査の方よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第96号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正についてないし議案第99号 工事請負契約の締結について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、議案第96号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部正についてないし議案第99号工事請負契約の締結についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第96号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正につきましては、健康保険法等の改正により、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定基準が新たに設けられたことに伴い、同病院の使用料の算定方法等を改正しようとするものであります。

議案第97号から議案第99号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、羽津茂福1号幹線水路築造工事その3及びその4並びに雨池7号幹線水路築造工事につきまして、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は12日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、9月7日までに受理いたしました請願は、既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本件を総務委員会に付託いたします。

陳情につきましては提出がございませんでした。

○議長（伊藤雅敏君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月21日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時25分散会

会 議 錄

第 5 日

(平成 6 年 9 月 21 日)

○議事日程 第5号

平成6年9月21日（水） 午後2時開議

- 第1 議案第73号ないし議案第99号 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 議案第100号 監査委員の選任について 説明・質疑
討論・採決
- 第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について 採否決定
- 第4 発議第10号 港湾整備の促進を求める意見書の提出について
..... 説明・質疑
討論・採決
- 第5 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（39名）

青山 弘忠
小井 道夫
石川 勝彦
市川 悅子
市川 正徳
伊藤 正数
伊藤 雅敏
伊藤 正巳
宇野 長好
大島 武雄
大谷 茂生

小川政人
喜多野等
久保博正
桑原勇
小林博次
坂口正次
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口睦
土井馬
豊田正
中森二
野崎洋
橋本茂
橋本藏
長谷川雄
日置平
藤井治
古市一
堀内士
益田力
水野子
水野和
毛利哉

○欠席議員（1名）

森 真寿朗

野呂平和

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣
助役 加藤宣雄
助役 奥山武助
収役 毛利道男
港湾審議監 梅木勇二
調整監 鎌田悟
市長公室長 佐々木龍夫
計画推進部長 川畑義之
総務部長 鈴木一美
財政部長 野呂修次
市民部長 小畑廣次
保健福祉部長 服部美次
商工部長 米津正夫
農林水産部長 須原賢治
環境部長 玉置泰生
都市計画部長 大橋実
建設部長 西田喜大
下水道部長 岡田幹夫
消防長 島村隆一
病院事務長 谷口淳一
水道事業管理者 栗本春樹

教 育 長 丹 羽 武

監 査 委 員 森 下 元 市

○出席事務局職員

事 務 局 長	長 谷 川 昭 彦
参 事 兼 議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 棚 佐	玉 田 耕 士
議 事 係 長	井 上 紀 久 夫
主 事	濱 田 信 二
主 事	芝 田 敏 樹

午後2時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 議案第73号ないし議案第99号

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、議案第73号平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第99号工事請負契約の締結についての27件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

青山弘忠君。

〔総務委員長（青山弘忠君）登壇〕

○総務委員長（青山弘忠君） 総務委員会に付託されました関係議案につ

きまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては、景気低迷が続く中、市税の減収等により、厳しい財政運営が強いられていることから、今後の財政見通しについて、理事者の考え方をただしたのであります。

理事者からは「景気は回復の兆しを見せてきているものの、今年の水不足等で企業の操業率が低下しており、来年度の税収の伸びにも影響しないか懸念される状況となっている。今回の補正予算の編成により、今年度分の補正財源となる税収としては2億円余りを残すのみとなる見込みであり、今後の財政運営は非常に厳しい状況が続くものと考えている」との説明があり、これを了としたところであります。

なお、一部委員から、使用料に係る消費税部分について、反対意見がありました。

次に、歳出についてであります。

第1款議会費については、別段異議はありませんでした。

第2款総務費につきましては、平成8年度に竣工が予定されている仮称本町プラザにかかる設計の管理委託について意見がありました。

第4款衛生費につきましては、本年12月オープン予定の北大谷斎場葬祭場の管理運営費等の計上であり、備品として購入予定の生花台及び控え室の名称について意見がありました。

次に、第8款土木費のうち第5項都市計画費の関係部分についてであります。中心市街地で進められている地区更新計画のうち、沖の島第2地区いわゆるF2地区において、F1地区に続き地権者の合意が得られ再開発事業がいよいよスタートしようとするところであり、事業化に伴う補助金が計上されておりますが、事業化に当たっては、路上駐車防止の観点から、駐車スペースのより一層の確保に努めるとともに、工事の施工に当たって

は、地元業者の育成についても特段の配慮を払っていくよう要望いたしました。

第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第76号平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第80号職員団体の登録に関する条例の一部改正について、及び議案第82号四日市市国民健康保険条例の一部改正についての以上3議案につきましても、別段異議はありませんでした。

議案第83号四日市市斎場条例の一部改正につきましては、北大谷斎場葬祭場の設置に当たり、その使用料等を規定しようとするものであり、一部委員から、使用料に係る消費税の転嫁について、反対意見がありました。

議案第89号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第90号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第92号につきましては、防災無線通信設備の設置について、工事請負契約を締結しようとするものであります。近年、地震災害などに対する市民の関心が高まりを見せており、災害時における情報の収集伝達体制の確立が急務となっているところであります。

理事者からは、「災害時における住民への防災・災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、本年度を初年度として3カ年計画で同報無線システムを構築していくとするものであり、今回、本年度分として同報無線装置の設置及びモーターサイレンの更新を行おうとするものである」との説明がありました。

当委員会は、防災無線等の設置に当たっては、臨海部、山間部等それぞれの地域事情を加味しながら、設置場所の選定を行うとともに、コンビニート各社による自主防災組織等とより一層緊密な連携を図っていくよう要望いたしました。

また、屋外拡声装置の設置に当たっては、一部自治会において設置されている拡声装置との接続を検討していくよう要望いたしました。

さらに、当委員会は、大地震を初めとする災害に対する市民の不安を少しでも解消していくために、今後とも、議会を初め地域住民の意見を十分勘案しながら、災害情報をより迅速かつ確実に伝達できるよう、長期的な視点に立って防災無線システムの構築を図っていくよう強く要望いたしました。

議案第94号及び議案第95号につきましては、中消防署に配備する救助工作車及び南消防署に配備する高規格救急自動車をそれぞれ購入しようとするものであります。消防業務・救急業務は人命に直接かかわるものであることから、今後の購入に当たっては、車両価格とあわせて、車体・装備の充実等総合的な観点から検討を行うとともに、取得後の修理等のメンテナンスにも配慮しながら業者の選定に努めていくよう要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分及び議案第79号平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第81号四日市市社会福祉事業振興基金条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、市民からの障害児福祉事業に対する寄附申し出に基づき、本基金の目的を拡大することにより、障害児福祉事業の振興を図ろうとするものであります。こうした市民の善意に対して市としても積極的にこたえていくため、障害児のための施設整備や相談体制の充実などにより一層努めていくよう要望いたしました。

また、福祉施設の配置について意見がありました。

議案第88号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新たに中央緑地第2体育館及び霞ヶ浦第1野球場室内練習場を設置するに当たり、その使用料等を規定しようとするものであります。また、使用料の減免対象者の拡大について意見があつたほか、一部委員から使用料への消費税転嫁について反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

森 真寿朗君。

〔産業公営企業委員長（森 真寿朗君）登壇〕

○産業公営企業委員長（森 真寿朗君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第73号平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

平成5年度事業におきましては、事業収益123億3,919万9,075円、事業費用125億2,447万6,852円、差し引き1億8,527万7,777円の当年度純損失を生じております。

理事者からは「平成5年度事業においては、入院患者数は減少したもの

の、医療の高度化に伴う診療単価の伸びもあって、事業収益は4年度に比べ増収となったところであるが、支出面で人件費を始めとする義務的経費の増大により、収益的収支において純損失を生じた」との説明がありました。

当委員会は、さきの6月議会から今議会までの閉会中の継続調査事項として「市立四日市病院の経営のあり方について」を取り上げ、種々の提言を行ったところでありますが、国の医療費抑制の方針など病院事業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中、本院においても相当の純損失を生じたことから、経営基盤の安定に向けてなお特段の努力を払うよう指摘いたしました。

また、医薬分業の推進、外国人の医療費未収金対策について意見がありました。

次に、議案第74号平成5年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成5年度決算は、事業収益64億2,320万6,663円、事業費用66億8,650万505円、差し引き2億6,329万3,842円の当年度純損失が生じました。

理事者からは「平成5年度事業においては、給水戸数は順調に伸びたものの事業収益の大半を占める水道料金収入において景気の低迷や夏場の天候不順の影響を受け、水需要が前年実績を下回ることとなった。一方、費用面において引当金の取り崩しを行うとともに、諸経費の節減に努めたところであるが、義務的経費の増高もあり、前年度に引き続いて当年度純損失を生じた」との説明がありました。

本市の水道事業については、給水普及率や有収率が他都市と比べて極めて高い水準を誇っているなど銳意事業の推進が図られているところでありますが、今後、未給水家屋の実態を把握しながら必要に応じて配水管の布設・延長に努めていくとともに、高度化する水道事業の円滑な推進を図るため、職員の年齢構成の適正化にも十分な配慮を行うよう指摘いたしました。

本年の記録的な猛暑・少雨により全国的に水不足が生じている中、本市においては大口需要者への節水依頼やPRの強化などにより、幸いにも断水という事態は避けられたところでありますが、今回の事態を教訓として市民生活に不可欠である飲料水の安定供給に向けて、なお一層の取り組みが求められるところであります。

このため、将来的に利用可能な水源の開発に向けて、一層の調査・検討に努めていくとともに、「節水・リサイクル型のまちづくり」を推進する観点から、雨水利用等を初めとした節水システムの公共施設への導入など、今後とも関係部局との連携を図りながら、あらゆる機会を通じて総合的な節水対策を検討していくよう指摘いたしました。

また、従来にも増して“安全でおいしい水”を供給していくため、国において検討されているオゾン滅菌方法等の導入について、その動向を注視しながら研究を行っていくべきとの意見がありました。

そのほか、水道水の安全性に関するPRについて意見がありました。

なお、本件につきましては、一部委員から反対意見がありました。

次に、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第6款農林水産業費につきましては、県から補助割り当てのあった地域農政推進対策事業費及び受託土地改良事業費の追加計上が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

歳出第7款商工費につきましては、地場産業振興事業費として萬古焼の里推進事業費が計上されており、活動拠点施設等の事業化に向け、鋭意取り組みがなされておりますが、昨今の萬古焼業界を取り巻く環境は円高による採算性の低下や後継者不足など内外ともに一段と厳しさを増しております。

このため、業界と行政との密接な協調体制のもと、こうした状況に対処できる“魅力ある施設づくり”に向けて、さらに検討を重ねていくとともに

に、新たな視点に立って、即効性のある各種施策の充実・強化を図り、産地の活性化につなげていくよう要望いたしました。

また、今回、中小企業の経営安定を図るため、不況対策の原資として中小企業関係資金融資貸付金の追加計上を見たことは高く評価するものであります。今日の景気動向が緩やかながら回復基調にあるものの、なお楽観視できない状況にあり、今後も当融資制度について相当の利用が見込まれることから、引き続き当制度の積極的なPRに努めるよう要望いたしました。

歳出第14款第1項農林水産施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第96号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正については、健康保険法等の改正により、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定基準が新たに設けられたことに伴い、同病院の使用料の算定方法等を改正しようとするものでありますが、一部委員から反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも認定及び可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、建設委員長にお願いします。

谷口廣睦君。

〔建設委員長（谷口廣睦君）登壇〕

○建設委員長（谷口廣睦君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の歳出第8款土木費の関係部分についてであります。

道路橋梁費につきましては、主に国の予算調整による増額補正を行おうとするものであります。このうち、智積養水総合整備事業の一環である桜

駅前広場整備事業において、今回、用地買収を含む事業費の補正予算が計上されていることから、当整備計画の概要と位置づけについて、理事者の説明を求めたのであります。

理事者からは、「当事業は、我が国の名水百選の一つである智積養水を生かした周辺地域の景観整備を行い、本市のイメージアップに寄与とともに、あわせて狭小な近鉄桜駅前広場の整備に取り組み、バスの乗り入れを実現するなど同駅周辺の基盤整備を図ることにより、鈴鹿山麓研究学園都市構想や多くの大型住宅団地を擁する西部地域発展の拠点としての機能を担っていくことを期するものである」との説明がありました。

当委員会は、同駅前広場等、駅周辺の基盤整備の必要性については、一応の理解を示すところですが、市域全体のバランスのとれた発展を期する上で、道路を含めた駅周辺の整備は大きな意義を持つと思われるところから、今後、他駅周辺の整備についてもまちづくりの観点に立って、積極的に取り組んでいくよう強く要望いたしました。

また、議案審査に関連して、当委員会として橋梁等の工事完成時における施設内容、機能等についてより理解を深め、今後の施設整備に反映させていく見地から、完成後の現地での見聞を含め施設概要等について適宜報告がなされるよう要望いたしました。

このほか、野田西川原線の早期完成、阿倉川西富田線の交通安全施設の設備及び準用河川米洗川の左岸堤防道路の整備について意見がありました。

河川費につきましては、かねてからネック箇所として指摘されている鹿化川とＪＲ関西線及び近鉄名古屋本線との交差点の河川改修について、管理者である県への働きかけの強化について意見がありました。

都市計画費の関係部分につきましては、街路整備補助事業のうち、都市計画道路堀木日永線のこれまでの整備経過と今後の整備予定について意見がありました。

公園整備につきましては、諏訪公園本体の整備推進とあわせ、関連建築

物の外装についても景観にマッチした一体的な整備に努めるべきとの意見があったほか、参考資料として箇所図について、内容の充実を求める意見がありました。

公共下水道費につきましては、公共下水道特別会計への繰出金の計上であり、別段異議はありませんでした。

また、都市下水路費についても、別段異議はありませんでした。

住宅費につきましては、老朽化の進んでいる市営住宅の計画的な建てかえの推進を図るとともに、限りある資源の有効活用を図る観点から、大規模な新築、改築時における、雨水利用による中水道の導入について、今後研究していくよう要望いたしました。

議案第77号平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第78号平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、末永・本郷土地区画整理事業における地方特定道路整備事業の承認に伴う追加補正を行うものでありますが、当事業が完了に至るまではまだ多くの歳月を要するものと予想されることから、幹線街路を早期に整備するため、グループ移転等整備手法に一段の創意・工夫を凝らし、事業の進捗に努めるよう要望いたしました。

議案第84号再開発住宅条例の制定につきましては、新たに末永・本郷再開発住宅を設置するに当たり、その管理方法、家賃等を規定しようするものであります。このうち家賃については、10年間の傾斜家賃の採用や生活困窮者を対象に減免・徴収猶予等の配慮がなされている趣旨を踏まえ、画一的な対応ではなく、個々の事例に即した弾力的運用を図り、当地区間整理事業の進捗に努めるよう要望いたしました。

議案第85号ないし議案第87号の3議案につきましては、行政手続法の施行、中央緑地第2体育館の設置並びに駐車場整備地区の都市計画決定等に伴い、それぞれ関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行おうとす

るものであり、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第91号市道路線の認定につきましては、道路法の規定に基づく市道路線の認定議案であり、別段異議はありませんでした。

また、議案第93号及び議案第97号ないし議案第99号の4議案につきましては、いずれも工事請負契約の変更及び締結議案であり、別段異議はありませんでした。

なお、議案審査に関連して、過去に当委員会で論議がなされたところの30万都市を目指した住宅政策の推進について、その後の進捗状況をただしたところ、理事者からは現在、関係部局との連携のもとに、住宅マスター プランの策定と並行して鋭意調査・研究を重ねているところであり、年内をめどに、基本的な方向性を示したい旨の説明があり、これを了とした次第であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表して、今定例議会に提案された27議案のうち市民生活を守る立場と公約を守るために5議案に

ついて認めがたく、反対をするものであります。

議案第74号平成5年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、水道局の職員の皆さんが日夜市民に安定的に安全な水を供給するために努力をされていることに敬意をあらわすものであります。平成5年度の当初予算のとき、三重用水の受け入れにより大幅な負担増となることから、県との話し合いを行い、受け入れについて改善を図り、負担を軽減すべきであることを主張いたしましたが、今年度の決算では当年度純損失で2億6,329万3,842円となり、繰越利益剰余金で埋めても、なお1億2,404万9,890円の赤字となりました。水需要が平成4年度と比較しても、年間約72万tほどの落ち込みとなり、しかも水価の高い部分の水需要が落ち込んだことも赤字の原因となっています。

しかし、赤字の最大の原因是、水道局の皆さんのが努力で三重用水の受水費の軽減に努力していただいたことは評価いたしますが、受水費が高いことにあります。また、責任水量制により水価の安い木曽川系の水を約100万tも少なくしながら、水価の高い三重用水を約80万tも増やしていることです。県ともっと交渉を行い、市民に負担がかからなくすべきであり、反対するものであります。

次に、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、議案第83号四日市市斎場条例の一部改正についてと議案第88号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第83号は、新たに斎場が完成し、それに伴う使用料を定めるものであります。私どもは市民が斎場を利用して、安く葬式を行うことができることは賛成であります。しかし、斎場使用料にまで消費税をかけることは反対であります。おぎゃーと生まれて、死ぬまで消費税に痛めつけられるのではなく、長年、四日市市の発展のために協力いただいた市民の人生の終焉の場の斎場使用料にはせめて消費税をとるべきではありません。

議案第88号は、中央緑地の第2体育館の完成に伴う使用料を決めるもの

であります。市民がスポーツ振興や健康維持のために使うものに消費税をかけるべきではありませんし、反対するものであります。

議案第75号については、斎場条例の一部改正に伴い、歳入において消費税が計上されていますので、消費税に反対する立場から、消費税の計上に反対するものであります。私ども日本共産党四日市市議団は今後とも消費税には一貫して反対することを明らかにしておきたいと思います。

議案第96号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について反対するものであります。この議案はさきの国会で日本共産党のみが反対しただけで、その他すべての政党が賛成した健康保険法の改悪に伴い、入院した場合に給食費を一部自己負担としたことに伴い条例改正を行うものであります。この健康保険法の改悪に伴い、老人、障害者、母子家庭、乳幼児が、せっかく医療費公費負担制度により無料化されていたのに、今回の改悪はこれらの弱者に大変な負担を強いるものであり、法改正に伴う条例改正といえども認めることができず反対するものであります。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第74号平成5年度四日市市水道事業決算認定について、議案第75号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、議案第83号四日市市斎場条例の一部改正について、議案第88号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第96号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正についての、以上5件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤雅敏君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた22件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定及び可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

日程第2 議案第100号 監査委員の選任について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第100号監査委員の選任についてを議題といたします。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）退席〕

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案第100号は、伊藤治郎氏の辞任に伴い、欠員となりました本市の監査委員として、栗本春樹氏を選任いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま監査委員の選任に同意いたしました栗本春樹氏からごあいさつがありますので、よろしくお願ひいたします。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）入場〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

先ほどは監査委員の選任につきまして、ご同意いただきましたこと、まさに身に余る光栄でございます。就任させていただきますからには、監査制度の本旨にのっとり精いっぱい努力し、皆さんのご支援もいただきながら、事業の推進を図ってまいりたいというふうに思います。

なお、これまで水道事業に対しまして大変ご支援、ご協力を賜ってまいりましたことを、この場をおかりして厚くお礼を申し上げさせていただきます。

今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。〔拍手〕

〔水道事業管理者（栗本春樹君）着席〕

日程第3 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第10号 港湾整備の促進を求める意見書の提出について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第4、発議第10号港湾整備の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 発議第10号港湾整備の促進を求める意見書の提出につきまして、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

港湾は、効率的な物流体系を形成するとともに潤い豊かなウォーターフロントの創出、廃棄物の処分といった都市活動に不可欠な機能を持ち、地域の生活と経済を支える重要な社会資本であります。

このため、四日市港では、物流のより一層の効率化、輸入の促進、背後圏の拡大等により地域経済基盤の強化を図るとともに、人・物・情報の交流拠点としての機能整備に取り組んでいるところであります、近年においては、親水空間としての緑地整備や再開発等への期待も高まっているところであります。

そこで、港湾整備の重点的かつ計画的な推進が図られるよう、政府に対し港湾整備予算への重点的配分を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

○議長（伊藤雅敏君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成6年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

伊 藤 雅 敏

四日市市議会副議長

豊 田 忠 正

署名議員

伊 藤 正 巳

署名議員

宇 野 長 好

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成6年9月定例会会期日程

9月2日（金）	午前10時開会 議案説明
3日（土）	
4日（日）	
5日（月）	休 会
6日（火）	
7日（水）	午前10時開議 一般質問
8日（木）	午前10時開議 一般質問
9日（金）	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案説明、質疑、委員会付託
10日（土）	
11日（日）	休 会
12日（月）	各常任委員会
13日（火）	総務・産業公営企業委員会
14日（水）	
15日（木）	
16日（金）	
17日（土）	休 会
18日（日）	
19日（月）	
20日（火）	
21日（水）	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(6. 8. 26)

◎9月定例市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順序・発言時間

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ① 無 所 属 | ② 緑 水 会 | 2 時間20分 | |
| ③ 政友クラブ | 3 時間 | ④ 市民クラブ | 1 時間 |
| ⑤ 公 明 党 | 1 時間40分 | ⑥ 市政クラブ | 1 時間40分 |
| ⑦ 新政クラブ | 1 時間20分 | ⑧ 日本共産党 | 1 時間 |
| ⑨ 清 風 会 | 1 時間 | | |

※ 小井道夫議員（無所属）の発言時間は、今定例会から平成7年3月定例会までを単位として答弁を含め50分を配分する。

3. 通告（受理）期限

(1) 一般質問 9月2日（金） 午後2時まで

（通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可）

(2) 議案質疑 9月7日（水） 午後4時まで

(3) 請 願 9月7日（水） 午後4時まで

(4) 議員提案による意見書発議案

9月7日（水） 午後4時まで

(5) 討論・その他 9月16日（金） 正午まで

議決事件一覧表

[市長提出議案] (28件)

議 案 名	議決結果
議案第73号 平成5年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第74号 平成5年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第75号 平成6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第76号 平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第77号 平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第78号 平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第79号 平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第80号 職員団体の登録に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第81号 四日市市社会福祉事業振興基金条例の一部改正について	原案可決
議案第82号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第83号 四日市市斎場条例の一部改正について	原案可決
議案第84号 四日市市再開発住宅条例の制定について	原案可決

議案第85号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について	原案可決
議案第86号 四日市市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第87号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第88号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第89号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第90号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第91号 市道路線の認定について	原案可決
議案第92号 工事請負契約の締結について －防災無線通信設備設置工事－	原案可決
議案第93号 工事請負契約の変更について －雨池1号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第94号 動産の取得について －救助工作車－	原案可決
議案第95号 動産の取得について －高規格救急自動車－	原案可決
議案第96号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第97号 工事請負契約の締結について －羽津茂福1号幹線水路築造工事(その3)－	原案可決
議案第98号 工事請負契約の締結について －羽津茂福1号幹線水路築造工事(その4)－	原案可決
議案第99号 工事請負契約の締結について	原案可決

－雨池7号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第100号 監査委員の選任について	同 意

〔議員提出議案〕 (2件)

議 案 名	議決結果
発議第9号 四日市市議会議会運営委員会委員の選任について	選 任
発議第10号 港湾整備の促進を求める意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕 (1件)

番号	件 名 紹介議員	請願者の住所・氏名 付託委員会	議決結果
10	6.8.31受理 港湾整備事業の促進について	四日市市千歳町37番地 四日市港振興会 会長 堀木 博	採 択

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
(9 月 7 日)	1 無 所 属 小 井 道 夫 (発言時間35分)	1 健康保険法等の一部改正に 伴う入院時の食費の(定額) 自己負担制度について 2 J R 四日市貨物駅移転計画 に関する問題について	18
	2 緑 水 会 藤 井 浩 治 (発言時間50分)	1 地方分権の推進について (1) 中核市指定に向けて 2 行政改革について (1) 行政のリストラ (2) 行政情報の提供 (3) 投票率向上対策 3 電波障害対策について 4 渇水対策と今後の見通し 5 近鉄内部駅前の駐輪場整備 について	31
	3 緑 水 会 石 川 勝 彦 (発言時間50分)	1 天津市との交流について 2 祭礼としての四日市まつり について 3 ドーム型多目的スポーツ施 設について 4 地元川島地区バスルートの	49

		件について	
4	緑 水 会 橋 本 増 藏 (発言時間40分)	1 四日市の顔と副都市につい て 2 老人福祉について 3 健康と笑顔について	67
5	政友クラブ 小 川 政 人 (発言時間60分)	1 「全国市長会」学校災害賠 償補償保険について	79
6	政友クラブ 田 中 俊 行 (発言時間60分)	1 「環境先進都市」を目指し て (1) I C E T T の現状と今後 の課題 (2) 四日市大学の学部増設に 関連して (3) 市制100周年記念イベン トに関連して 2 新聞による教育 (N I E) について 3 大地震対策について	98
7	市民クラブ 土 井 数 馬 (発言時間60分)	1 水資源に関する諸施策につ いて 2 保健福祉事業に関する諸施 策について	118

		(1) 福祉医療費助成制度 (2) 福祉電話貸与事業		
8	公明党 久保博正 (発言時間50分)	1 学校における諸問題 2 福祉公社の実例 3 高齢者住宅の確保について	139	
9	公明党 大島武雄 (発言時間50分)	1 水の保全について (1) 水源とろ過法 (2) 水の安全とおいしい水 (3) 農・工業用水 (4) 水の再利用 (5) 名水の保全対策	157	
10	市政クラブ 野崎洋 (発言時間60分)	1 地区更新計画の進捗状況と 今後の見通しについて 2 福祉事業について (1) 身体障害者の運転免許取 得時の補助制度の見直し (2) 障害者の雇用問題 (3) 住宅改造助成 (4) 老人家庭へのテレビ電話 の設置 3 全市民向け 100周年事業に 関連して 4 違法駐車防止条例制定後の 実態について	176	

～ 9 月 9 日 ～	新政クラブ 伊藤正巳 (発言時間60分)	1 障害者福祉について (1) 視覚障害者の諸問題 (2) 各種手当の見直し 2 近鉄線の高架化について	204
		1 再び高齢者福祉の充実を問 う (1) 「老人保健福祉計画」の 積極的見直しと充実した実 行を (2) 高齢者福祉諸施設の整備 促進を	218
	日本共産党 橋本茂 (発言時間30分)	① 在宅介護サービスセン ターの計画的配置 ② 老人憩いの家の全市展 開を 2 北部防災教育センター・北 消防署の改築整備について	
	日本共産党 水野和子 (発言時間30分)	1 骨粗鬆症の健診実施につ いて (1) 成人病健診の拡充を (2) 骨密度測定器の導入を 2 入院給食有料化に伴う乳幼 児、母子、障害者、老人の医 療費無料化について	230

		3 乳幼児医療費助成対象年齢 引き上げと現物支給に対する その後の進捗状況について	
14	清 風 会 宇 野 長 好 (発言時間60分)	1 四日市におけるスポーツ奨 励金交付等について 2 特別土地保有税について 3 廃棄物有効利用について	240

議案質疑通告一覧表

順序	氏 名	件 名	ページ
1	日本共産党 佐 野 光 信 (発言時間15分)	1 議案第73号 平成5年度四 日市市立四日市病院事業決算 認定について 2 議案第74号 平成5年度四 日市市水道事業決算認定につ いて 3 議案第75号 平成6年度四 日市市一般会計補正予算(第 1号) 歳出第7款 商工費 4 議案第84号 四日市市再開 発住宅条例の制定について	262

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第75号 平成6年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第1款 議会費

第2款 総務費

第4款 衛生費

第8款第5項 都市計画費中都心整備課

関係部分

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第76号 平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

議案第80号 職員団体の登録に関する条例の一部改正について

議案第82号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第83号 四日市市斎場条例の一部改正について

議案第89号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第90号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正について

議案第92号 工事請負契約の締結について

－防災無線通信設備設置工事－

議案第94号 動産の取得について

－救助工作車－

議案第95号 動産の取得について

－高規格救急自動車－

○ 教育民生委員会

議案第75号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

議案第79号 平成 6 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算

（第1号）

議案第81号 四日市市社会福祉事業振興基金条例の一部改正について

議案第88号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 産業公営企業委員会

議案第73号 平成 5 年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第74号 平成 5 年度四日市市水道事業決算認定について

議案第75号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第14款 災害復旧費

議案第96号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

○ 建設委員会

議案第75号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費（総務委員会に付託した部分を除く）

議案第77号 平成 6 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算

（第1号）

議案第78号 平成 6 年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算

（第1号）

議案第84号 四日市市再開発住宅条例の制定について

議案第85号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について

議案第86号 四日市市都市公園条例の一部改正について

議案第87号 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

議案第91号 市道路線の認定について

議案第93号 工事請負契約の変更について

－雨池 1 号幹線水路築造工事－

議案第97号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福 1 号幹線水路築造工事（その 3）－

議案第98号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福 1 号幹線水路築造工事（その 4）－

議案第99号 工事請負契約の締結について

－雨池 7 号幹線水路築造工事－

港湾整備の促進を求める意見書

港湾は、効率的な物流体系を形成し、船舶の大型化やモーダルシフトの推進など輸送革新に対応するとともに、生活に密着した潤い豊かなウォーターフロントの創出、廃棄物の処分といった都市活動に不可欠な機能を受け持つなど、まさに地域の生活と経済を支える社会資本であり、豊かさを実感できる国民生活の実現、さらには多極分散型国土形成のための重要な役割を果たしています。

このため、本市では、21世紀に向けて、都市機能と港湾機能が調和した良好なまちづくりの形成に努めるとともに、世界に開かれた国際港湾都市としての機能強化を促進するための各種施策を積極的に進めているところあります。

こうした中で、四日市港では、物流の効率化、輸入の促進、背後圏の拡大等により地域経済基盤の強化を図るとともに、人・物・情報の交流拠点としての機能整備に銳意取り組んでいるところであります。市民が集い、憩える親水空間としての緑地整備や再開発等への期待もますます高まりつつあります。

よって、政府におかれましては、港湾整備の重要性を認識され、重点的かつ計画的な港湾整備の推進が図られるよう、平成7年度港湾整備予算への重点的配分について特段の配慮をされることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年9月21日

四日市市議会

議長 伊藤 雅敏

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣)

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成6年9月21日

総務委員長	青山 弘忠
教育民生委員長	坂口 正次
産業公営企業委員長	森 真寿朗
建設委員長	谷口 廣睦

四日市市議会

議長 伊藤 雅敏 殿

総務委員会

○ 交通安全対策について

我が国における交通事故は、戦後、車両保有台数、運転免許人口の増加、さらにはモータリゼーションの進展等国民生活の向上や産業経済活動の伸長とともに増え続け、昭和46年には交通事故死者が16,765人と戦後最大のピークを迎え、大きな社会問題となった。

そのため、交通安全施設の整備を初めとする交通安全対策、特に歩行者等の交通弱者対策が総合的に推進され、昭和55年には交通事故件数は大幅に減少したが、その後様々な対策が講じられたにもかかわらず、再び増加傾向に転じている。

本市においては、昭和30年代後半から交通事故死者が増加し始め、昭和37年には「交通安全都市宣言」を行ったところであるが、昭和45年には交通死亡事故者数は過去最高の63人を数えた。その後、交通安全施設の整備を初めとする交通安全諸施策の推進により、昭和50年には交通死亡事故者数は半減し、しばらくの間は横ばい状態で推移していたが、近年再び増加傾向に転じ平成5年には交通事故死者は42人を数え、全国10万人以上の都市の中でワースト3位となった。

当委員会は、こういった実態を憂慮し、増加傾向にある交通事故に歯止めをかけるべくその方策について、調査研究を行ったところである。

1. 本市の交通事故の実態

平成5年中の本市の交通事故件数は10,779件で、その内人身事故は1,678件、死者数は42人、傷者数は2,082人である。今年に入ってからも既に5,240件の交通事故が発生し、16人の尊い命が失われている。

本市で昨年発生した交通死亡事故の特徴を見てみると、交通事故発生場所としては、国道1号で4件、国道23号で7件となっており、道路形状別では交差点及びその付近で多くの事故が発生している。事故の形態としては車両相互の出会い頭の事故が10件と多くなっているほか、工作物への衝突などによる単独の事故も10件発生している。また、発生時間帯としては、夜間特に午前0時～4時の深夜に11件の事故が発生しており、事故原因としては前方不注意が一番多く、次いでスピードの出し過ぎ、優先通行の妨害等となっている。このほか、被害者の年齢区分では、65歳以上のお年寄りが12人、16歳～24歳の若者が15人であり、居住地別では市内在住者が27人、県内在住者が13人である。

2. 交通安全対策

(1)交通環境の整備

当委員会は交通事故の実態を調査する過程で、交通事故が多く発生する箇所を詳細にわたり点検し、その対応について検討した。

過去3年間における交通事故の多発箇所としては、市内中心部、国道1号・23号等の交差点及びその付近であり、郊外の道路などでは比較的少なかった。

このような実態から、交通事故を未然に防ぐためには、道路幅の拡張や歩道の設置、交差点の改良等の根本的な道路整備のほか、信号機、ガードレールの設置、右折ラインの新設等の交通安全施設の整備・充実が望まれるところである。

また、近年国道1号等主要幹線道路の渋滞により、いわゆる生活道路への車両の進入が増えており、交通事故の発生が懸念されることから、地域住民の意見を参考にしながら、通行の規制等について、警察当局との連携のもと検討していく必要がある。

なお、本年度から信号機のない交差点に車両の接近を知らせる出会い頭事故防止システムの設置が進められており、その効果が期待されている。

(2)交通マナーの高揚

先の交通事故の実態でも見たように、若者の無謀な運転による交通事故が後を絶たない状況であり、交通環境の整備と併せ、交通安全に対する意識の高揚に積極的に取り組む必要がある。そのためには、幼稚園や保育園をも含めた学校教育の現場での交通安全教育の充実を図るとともに、警察当局、交通安全協会等の関係機関との連携のもと、積極的に交通安全教育を進めていく必要がある。

特に、公用車の運転については交通安全教育のより一層の充実に努め、市民の模範となるよう安全運転の徹底を図っていかなければならない。

また、中心市街地等における駐車違反の指導取締りや国道、主要県道や市道におけるスピード違反の指導取締りの強化が、交通マナーの向上につながるものと考えられるところから、警察当局等の関係機関に対し、指導取締まりの強化を働きかけていく必要がある。

(3)総合的な駐輪対策

今回は特に、自転車の駐輪対策に焦点を当て、調査研究を行ったところであり、昨年実施した市内の駅周辺における駐輪状況調査の結果によれば、路上への駐輪も含めた駐輪台数が12,327台であるのに対して、駐輪場への駐輪台数は8,825台となっており、路上への違法駐輪が後を絶たない状況にある。

こういったことから、今後は関係機関との連携のもと駐輪場の整備・拡充とその適正配置に努めるとともに、レンタサイクル制度の導入等新しい

駐輪システムの構築についても、他都市における先進事例を参考にしながら検討していく必要がある。

また、近年本市においても放置自動車が増加していることから、その対策についても検討していくべきである。

3. まとめ

交通事故をなくしていくには、道路整備や交通安全施設整備などハード面での整備・充実に努めるとともに、交通安全教育の推進や交通マナーの高揚に向けた啓発事業などソフト面での充実についても、併せて取り組んでいかなければならない。

特に、交通事故多発箇所については、早急に道路改良や交通安全施設整備などに取り組んでいくとともに、危険が予想される箇所についても日常的に点検・整備していくよう望むものである。

また、正しい交通ルール・マナーを全市民が身に付けていくため、幼児から高齢者に至る各年齢層に応じた体系的な交通安全教育を今後とも積極的かつ継続的に推進していくよう望むものである。

いずれにしても、交通安全対策は単に担当部局だけで対応しきれるものではなく、今後とも道路管理者や警察当局、交通安全協会等の関係機関との緊密な連携のもと、人命尊重を第一義として交通事故の絶滅に向け取り組まれるよう切望する次第である。

教育民生委員会

○ 公立幼稚園の3歳児保育について

近年の核家族化や少子化等により、幼児を取り巻く環境は大きな変化をみせており、家庭や地域社会において、同年代の幼児による集団での遊びや自然とのふれあいを初めとする直接体験等、幼児期における大切な学習の機会が得にくくなっている。

こうした生活様式の変化は、育児情報の増大とも相まって幼児を持つ保

護者の孤立感や育児に対する不安を一層募らせており、地域における教育の場として幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

このような中、平成3年3月に文部省は、平成13年度当初までに、入園を希望する全ての3～5歳児を就園させることを目標とする方針を打ち出した。

そこで、当委員会は公立幼稚園の3歳児保育について調査研究を行った。

1. 3歳児保育の役割

近年の多くの研究の成果から、3歳児の発達の特性が明らかになり、3歳児における生活や教育がその後の発達に大きな影響を与え、人間の健全な成長にとって極めて重要な時期であることが指摘されている。

また、平成2年6月に文部省が行った「幼稚園への就園希望に関する調査」でも、3歳からの就園を希望する保護者は49.9%を示しており、幼稚園での3歳児保育実施に対する期待はますます大きくなっている。

2. 本市の取り組みと施設の状況

本市における3歳児保育については、大学教授、公私立幼稚園・保育所の園長や保護者の代表者、教育関係者及び行政関係者からなる幼児教育問題研究会において、「環境の変化と3年保育」を中心に取り上げ、充実した保育内容が保証されるようハード・ソフト両面から3歳児保育のあり方を検討している。

また、現在、本市に設置されている公立幼稚園22園の中で、現状の施設で3歳児の受け入れが不可能な園については、早急な施設の増改築や敷地の拡張等が必要となっている。

3. まとめ

幼稚園の3歳児保育については、前述のような施設等の受入体制の課題と、3歳という人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期の発達の特性を踏まえて考える必要がある。

こういった観点から各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 公立幼稚園の3歳児保育の完全実施に向けて、年次的に施設の拡充や職員の補充を進めるなど受入体制の整備を行うとともに、現状で受け入れ可能な園において、7年度からの試行を目指すこと
また、敷地内での増改築が難しい園については早急に用地の確保に努めること
 - ・ 早い時期にモデル園を設置し、3歳児保育を試行する中で教育内容、保育時間、学級編制等、3歳児の特性に応じた保育のあり方について調査・研究を行うこと
 - ・ 近年、家庭の持つ教育機能の低下が指摘されているが、幼児期の教育は、幼稚園ばかりではなく、親子関係を軸とする家庭生活を通じて身につけていくことが必要なことから、家庭との連携のあり方を考究していく中で、幼児の望ましい発達・成長を図っていくこと
 - ・ 自然とのふれあいを初めとする直接体験等、幼児期に大切な学習の機会が得にくくなっていることから、幼稚園の環境のより一層の整備・向上に努めること
 - ・ 知識や技能の習得を偏重した幼稚園教育ではなく、心身の調和のとれた発達に重点を置いた教育に努めること
- 以上のように、公立幼稚園での3歳児保育の実施には教育的に配慮された環境の整備と保育内容の確立が課題となっている。

当委員会は、次代を担う子どもたちの健全育成のため、当委員会において出された意見を十分踏まえながら、保護者の正しい理解と関係機関との連携のもと、公立幼稚園での3歳児保育の早期実施に向けて積極的に取り組んでいくよう強く望むものである。

産業公営企業委員会

- 市立四日市病院の経営のあり方について
近年の医療を取り巻く環境は、高齢化の進展等による疾病構造の変化、

国民の生活水準の向上等に伴う医療ニーズの多様化・医療の高度化など大きな変化が見られている。

今や人生80年の時代を迎え、21世紀を見据えた医療システムの構築が求められている中、こうした医療をめぐる状況の変化に的確に対応し、将来にわたって充実した医療サービスの提供に努めていくため、地域の中核病院として市立四日市病院の果たす役割は今後一層大きくなるものと思われる。

しかし、その一方で国の医療費抑制の方針もあって、公的病院を取り巻く経営環境は年々その厳しさを増しており、市立四日市病院においても相当の繰越欠損金を生じているのが実態である。

当委員会は、以上のことと踏まえ、「市立四日市病院の経営のあり方について」を閉会中の継続調査として取り上げ、その経営状況を精査した上で、患者サービス向上の見地から待ち時間の状況と本年9月1日から実施された駐車場有料化の概要にそれぞれ焦点を当てて調査・研究を行った。

1. 経営状況

当委員会は、市立四日市病院の経営状況を他の類似公的病院と比較しながら調査・研究を進めたところであるが、患者1日当たり入院・外来収入や医師・看護1日当たり診療収入が他病院に比べ高い数値を示しているなど経営基盤の安定に向けて鋭意取り組みがなされていると思慮するものである。

しかし、それでもなお平成4年度決算では7,748万7,210円の純損失を生じ、前年度からの繰越欠損金2億7,148万8,756円を加えた3億4,897万5,966円が翌年度繰越欠損金となっているなど経営環境は依然として厳しい状況にある。

このため、累積欠損金の解消など経営健全化に向けて、これまで以上に企業としての採算性の向上や経費の節減とあわせて、収益面においては、87.18%である病床利用率（平成4年度決算数値）の一層の向上が求めら

れるところである。

また、医薬品、高度医療機器の購入・選定に当たっては、従来から鋭意精査が行われているところであるが、経営基盤の安定を図る観点から、総合的視点に立ってより一層の精査に努められることが望まれる。

なお、他の多くの公的病院では、市立四日市病院を上回る一般会計からの繰入れが行われている状況から、一般会計からの繰入基準のあり方について、今後なお検討の余地を残していると思われる。

2. 待ち時間の状況

外来患者の待ち時間の短縮については、従来から診療室の増設、時間予約制度の導入、医事会計の電算化等種々改善に向けた取り組みがなされ、平成3年7月1日には診療後の待ち時間短縮を最大の目的として電算システムが稼働したところである。

これにより、診療科、薬局、会計とも処理スピードが早くなり、導入初期においては一応の成果を見たところであるが、昨今の患者数の増加等によって、外来診察後の待ち時間は当初の目標であった30分を若干上回ってきており、今後当システムにさらに改良を加えて時間短縮を図ることはもとより、新しいシステムの開発など患者サービスのより一層の向上に努めていく必要がある。

3. 駐車場有料化の概要

昨今の外来患者数の増加、さらには車社会の進展とあいまって車での来院が年々増加しており、駐車場不足が生じるたびに病院周辺の土地を借地することにより、患者用駐車場の確保が図られてきた。

現在、外来患者用駐車場としては院内に190台、院外に396台と合計586台の収容台数が確保されているが、一方では長時間駐車や来院者以外の不法駐車等も多く見られるため、さきの9月1日より終日ゲートによる全自动システムを導入して駐車場の有料化が実施されたところである。

使用料としては外来患者は無料であり、見舞い等の一般利用者は入庫か

ら30分までは無料、以降30分毎に100円という料金体系になっているが、今後駐車場の利用動向を見極めながら夜間料金の設定についても検討を行っていくべきである。

外来患者の駐車場利用については、診療領収書と駐車整理券を駐車場サービスカウンター等に提示し、駐車整理券に無料処理を行うことになっているが、その手続きに当たっては、患者への適切な案内に努めるなど混乱防止に万全を期することが望まれる。

今後、当システムをさらに実効あるものとしていくため、駐車場内における円滑な誘導や適正な管理に努めていくとともに、院外駐車場のアスファルト化など駐車場利用者の利便の向上にも意を払いながら、使いやすい駐車場としてより一層創意工夫を重ねていくことが望まれる。

4. 終わりに

市立四日市病院を初めとする公的病院は、地域住民の健康の確保や福祉の向上等重要な役割を果たしているが、高齢化社会が急速に進展している中、今後公的病院としても高齢化社会に対応した施策の体系的な展開が要請されている。

このため、市立四日市病院としても老人保健施設等福祉施策と医療との関わり方について関係部局との連携を図りながら、さらに検討を重ねていく必要があると考える。

また、こうした高齢化の進展に伴い、生涯にわたる健康管理というものが従来に増して重視されるところから、地域における医療サービスの質的向上を図る見地からも他の医療機関との連携をより一層密にし、時代の要請に応える新たな医療システムの構築が求められるところである。

当委員会は、以上の点に十分留意する中で、経営収支の改善に格段の努力を払われるとともに、インフォームド・コンセントの徹底等医療サービスの向上にも意を用いながら、さらには待ち時間の短縮、駐車場の適正な管理運営に向けてなお一層の取り組みを行うなど、地域医療の最先端を担

う中核病院として、市民の期待と信頼に応えられるよう強く望むものである。

建設委員会

○ 下水道の普及に伴う諸問題について

我が国の経済成長に伴い、市民の生活基準は大きく向上し、都市的で便利な生活様式が定着してきたが、今後、更に豊かさの実感できる市民生活の実現や地域経済社会の均衡ある発展を図っていくには、市民生活に身近な施設の整備充実が求められている。

なかでも下水道は、市街地における浸水を防止するとともに、生活環境の向上や河川等公共用水域の水質保全を図るなど、都市基盤の中で基幹的役割を果たす公共施設であり、市民の関心も高いものがある。

本市の公共下水道は、市の基本計画及び国の下水道整備五ヵ年計画に基づき、単独公共下水道及び北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）の関連公共下水道により整備を進めているところであるが、平成5年度末現在における整備面積は約1,590ha、下水道普及率は34.1%で、全国平均の49%に遠く及ばない状況にある。

こうした中、市民の快適な生活環境を創出していく上で、中心的な役割を担う公共下水道事業の推進が急務となっており、本市においても市政の重要課題として、取り組みがなされているところである。

都市化の進展による安全で快適な生活環境を創出していくには、公共下水道の処理区域の拡大に伴い、処理区域内の各家庭における水洗化トイレへの改造及び排水設備の設置等による水洗化率の向上が、今後、地方自治体の取り組むべき大きな課題となっていくものと考えられる。

水洗化率の向上は、下水道事業の独立採算制を支える重要な要素であるが、水洗化率を100%に近づけることは、投下資本の早期回収及び経営の健全化という観点から、整備済施設をフルに活用することであり、水洗化

率向上の努力が必要である。

当委員会は、以上のことと踏まえ、「下水道の普及に伴う諸問題について」をテーマに、水洗化（未水洗化）の現状、普及勧奨、排水設備及び助成制度に焦点を当てて調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 合併浄化槽設置後、間もなく公共下水道処理可能区域となった場合には、短期間に多額の浄化槽及び排水設備の設置費用が必要となり、また、設置後も受益者負担金や使用料金等の支出を伴い、急激な財政負担を強いることとなるため、新たな助成制度を創出すること
- ・ 合併浄化槽の普及は、水洗化促進に大きな影響を及ぼし、全国的な問題となっているが、本市においても総合的な生活環境づくりに向けて、関係部局とも協力し、積極的な対応策を研究していくこと
- ・ 下水道整備予定区域内において合併浄化槽を設置する場合には、事前に供用開始後の公共下水道への切り替えについて理解を得ておくとともに、切り替え費用が安価となるよう設置場所等について指導を行うこと
- ・ 合併浄化槽設置後、年数の経過とともに、施設の老朽化等による維持管理費用も多額になることから、水洗化促進に努めること
- ・ 未水洗化の大きな要因の一つとして経済的理由が挙げられることから、市民の財政負担を少しでも軽減する様々な方法を検討すること
- ・ 未水洗化理由には、経済的理由の外に家屋の改築、高齢者世帯の増加、借地・借家問題等多岐にわたる問題があり、画一的な対策のみでは対応しきれないため、個々の事例に即した対処方法を考案すること
- ・ 水洗便所改造資金助成制度の助成額は低額で魅力に欠けることから、助成額のアップとともに、魅力ある制度とすること
- ・ 水洗便所の改造には、排水設備工事費以外に家屋改築費も伴うことから、現行の資金融資あっせん利子助成制度の融資限度額70万円については、融資限度額の大幅な引き上げを図ること

- ・市民の財政負担を軽減するため、水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度の返済期間の延長を図ること
- ・水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度の適用範囲を、個人のみの対象から店舗やアパートなど対象範囲を広げ、制度利用の拡大に努めること
- ・排水設備工事の単独施工によるロスを減らし、共同施工による工事費用の抑制を図るため、住民に対し、共同施工のメリットを積極的にPRすること
- ・水洗化率の向上を図るため、工事業者及び技術者育成・確保と併せて工事費用を安価にする方法を検討すること
- ・工事費用の低減に向けて、業者の企業努力を促すこと
- ・宅内排水工事について、適正な価格で優れた工事が保障されるよう、指定業者への指導に努めること
- ・水洗化工事の促進を図るため、公共下水道排水設備工事指定業者の増大に向けて努力すること
- ・宅内排水工事の業者の選定については、施主の意思を尊重するとともに、工事内容について、施主への説明が十分なされるよう、業者に対する指導を徹底すること
- ・水洗化に向けた住民の意識付けについては、自治会の果たす役割が非常に大きいため、自治会組織等を通じた地域ぐるみの普及に努めること
- ・汲み取り式トイレに比較して水洗化後の快適性を積極的にPRすること
- ・都市マネジメントの観点から、未水洗化による損失が都市に与える影響についても考慮すること

下水道の整備を求める住民の要望が高まりつつある中で、生活環境改善を図る下水道整備は、社会資本整備事業の一つとして、さらには内需拡大・景気回復といった経済効果に対する期待も大きいものがあり、一層の促

進を図る必要がある。

このような状況の下、本市下水道行政の当面の課題は、全国平均を大きく下回る下水道普及率の向上を図ることであるが、一方で忘れてならないのが、健全経営の確保である。下水道事業は投資額が大きく、建設期間も長期にわたることから、財政に与える影響も大きなものがある。

以上のことから当委員会は、巨額の資本を投下して整備を進めている公共下水道の機能を確保し、投下資本の回収を図っていくためには、処理区域内における排水設備の設置や水洗便所への切り替えが円滑に行われることが、何よりも重要と考えるものである。

このため、各委員から出された意見を十分に踏まえ、関係地域住民の理解と協力をベースに関係部局との連携を図りながら、水洗化率の向上を強力に推し進めていくことを望むものである。特に、水洗化率の向上を期するには、水洗化に付随して住居の改修が必要となるなど、世帯により種々の事情が内包されていることから、対象区域の実態把握に努めるとともに助成制度の拡充等、より実効性を備えた施策の構築を図りながら問題の解決に努めるべきである。時代の変化に的確に対応しながら、下水道事業を積極的に展開され、下水道事業の大きな使命である快適な生活環境の創造に一層の努力を払われるよう強く望む次第である。

常任委員会の閉会中の継続調査について

総務委員会	防災対策について
教育民生委員会	障害者（児）の施設について
産業公営企業委員会	大四日市まつりについて
建設委員会	都市景観形成の推進について